高浜町地域防災計画

令和３年３月

高浜町防災会議

一般災害等対策計画編

実施機関別関係計画一覧

本計画においては、各節に対策機関を掲載するとともに、各機関に関係する計画を次のとおり索引として作成した。

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策課	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
一般災害等対策計画編	**第１章　総　則**																
	第１節 計画の目的																
	第２節 計画の概要																
	第３節 高浜町の概況																
	第４節　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱																
	第５節 計画の効果的推進																
	第６節 計画の修正																
	第７節 計画周知の徹底																
	第２章　災害予防計画																
	第１節 水害予防計画				●				●	●				●	●		
	第２節　高波等災害予防計画				●				●	●							
	第３節　土砂災害予防計画				●				●	●				●	●		
	第４節　暴風・竜巻等災害予防計画				●				●	●				●	●		
	第５節 雪害予防計画				●		●	●	●	●		●		●	●		
	第６節 火災予防計画				●					●		●		●	●		
	第７節　危険物等災害予防計画				●										●		
	第８節　建築物災害予防計画				●					●					●		
	第９節　災害に強いまちづくり計画				●				●	●							

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策課	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
一般災害等対策計画編	第10節　電気通信施設、放送施設災害予防計画				◉												
	第11節　電気施設、ガス施設災害予防計画																
	第12節　上下水道施設災害予防計画										●						
	第13節　交通施設災害予防計画								●	●							
	第14節　防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第15節　緊急事態管理体制整備計画				●		●					●		●	●		
	第16節　防災知識普及計画				●		●					●		●	●		
	第17節　防災訓練計画				●							●		●	●		
	第18節　文化財災害予防計画				●							●			●		
	第19節　医療救護予防計画						●										
	第20節　自主防災組織等整備計画				●									●			
	第21節　要配慮者災害予防計画				●		●			●		●					
	第22節　ボランティア育成・確保計画						●	●									
	第23節　避難対策計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第24節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画		●		●			●	●		●						
	第25節　原子力災害予防計画				●												
	第26節　広域的相互応援体制整備計画				●												

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策課	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
一般災害等対策計画編	**第３章　災害応急対策計画**																
	第１節 緊急活動体制計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第２節　防災気象計画				●												
	第３節　防災関係機関応援計画				●												
	第４節 通信計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第５節　情報及び被害状況報告計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第６節 災害広報計画		●		●												
	第７節　災害救助法の適用に関する計画				●												
	第８節　避難計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第９節　救出計画		●		●		●	●		●				●	●	●	●
	第10節　米穀等食料供給計画		●		●		●	●	●								
	第11節　衣料、生活必需品その他物資供給計画		●		●			●	●								
	第12節　給水計画										●						
	第13節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画									●							
	第14節 医療助産計画						●										
	第15節　ボランティアの受入計画						●										
	第16節　遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画							●									
	第17節 障害物除去計画		●							●					●	●	
	第18節 文教対策計画						●					●					

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策課	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
一般災害対策計画編	第19節 保育対策計画						●										
	第20節　輸送計画		●		●	●				●	●					●	
	第21節 交通対策計画				●					●					●	●	
	第22節　要員確保計画		●		●	●	●	●									
	第23節　食品衛生栄養指導計画						●	●			●						
	第24節　防疫計画						●	●									
	第25節　廃棄物処理計画							●									
	第26節　自衛隊災害派遣要請計画				●												
	第27節　消防計画				●									●	●		
	第28節　航空防災活動計画				●												
	第29節　海難及び流木対策計画				●				●	●					●	●	●
	第30節　電気通信施設、放送施設災害応急対策計画																
	第31節　電気施設、ガス施設災害応急対策計画																
	第32節　上下水道施設災害応急対策計画										●						
	第33節　交通施設災害応急対策計画								●	●							●
	第34節　水防計画				●				●	●				●	●		
	第35節　土砂災害応急対策計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	第36節　暴風・竜巻等災害応急対策計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	第37節 雪害対策計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	第38節　要配慮者応急対策計画				●		●					●					
	第39節　原子力災害応急計画				●												

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策課	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
一般災害等対策計画編	**第４章　災害復旧計画**																
	第１節　公共施設の災害復旧																
	第２節　民有施設の災害復旧																
	第３節　激甚災害の手続																
	第４節　民生安定の緊急対策																
	第５節　経済安定計画																
	第６節　復興計画																

〔目　次〕

一般災害等対策計画編

第１章　総　則

第１節　計画の目的 ―― 1
第２節　計画の概要 ―― 2
第３節　高浜町の概況 ―― 3
第４節　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 ―― 7
第５節　計画の効果的推進 ―― 15
第６節　計画の修正 ―― 16
第７節　計画周知の徹底 ―― 17

第２章　災害予防計画

第１節　水害予防計画 ―― 18
第２節　高波等災害予防計画 ―― 22
第３節　土砂災害予防計画 ―― 24
第４節　暴風・竜巻等災害予防計画 ―― 27
第５節　雪害予防計画 ―― 29
第６節　火災予防計画 ―― 32
第７節　危険物等災害予防計画 ―― 36
第８節　建築物災害予防計画 ―― 37
第９節　災害に強いまちづくり計画 ―― 38
第10節　電気通信施設、放送施設災害予防計画 ―― 39
第11節　電気施設、ガス施設災害予防計画 ―― 41
第12節　上下水道施設災害予防計画 ―― 43
第13節　交通施設災害予防計画 ―― 44
第14節　防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画 ―― 46
第15節　緊急事態管理体制整備計画 ―― 53
第16節　防災知識普及計画 ―― 58
第17節　防災訓練計画 ―― 62
第18節　文化財災害予防計画 ―― 65
第19節　医療救護予防計画 ―― 66
第20節　自主防災組織等整備計画 ―― 67
第21節　要配慮者災害予防計画 ―― 72
第22節　ボランティア育成・確保計画 ―― 77
第23節　避難対策計画 ―― 78
第24節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画 ―― 82

第 25 節　原子力災害予防計画 ―――― 83
第 26 節　広域的相互応援体制整備計画 ―――― 84

第 3 章　災害応急対策計画

第 1 節　緊急活動体制計画 ―――― 85
第 2 節　防災気象計画 ―――― 98
第 3 節　防災関係機関応援計画 ―――― 111
第 4 節　通信計画 ―――― 114
第 5 節　情報及び被害状況報告計画 ―――― 123
第 6 節　災害広報計画 ―――― 130
第 7 節　災害救助法の適用に関する計画 ―――― 132
第 8 節　避難計画 ―――― 133
第 9 節　救出計画 ―――― 146
第 10 節　米穀等食料供給計画 ―――― 149
第 11 節　衣料、生活必需品その他物資供給計画 ―――― 155
第 12 節　給水計画 ―――― 157
第 13 節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 ―――― 159
第 14 節　医療助産計画 ―――― 162
第 15 節　ボランティアの受入計画 ―――― 165
第 16 節　遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画 ―――― 167
第 17 節　障害物除去計画 ―――― 170
第 18 節　文教対策計画 ―――― 173
第 19 節　保育対策計画 ―――― 176
第 20 節　輸送計画 ―――― 177
第 21 節　交通対策計画 ―――― 180
第 22 節　要員確保計画 ―――― 183
第 23 節　食品衛生栄養指導計画 ―――― 187
第 24 節　防疫計画 ―――― 189
第 25 節　廃棄物処理計画 ―――― 192
第 26 節　自衛隊災害派遣要請計画 ―――― 195
第 27 節　消防計画 ―――― 199
第 28 節　航空防災活動計画 ―――― 204
第 29 節　海難及び流木対策計画 ―――― 205
第 30 節　電気通信施設、放送施設災害応急対策計画 ―――― 209
第 31 節　電気施設、ガス施設災害応急対策計画 ―――― 211
第 32 節　上下水道施設災害応急対策計画 ―――― 213
第 33 節　交通施設災害応急対策計画 ―――― 215
第 34 節　水防計画 ―――― 216

第 35 節　土砂災害応急対策計画 ―――――――――――――――――――――――――――― 220
第 36 節　暴風・竜巻等災害応急対策計画 ―――――――――――――――――――――――――― 223
第 37 節　雪害対策計画 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 224
第 38 節　要配慮者応急対策計画 ―――――――――――――――――――――――――――― 230
第 39 節　原子力災害応急計画 ―――――――――――――――――――――――――――――― 232

第 4 章　災害復旧計画
第 1 節　公共施設の災害復旧 ―――――――――――――――――――――――――――――― 233
第 2 節　民有施設の災害復旧 ―――――――――――――――――――――――――――――― 235
第 3 節　激甚災害の手続 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 236
第 4 節　民生安定の緊急対策 ―――――――――――――――――――――――――――――― 238
第 5 節　経済安定計画 ―――――――――――――――――――――――――――――――― 242
第 6 節　復興計画 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 244

第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、高浜町に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、町、県、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町の地域の保全及び町民の生命、身体、財産の保護を図るため、災害対策の万全を期するものである。

第２節　計画の概要

この計画を総合的かつ計画的に実施するため次のとおり計画する。

第１　総　則

計画の目的、概要、高浜町の概況、町及び区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱

第２　災害予防計画

災害発生の未然防止と被害の軽減を図るため、防災施設の新設または改良、平常時からの訓練、一般町民への防災知識普及等の計画

第３　災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれのある場合に災害の発生を防ぎょし、または災害の拡大を防止するための計画

第４　災害復旧計画

被災施設等の復旧計画

第３節　高浜町の概況

第１　自然的条件

１　位置及び地勢

本町は福井県の最西端に位置し、南東はおおい町、西は京都府と境する。南東の飯盛山脈を背にして北は日本海に面する。リアス式海岸の特徴を示す内浦地区には原子力発電所があり、一方、和田地区から高浜地区を経て青郷地区に至る 8km は白い砂浜の海岸と松林など変化に富み、ことに夏は関西・中京方面よりの海水浴客でにぎわう。町の西部にある青葉山は標高 693ｍで、その雄姿は若狭富士と呼ばれている。町の 70%は山林で、日本海に注ぐ河川の流域に耕地が広がっている。

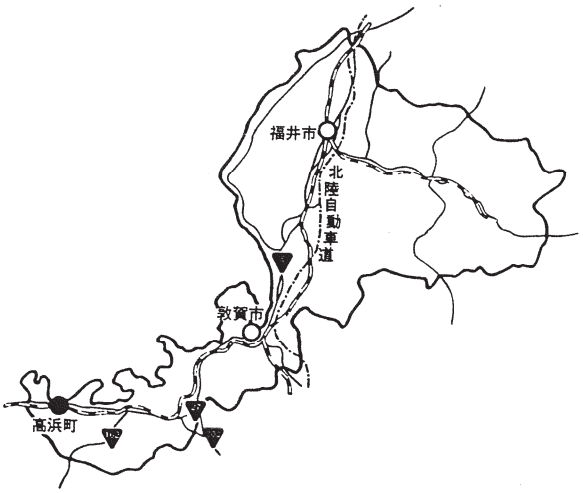

役場位置	北緯	35 度 29 分 16 秒
	東経	135 度 32 分 46 秒
面　　積		72.4km^2
ひろがり	東西	約 14.6km
	南北	約 12.2km

２　気　　象

本町は、対馬暖流が合流する日本海に面し、海岸気候の特性を持っているため、比較的気温は高く年間平均気温は 16.1℃であり、寒暖の差も少ない。また、暖地系統植物（ナタオレノキ）と寒地系統植物（ハマナス）の、それぞれ北限、南限分布が見られるというような特色を持っている。降雨量は、ほぼ年間 1,900㎜～2,095㎜程であり、降雨日数も 53 日程度と比較的雨量は少ない。降雪量は県内各地に比べ、比較的少なく降雪日数も 14 日程度で雪解けが早い。このように、気象条件にも恵まれている。

第２　社会的条件

１　人　　口

本町における人口は、令和 2 年 10 月現在で 10,234 人（住民基本台帳）となっている。

平成 2 年以降は、わずかであるが人口は減少傾向にある。

全国的な高齢化の進行は本町においても例外ではなく、65 歳以上の老年人口の比率は次第に高くなる傾向にあり、令和 2 年 10 月時点で 32.3%に達しており、全国平均（26.6%（平成 27 年度国勢調査））よりかなり高い水準にある。

高浜町の地区別人口・世帯数（住民基本台帳・令和２年 10 月）

地区	人口						世帯数	
	男		女		合計		総世帯数	
		内外国人		内外国人		内外国人		内外国人
高浜地区	2,331	26	2,365	38	4,696	64	1,989	58
和田地区	1,349	11	1,229	45	2,578	56	1,063	45
青郷地区	1,229	10	1,268	24	2,497	34	990	29
内海地区	309	1	337	4	646	5	273	5
合計	5,218	48	5,199	111	10,417	159	4,315	137

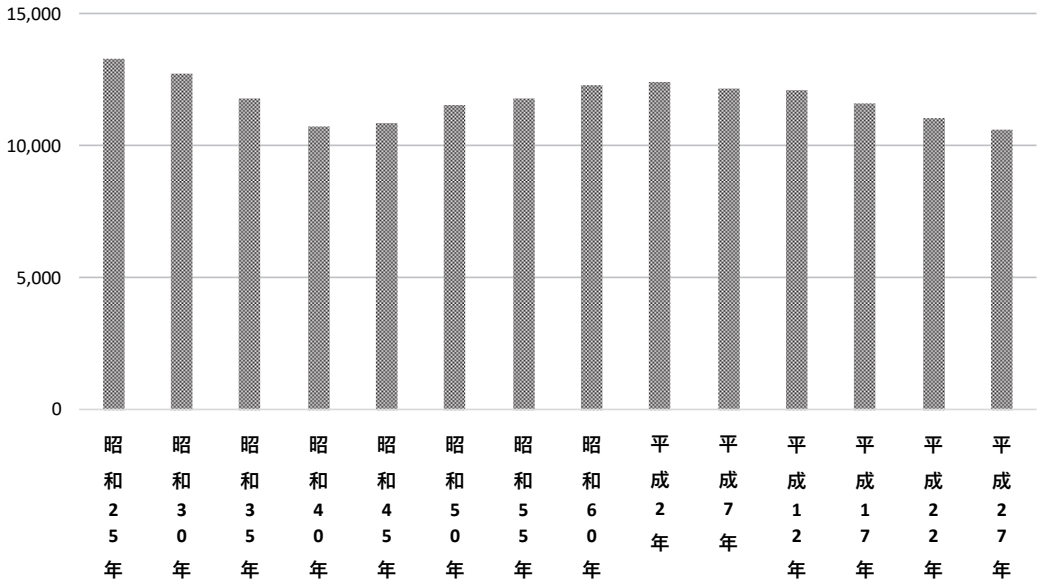

高浜町の人口推移（国勢調査）

年齢区分	人口（比率）
年少人口（0～14 歳）	1,224 人　（12.0%）
生産年齢人口（15～65 歳）	5,699 人　（55.7%）
老年人口（65 歳以上）	3,311 人　（32.4%）
合計	10,234 人　（100.0%）

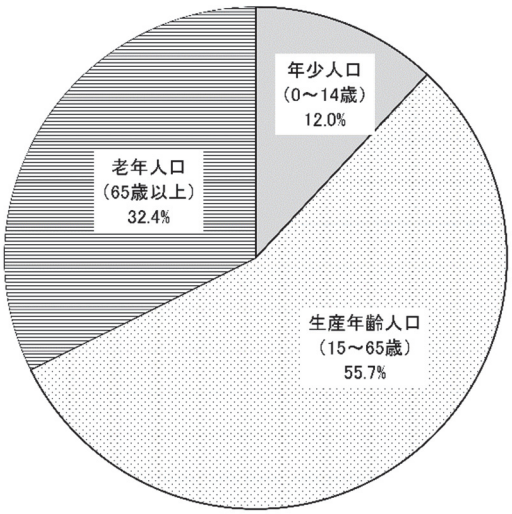

高浜町の年齢区分別人口比率（住民基本台帳・令和２年 10 月）

2　産　　業

(1) 農　　業

本町は山地が総面積の 74%を占め、農家一戸あたりの耕地面積は 93 a であり、福井県平均の 224 a と比較しても狭小であり、兼業農家が大半を占めている。また、従業者の高齢化など農業労働力の脆弱化も進行しつつあり、農地の荒廃に依る耕地面積の減少が進むなど、生産基盤の低下が現れてきている。近年は施設園芸に力を入れている一方で、大規模ビニールハウスによるトマトやイチゴの栽培が拡大している。

(2) 林　　業

森林は林産物生産機能のほか、水源かん養、国土保全など多面的機能を有しているが、労働力の減少と高齢化の進行とともに、外材輸入の増大に伴い木材価格の低落を招くなど、林業を取り巻く環境はきわめて厳しくなっている。

(3) 水 産 業

漁業は沿岸漁業を主体としてきたが、漁業従事者の減少や高齢化により、生産額の減少を招いている。このため、高浜漁港エリアにおいて、水産物の流通、加工、販売を一元的に担う６次産業施設を整備し、水産業の活性化を図る。

(4) 商 工 業

商業については、食料品や日用品などの郊外型の大規模店舗の出店が相次ぐ一方で、零細の小売店は、減少の一途をたどっている。

この他、原子力発電所のメンテナンス工事が、地域経済に大きな波及効果をもたらしている。しかしながら、その偏在性をもたらす景気変動が、大きな課題となっている。

(5) 観 光 業

近年、年間で本町を訪れる観光客は、80 万人前後で推移しており、うち夏期の海水浴客は、年間 20 万人と、全体の１/４を占めている。

こうした観光客に対し、災害時における情報伝達、安否確認の手段の確保が課題となっている。

3　交　　通

本町は、若狭湾沿いに若狭地方の動脈的機能を果たす近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道)、国道 27 号が東西に横断してまちの骨格を形成しており、産業・観光面に大きな役割を果たしている。

舞鶴若狭自動車道が全線開通し、大飯高浜インターチェンジから、東は敦賀ジャンクションで北陸自動車道に、西は吉川ジャンクションで中国自動車道に接続することから、北陸及び関西方面への重要な物資輸送等の路線となる。この中で JR 小浜線は、町内に若狭和田・若狭高浜・三松・青郷の 4 駅があり、通勤・通学の足となっている。

国道 27 号は、敦賀市で国道 8 号に、京都府京丹波町で国道 9 号に接続するとともに、主要地方道坂本高浜線で福谷坂を経ておおい町を通り、おおい町名田庄坂本で国道 162 号に接続することによって、広域圏とつながっている。この地域の特徴は、京阪神の大都市圏に近く優れた景観と海岸線が豊富にあることから、観光・レクリェーションの季節性の高い交通量が多いことである。また、日本海側の重要な流通拠点である舞鶴港及び敦賀港を両翼に抱える本町は、物資輸送の流通路にあたる。

一方、地域内の交通網の整備は十分ではなく、今後とも高浜町内道路網の整備が必要である。

第３　過去の災害履歴

本町における過去の主な災害履歴は次のとおりである。

発生年月日	災害の状況
昭和　3 年	北丹若狭西部激震（震源地城崎）。余震激しく、漁民、漁船で一夜明かす。
〃　5 年 12 月 19 日	内浦小学校火災
〃　9 年　9 月 21 日	室戸台風
〃　13 年	音海大火
〃　15 年	内浦村下区大火。13 戸焼失
〃　20 年　1 月 22 日	和田国民学校火災
〃　22 年	西三松火災
〃　23 年　6 月 28 日	福井地震
〃　24 年　7 月 29 日	ヘスター台風
〃　25 年　9 月　3 日	ジェーン台風
〃　25 年	西三松来迎寺火災
〃　28 年　9 月 25 日	台風 13 号。全町至るところで水田、畑が冠水し、被害は甚大
〃　34 年　8 月 14 日	台風 7 号
〃　〃　9 月 26 日	伊勢湾台風。高浜、和田、音海、小黒飯、4 漁協で定置網 13 統流出
〃　38 年	豪雪
〃　〃　9 月 11 日	神野大火
〃　40 年　9 月 10 日	台風 23 号
〃　〃　9 月 17 日	台風 24 号。子生川が氾濫、90 戸が床上浸水、全町の 8 割が波浪被害を受ける。
〃　46 年　8 月　5 日	宮崎（横町）作業所火災（全焼 15 棟、部分焼 2 棟）
〃　47 年　9 月 16 日	台風 20 号。家屋漁船被害甚大
〃　54 年　9 月 30 日	台風。一部家屋浸水あり
〃　59 年	豪雪
平成　9 年　1 月　2 日	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」原油流出事故（若狭湾一帯）高浜町油塊回収量 258.9kl
平成 10 年	台風 7 号。農地・農業用施設災害多数
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号。大型定置網被災、いかだ被災多数。
平成 23 年　5 月 29 日	台風 2 号。6 戸が床下浸水。
平成 25 年　9 月 16 日	台風 18 号。5 戸が床下浸水。4 戸が床上浸水。
平成 29 年 10 月 22 日	台風 21 号。2 戸が床下浸水。

資　料

＜1－3－1＞　人口の推移　表

第４節　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

第１　各機関の責務

１　高浜町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町民の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、県の地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

または、町、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

６　町民

町民は、日頃から災害に備え、町、県、その他の防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに「自分の身は自分で守る。」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

第２　各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、町、国、県、指定地方公共機関及び指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なもの

にするよう努める。

併せて町、国、県を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、町、国、県、事業者、町民等が一体となって防災対策を推進する。

第３　処理すべき事務または業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関しおおむね次の事務または業務を処理する。

1　町

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
高浜町	(1) 町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (15) 義援金、義援物資の受け入れ及び配分
若狭消防組合 若狭消防署（高浜分署） （高浜消防団）	(1) 災害予防並びに町民の生命・身体及び財産の保護 (2) 災害時における救助及び避難の誘導

2　県

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
福井県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
	(12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (17) 義援金、義援物資の受け入れ及び配分
県警察 小浜警察署 （高浜交番） （和田駐在所） （青駐在所）	(1) 災害情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視及び身元確認 (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持 (10) 広報活動

3　指定地方行政機関

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
1　中部管区警察局 （福井県情報通信部）	(1) 管区内各県警察の指導・調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2　北陸総合通信局	(1) 電波の監理及び有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保
3　北陸財務局 （福井財務事務所）	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 (3) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (4) 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (5) 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎宿舎）の情報収集及び情報提供
4　近畿厚生局	(1) 救助等に係る情報の収集及び提供
5　福井労働局	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
6　北陸農政局 （福井県拠点）	(1) 国営農業用施設等の整備と防災管理 (2) 国営農業用施設の災害復旧 (3) 農地及び施設の災害対策に関する県及び本省との連絡調整 (4) 農地及び農業施設の緊急査定 (5) 災害時における米穀及び応急用食料等に関する県及び本省との連絡調整
7　近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	(1) 国有保安林、治山施設等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
8　中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に係る指導・要請
9　近畿経済産業局	(1) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 (4) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (5) 工業用水道の供給の確保に係る指導及び要請
10　中部近畿産業保安監督部	(1) 電気の保安の確保
11　中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保
12　近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄河川・直轄国道区間の災害の発生防ぎょと拡大防止 (3) 直轄管理区間の水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木施設の復旧 (5) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
13　中部運輸局 （福井運輸支局）	(1) 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 (2) 災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整 (3) 災害による不通区間における迂回輸送、代替運送等の指導 (4) 所轄する交通施設及び設備の整備についての指導 (5) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (6) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 (7) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (8) 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
14　東京管区気象台 （福井地方気象台）	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
15　第八管区海上保安本部 （敦賀海上保安部 小浜海上保安署）	(1) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、流出油の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去及び規制 (3) 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒 (5) 海象の観測及び通報
16　中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
17　国土地理院 （北陸地方測量部）	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術的助言

4　自衛隊

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
1　日本郵便㈱ （町内郵便局）	(1) 災害時における郵便局の窓口業務の維持 (2) 災害時における郵便業務の確保 (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
2　西日本電信電話㈱ （福井支店） ㈱ＮＴＴドコモ北陸 ＫＤＤＩ㈱（北陸総支社） ソフトバンク㈱ ㈱オプテージ	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 災害時における有線通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
3　西日本高速道路㈱ （福知山高速道路事務所）	(1) 道路及び防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保
4　日本赤十字社 （福井県支部）	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給
5　関西電力㈱ （原子力事業本部） 関西電力送配電㈱ （京都支社）	(1) 施設の設備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
6　(社)福井県エルピーガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
7　西日本旅客鉄道㈱ （金沢支社：若狭和田駅、若狭高浜駅、三松駅、青郷駅）	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧
8　日本通運㈱ （福井支店）	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車両の救出等
9　福山通運㈱（福井支店） 佐川急便㈱（本社（中日本）） ヤマト運輸㈱（福井主管支店） 濃飛西濃運輸㈱（福井支店）	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
10　日本銀行 （福井事務所） （金沢支店）	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換え
11　日本放送協会（福井放送局） 福井放送㈱ 福井テレビジョン放送㈱ 福井エフエム放送㈱ 福井新聞社 ㈱日刊県民福井	(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知 (2) 住民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
12　福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施

6　公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
1　福井県農業協同組合 （高浜支店）	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
2　れいなん森林組合	(1) 県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん
3　若狭高浜漁業協同組合	(1) 県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 組合員の被災状況調査及びその応急対策 (3) 被災組合員に対する融資あっせん (4) 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 (5) 防災に関する情報の提供
4　高浜町商工会	(1) 商工業者への融資あっせん実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
5　若狭高浜観光協会	(1) 観光客への広報協力 (2) 旅館及び観光業者への周知協力
6　病院等医療施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災時の病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
7　高浜町社会福祉協議会	(1) 災害時要援護者の避難支援 (2) ボランティアの受入れ配備 (3) 義援金の受付

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
8　社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における利用者の保護
9　金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資
10　危険物関係施設の管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
11　原子力施設の管理者	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施
12　小浜医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 災害時における医療救護活動の実施

第５節　計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様ざまな主体が連携して日常的に減災のための行動を行う町民運動の展開に努める。

また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など、男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

さらに、令和２年における新型コロナウィルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第 6 節　計画の修正

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、毎年検討及び調査研究を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各防災関係機関は、当該事項について修正を必要とする場合は、高浜町防災会議に提出する。

第７節　計画周知の徹底

防災計画は、関係行政機関、関係公共機関はもとより、防災に関する重要な施設の管理者等に周知するとともに、特に必要と認めるものについては、町民に周知徹底する。

資　料

＜1－4－1＞　防災関係機関連絡先　表

＜1－4－2＞　高浜町防災会議条例

＜1－4－3＞　高浜町防災会議規程

＜1－4－4＞　高浜町災害対策本部条例

第２章　災害予防計画

第１節　水害予防計画

防災安全課	消防団
産業振興課	若狭消防署
建設整備課	

台風、集中豪雨等による水害、風害の防止を図るための計画である。

第１　治山対策の推進

山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を樹立し、山地治山、防災林整備、水源地域整備等の治山事業を推進する。

1　山地治山事業

山地災害を防止するため、局所的な短時間豪雨などの天然現象等によって発生した荒廃地及び荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備が緊急かつ総合的に図れるよう推進する。

2　防災林整備事業

(1) 積雪地帯で発生する雪崩の被害や海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止する。

(2) 地味劣悪、被害等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養及び土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

3　事業実施の留意事項

(1) 山林地帯において治山行政と土木行政との境界面についても総合的視野より考慮する。

(2) 砂防法の砂防指定地と森林法の保安林等との調整を行うよう考慮する。

(3) 環境及び景観へも配慮する。

第２　治水対策の推進

本町の河川は、2 級河川（子生川 5.5km、関屋川 3.5km）とその他の普通河川（34ｋ総延長 53.1km）があり、2 級河川及び砂防指定河川のうち砂防設備は県が管理し、砂防指定河川の砂防設備以外及びその他普通河川については、町が管理している。

1　河川維持修繕事業

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、護岸、水制及び根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

2　事業実施の留意事項

(1) 水源より河口に至る水系一貫した危険箇所の実態を把握し、河床変動や排水の不良化等の慢性的、持続的な破壊作用等についても考慮する。

(2) 利水施設の設置は、治水との総合調整を考慮し、水源より河口までの一貫した観点より適切に行うよう考慮する。

(3) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
(4) 総合治水的見地より下水道事業、農地排水等排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
(5) 環境及び景観へも配慮する。

第３　防災体制の強化

町、小浜警察署及び若狭消防署は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

第４　河川等の管理強化

河川、ため池等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流地域における異常増水の防止に十分配慮して行う。

第５　水防施設及び資機材等の整備、備蓄及び点検

1　町及び河川管理者は、河川水位、雨量等の観測施設、警報施設、河川管理用進入路、水防拠点等の整備を図るとともに、平素から安全を踏まえた計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努める。また、増水時の堤防等施設の監視体制及び内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

2　町は県と連携し、重要水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

また、点検には小浜土木事務所係員の立ち会いを要請し、その結果については、小浜土木事務所を経由して県砂防防災課に報告する。

なお、地理的状況等を踏まえ、土のう、スコップ等防災資機材の適正配備及び水防倉庫のあり方について検討を行う。

第６　警戒避難体制の整備

1　町は、町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

2　町長は、県の助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知する。

3　町は、浸水想定区域指定時に、当該浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

4　町は、浸水想定区域内に地下街やビル地階等の地下空間が建設されたときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

5　浸水想定区域内の町民や避難所、要配慮者関連施設等に対し、洪水予報の伝達方式、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップ、防災マップ等の作成を行い、住民等に配布し、講習会を実施する等により周知徹底を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハ

ザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

6　町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告または避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び避難勧告等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の町民の避難誘導等警戒避難体制を計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

7　町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、 浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

第７　地下空間の浸水対策

町は、地下街やビル地階などの地下空間の建設が行われた場合は、以下の措置を行う。

1　浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するよう努める。

2　地下街等の所有者または管理者の責務

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

また、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。

第８　要配慮者関連施設への情報伝達体制の整備

町は、浸水想定区域内に要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報の伝達方法を定める。

第９　要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画について町長に報告する。

第 10　大規模工場等の所有者または管理者の責務

地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第 11　親水施設利用者の安全確保

河川、ダム、ため池等の管理者は、親水施設の管理者と連携して、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第 12　アンダーパス部等の冠水対策

1　道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。

2　道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

第２節　高波等災害予防計画

防災安全課 産業振興課 建設整備課

日本海特有の冬季波浪、高潮等から海岸を保護し、災害を予防するため次の措置を行う。

第１　漁港の保全

漁港の区域については、町及び県は、漁港維持及び保全上必要な工事を施行し、また施行を計画しなければならない。

１　漁港施設整備

漁港を整備強化するため、防波堤・物揚場等の改良工事の実施及び計画の推進を行う。

第２　海岸の保全

管理者は、海岸保全区域に指定されている海岸の侵食を防止するとともに高潮等の被害を防止するため、次の対策を講ずる。

１　高波対策事業

冬季波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設または既存施設の補強改修等を実施する。

２　侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

３　事業実施の留意事項

(1) 海岸事業は、後背地や管理区分により建設海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので、事業実施にあたっては、各管理者間の緊密な連絡調整を図る。

(2) 観光レクリエーションの将来需要を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸事業を実施するよう考慮する。

(3) 環境及び景観へも配慮した海岸事業を実施するよう考慮する。

第３　高潮防災対策の推進

町は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水は想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第４　警戒避難体制の整備

1　町は、高潮、波浪、高波等に備え危険地域の町民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮する。また、避難訓練を実施し万全を期する。

2　町は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、町民や避難所、要配慮者関連施設等に配布する。

3　町は、高潮災害に対する町民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第３節　土砂災害予防計画

防災安全課	消防団
産業振興課	若狭消防署
建設整備課	

町は、県及び関係防災機関と協力し、荒廃した山地、渓流からの集中豪雨による土石流、土砂流出、斜面崩壊、地すべり等から人命及び財産を守るために、危険区域の実態調査及び把握を行い、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進するとともに、山地災害対策の推進を図る。

第１　町の措置

１　砂防事業

町は県と連携し、山地の荒廃等による土砂流出防止のために、砂防事業を推進し、土石流の発生等の未然防止を図る。

２　急傾斜地崩壊対策事業

町は県と連携し、がけ崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、危険度の高いものから順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止施設の整備を推進する。

３　地すべり対策事業

町は県と連携し、地すべり災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、危険度の高いものから順次地すべり防止区域に指定し、地すべり防止施設の整備を推進する。

４　山地災害対策の推進

町は県と連携し、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、または発生するおそれのある森林で、その危害が直接人家または公共施設に及ぶおそれがある地域については、「山地災害危険地区」とし、森林維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るとともに町民に周知する。

５　警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害警戒区域等情報の提供を行うとともに、さらに、土砂災害警戒情報について福井地方気象台と連携して作成、共同発表するよう努める。

町は、その土砂災害警戒情報、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域その他の危険区域について、危険区域の周知徹底、防災パトロールの実施、情報の収集・伝達方法の整備、避難方法の検討等を行い、警戒避難体制の確立を図る。

特に、町は地域防災計画において、警戒区域内に社会福祉施設、病院、保育所、学校等の要配慮者利用施設があるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(1) 危険区域の周知

本地域防災計画に危険区域を掲載するとともに、管内図に明示する危険区域に、表示板を設置する等により関係住民に周知する。

特に、要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布などにより関係住民に周知する。

土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図り、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。

(2) 自主防災組織の育成

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

(3) 避難に係る警報装置等の整備促進

町は、危険区域内の町民の避難が円滑に実施されるよう、県と協力して簡易雨量計や警報装置等の整備に努める。

(4) 危険区域の防災パトロール及び点検の実施

町は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等について、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、毎年梅雨期及び台風期の前並びに豪雨が予想されるとき及び融雪期に防災関係機関の協力を得て、防災パトロールを実施し、危険区域の点検を行う。

(5) 避難勧告等の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(6) 情報の収集及び伝達体制の整備

町は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、土砂災害警戒情報、気象予警報等の収集伝達体制を整備する。さらに、危険区域における簡易雨量計の観測者及び防災パトロール実施者による緊急情報の収集伝達方法も、十分に配慮しておく。

土石流危険渓流については、原則として、警戒または避難を行うべき基準雨量を定めることとする。

(7) ハザードマップ等の作成

町は、土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめた土砂災害ハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等に配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、県の行う土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の

措置を講ずるよう努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による町民の意識啓発に努める。

6　要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画について町長に報告する。

7　危険区域に準ずる箇所における措置

急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその他の危険区域の指定を受けない箇所についても、その箇所の特殊性に配慮して、本計画の各事項に準じた措置をとる。

資　料

＜2－3－1＞　砂防指定河川　表
＜2－3－2＞　土石流危険渓流箇所　表
＜2－3－3＞　急傾斜地危険箇所　表
＜2－3－4＞　山地災害危険地　表
＜2－3－5＞　なだれ危険箇所　表
＜2－3－6＞　土石流危険区域図
＜2－3－7＞　急傾斜地被害想定区域図
＜2－3－8＞　地すべり被害想定区域図
＜2－3－9＞　なだれ危険箇所図
＜2－3－10＞　土砂災害警戒区域等　表
＜2－3－11＞　土砂災害警戒区域等図
＜2－3－12＞　要配慮者利用施設（避難確保計画作成対象施設）

第４節　暴風・竜巻等災害予防計画

防災安全課	消防団
産業振興課	若狭消防署
建設整備課	

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、被害の軽減・防止を図るための計画である。

第１　暴風・竜巻等の防災対策

町は、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講ずるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する

第２　情報の収集・伝達体制の整備

町は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象台は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報や竜巻注意情報を発表し、県及び町へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、町は、気象情報（気象庁ＨＰ、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第３　町民への普及啓発

暴風による被害は、家屋、街路樹、広告塔等の倒壊及び農作物の倒伏、ビニールハウス等の倒壊が主で、町は、これに対し次の対策及び指導を行う。

1　施設関係

(1) 老朽建築物、広告塔の補強

(2) 通信線等の地下ケーブル化促進

(3) 公園樹、街路樹等の樹勢の整備

2　農作物等の関係

(1) 稲架等施設の補強

(2) 施設園芸設備（ビニールハウスを含む。）の点検、整備補強

(3) 果樹にあっては防風ネット、防風林の設置及び補強

(4) 果樹添木（支柱）工事施工

(5) その他農作物の風害予防

3　普及啓発

(1) 被害の予防対策

ア　強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。

イ　身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。

ウ　ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講ずる。

(2) 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

ア　雨戸・シャッター等を閉める。

イ　ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。

(3) 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第５節　雪害予防計画

防災安全課	産業振興課	消防団
保健福祉課	建設整備課	若狭消防署
住民生活課	教育委員会	

積雪による交通の途絶、家屋の損傷、その他産業に及ぼす被害等を防止し、民生の安定と産業経済の活動を維持するため、次の措置を行う。

第１　平常時における対策

町民及び各種機関、団体は平素から積雪に対処する備えが必要で、その対策として、次の事項に留意しなければならない。

1　道路、鉄道の耐雪強化

(1) 機械力による除雪を効率的に行い得る幅員を持つ道路の整備
(2) 道路付属構造物の除雪適応性の強化と堅牢化
(3) 登坂道路の消雪施設の整備または新設
(4) 排雪広場の設置
(5) 除雪機械の整備強化
(6) 消雪パイプや流雪溝等の整備または新設
(7) 雪崩防止柵の設置及び雪崩防止林の造成
(8) 谷水利用による流雪・消雪の拡充
(9) 倒木を原因とする道路交通等への障害を防ぐための平時からの倒木対策推進

2　宅地建設物対策

(1) 排雪スペースを考慮した宅地規模と敷地造成指導
(2) 耐雪性建築物の建設推進

3　農作物対策

(1) 温室、ビニールハウス及び樹園地には融雪装置または融雪溝の設置
(2) 融雪促進剤等の確保
(3) 農業保険の加入促進
(4) その他農作物の雪害対策

4　その他

(1) 電力・通信施設の耐雪強化
(2) 町民の健康管理徹底の指導
(3) 食料品の備蓄の指導
(4) し尿の汲み取りの指導

第２　積雪期における対策

町は、毎年積雪期前に関係機関による除雪対策会議を開催し、道路除雪を中心にした除雪業務計画を別に定めるほか、交通対策上必要な次の施策について調整を図り、雪害の予防と被害の軽減を図る。

1　交通施設の確保

(1) 国、県道及び主要幹線道、町道相互間の除雪計画の調整
(2) 民間（区等）及び官公庁、事業所による除雪協力体制の確立
(3) 民間（除雪機械所有者及びオペレーター）協力体制の確立
(4) 除雪機械の整備と要員体制の確立
(5) 道路附属構造物（交通安全施設等）及び防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置
(6) 消雪パイプ施設等の整備
(7) 交通規制区域の徹底
(8) 鉄道除雪協力体制の確立

2　消防対策

(1) 消防機械・器具の保全整備
(2) 防火水槽、消火栓の水利の確保及びその周辺の除雪、標柱の設置
(3) 自主防災組織の協力確保
(4) 冬期の火災予防運動広報の周知徹底

3　孤立地区対策

(1) 地区内の町民に対する医療措置
(2) 食品等の備蓄
(3) 通信連絡等の周知徹底
(4) 緊急時における連絡、救急活動体制の整備・推進

4　食料及び物資の流通確保

(1) 主食の確保
(2) 生鮮食料品等の流通確保
(3) 応急対策用物資の確保
(4) 家畜飼料の確保
(5) 燃料の流通確保

5　医療及び公衆衛生対策

(1) 交通途絶地区での急患者の救急活動体制の確立
(2) 医療品の備蓄、緊急輸送体制の確立
(3) し尿汚物の降雪前の収集、処理及びゴミの出し方についての周知徹底
(4) 冬期の栄養指導の推進

6　文教対策

(1) 通園通学路の除雪計画（民間の協力を含む。）の他、その周辺の危険箇所の標示
(2) 学校及び社会教育施設、体育館等の建物保全のための雪下ろし体制の確立（民間の協力を含む。）
(3) 学校給食用燃料、生鮮食料品の確保

7　雪崩発生危険地域対策

(1) 危険地帯の標示
(2) 交通規制及び迂回路の設定とその周知徹底
(3) 避難対策の作成（警戒・避難体制の整備）

8　農林対策

(1) 越冬農作物の保全

(2) 農作物の越冬対策の実施

(3) 森林の保全

(4) 畜産物の保全及び流通確保

9　一人暮らし（独居）老人対策

(1) 屋根雪下ろし計画

(2) 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援体制の確立

10　除雪ボランティアの確保

(1) 企業や学校等を通じた、除雪ボランティアの確保

11　要配慮者対策

(1) 避難支援プラン等を活用した除雪支援体制の確立

(2) 要配慮者のニーズに対応した除雪支援制度の整備

12　その他の対策

(1) 屋根の雪下ろし基準の周知（実施の勧告または指示）

(2) 通信情報の収集・伝達網の確保

第３　なだれ防止対策

なだれ災害を防止するため、あらかじめなだれ発生のおそれのある箇所を把握し、十分な監視警戒体制を講ずるとともに、必要な防止設備の整備に努める。

1　なだれ防止対策

(1) なだれ発生危険箇所の把握

町は、道路及び人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ発生危険箇所を把握するよう努める。

(2) なだれ発生危険箇所の整備

町は県と連携し、なだれ防止柵工、階段工、予防柵工及び減勢工等を実施し、なだれ発生危険箇所の整備を図る。

(3) 監視警戒態勢の整備

町は、町民に対する注意の喚起、なだれ発生危険箇所の巡視及び避難等の体制を講じておく。

2　道路及び鉄道等のなだれ事故防止対策

道路及び鉄道等のなだれ事故防止対策は、次に掲げる対策を講ずる。

(1) 道路及び鉄道等の管理者は、なだれの早期発見に努めるため、適時、巡視警戒を行う。

(2) 道路管理者は、なだれ発生危険箇所を周知するため、標識を整備する。

(3) 道路管理者及び小浜警察署は、なだれ発生による事故防止を図るため、通行禁止または制限しようとするときは協議して交通規制を行わなければならない。

資　料

＜2－3－5＞　なだれ危険箇所　表

＜2－3－9＞　なだれ危険箇所図

第 6 節　火災予防計画

防災安全課	消防団
建設整備課	若狭消防署
教育委員会	

産業経済の発展と社会構造の変化に伴う火災予防体制及び消防体制の確立を図るために、各防災関係機関は消防法等関係法令に定める事項のほか、火災予防思想の普及徹底を行い、もって人命救助、火災防止、災害防除及び被害の軽減を図る。

第 1　総合的な消防計画の策定

町は、「市町村消防計画の基準」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度及び消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

第 2　消防力の強化

1　消防体制の強化

町は、複雑多様化、大規模化する火災その他災害に対処するために、広域消防体制の整備を促進するとともに、消防に関し協定を結び、相互に応援する体制を充実強化する。

2　人的消防力の強化

(1) 消防職団員の充足

町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を図る。

(2) 消防団の活性化対策の推進

町は、消防団への青年、婦人層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、啓発活動を積極的に行う。

(3) 消防職団員の教育訓練

町は、消防職団員の防災に関する知識及び技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し、実施する。

3　物的消防力の強化

(1) 消防施設の強化

町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

ア　市街地においては、自然的、社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。

イ　町の実情に応じて、はしご付き消防自動車、化学消防自動車等を配置する。

また、消火薬剤についても同様とする。

ウ　初動及び活動体制を確保するため、引き続き消防庁舎の耐震化及び消防機動力、無線通信施設及び個人装備の充実を図る。

(2) 消防水利の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防水利の強化を図る。

ア　消火栓及び防火水槽の整備を促進するとともに、自然水利の整備確保を図る。

防火水槽については、耐震化を推進する。

イ　消防水利の不足または道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防施設等の整備点検

町は、火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第３　火災予防対策

1　防災知識の普及と意識の高揚

町民に対して防火知識の普及徹底と町民全体の連帯的防火意識の高揚を図る。

(1) 有線放送、広報紙、新聞、テレビ等による広報

有線放送、広報紙及び消防だより等に具体的な火災予防事項を掲載するほか、新聞、テレビ等報道機関に対し、積極的に資料を提供して広報を行う。

(2) 火災予防運動の実施

春季、秋季火災予防運動を実施し、次の広報活動を行う。

ア　ポスター、立看板、横断幕の提示による広報

イ　ラジオ、テレビ等利用による広報

ウ　有線放送による広報

エ　広報紙及び広報車による広報

オ　その他時宜に適した方法による広報

(3) 消防教室の実施

区、婦人会、事業所等の各種団体を対象に、防火教室等を実施する。

(4) 自主防火の習慣づけ

事業所や家庭における個々の火災危険をなくすため、下記の「防火４チェック」の具体的な行動手順を、平素の習慣となるまであらゆる機会を通じて広報する。

ア　場所は危険ではないか。

イ　器具は安全か。

ウ　使い方は正しいか。

エ　あと始末は完全か。

(5) 共同防災体制の指導

事業体及び区自営消防隊による助け合い防火消火体制の育成指導を促進する。

2　火災予防査察

火災予防査察は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第４条に基づき、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について立入検査を行い、火災危険の排除を促すとともに、違反を是正して火災予防の徹底を図り、次の要領により実施する。

(1) 通常査察

査察担当区域を定め、常時防火対象物の査察を行い、違反の是正に努める。

(2) 特別査察

次のような場合で、特別に査察を行う必要があると認めるときに査察体制を備え是正に

努める。

ア　類似火災の続発に伴い、その種の対象物の査察を必要とするとき。

イ　その他特に火災防止上必要と認めるとき。

(3) 一般家庭の防火の診断

一般家庭の火災の実態は、火気使用器具の取扱いの不注意によることが多いことから、区、婦人会等の協力体制をとり、計画的に一般家庭の防火診断を行い、住宅防火の徹底を図る。

3　防火管理者の教育

防火対象物の自主防火管理体制を確立するため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条第 1 号に基づき、防火管理者の資格を付与するため甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習を実施し、防火管理に関する知識を習得させ、自衛消防組織の確立を図る。

第 4　消防力の整備

地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

1　消防体制

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、若狭消防署の消防体制の充実強化を図るとともに、広域消防体制の推進及び相互応援体制の強化を図る。

2　人的消防力

消防団員の資質、技能の向上を図るため、教育訓練を充実するほか、消防団運営の活性化を図り、出動体制を整備する。また、事業所及び自治会等における防火組織の育成を図り、技能の向上、整備の充実を促進する。

3　物的消防力

消防施設の整備充実を図るほか、特に危険物施設等に対応するため、消防力の近代化、科学化を図る。

(1) 消防ポンプ車、救助工作車等の整備

(2) 消防通信設備（有線、無線）の整備拡充

(3) 消防緊急情報システムの整備

(4) 消防水利施設（耐震性防火水槽、消火栓等）の整備拡充

(5) 消火薬剤の備蓄

(6) 消防資機材の整備点検

(7) その他消防活動に必要な施設等の整備

第 5　消防応援体制の整備

町は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」及び「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援態勢を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

第６　一般建築物の不燃化

町は、火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般建築物の不燃化を図る。

1　木造の建築物について屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置等、建築基準法に定める基準の遵守を徹底するよう指導する。

2　不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃・耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底するよう指導する。

3　不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底するよう指導する。

第７　文化財火災予防対策

指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、町教育委員会、県教育委員会、消防機関等は、協力して所有者、管理者等を指導し、周知徹底を図る。

1　防火施設の整備

(1) 消火設備、警報設備等を整備する。

(2) 避雷装置を設置する。

(3) 消防用水の確保措置を講ずる。

(4) 消火活動を容易にするため進入道路を確保する。

(5) 防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等を設け延焼防止の措置を講ずる。

2　自主防火体制の整備

(1) 防火管理体制を整備し管理の万全を図る。

(2) 環境の整理、整とんを図り、火気の発見を容易にする。

(3) 火気の使用を制限し、または禁止させる。

(4) 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。

(5) 火災警戒は定時に巡視し厳重に実施する。

(6) 自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

第７節　危険物等災害予防計画

防災安全課 若狭消防署

町、若狭消防署その他関係防災機関は、危険物、毒劇物等について、関係機関と協力して、災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の強化、保安訓練の徹底、保安教育及び防災意識の高揚を図る。

第１　危険物等火災予防計画

危険物等火災は、一挙に拡大し、ときには爆発を伴い人命損傷に発展する場合が多く、消火が困難になりやすい。従って、一般火災予防計画のほか、この計画による。

1　危険物関係者に対する指導と安全管理の確立

危険物火災予防月間を設定し、一般火災予防によるほか危険物関係者に対し、次の事項を指導して安全管理の確立を図る。

(1) 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）における法的事項の厳守、適正な維持管理及び防災管理規定の整備

(2) 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底

(3) 消防計画に基づく自衛消防隊の設置及び訓練の実施

(4) 危険物施設に対する化学消火剤の備蓄と自主点検の実施

2　危険物施設に対する立入検査

危険物の貯蔵、取扱いに対する法令違反の是正と災害の未然防止を図るため、次の要領により立入検査を実施する。

(1) 製造、貯蔵または取扱う危険物の品名、数量及び管理状況

(2) 危険物施設の位置、構造及び設備の状況

(3) 消防用設備の管理状況

(4) 危険物取扱者の選任状況

(5) 災害防止のための諸計画の樹立状況

3　危険物保安監督者の教育

危険物保安監督者に対し、法令の周知と危険物安全管理の適正を期するため、上級講習を実習する。

4　高圧ガス、火薬類及び毒物、劇物等の保安

高圧ガス、火薬類及び毒物、劇物等の保安については、県の指導取り締まりによるが、法定事項の厳守、自主保安性の確立、従業員の教育、防災訓練、自衛消防隊の設置、化学消火剤の備蓄及び事故災害時の連絡体制の確立等について指導を行う。

なお、放射性物質の保安についても関係官庁の指導等によるが、上記に準じた対策を行うこととする。

第 8 節　建築物災害予防計画

防災安全課 建設整備課 若狭消防署

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、災害対策の円滑な実施を図る。

第 1　不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

町及び若狭消防署は、市街地の不燃化及び建築物の安全化の必要から耐震、耐火、防災建築物の建築促進のため、一般個人住宅を耐震、耐火建築物とするように広報を行う。

第 2　公共施設等災害予防計画

公共建築物は、災害時に避難場所に指定される。昭和 56 年 6 月 1 日以降に建設されたものは、現行の建築基準法による構造基準に適合していることから、それ以前の建築物について耐震診断を行い、構造耐力上主要な部分について、必要な補強を行わなければならない。

1　防災点検調査の実施

町は、町保有公共建築物の中で、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物である建築物に対し、防災点検調査を実施し、必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次防災補強を図る。

2　防災上重要な公共建築物における防災性の向上

町は防災上重要な公共建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72 時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

第 3　防災集団移転促進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業

1　防災集団移転促進事業

町は豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域または建築基準法第 39 条の規定により指定された区域のうち、町民の居住が適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

2　がけ地近接危険住宅移転事業

町は、がけ地の崩壊、土石流等により、町民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第９節　災害に強いまちづくり計画

防災安全課 産業振興課 建設整備課

防災空間の確保等防災の統合的推進を図るとともに、積雪時にも配慮した災害に強いまちづくりを推進する。

第１　都市防災構造化対策事業計画の策定推進

町は、県が作成する町民の生命、身体の安全確保を図るために必要な防災設備を計画的に整備するためのガイドラインや国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、都市防災構造化対策事業計画を策定し、計画の推進を図る。

第２　安全なまちづくりの推進

町は、市街地再開発計画事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

第３　建築物の不燃化

１　町営住宅の不燃化推進

町は、既存の町営木造住宅を計画的に準耐火構造以上に建て替えるよう努める。

第４　防災空間の整備

町は、公園、緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

１　公園の整備

町は、災害時の避難場所あるいは防火帯としての施設機能を有する公園を計画的に整備する。

２　緑地の整備

町は、緩衝、避難等の用に供する緑地及び街路樹の整備を推進する。

３　道路空間の整備

(1) 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

(2) 幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等として機能を考慮し整備する。

(3) 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

４　港湾空間の整備

町は、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備を図るとともに、オープンスペースを確保して、避難地や緊急物資の保管用地として、また、災害時の防災関係機関の活動拠点、復旧支援施設として利用を図る。

第 10 節　電気通信施設、放送施設災害予防計画

西日本電信電話㈱	日本放送協会 福井放送局	福井エフエム放送㈱	（防災安全課）
㈱ＮＴＴドコモ	福井放送㈱	㈱オプテージ	
ＫＤＤＩ㈱	福井テレビジョン 放送㈱	ソフトバンク㈱	

電気通信施設及び放送施設の災害予防のための計画である。

第１　電気通信設備災害予防対策

西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ及びＫＤＤＩ㈱及びソフトバンク㈱は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期する。

1　災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等に万全を期する。

(1) 豪雨、洪水または、津波等のおそれがある地域に設定されている電気通信設備の耐水構造化

(2) 暴風または豪雪のおそれがある地域に設定されている電気通信設備の耐風または、耐雪構造化

(3) 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化

(4) 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

2　災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

(1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置

(2) 移動電源車、発電発動機

(3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置

(4) 応急復旧用ケーブル

(5) その他災害対策用機器

3　災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

(1) 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）

(2) 交換措置（迂回路変更、利用制限等）

(3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第２　放送施設災害予防対策

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱及び福井エフエム放送㈱は、非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備について予防措置を講ずるとともに、災害報道体制を整備する。

1　放送設備等の耐震対策及び浸水防止対策を強化する。

2　非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。

3　放送設備等の整備、点検

災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

(1) 電源設備

(2) 給排水設備

(3) 中継、連絡設備

(4) 放送設備、空中線関係設備

第 11 節　電気施設、ガス施設災害予防計画

関西電力㈱	(社)福井県エルピーガス協会
関西電力送配電㈱京都支社	

電気施設、ガス施設の災害予防のための計画である。

第１　電気設備災害予防対策

電気事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図る。また、電気施設の耐震性及び浸水防止対策の強化を図る。

1　風水害、地震対策

(1) 発電設備及び変電設備

施設、付属設備及びその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

ア　重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。

イ　土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。

ウ　耐震性を考慮した送配電設備の構築を行う。

エ　電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2　落雷対策

変電設備に耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3　通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替による応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保及び移動無線応援体制の整備等を図る。

4　電気設備の予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。

5　災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

(1) 資機材の確保

本店、支店、営業所及びその他の事業所等は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておく。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所及びその他の事業所等は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておく。

第２　ガス施設災害予防対策

ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図る。

1　製造設備及び供給設備の充実並びに維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽及びガスホルダー等について耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備及び保安電力設備等の拡充に努める。

2　導管及び付属設備の整備

導管、整圧器及びバルブ等の付属施設については、保安規程に定めた方法で設置するとともに、導管については、耐震性を考慮したものを使用する。また、これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

3　災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、移動無線系による通信体制を強化するとともに、導管材料等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

4　防災関係機関との相互協力体制の確保

市街地においてガス漏れによる爆発事故が発生した場合に、迅速、的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておく。

第 12 節　上下水道施設災害予防計画

上下水道課

上水道及び下水道施設の災害予防のための計画である。

第１　上水道施設災害予防対策

町は、災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強及び給水体制の整備を推進する。

1　施設等の整備

町は、水道整備事業及び配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図る。耐震性貯水槽の整備に努める。

2　応急復旧用資機材の整備

県及び町は、原水処理薬剤や応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

3　応急復旧体制の整備

県及び町は、災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第２　下水道施設災害予防対策

浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図るとともに、応急復旧体制の整備を図る。

特に、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

1　代替施設設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合の仮設トイレの調達供給体制の確立を図る。

2　応援・支援体制

災害の種類や規模、内容等によっては外部からの応援・支援を仰ぐことも計画する。大規模な災害に対しては、全国を 6 ブロックに分けブロックごとに支援体制を整備した「下水道事業における災害時支援に関するルール」が定められている。

第 13 節　交通施設災害予防計画

産業振興課 建設整備課 西日本旅客鉄道(株)金沢支社

鉄道、道路、及び漁港の災害予防のための計画である。

第１　鉄道施設（西日本旅客鉄道㈱金沢支社）

鉄道事業者は鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、応急復旧体制の整備を図る。

１　施設、整備の防災構造化

(1) 風水害による浸水、または盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。

(2) 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。

(3) 列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

２　列車防護装置の整備

(1) 地震発生時の列車安全運転確保のため、感震設置を推進する。

(2) 列車無線を整備する。

(3) 線路保守上、特に危険性のある箇所または工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

３　防災関係資機材の整備及び点検

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を整備、点検するとともに、重機械類については、民間企業から緊急に協力が得られるようあらかじめ体制を整える。

４　避難誘導及び応急復旧体制の整備

異常事態発生時に旅客の避難誘導を円滑に行うとともに、鉄道施設の応急復旧体制を整備する。

第２　道路施設

道路管理者は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

１　道路施設の整備

災害時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパス部等について調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

２　道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能の確保のため、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を確保できる体制の整備に努める。

第３　漁港施設

町は、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等のため、静穏な泊地及び漁船のけい留施設の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

町は県と連携し、災害時の、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるとともに、被災した漁港施設等が復旧するまでの間、最小限の漁港施設等の機能を保持するため、漁港施設等の防災構造化を推進する。

また、港湾及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

第 14 節　防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画

各課共通

町が、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備及び緊急必要物資の確保についての計画である。

第１　現有災害通信施設

災害時における情報収集、または情報連絡に使用する通信施設は、次のとおりである。

1　災害対策本部（役場）

（1）有線電話

役場
（代表）
72-7701（防災安全課）　内線　4001
Fax72-4000（庁舎２階）

2　若狭消防本部

（1）電話　代表　　53-0119

（2）消防救急デジタル無線（基地局、移動局、携帯局）
（活動波２波、共通波 10 波）

3　若狭消防署高浜分署

電話　72-2119

第２　その他の災害通信

災害による被害の程度により情報の収集伝達は次の手段によるほか、最も適切な方法を選択して行う。

1　有線・無線及び巡回による通信

有線：
無線：
巡回：

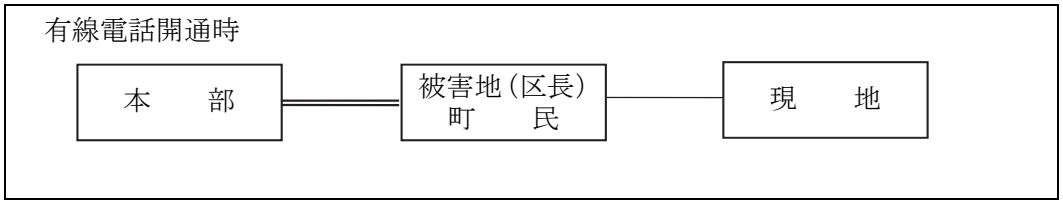

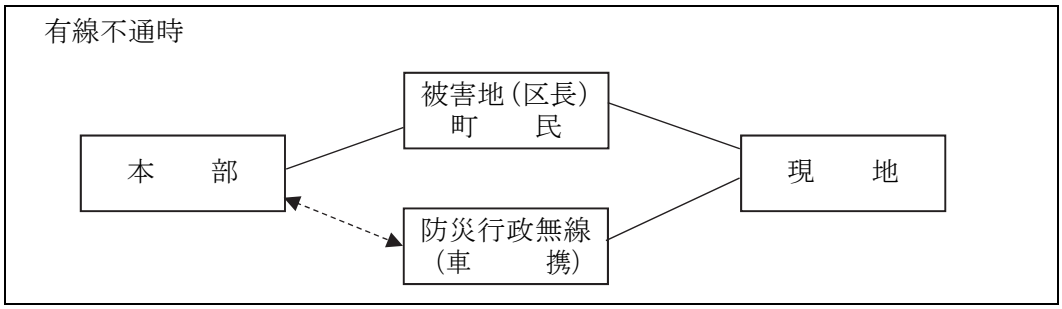

2　職員の非常招集（出勤）による通信

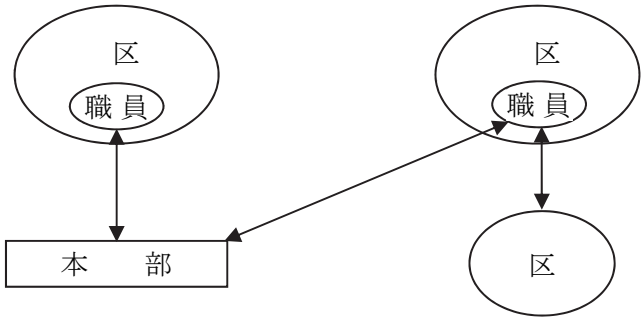

(1) 職員は災害により非常出勤する時は、居住する区または担当する区の現況を把握して出勤し、本部に報告する。（区長から情報を受ける。）

(2) 職員は災害時に退庁するときは居住する区または担当する区に災害対策本部の対策を伝達する。（区長に対策を伝達する。）

第 3　情報通信施設の整備

防災関係機関は、災害の初動期における情報活動の重要性を認識し、情報通信施設の整備を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入など、通信設備の運用体制の強化を図る。

1　無線通信施設の整備

(1) 高浜町

ア　町防災行政無線

災害時における応急対策及び地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、町が設置する無線通信設備である。

《整備目標》

①　防災行政無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。

②　災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を促進する。

③　地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報用受信設備の充実を図る。

④　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備及び携帯無線機の増強を図る。

⑤　町内の主要防災関係機関への通信回線を設置する。

⑥　デジタル化による機能向上を図るとともに、屋外拡声器の双方向通信の活用方法も検

討する。

イ　消防無線

消防及び救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、若狭消防組合が設置する無線通信設備である。

《整備目標》

①　県内の各消防本部と相互に通信することができる共通波の充実を図る。

②　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備及び携帯無線機の増強を図る。

③　消防広域応援体制の確立に備え、全国共通波の充実を図る。

ウ　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の活用

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）とは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から町民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

町は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と各世帯に配布している戸別受信機を直結させ、有効活用できるように整備しており、引き続きその機能を維持していく。

(2) 指定公共機関等の無線通信設備

ア　西日本電信電話㈱

災害時における加入電話のバックアップ装置として、必要最小限度の公衆通信を確保するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に設置する無線通信設備である。

イ　その他の無線通信設備

西日本旅客鉄道㈱、日本赤十字社、電気事業者、金融機関、放送機関、新聞通信社、及び漁業協同組合等が設置する無線通信設備がある。これらの無線通信設備についても、必要に応じて設備の充実に努めるとともに、運用体制の強化を図る。

(3) 無線従事者資格者の育成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

2　有線通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先電話の有効な活用体制を強化する。

このため、防災関係機関は、内部構造において災害時優先電話の位置付けを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知する。また、西日本電信電話㈱福井支店は、電気通信設備の整備と防災管理に努めるとともに、電話網運営体制を整備する。

3　防災相互通信用無線の整備

防災関係機関は、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努める。

《整備目標》

(1) 防災関係機関は、無線局の整備、増強を図る。

(2) 防災関係機関は、想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

4　衛星携帯電話の整備

町及び若狭消防署は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、県から衛星携帯電話の配備を受ける。また、町は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の町民と町の双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

5　緊急警報放送受信機の普及

町及び関係機関は、緊急警報放送受信機の普及に努める。

第４　気象等観測体制の整備

気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を準備するとともに、観測者の観測技術の習熟及び制度の向上を図り、観測体制の整備充実に努める。

また、観測した気象資料の提供について、気象等観測施設の設置者及び管理者は、観測データを共有するなど気象観測体制を強化する。

第５　重要情報の保全

町の一般業務において電子データを用いる比率が高まっている。災害時には電子データが失われる可能性が高くなるため、喪失に備え重要情報に関する電子データをバックアップする機能の充実強化を図る。

なお、役場庁舎では、津波や洪水災害に伴う電子データ関連機器の浸水を防ぐため、高層階にサーバーを設置し電子データの保全を図る。

第６　防災資材・機材の整備点検、調達

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期する。

1　整備資機材等

(1) 警備、救助用舟艇の増強

(2) 特殊車両の増強

(3) その他の災害用装備資機材

ア　空気呼吸器等の救助用資機材

イ　エンジンカッター等の工作用資機材

ウ　トランジスターメガホン等の工作用資機材

エ　ろ水器等の後方支援用資機材

2　保有資機材等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア　機械類

①　不良箇所の有無

②　機能試験の実施

③　その他

イ　物資、機材類

①　種類、規格及び数量の確認

②　不良品の有無

③　薬剤等効能の確認

④　その他

(2) 点検整備結果と措置

点検実施の結果は、常に記録しておくとともに、資機材等に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講ずる。

3　水防資材・機材（水防倉庫等）の整備点検の内容及び方法

(1) 内　　容

ア　融雪洪水前の整備点検

イ　梅雨洪水前の整備点検

ウ　台風来襲及び集中豪雨期前の整備点検

(2) 方　　法

ア　気象の警報等が発令されたときで異状と判断されたときは、臨時に整備点検を行う。

イ　整備点検は、町及び若狭消防署の係員が行い、不良品を発見したときは、速やかに交換若しくは補充しなければならない。

4　消防活動に要する施設等の整備点検

(1) 消防機械器具装備の整備点検及び消防水利等の点検は、若狭消防署の定めるところにより行う。

(2) 化学消火剤等の整備点検については、有効期限について特に留意する。

5　その他資材・機材の整備点検

医薬品、食料品等災害応急対策に必要とする資材・機材物品については、災害発生の時期及び規模を想定して、必要数量等をあらかじめ把握しておく。

第７　災害対策用ヘリポートの整備

町は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。

1　ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定する。

(1) 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。

(2) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は、それぞれ 5%以内であること。

(3) 車両の進入路があること。

(4) 進入区域に障害物がないこと。

回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図

ア　平面図

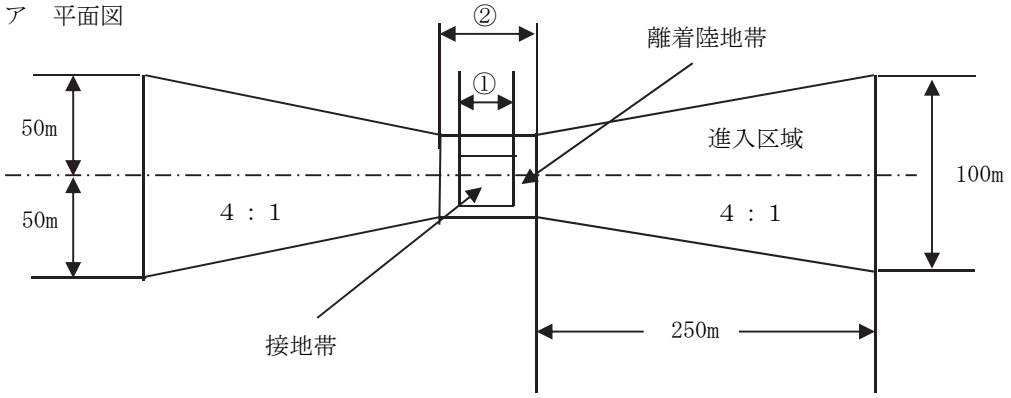

①　接　地　帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
②　離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20m以上を加えた長さとする。
※全長が 20mを越す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。
※離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

イ　進入表面断面図

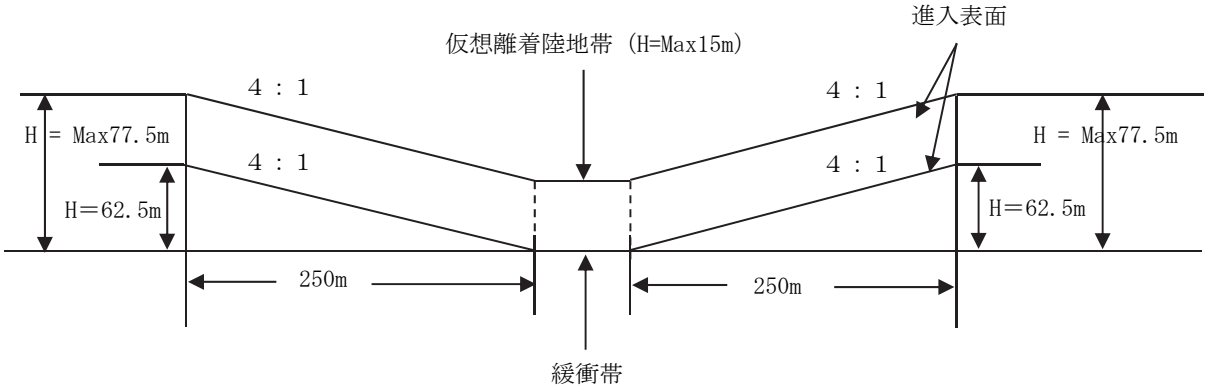

ウ　転移表面断面図
（転移表面は設定せず）

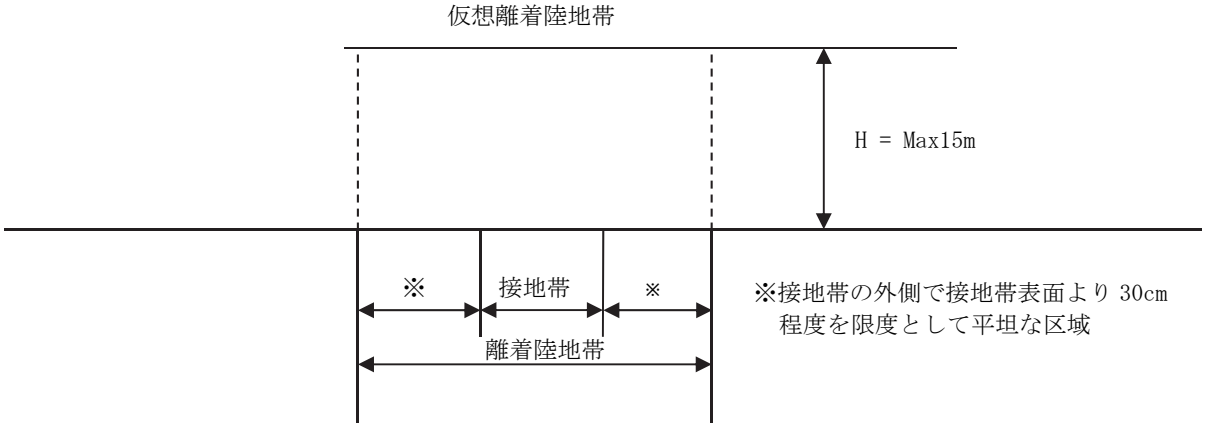

2　県への報告

町は、新たにヘリポートを選定した場合には、町地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。また、既存のヘリポートについて、随時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

(1) ヘリポート番号
(2) 所在地（緯度、経度）及び名称
(3) 施設等の管理者及び電話番号
(4) 無障害地帯面積（○ｍ×○ｍ）
(5) 付近の障害物等の状況（略図添付）

3　ヘリポートの管理

町は、選定したヘリポートの管理について、平素からヘリポートの管理者と連絡を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮しなければならない。

第 8　ライフライン施設等の機能の確保

1　町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

2　町は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第 9　応急仮設住宅建設の準備

災害によって住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅の建設を行う。災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は原則として知事が行うが、知事から委任された場合または知事の実施を待つことができない場合は町が行う。

町は、二次災害が起こる危険性の少ない公共用地において飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育などの諸点を考慮し応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。

また、実施にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

第 10　衛星携帯電話の整備

県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、町及び若狭消防署に衛星携帯電話を配備する。

また、町は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の町民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

資　料

＜2－9－1＞　町防災行政無線一覧表

第 15 節　緊急事態管理体制整備計画

防災安全課	消防団
保健福祉課	若狭消防署
教育委員会	

緊急事態に備えるため、機能的な活動体制の整備を図るための計画である。

第１　階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、小学校区（必要な場合には中学校区等）、町、広域ブロック、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入れ体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

表　防災生活圏の階層ごとの役割

階　層	役　割
自　治　会	・自主防災組織の基礎的単位 ・避難所を設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
小　学　校　区	・自主防災組織の中核的単位 ・拠点避難所、地域情報センターを設定 ・拠点避難所は、避難所への物資等の供給拠点の役割も果たし、地域情報センターは区域内の情報収集・提供の拠点となる ・耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、防災資機材等を備蓄
中　学　校　区	・ボランティアセンター、地域包括支援センターの設置の単位 ・要配慮者に対するサービスの基本的単位ともなる
高　浜　町	・防災活動の司令塔的単位 ・災害時における拠点避難所に対する食料、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄に当たる
嶺　南　圏	・市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る
県	・防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整に当たる

表　階層ごとの施設、設備

階　層	施設・設備
自　治　会	・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材を備蓄
小　学　校　区	・小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄
中　学　校　区	・ボランティアセンター、地域包括支援センターを要配慮者に対する支援の拠点として整備する
高　浜　町	・防災活動や拠点避難所、地域情報センターに対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有する総合防災センターを整備 ・拠点避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄
嶺　南　圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品を備蓄
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備

第２　地域防災活動体制

町は、町民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

1　防災資機材の概要

初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓　練　用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

2　コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設

第３　町防災活動体制

町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、町防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の72時間は対応可能な非常用電源等の整備に努めるとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

また、災害時には緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

町は、災害時において、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当

者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努める。

第４　町消防活動体制

町は、応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備充実に努める。

また、災害時には緊急の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

消防水利	耐震性防火水槽の整備
車　　両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む。）等の整備
資 機 材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用資機材

第５　町の緊急事態管理体制

1　職員に対する防災研修の実施

災害対策本部を早急に立ち上げ、迅速かつ円滑に機能させるとともに、職員自身が自覚と責任を持って行動できるようにするため、本部に従事する職員だけでなく全ての職員に対する幅広い防災研修を実施する。

2　防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

災害時には、防災活動の円滑な推進とともに町民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、町及び県の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

(1) 町及び県の防災行政無線の整備

県防災行政無線（防災情報ネットワーク）については、地上系と衛星系及び有線の３ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保するよう努める。

町の防災行政無線は、移動系未設置町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。

さらに震度情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。

(2) 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段、経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や西日本電信電話㈱等の電話回線、農協等の有線放送、さらには、テレビやラジオ、ＣＡＴＶ等の放送媒体など多様な媒体の活用を進める。

3　町民に対する情報連絡・伝達設備及び体制の整備

(1) 多様な媒体の活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と町民等に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、コミュニティ放送局、ＦＭ文字多重放送、戸別受信機、一斉電話配信システム、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、地上デジタル放送等新たな媒体の活用を図り、コミュニティ放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進める。

また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネットシステム（県及び町が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）を含む。）、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用を図る。

さらに、県内で設置されているＣＡＴＶ局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進める。

(2) 要配慮者に対する情報連絡・伝達設備及び体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備及び体制の整備については、本章第 21 節「要配慮者災害予防計画」による。

4　緊急輸送路の確保体制の整備

(1) 公共交通機関による輸送の確保対策

速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、町、交通事業者、県等の関係機関においてマニュアル化を図る。

5　県との連携強化

(1) 町トップセミナーの開催

町は、防災に関する第一線の行政機関である市町の首長などの幹部職員を対象に、県や国の防災に対する基本的な考え方や主要な施策を紹介し、防災行政に対する理解を深めるために県が開催するセミナーを受講する。

(2) 町防災担当者実務研修会の開催

町は町地域防災計画の改定を推進するため、県が実務担当者に対して開催する計画に関する研修会を受講するとともに、各種の情報の提供を受ける。

また、定期的な実務研修会の開催により、町の防災行政の積極的な推進を図る。

(3) 市町間の広域応援協定の締結

県内で災害が発生した際、全ての市町が相互に協力し、広域的に各種の応援を実施、受け入れるため、県と全市町による包括的な相互広域応援体制を充実する。

6　企業等との連携強化

(1) 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化

県及び町は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努める。

7　県及び町は、国民保護の対応と併せて、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24 時間即応できる体制の整備を検討する。

第６　公的機関等の業務継続性の確保

県、町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第７　公共建物等における番号標示

１　標示番号の周知

町は県と連携し、近隣府県、自衛隊等のヘリコプターによる上空からの建物の識別を容易にするため、公共建物等の屋上に整備した識別番号について、各建物の名称、所在地、識別番号等を記載した一覧表を県警察本部、近隣府県、自衛隊、町及び若狭消防署等にあらかじめ送付し、周知を図る。

２　標示番号の管理

各建物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第８　活動体制の整備

活動体制の整備にあたっては、地域の実情に応じ計画的に整備する。

また、事業の実施にあたっては、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。

第 16 節　防災知識普及計画

防災安全課	消防団
保健福祉課	若狭消防署
教育委員会	

災害から町民の生命、身体、財産を守るためには防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。この考えのもと、町民等に対して広く防災知識及び防災思想の普及高揚及び、その実践訓練に努め、地域防災体制の確立を図る。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

第１　防災知識の普及内容

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項で、防災知識として普及すべき内容は次のとおりとする。

1　地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制の概要
2　気象災害及び地震災害に関する一般知識
3　災害の種別と特性
4　災害に対する心構え
5　平常時の心得（非常持出品の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策）
6　最低 3 日間、推奨 1 週間分の水・食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄の備蓄
7　早期避難の重要性等災害発生時の心得
8　警報等発表時、避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
9　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の整備
10　被害報告及び避難方法の徹底
11　過去の災害の記録、過去の主な被害事例
12　町における被害想定
13　浸水想定区域、土砂災害危険箇所等
14　災害復旧等の生活確保に関する知識
15　各機関の防災対策
16　その他必要な事項

第 2　防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用すると同時に、関係機関の協力を得て知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行う。

1　有線放送、広報紙等の利用

有線放送、広報紙またはパンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）の利用、マニュアルの作成等により防災意識の高揚を図る。

2　立看板、懸垂幕等の掲示

防災週間、出水時期には立看板、懸垂幕等を掲示し、広く町民に対し注意を促す。

3　広報車の巡回

台風期、火災期に随時広報車を出動させ、地域内を巡回し広報する。

4　講演会、映画会、座談会、防災知識啓発等の開催

区、婦人会、その他の団体及び事業所等を通して開催する。(要配慮者にも十分配慮する。)また、防災週間等に合わせての防災知識啓発行事を開催する。

5　講習会の開催

防災管理者、危険物取扱者等、防火責任者に対して講習を行う。

6　防火訓練の実施

各種防火訓練を実施して、適確な応急活動の周知と防災知識の普及を図る。

7　インターネットの活用

高浜町ホームページ等を利用して、防災知識の普及を図る。

8　報道機関を通じた広報

9　防災週間等に合わせての防災知識啓発行事の開催

10　防災週間等に合わせての防災訓練の実施

11　防災パンフレット、ハザードマップ、災害発生時の行動マニュアル等の配布

12　町民運動としての地域的取組みの推進

13　メールマガジンの携帯電話等への発信

第 3　防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等の非常対応マニュアルを作成し、活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1　研修の方法

(1) 講習会、講演会等の開催

(2) 見学、現地調査等の実施

(3) 防災活動手引書等の配布

(4) 訓練による実践的研修

2　研修の内容

(1) 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

(2) 非常参集の方法

(3) 気象、水象、地象等災害発生原因についての知識及び各種災害の特性

(4) 防災知識と技術

(5) 防災関係法令の運用

(6) その他必要な事項

第４　町民に対する教育

1　学校における防災教育

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(1) 児童生徒に対しての防災教育

ア　災害発生原因に関する知識の向上

イ　避難その他防災知識の習得

ウ　自主防災思想のかん養

エ　学校教育における防災知識の指導

オ　防災訓練の実施

カ　学校行事における指導

キ　その他必要な事項

(2) 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

2　防災上重要な施設の管理者等の防災教育

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

3　社会教育

関係機関、団体等と連携して、職場一般家庭にある社会人を対象として、適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により、防災知識の向上を図る。

4　事業者等に対する防災知識の普及啓発

町は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、県及び商工団体、事業者団体、地域団体等を通じて防災計画の作成を指導する。

5　要配慮者に対する防災知識の普及

防災知識の普及を行う際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第５　災害教訓の伝承

町民は自ら災害教訓の伝承に努める。町は災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

資　料

＜2－16－1＞　有線放送施設の現況

第 17 節　防災訓練計画

防災安全課	若狭消防署
教育委員会	
消防団	

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と、実戦的能力のかん養に努めるとともに、防災関係機関の連携と防災体制の整備を強化する。

第１　実施責務及び協力

1　災害予防責任者は、個別または協力して必要な訓練を行う。

2　災害予防責任者の属する機関の職員、従業員は、防災計画等の定めるところにより、防災訓練に参加する。

3　町民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加、協力する。

4　災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第２　訓練の種別

1　実地訓練

(1) 水防訓練

町水防管理団体及び県は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、個別にまたは相互に協力して水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは相互に協力して訓練を実施する。特に学校、病院、工場、興業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進する。

(3) 救助救護訓練

町及び県等災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、おおむね次の事項等について訓練を実施する。

ア　避難

イ　炊き出し、給水

ウ　物資輸送

エ　医療助産

オ　救出

(4) 通信連絡訓練

町及び各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施する。

(5) 災害情報連絡訓練

気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に実施するため、連絡

体制の強化を主に実施する。

(6) 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局によって、県、町及び各防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

(7) 非常招集（参集）訓練

町、県及び防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施する。

(8) 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

2　総合防災訓練

町は、県その他防災関係機関及び町民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練を毎年１回以上実施する。

3　自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

町及び県は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第３　訓練の時期及び場所の選定

訓練はこの計画にあげているすべての災害を想定するとともにあらゆる災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定のもとに、その種別、規模によって訓練効果のある時期、場所等を選び実施する。

第４　訓練の方法及び訓練記録

実施機関が単独または他の機関と共同していくつかの訓練を組合わせて実施するなど効果が上がるよう検討するとととともに、実施結果を記録しておく。

第５　防災訓練に関する普及啓発

町防災総合訓練や県、事業所等による防災訓練の参加者となる町民に対して、県や町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第 6　訓練実施計画

訓練種別	訓練細目	主な実施機関	実施回数
水防訓練	水防工法一般	高浜町 若狭消防署 防災関係機関	年 1 回以上
消防訓練	一般火災警防訓練 特殊火災警防訓練 救出、救助訓練	同上	同上
避難救護訓練	避難訓練 食料調達訓練 救護訓練	同上	同上
通信連絡訓練	非常有線通信訓練 非常無線通信訓練 災害情報連絡訓練	同上	同上
非常招集訓練	職員動員訓練	同上	同上
防災総合訓練	各種総合訓練	同上	2 年に 1 回
自治会レベルの防災訓練	参集訓練 資機材取扱訓練 炊出し訓練 物資配布訓練 初期消火訓練　等	高浜町 自主防災組織 自治会	適時

第 7　要配慮者に対する配慮事項

防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第 18 節　文化財災害予防計画

防災安全課 教育委員会 若狭消防署

災害から文化財を守り、後世に継承または伝承するために、その保全を確保するのに必要な計画である。

第１　文化財の災害予防対策

有形文化財は、風水害、雪害、地震、火災、落雷などの災害により失われることが予想されるので、文化財の所有者、管理者等関係者は、防災関係機関と協力して次の事項について徹底を期する。

1　火災予防体制

(1) 防火管理体制の強化

(2) 文化財に対する環境の整備

(3) 火気使用の制限

(4) 消防訓練の実施

(5) 教育委員会、消防機関による合同立入検査の実施と指導

2　風水害、雪害等予防体制

(1) 建造物、立木等暴風時における倒壊、破損の防止対策

(2) 豪雨出水時における文化財の浸水被害防止及び保護対策

(3) 建造物、立木等積雪時における雪おろし等の早期除雪対策

3　防火施設の整備強化

(1) 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化

(2) 消火設備（消火器、消火栓、スプリンクラー等）の整備

(3) 避雷設備、防火壁、避難通路等の整備

(4) 搬出可能物件の非常搬出先の選定

4　その他

防災意識の向上と普及徹底のための映画会、講演会等の広報活動の実施

資　料

＜2－18－1＞　町の文化財一覧

第 19 節　医療救護予防計画

保健福祉課

災害時の医療救護活動の確保について、初期医療体制等の整備を図るための計画である。

第１　医療救護活動体制の確立

1　初期医療体制の整備

町は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておく。

2　広域的応急医療体制の確立

国、県、町及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネットふくい）及びＥＭＩＳの利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行う。

3　医療救護所間の情報通信体制の整備

町は、医療救護所の予定施設として、病院や保健福祉センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

こうした端末のオペレーターの確保・育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

4　被災者の心のケア対策

県は地元医師会と協力して、精神科医を確保し、災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。

町は、チームの活動場所の確保を図り、被災者の心のケアに努める。

第 20 節　自主防災組織等整備計画

防災安全課 消防団

災害時における防災応急活動については、防災関係機関はもとより、地域住民の協力がなければ万全を期し難いので、地域の連帯感を基に、自主防災組織を行政区・事業所単位で整備育成する。

第１　組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

1　地域の防災組織

町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

2　施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所、興業所等の施設及び危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの

3　各種団体の防災組織

婦人団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

第２　地域の自主防災組織の設置

1　自主防災組織の重点推進地区

全町的に設置を推進するが、特に、次の被災危険の高い地域を重点において推進を図る。

(1) 風水害多発地区

(2) 家屋等の密集地区

2　自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して町民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

(1) 町民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

(2) 地理的状況、生活環境等からみて、町民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

3　組織編成及び活動内容

(1) 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と非常時の活動内容を定めることとする。

自主防災組織

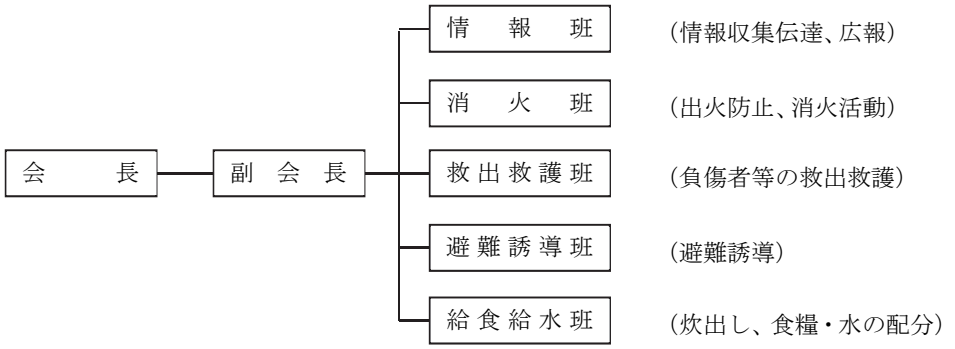

(2) 平常時または災害発生時の活動内容

ア　平常時の活動例

対　策	内　　容	担　当
消火対策	・火災予防の啓発 ・火気使用設備器具等の点検を指導 ・延焼危険地区、消防水利等の把握	消火班 〃
救出対策	・救出用資器材の整備計画の立案 ・建築業者への重機の事前協力要請	救出救護班 〃
救護対策	・各世帯へ救急医薬品の保有指導 ・応急手当講習会の実施 ・負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班 〃 〃
情報対策	・情報の収集、伝達方法の立案 ・町内防災関係機関や隣接自治会との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立 ・防災意識の普及	情報班 〃 〃
避難対策	・避難対象地区の把握 ・避難路の決定と周知 ・自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	・各世帯への非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導 ・飲料水が確保できる場所の把握 ・炊出し、配分計画の立案	給食給水班 〃 〃 〃

対　策	内　　容	担　当
防災訓練	・個別訓練（避難誘導、初期消火、救出救護等）の随時実施 ・町が行う防災訓練への参加 ・町民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施（町内防災点検の日）	各　班 〃
備蓄	・各班の活動に必要な資機材、物資の順次備蓄 ・備蓄資機材、物資の管理、点検	各　班 〃

イ　災害発生時の活動例

対　策	内　　容	担　当
消火対策	・各自家庭における火の始末 ・初期消火の実施 ・延焼の場合は消火班出動	全　員 〃 消火班
救出対策	・初期救出の実施（被災者の救出救護） ・建設業者への応援要請	救出救護班 〃
救護対策	・軽傷者は各世帯で処置 ・各世帯で不可能な場合は救護班が処置 ・重傷等の医療機関への搬送	各世帯 救出救護班 〃
情報対策	・各世帯による情報班への被害状況報告 ・情報の集約と町等への連絡 ・隣接自治会等との情報交換 ・重要情報の各世帯への広報 ・町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供 ・防災関係機関からの災害に関する情報を地域町民に伝達	各世帯 情報班 〃
避難対策	・避難路の安全確認 ・避難者の誘導（組織的避難の実施） ・自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	・飲料水の確保 ・炊出しの実施 ・飲料水、食料などの公平分配	給食給水班 〃 〃

第３　施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

第４　事業所等における自衛消防組織

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び消防計画を作成し、効果的な防災活動が行えるような自衛消防組織を整備するよう努める。

また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

さらに、町は商工会・商工会議所と共同して事業者等の事業継続力強化を支援する取り組みの実施に努める。

第５　町の措置

1　広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

2　防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

3　防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

4　自主防災組織の環境整備

多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

5　活動資機材・設備の整備

町は、地域ごとの防災組織の設置及び育成を図り、自主防災組織の活動資機材・設備の整備、訓練の実施に努める。

6　災害情報の伝達、協力要請

町は、災害時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講ずる。

第６　自主防災組織と自衛消防組織の連携

町及び県は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第７　地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高浜町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

また、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 21 節　要配慮者災害予防計画

防災安全課	教育委員会
保健福祉課	
建設整備課	

心身に障がいを有する者、病弱者、高齢者、乳幼児、妊婦及び外国人等は、災害発生時に必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動が困難である。町は、このような災害対応能力が弱い「要配慮者」である人びとを保護し、安全の確保を図る。

第１　高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

１　福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

２　避難路の整備及び確保

社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

第２　災害応急体制の整備

１　社会福祉施設の耐震化等

町及び県は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など社会福祉施設等の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。

２　社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておく。

３　地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の町民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、地域防災計画に基づき防災担当課と保健福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下、「避難支援プラン」という。）を整備するよう努める。

避難行動要支援者の名簿等については、地域における避難行動要支援者の住居状態や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎

の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

4　避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

また、町は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む。）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

5　福祉避難所の指定及び周知

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所(以下、「福祉避難所」という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定にあたっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。

第３　避難行動要支援者の避難支援

1　避難支援等関係者となるもの

町は、町内の自主防災組織、区長、民生委員・児童委員及び消防警察機関を避難支援等関係者とし、避難行動要支援者名簿を提供する。

なお、社会福祉協議会等についても、避難支援等関係者とすることができるよう協議する。

2　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

(1) 自主防災組織の調査により名簿に掲載する者の範囲

ア　地区内で避難支援が必要と思われる人

(2) 町福祉部局の共有情報に基づく調査により名簿に掲載する者の範囲

施設入居者を除いた、下記に該当する人 ア　一人暮らし高齢者（70 歳以上）で支援が必要な者 イ　高齢者のみ（70 歳以上）の世帯に属する者で支援が必要な者 ウ　要介護認定者（要介護 3 以上） エ　重度障がい者 オ　難病患者で支援が必要な者 カ　その他災害時の安全な避難において支援が必要な者 ※重度障がい者：身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳Ａ、精神保健福祉手帳 1・2 級

3　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に際し、必要な個人情報については、次の方式の組合せにより集約する。

(1) 共有情報方式：保健福祉課との共有情報により名簿を作成する。

(2) 必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努める。

4　名簿の更新

町は、自主防災組織、区長、保健福祉課及び民生委員・児童委員等と連携して、随時、名簿の追加や修正を行い、年１回はすべての名簿の更新を行う。

5　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

名簿については、詳細な個人情報を含むものであるから、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、情報管理に特段の配慮をしなければならない。

6　要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

町は、災害時において、避難行動要支援者及び避難支援関係者等に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線（戸別受信機及び屋外スピーカー）による放送、非常用サイレンの吹鳴をはじめ、広報車、ＣＡＴＶ、緊急速報（エリア）メール等の多様な情報伝達手段の活用を図る。

また、自主防災組織、区長及び民生委員・児童委員は、避難行動要支援者に対して確実に避難情報を伝達するとともに、あらかじめ災害が想定される場合は、事前の避難を促すとともに、事前避難した避難行動要支援者情報について確実に把握する。

7　避難支援者等関係者の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保については、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた協議の上でルール化し周知する。また、避難行動要支援者に対して理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることの理解を促す。

第４　情報連絡・伝達設備及び体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図る。

また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、手話通訳者の確保に努める。

その他、県及び町は、外国人避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化の情報伝達体制等の整備に努める。

第５　避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努

める。

第 6　防災知識の普及

1　要配慮者に対する防災知識の普及

町は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

2　社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第 7　防災訓練における配慮事項

町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第 8　要配慮者に対する災害対策の配慮

町は、各災害対策を講ずるにあたっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。

1　要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
2　生活支援のための人材確保
3　障がいの状況等に応じた情報提供
4　粉ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とするものに対する当該食料の確保、提供
5　避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
6　避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
7　避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第 9　外国人等に対する対策

前記以外の要配慮者としては、外国人、旅行者等が考えられる。

これらの人びとに対しては、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりを検討する。

1　在住外国人の把握

町は、県と連絡調整の上、各地域に住む外国人について把握するよう努める。

2　情報伝達体制の整備

町は、県と協力して、外国人に対し適切な情報を提供するため、外国語通訳者及びボランティア等の把握や育成に努め、把握・協力システムの整備に努める。

また、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

3　予防対策等

(1) 外国人や旅行者等に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(2) 通訳者等の確保やボランティア団体の協力により、外国人のサポート体制の推進に努める。

4　防災知識の普及啓発

町は、県と協力して、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。

5　外国人を含めた防災訓練等の実施

町は、県と協力して、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

また、町は、県と協力して、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

6　外国人相談体制の充実

町は、県と協力して、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第 22 節　ボランティア育成・確保計画

保健福祉課

相当規模の災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や育成、既存のボランティアの活用等を推進する。

第１　平常時におけるボランティアの育成

地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成及びボランティアグループの横断的な組織化等を図る。

1　ボランティアの育成

高浜町社会福祉協議会は、町民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成に努める。

(1) ボランティア広報誌の発行等

(2) ボランティアの養成・研修事業の実施

2　既存ボランティアの活用

町は、災害ボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、現在既に組織されている青年団、婦人会等既存の各種のボランティア団体の活用を図るとともに、広報や普及啓発活動等により登録者の増加を図る。

第２　ボランティア活動環境の整備

ボランティアには、専門知識や経験、特定の資格を有するボランティア（専門ボランティア）と避難収容施設等での炊き出しや支援物資の管理や配布、住居に運ばれてきた土石、竹木等の除去等の特別な資格を必要としないボランティア（一般ボランティア）がある。

町は、県、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

災害ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入し、県、町及び社会福祉協議会は、その普及啓発に努める。なお、ボランティア活動保険の加入手続は、原則としてボランティアの派遣元で行う。

第３　リーダー、コーディネーター等の養成

町は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成、設置支援を図るとともに、事業所や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。

このほか、個人のボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等により、グループづくりの支援を行う。

第 23 節　避難対策計画

各課共通

第１　計画の方針

町民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努めるとともに、避難路の点検、避難所の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

なお、町は、災害の危険が切迫した緊急時において、町民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定し、町民に対し周知徹底を図る。

また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

第２　指定緊急避難場所

1　指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、町は災害対策基本法施行令（以下、「政令」という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、町民等に対して周知徹底を図る。また、避難場所の指定にあたっては、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮し、港湾・漁港やヘリコプターの緊急離着陸場との調整を図る。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定にあたっては、町は被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

2　指定緊急避難場所に関する通知等

町は、指定緊急避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは町長に届出を行う。

町は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3　町民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについ

て、日頃から町民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第３　指定避難所

１　避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、町民に対して周知徹底を図る。

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造または設備を有する耐震性施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から町民等への周知徹底に努める。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

避難所として指定した建築物において、備蓄のためや救援物資の集積スペースを確保する。さらに、避難者とともに避難すると考えられる家庭動物等の飼育スペース等の確保についても検討する。

また、町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災安全課と保健福祉課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の利用等を含めて検討するよう努める。

２　指定避難所に関する通知等

町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは町長に届出を行う。

町は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

３　避難所の備蓄

町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マス

ク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4　避難所の設備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

5　避難所の運営管理に必要な知識等の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町民等への普及にあたっては、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第 4　避難路等避難誘導体制の整備等

1　町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備し、避難誘導マップ等を作成し、町民に対して周知徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

2　避難誘導にあたっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置し、高齢者や障がい者、傷病人等の要配慮者は最優先での避難誘導・移送とすると共に、外国人や旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

3　台風等による高潮災害を考慮し、高潮危険に対する避難勧告等の基準の習熟をしておく。

第 5　広域避難のための体制整備

県及び町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県及び町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

第 6　避難所運営体制の整備

1　町は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

2　避難者の自治体制

町は、避難所運営の円滑を図るため運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予

定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成し、マニュアルに従った運営に努める。

3　施設管理者の支援体制

避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

第７　避難所情報通信体制の整備

1　避難所へのパソコン設置

避難所、医療救護所の予定施設として、小中学校や公民館、病院や保健福祉センター、社会福祉センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

2　オペレーターの確保及び常設ネットワーク化

端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するために、常設のネットワークを開設する。

第 24 節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画

総務課	産業振興課
防災安全課	上下水道課
住民生活課	

災害発生時における町民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第１　個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であることから、町は、町民に対し、2、3 日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備等の啓発、普及を図る。

第２　町の備蓄

町は、各避難所または区単位に生命、生活を維持するために最低限必要なものを分散備蓄するよう努める。

また、通常の食料等を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

第３　必要物資調達体制

1　関係業界団体等との協定締結

町では、現在関係業者等との協定は締結していないが、今後、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、町は、地元商店、業者等の能力や実績を勘案し、地元業者、農協等と協定を締結するよう努める。

2　物資調達のマニュアル化

町は、必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先及び連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

3　事業者団体等との連携

町は、農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第４　給水のための対策

町は、水道施設が被害を受けたときの緊急用飲料水の確保のため、避難所に緊急ろ水装置や貯水槽の整備を行う。

第 25 節　原子力災害予防計画

防災安全課

本町は、原子力災害を未然に防止するため、原子力発電所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するように努め、別に定める「原子力災害対策編」により、防災体制の整備強化を図る。

第 26 節　広域的相互応援体制整備計画

防災安全課

大規模災害における広域の相互応援体制を整えるための計画である。

第１　県内広域相互応援体制

１　福井県・市町災害時相互応援協定

県及び町は、町独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

２　福井県広域消防相互応援協定

町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第２　県外広域相互応援体制

県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した市町村との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

第３　協定締結機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法・窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第４　広域応援・受援体制の整備

町及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

県は、国や町等と協力し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努める。

第３章　災害応急対策計画

この章は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画について定める。

第１節　緊急活動体制計画

各課共通

町の地域内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第１　配備体制

１　職員の配備基準

災害が発生した場合または発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■配備基準（風水害）

配備	配　備　基　準	配備要員
災害対策準備体制Ⅰ	1．高浜町に各注意報が発表されたとき。 2．各課（局・室）長が必要と認めるとき。	全職員は今後の情報に注意し連絡の取れる体制をとる
災害対策準備体制Ⅱ	1．高浜町に各種警報が発表されたとき。 （波浪警報・高潮警報は配備要員自宅待機） 2．関屋川（小和田水位観測所）の水位が、水防団待機水位（1.60m）を超え氾濫注意水位（2.20m）を超えるおそれがあるとき。 3．その他防災安全課長が必要と認めるとき。	総務課・ 産業振興課・ 防災安全課・ 建設整備課・ 保健福祉課・ 住民生活課・ 教育委員会 各 4 名以上登庁 その他職員自宅待機
災害警戒本部設置	1．高浜町に各種警報、土砂災害警戒情報が発表され、避難所等の開設準備が必要であるとき。 （波浪警報・高潮警報は配備要員自宅待機） 2．関屋川（小和田水位観測所）の水位が、氾濫注意水位（2.20m）に達し、避難判断水位（2.50m）を超えるおそれがあるとき。 3．その他防災安全課長が必要と認めるとき。	総務課・ 産業振興課・ 防災安全課・ 建設整備課・ 保健福祉課・ 住民生活課 全員登庁 その他職員 自宅待機

配備		配　備　基　準	配備要員
災害対策本部設置	第一配備	1．関屋川（小和田水位観測所）の水位が、避難判断水位（2.50m）に達し、氾濫危険水位（2.80m）を超えるおそれがあるとき。 2．災害発生が予想されるとき、または発生したとき。 3．高浜町に各種特別警報が発表されたとき。 4．その他町長が必要と認めるとき。	総務課・ 産業振興課・ 防災安全課・ 建設整備課・ 保健福祉課・ 住民生活課 全員登庁 上記以外の各課長及び職員3名以上登庁 その他職員 全員自宅待機
	第二配備	1．第一配備体制では対処できない規模に災害が拡大するおそれがあるとき。 2．その他町長が必要と認めるとき。	職員全員
	第三配備	1．町内全域にわたる災害が発生し、局地的な災害であっても被害が特に甚大なとき。 2．その他町長が必要と認めるとき。	職員全員

2　配備の決定

各課長は、災害情報を収集し災害情報及び必要な対策を町長に報告する。町長は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

各課長は必要と認める範囲内において防災安全課長と協議のうえ動員数を適宜増減することが出来る。

なお、各課長は、あらかじめ職員の中から配備要員を指名しておく。

3　消防団の動員計画

消防団の動員については、若狭消防署消防長または若狭消防署長の所轄の下に行動する。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長に命令することがある。

第２　職員の動員

1　動員方法

本部長（町長）は、各対策部長に配備及び動員を連絡する。各対策部長は、必要な体制及び動員を関係各班長に指示し、各班長は、所属職員に連絡する。

連絡は、電話及び庁内放送を用いる。

勤務時間外の場合は、非常連絡網により連絡する。

2　参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の所属先とする。

3　動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

第３　災害警戒本部

1　設置基準

防災安全課長は、警戒活動の必要があると認める場合は、町長の承認を得て必要な職員を配備し、庁内に災害警戒本部を設置する。

2　組　織

災害警戒本部は、災害対策本部の組織を準用する。

3　指揮の権限

災害警戒本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■災害警戒本部の権限の委任

災害警戒本部
第１位　副町長
第２位　防災安全課長
第３位　建設整備課長

4　運　営

災害警戒本部の活動は、次のとおりである。

■災害警戒本部・支部の活動内容

○　災害情報の収集
○　関係機関との連絡・調整
○　災害危険箇所の警戒巡視
○　所管施設の警戒巡視及び予防措置
○　軽微な被害への応急対策
○　町民への災害広報

5　災害警戒本部・支部の廃止

防災安全課長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、町長の承認を得て災害警戒本部を廃止する。

6　災害対策本部への移行

町長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

第４　災害対策本部

1　設置基準

災害対策本部は、高浜町災害対策本部条例の規定により、次の設置基準に該当し、町長が必要と認めたときに設置する。

■災害対策本部の設置基準

○　大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき ○　災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき ○　気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく気象、地象若しくは水象に関する情報または警報を受け、非常配備体制の必要が認められたとき

2　設置場所

災害対策本部は、庁内に設置する。庁内が被災のため使用できない場合は、災害の状況により被災地に近い公共施設等に設置する。

■本部の代替場所

本　部	①　瑞祥苑　　②　保健福祉センター

3　災害対策本部設置の通知

防災安全課は、災害対策本部を設置、または廃止したときは、次の機関にその旨を通知する。また、庁内及び町民に対し、電話、有線放送その他的確迅速な方法で周知する。

公　表　先	方　　法	担　　当
福井県知事	電話、防災行政無線、電報、口頭	総務課
小浜警察署	電話、電報、連絡員	
防災会議構成機関	電話、防災行政無線、電報、口頭	
隣接の市町長	電話、防災行政無線、電報	
町の関係機関	口頭、電話、庁内放送	
若狭消防署	口頭、電話	
町民・一般	電話、有線放送、電報、口頭	
小浜海上保安署	電話、口頭	
報道機関	口頭、文書、電話、電報	

4　指　揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■災害対策本部の権限の委任

災害対策本部
第１位　副町長
第２位　防災安全課長
第３位　建設整備課長

5　本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

本　部　長	町　　長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副 町 長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本　部　付	教 育 長	本部長、副本部長を補佐する。
本　部　員	各 課 長	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。
班長・班員	各課次席の職員課員等	本部員の命を受け、災害対策にあたる。

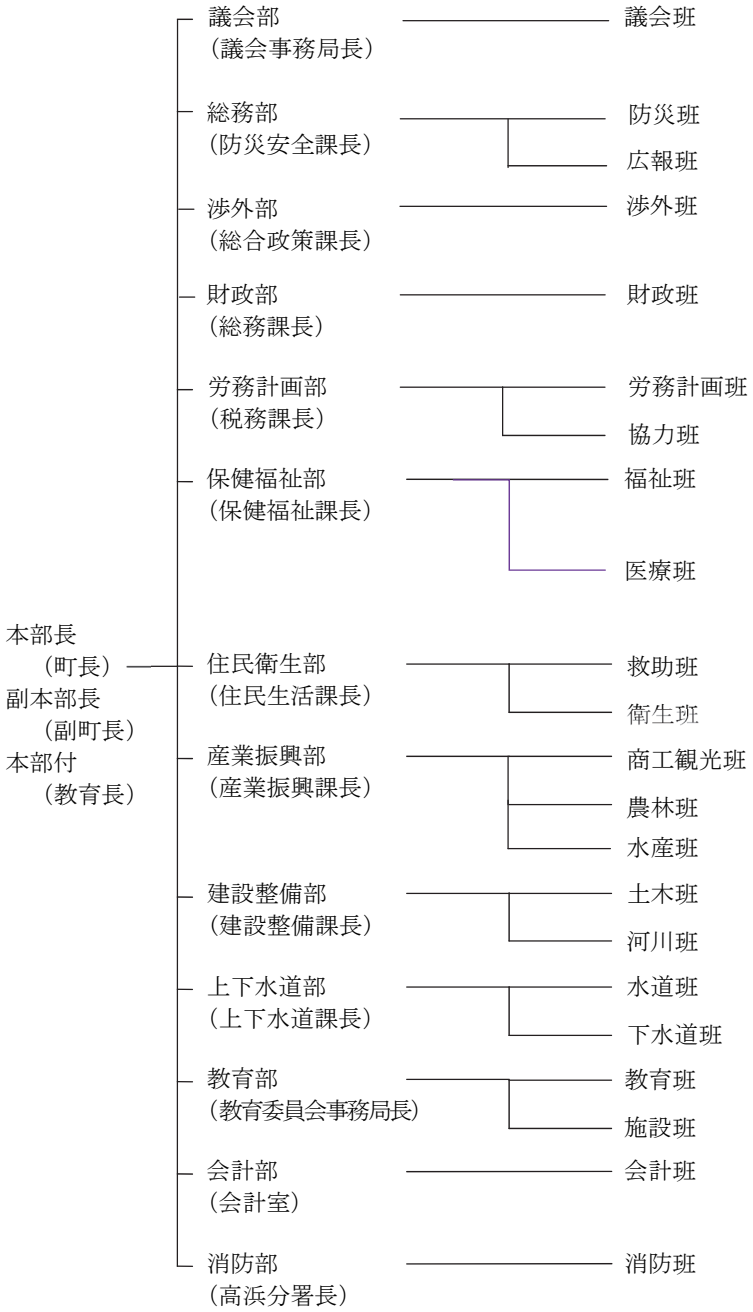

(1) 分担任務

ア　本部には、部、班をおき、部には部長、班には班長をおく。

イ　部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

ウ　対策会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議する。

エ　分掌事務表に定めていない事項については、対策会議でその都度定める。

オ　班長は、当該班の所属事項について応急対策にあたる。

(2) 災害対策本部事務分掌

部名	部長	班　名	班の編成	事務分掌
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局	1　議会との連絡調整に関すること。 2　他の班の応援に関すること。
総務部	防災安全課長	防災班	防災安全課 総　務　課	1　全般の企画立案に関すること。 2　本部の設置、廃止に関すること。 3　各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 4　自衛隊の派遣要請に関すること。 5　町防災会議に関する事務に関すること。 6　退避及び避難に関する計画に関すること。 7　各種制限措置の解除に関すること。 8　近隣市町との相互応援に関すること。 9　班長以上による対策会議に関すること。 10　国、県に対する要請に関すること。 11　予（警）報、情報、気象情報の収集及び連絡に関すること。 12　非常配備に関すること。 13　職員の配備に関すること。 14　防災行政無線による通信に関すること。 15　被害状況の収集及び取りまとめに関すること。 16　専門家の派遣及び調査機器に関すること。 17　水防資器材の輸送、調達に関すること。 18　水位、雨量、その他気象情報の送受に関すること。 19　その他水防全般の事務に関すること。

部名	部長	班　名	班の編成	事務分掌
総務部	防災安全課長	広報班	防災安全課	1　報道関係機関との連絡に関すること。 2　災害広報資料の収集及び提供に関すること。 3　災害対策記録、写真等の整備に関すること。 4　住民への広報に関すること。 5　有線放送施設の維持、復旧に関すること。 6　災害救助法に基づく救助事務全般に関すること。
渉外部	総合政策課長	渉外班	総合政策課	1　緊急時における国､県等との連絡調整に関すること。 2　中央各省庁、視察団、調査団に対する陳情・資料の取りまとめに関すること。 3　自衛隊、その他救援隊の受入れに関すること。
財政部	総務課長	財政班	総　務　課	1　災害関係の予算措置に関すること。 2　町有財産の被害状況の把握及び復旧に関すること。 3　救援物資等の受理及び管理に関すること。 4　非常用主食の配分に関すること。 5　本部用車両の配車管理に関すること。 6　本部職員の宿舎に関すること。 7　義援金の受付に関すること。
労務計画部	税務課長	労務計画班	税　務　課	1　労務供給計画に関すること。 2　各協力機関の配置、指揮監督に関すること。 3　緊急車両の調達に関すること。
		協力班	税　務　課	1　人員・物資輸送計画に関すること。 2　応急救助、応急対策に要する労働力の供給に関すること。 3　緊急物資輸送のための船舶の借り上げ及び応急輸送に関すること。
保健福祉部	保健福祉課長	福祉班	保健福祉課	1　ボランティアの受入れ、配備に関すること。 2　炊き出しに関すること。 3　災害時における要配慮者の支援に関すること。 4　福祉施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 5　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 6　福祉相談体制の整備に関すること。
		医療班	保健福祉課	1　医療品等の調達に関すること。 2　救護所の設置に関すること。 3　救急患者輸送に関すること。 4　被災者の緊急時医療措置に関すること。 5　健康相談体制の整備に関すること。

部名	部長	班　名	班の編成	事務分掌
住民衛生部	住民生活課長	救助班	住民生活課	1　避難所の開設に関すること。 2　住民の退避・避難、立ち入り制限、救助等に関すること。 3　生活必需品物資の供給に関すること。 4　被災者の住民登録に関すること。
		衛生班	住民生活課	1　食品衛生・清掃・汚物処理に関すること。 2　感染症予防、その他防疫に関すること。 3　汚染飲食物の摂取規制に関すること。 4　汚染の除去等に関すること。 5　遺体の処理及び火葬・埋葬に関すること。 6　住民相談体制の整備に関すること。
産業振興部	産業振興課長	商工観光班	産業振興課	1　商工業関係被害調査及び災害対策に関すること。 2　観光人口の把握と観光客の避難に関すること。 3　観光施設の被害状況調査に関すること。 4　風評被害の影響の軽減に関すること。 5　被災中小企業、被災農林畜産水産業者に対する支援に関すること。 6　交通対策に関すること。 7　生活必需物資の調達に関すること。
		農林班	産業振興課	1　農林産物の災害防止対策及び被害状況調査に関すること。 2　被害農林産物の応急技術対策に関すること。 3　農林産物の採取、出荷の規制に関すること。 4　家畜の感染症予防、防疫、被害家畜の調査に関すること。 5　応急物資（主要食料・そ菜果実）の調達供給に関すること。 6　耕地、農業用施設の災害防止及び被害状況調査に関すること。 7　治山、林道、その他林業用施設の災害防止及び被害状況調査に関すること。 8　治山、林道、その他林業用施設の応急復旧に関すること。
		水産班	産業振興課	1　漁船、漁具の被害調査及び被害防止に関すること。 2　漁港、漁港施設の災害防止及び被害状況調査に関すること。 3　水産物の採取、出荷の規制に関すること。

部名	部長	班　名	班の編成	事務分掌
建設整備部	建設整備課長	土木班	建設整備課	1　公共土木施設の被害調査に関すること。 2　道路、橋梁の確保、水防応急対策に関すること。 3　交通事情の把握に関すること。 4　応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公共住宅の建設に関すること。 5　災害記録、写真の整備に関すること。
		河川班	建設整備課	1　河川の災害防止及び被害調査に関すること。 2　水防応急対策に関すること。
上下水道部	上下水道課長	水道班	上下水道課	1　水道施設の災害防止及び災害状況調査に関すること。 2　水道施設の応急復旧に関すること。 3　飲料水の供給に関すること。 4　飲料水の汚染対策に関すること。
		下水道班	上下水道課	1　公共下水道の災害防止及び被害調査に関すること。 2　公共下水道施設の応急復旧に関すること。 3　集落排水施設の災害防止及び被害調査に関すること。 4　集落排水施設の応急復旧に関すること。
教育部	教育委員会事務局長	教育班	庶　務　係 学校教育係	1　被害児童生徒に対する応急教育、教材、学用品の調達供給に関すること。 2　被害学校の学校給食に関すること。 3　児童、生徒の保健管理に関すること。
		施設班	社会教育係	1　文化施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　文化財の応急保護対策に関すること。 3　教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
会計部	会計室長	会計班	会　計　室	1　非常出納に関すること。 2　損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること。
消防部	高浜分署長	消防班	若狭消防署 高浜分署 高浜消防団	1　緊急時における県・市町等との連絡調整に関すること。 2　住民の避難誘導、救助・救急に関すること。 3　救急搬送に関すること。 4　広域消防連携に関すること。 5　消防団・水防団の出動に関すること。

(3) 動員配備等の伝達系統及び方法

職員の動員配備は、次の系統で伝達する。

なお、勤務時間外の動員指示については、電話によるものを第１とし、その他については口頭等迅速、的確な方法により行う。

（勤務時間内）　　（勤務時間外）

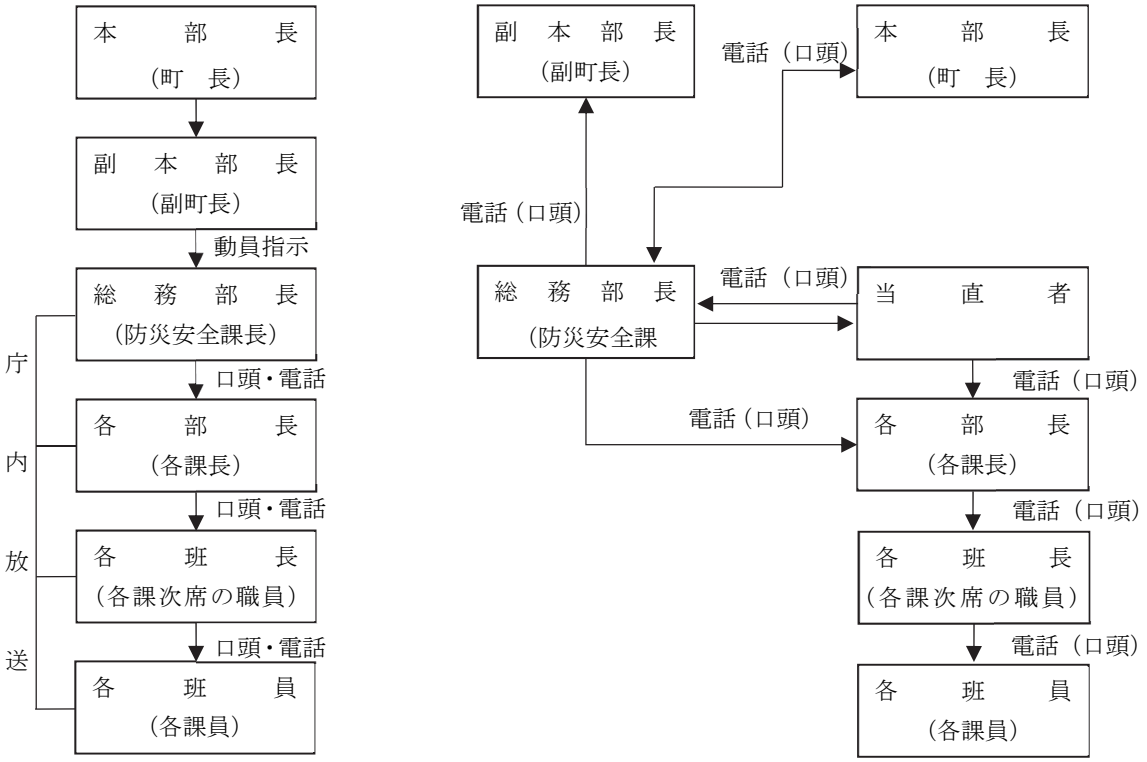

6　本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

■本部会議の概要

構　成	本部長、副本部長、本部付及び本部員
協議事項	○　災害対策本部配置体制の決定 ○　避難所等の開設決定 ○　避難の勧告等の決定 ○　自衛隊派遣要請依頼の決定 ○　災害救助法適用申請の決定 ○　県及び他市町への応援要請の決定 ○　その他重要事項の決定

7　現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害対策支部または災害発生現場に近い公共施設に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の指揮は、副本部長がとる。

8　災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

第５　合同調整所の設置

町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第６　複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努める。現地対策本部についても同様の対応を行う。

第７　高浜町防災会議

高浜町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として高浜町防災会議が置かれている。その組織及び事務分掌は次のとおりである。

1　組　織

(1) 会　長

高浜町長

(2) 委　員

ア　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ　福井県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

ウ　福井県警察官のうちから町長が任命する者

エ　町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ　教育長

カ　若狭消防署消防長、若狭消防署高浜分署長及び消防団長

キ　指定公共機関または指定地方公共機関の職員及び公共的施設の管理者並びに公益的事業を営む法人の役員または職員のうちから町長が任命する者

2　所掌事務

高浜町防災会議条例（所掌事務）第２条のとおりである。

ア　高浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ　高浜町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ　前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

3　高浜町防災会議の運営

高浜町防災会議条例（昭和 37 年高浜町条例第 18 号）の定めるところによる。

第２節　防災気象計画

防災安全課

予報及び警報（以下、「警報等」という。）の種類及び発表基準並びにこれを迅速かつ正確に伝達するための組織及び方法を定める。

第１　警報等の種類及び発表基準

1　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、気象庁は災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

2　気象業務法に基づく警報等

福井地方気象台は、異常気象等によって福井県地域内に災害が発生するおそれがあるとき気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく注意報または警報等を発表するが、その種類は次のとおりである。

種　　類				発　　表　　基　　準
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。
			大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 具体的には、次の条件に該当する場合。 ①　表面雨量指数(※1) が基準以上(高浜町の基準値は 10)と予想される場合。 ②　土壌雨量指数(※2)が基準以上(高浜町の基準値は 90)と予想される場合。
			雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。
			乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。 具体的には、福井地方気象台または敦賀特別地域気象観測所の値で、実効湿度が 65%以下、最小湿度が 30%以下と予想される場合。
			濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・濃霧によって視程が陸上で 100m以下、または海上で 500m以下になると予想される場合。
			霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 ・最低気温が 3℃以下と予想される場合。

種　　類				発　　表　　基　　準
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①　7～8 月の平均気温が平年値より 3℃以上低い日が 3 日以上継続すると予想される場合。 ②　12～3 月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。
			風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。
			大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・12 時間の降雪の深さが平地で 15cm 以上、山地で 20cm 以上と予想される場合。
			な だ れ 注 意 報	なだれによって災害の起こるおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・降雪の深さが 50cm 以上、または積雪が 100cm 以上であって、最高気温が 10℃以上になると予想される場合。
			着　氷 （雪） 注 意 報	着氷・着雪によって災害のおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。
			融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①積雪地域の日平均気温が 12℃以上と予想される場合。 ②積雪地域の日平均気温が 10℃以上で、かつ日雨量が 20mm 以上と予想される場合。

種　　類				発　　表　　基　　準
注意報	一般の利用に適合するもの	波浪注意報	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・有義波高が 3m以上と予想される場合。
		高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が 0.7m以上と予想される場合。
		洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が基準以上と予想される場合。 ①　表面雨量指数が基準以上と予想される場合 ②　流域雨量指数（※2)が基準(高浜町の基準値は子生川流域=7.5、関屋川流域=11.7)以上と予想される場合。 （高浜町に①の基準は設定されていない。）
		※3　地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
		※3　浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
	※3水防活動に適合するもの利用	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
		水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
		水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

種　　類				発　　表　　基　　準
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上と予想される場合。
			大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①　表面雨量指数(※1) が基準以上(高浜町の基準値は 13)と予想される場合。 ②　土壌雨量指数（※2）が基準以上(高浜町は 137)と予想される場合。
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上と予想される場合。
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・12 時間の降雪の深さが平地で 30 ㎝以上、山地で 35 ㎝以上と予想される場合。
		波浪警報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、有義波高が 5.5m以上と予想される場合。
		高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 具体的には、潮位（標高）が 1.0m以上と予想される場合。

種　　類				発　　表　　基　　準
警報	一般の利用に適合するもの	洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①　表面雨量指数が基準以上と予想される場合 ②　流域雨量指数（※2）が基準（高浜町の基準値は子生川流域=9.4、関屋川流域=14.7）以上と予想される場合。以上と予想される場合。（高浜町に①の基準は設定されていない。）
	※3 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
		水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
		水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

（注）1. 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする（雨に関する 50 年に一度の値　48 時間降水量=408㎜、3 時間降水量=143㎜、土壌雨量指数=243）。

2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度 5 強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の 8 割とし、震度 6 弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の 7 割とする。

3. 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除または更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

※1　表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。

※2　土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5㎞ 四方の領域ごとに算出する。

※3　流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※4　水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、一般の特別警報・警報・注意報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は用いない。

（特別警報）

<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="2">発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特
別
警
報</td><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。
大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合に発表される。</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合に発表される。
避難が必要とされる警戒レベル４に相当。</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合に発表される。</td></tr>
</table>

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

3　大雨警報・洪水警報の危険度分布

種　類	概　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種　類	概　要
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

4　気象情報

(1) 早期注意情報

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1 時間雨量 80㎜ 以上）に、福井県気象情報の一種として発表する。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に天気予報の発表区域(嶺北、嶺南)単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(5) 土砂災害警戒情報

福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨（土砂災害）警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう、市町ごとに発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(6) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表する警報及び注意報である。警戒レベル２～５に相当する。

(7) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

(8) 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

5　気象注意報・警報等の伝達

(1) 特別警報の伝達

町は、県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて直ちに町民に周知する。

(2) 気象警報の伝達

町は、県から通知された事項を、伝達経路は図に示す流れで、直ちに町民等への周知を図る。

(3) 気象警報の伝達

町は、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、町民の自主避難の参考となるよう、速やかに町民等へ伝達する。

第２　県が行う水位情報の通知及び周知

1　水位情報の発表基準等

県が行う水位情報の通知及び周知の対象河川、種類及び発表の基準は次のとおりである。

(1) 対象河川

河川名	実施区間	基準地点
関屋川	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	小和田観測所

(2) 発表基準

種類	発表の基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2　水位情報の伝達

県が行う水位情報の通知及び周知の対象河川、種類及び発表の基準は次のとおりである。

(1) 県は、1 に掲げる水位情報を発表したときは、防災行政無線または加入電話を用いて、当該水位情報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知する。水位情報の通知先及び伝達系統は、下図のとおりである。

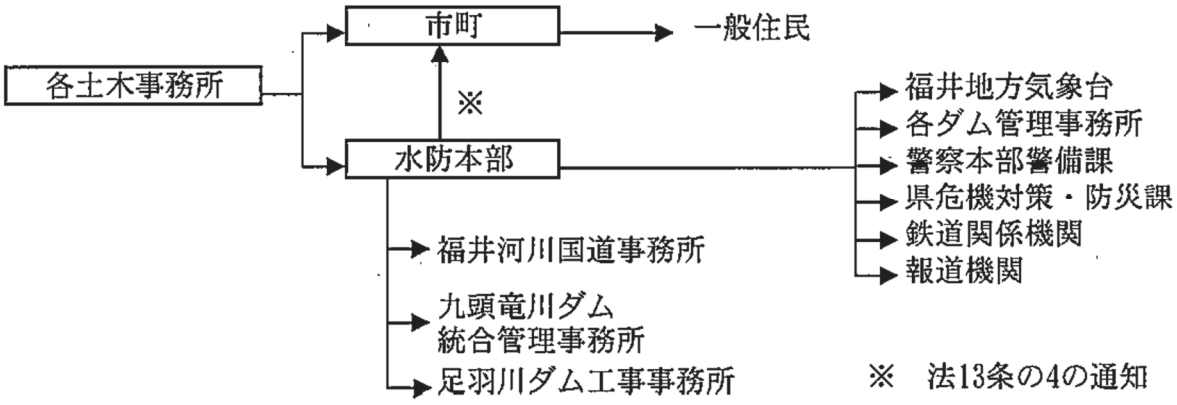

(2) 町は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに町民及び所在の官公署等へ周知する。

(3) 放送機関は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知する。

(4) そのほかの防災機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達する。

気象注意報・警報・特別警報の伝達経路

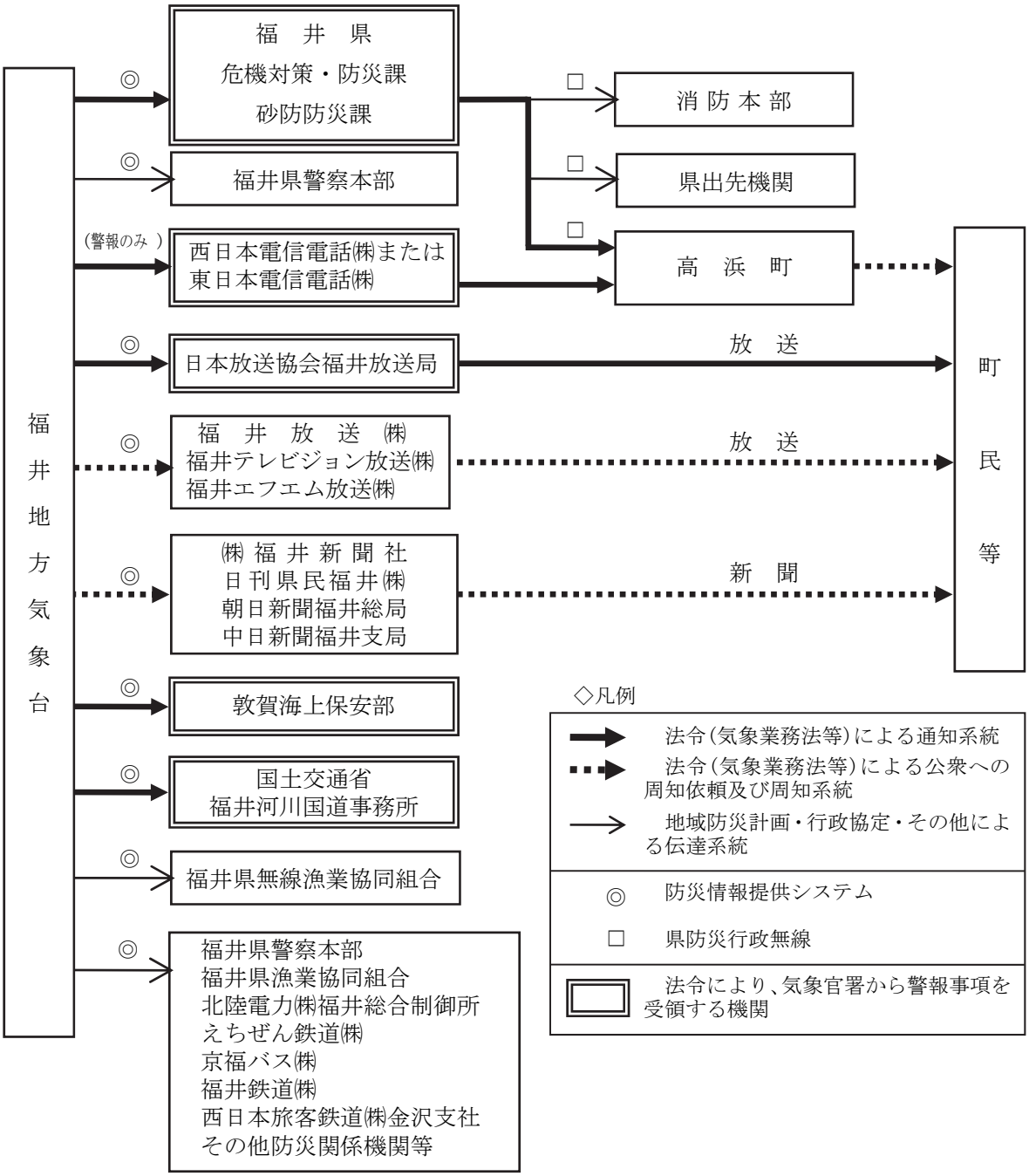

第３　消防法による火災気象通報及び火災警報

１　火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法の規定により、その状況を県に通報する。その通報を受けた県は、県防災行政無線等により、速やかにその旨を町に通報する。

２　火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県全域または嶺北、嶺南の地域を対象とし、当日の気象状況が次の条件を満たしたときとする。

(1) 実効湿度 65％以下で最小湿度 30％以下になる見込みのとき。

(2) 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき。

（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

３　火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発する。

第４　異常気象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災対法第 54 条に基づき、遅滞なくその旨を町長または警察官等若しくは海上保安官に通報する。通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報し、町長は速やかに県及び福井地方気象台及びその他の関係機関に通報する。

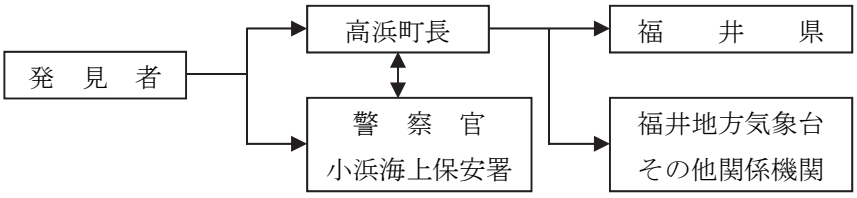

１　町長が県、福井地方気象台等に通報すべき事項

(1) 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき

(2) 竜巻、強いひょうがあったとき

２　町長から県、福井地方気象台及びその他の関係機関への通報は、第 3 章第 5 節「情報及び被害状況報告計画」に定めるところにより行う。

第５　福井地方気象台への協力

防災関係機関は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力する。

１　福井地方気象台に通報を要する事項

(1) 県または町が災害対策本部を設置したとき。

(2) 町に災害救助法が適用されたとき。

(3) 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所または県が水防警報を発表したとき。

2　福井地方気象台の照会により通報する事項

(1) 町または警察署別の自然災害による被害状況

(2) 気象官署以外の気象観測資料

(3) 河川の水位、流量の観測資料

(4) 潮位、波浪の観測資料

(5) その他

第６　避難勧告等の助言

福井地方気象台は、町から避難勧告等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行う。

第３節　防災関係機関応援計画

防災安全課

災害時において他の機関の協力を求め、応急対策実施の円滑化を期するための計画である。

第１　資料の相互交換

(1) 町、県及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料または調査研究の成果を相互に交換する。

(2) 災対法第 33 条に基づき知事及び指定地方行政機関の長は毎年 5 月末日までに災害応急対策または災害復旧に必要な技術、知識または経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識または経験の程度を記載した資料を相互に交換する。

第２　応援協力等の要請

1　町

町長は、県に対し応援を求める場合、または指定行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事（安全環境部危機対策・防災課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話等によることができるが事後において速やかに文書を提出する。

(1) 県に災害応急対策の実施または応援を求める場合

ア　災害救助法の適用

・災害発生の日時及び場所
・災害の原因及び被害の状況
・適用を要請する理由
・適用を必要とする期間
・既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
・その他必要な事項

イ　被災者の他地区への移送要請

・被災者の他地区への移送要請
・移送を必要とする被災者の数
・希望する移送先
・被災者を収容する期間

ウ　県への応援要請または災害応急対策の実施の要請（災対法第 68 条）

・災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由
・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
・応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
・その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあっせんを県に求める場合

ア　自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合

「第 3 章　第 26 節　自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

イ　他の市町、指定地方行政機関等または他府県の応援要請のあっせんを求める場合

・災害の状況及び応援のあっせんを求める理由
・応援を希望する機関名
・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・応援を必要とする場所
・応援を必要とする活動内容
・その他必要な事項

ウ　指定地方行政機関または他府県の職員の派遣あっせんを求める場合（法第 30 条）

・派遣のあっせんを求める理由
・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
・派遣を必要とする期間
・派遣される職員の給与その他の条件
・その他参考となるべき事項

2　指定地方行政機関等

指定地方行政機関の長または代表者は、県に対し応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、または町若しくは他の指定地方行政機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、福井県安全環境部長（危機対策・防災課）に対し、次に掲げる事項について口頭または電話等をもって依頼し、事後速やかに文書により処理する。

・災害の状況及び応援（応援のあっせん）を求める理由
・応援を希望する機関名（応援のあっせんを求めるときのみ）
・応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
・応援を必要とする期間及び場所
・応援を必要とする活動の具体的内容
・その他必要な事項

3　町の応急措置の代行

町は、町域に係る災害が発生した場合において、被災により町がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県に対して応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うことを要請する。

第 3　各機関の協力及び経費の負担

1　協力の実施

(1) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力または便宜を供与する。

(2) 各機関の協力業務の内容は、「第 1 章第 4 節　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」に定めるものとし、協力方法は、次に掲げる事項について各計画に定めるところに

よる。

ア　通報体制の確立

イ　現地災害対策における指揮、命令系統の統一

ウ　防災資機材の整備

エ　防災組織の確立と防災訓練の徹底

(3) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておく。

(4) 防災安全課は各機関の間にあって相互協力のあっせんをする。

2　経費の負担

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県､他市町または県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災対法に定めるところによる。

3　救助・救急活動の活動拠点

町及び県は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

第 4 節　通信計画

各課共通

災害に関する予報、警報の伝達、情報の収集報告、その他災害応急対策に必要な指示、勧告、命令等の伝達を迅速かつ的確に行うための措置は、次のとおりとする。

第１　警報等の受理及び伝達

1　伝達の系統

警報等の種類及び発表基準並びに伝達経路は本章第 2 節「防災気象計画」のとおりであるが、特に暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水の各警報及び避難の勧告、指示等の伝達は、次の系統により町民への周知を図る。

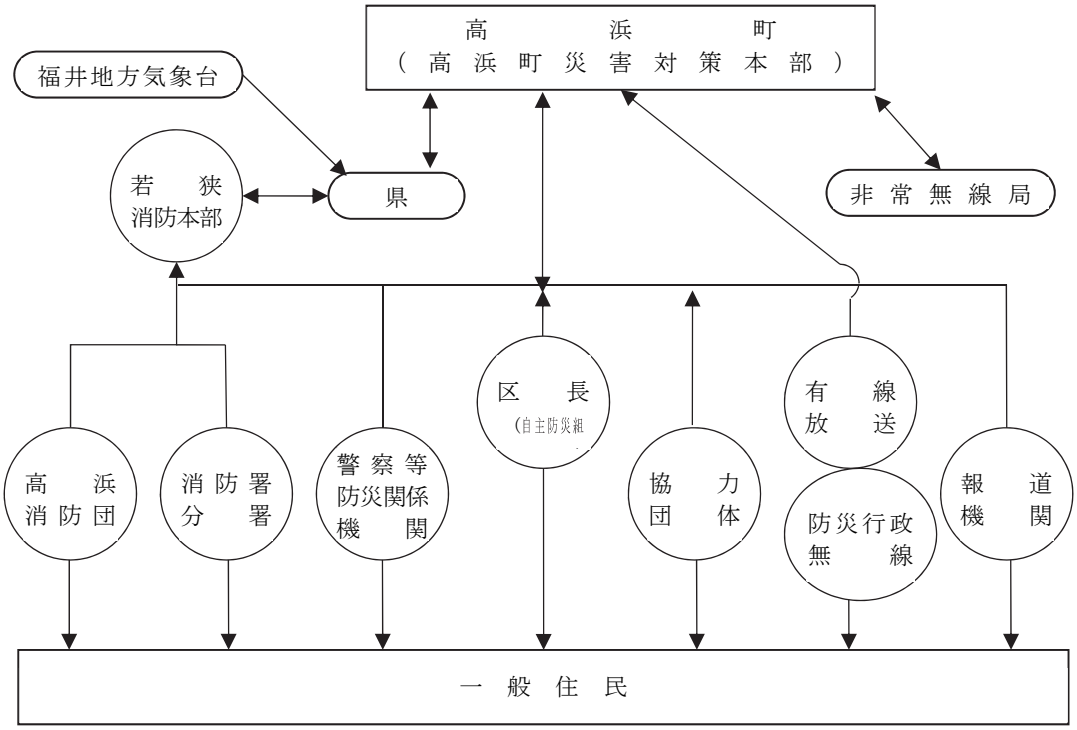

2　伝達の方法

災害に関する予報、警報、勧告、指示及び情報の受理並びに伝達は、第 2 章第 14 節「防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画」の通信施設によるが、災害の種別状況によっては報道機関の協力を得て行うほか、次の方法を選択して最も的確な方法により行う。ただし、(2) 及び (3) については、消防機関等と協議して消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の消防信号、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 13 条の水防信号及び気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 13 条の津波に係る予報及び警報の標識による。

(1) 広報車またはパトロールカー等車両による放送と情報収集

(2) 消防署のサイレンの吹鳴による伝達

(3) 警鐘の使用による伝達
(4) 自転車または徒歩によるハンドマイクの放送伝達と情報収集
(5) 飛行機、ヘリコプターによる伝達
(6) 業務無線及びアマチュア無線による情報の伝達と収集
(7) 防災行政無線・有線放送による情報の伝達と収集

第２　災害通信計画

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行う。

1　通常の状態における通信連絡

災害に関する通信連絡は、防災行政無線、加入電話または関係機関専用の通信設備により速やかに行う。

2　電気通信設備の優先利用

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定に基づき、加入電話等利用規則及び電報利用規程には災害時における通信の優先的取扱が定められており、緊急の度合いによりこれを利用する。

(1) 電話及び電報の優先利用

ア　災害時優先電話の承認

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために一般加入電話を西日本電信電話㈱の承諾を受けて災害時優先電話として利用する。この災害時優先電話を使用してのダイヤル通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。また、各機関は、緊急の度合いに応じ、非常扱い通話（電報）及び緊急扱い通話（電報）として利用する。これらの通話（電報）は、102（115）番通話により行う。この場合においては、非常扱い通話（電報）または緊急扱い通話（電報）である旨を申し出る。

① 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話で非常扱い通話として取り扱われ他の手動接続通話より先立って接続される。

申し込みにあたっては、非常・緊急通話 102 番より申し込む。

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
１．気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項	気象機関相互間
２．洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報またはその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
３．災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
４．鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
５．通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
６．電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
７．秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
８．災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの通話

火災その他緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合等において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項等公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする手動接続通話で、緊急扱い通話として取り扱われ他の手動接続通話（非常扱い通話を除き）より先立って接続される。

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
１．火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
２．治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
３．国会議員または地方公共団体の長若しくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
４．天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
５．水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

③　非常扱い電報

非常扱い通話と同様な事項を内容とする電報で非常扱い電報として取り扱われ、他の電報より先立って送信及び配達される。

電報発信にあたっては、電報サービスセンター（115 番）と事前に発信方法について協議しておく。

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
１．気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
２．洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報または警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
３．災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
４．鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
５．通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
６．電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
７．秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安庁の機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
８．災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

④　緊急扱い電報

非常扱い通話と同様な事項のほか、船舶または航空機の遭難に際し、その救援若しくは気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項で、緊急に通報することを要する事項を内容とする電報で、緊急扱い電報として取り扱われ、他の電報（非常扱い電報を除き）より先立って伝送及び配達される。

電報発信にあたっては、あらかじめ電報サービスセンター（115 番）と事前に発信方法について協議しておく。

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
１．気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
２．火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
３．治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
４．国会議員または地方公共団体の長若しくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
５．天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表5（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
６．船舶内の傷病者の医療について指示を受けまたは指示を与えるために必要な事項	船舶と別表8（省略）の病院相互間
７．水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の１欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

3　有線電気通信法に基づく有線、無線通信設備の使用

防災関係機関は、有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 3 条第 4 項第 3 号に基づき、次に掲げる者が有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災対法第 57 条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ有線電気通信設備の設置者と協議して定めた手続きにより行う。

１．警察事務を行う者	５．海上保安事務を行う者	９．電気業務を行う者
２．消防事務を行う者	６．気象業務を行う者	10．自衛隊
３．水防事務を行う者	７．鉄道業務を行う者	
４．航空保安事務を行う者	８．軌道業務を行う者	

4　電波法に基づく非常無線通信の利用

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条及び第 74 条の規定に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないときまたはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために必要な通信は、非常通信として無線局の無線設備を利用することとし、非常時における通信の円滑な運用を図る。この場合において、無線局及びその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。また、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(1) 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

１．人命の救助に関するもの
２．天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
３．緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
４．電波法第74条実施の指令及びその他の指令
５．非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
６．暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
７．非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
８．遭難者救護に関するもの
９．非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
10．鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
11．中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
12．災害救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

5　放送局の利用

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号に規定する放送局に対して災対法第 57 条による放送の要請を行う場合は、県危機対策・防災課を通じて行う場合において、特に必要と認めるときは緊急警報放送を利用することができるものとする。

6　非常通報の発信

非常通報は、無線局の免許人が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。

7　非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（片仮名）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼するものとする。

8　急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、または急使によることが適当なときは、伝令員等急使を派遣して行う。

9　その他の連絡方法

(1) 使走

(2) 孤立地区の空中偵察に対する合図

赤旗（病人あり）

青旗（食糧不足）

第３　通信の統制

通信施設の管理者は、災害の発生により有線及び無線通信がふくそうした場合には、必要に応じ適切な通信統制を実施するものとする。

非常通信協議会

非　常　通　信　用　紙

あて先		機関名:	ＴＥＬ :(　　)　　－ ＦＡＸ :(　　)　　－
発信人		発信日時　　月　　日　　時　　分 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
通報文			
伝達経路	1	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
	2	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
	3	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
	4	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
	5	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :

＊回線種別には使用した回線の種別を記載すること。
＊中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。
＊FAXによる通報の場合は着信確認を行うこと。

第５節　情報及び被害状況報告計画

各課共通

災害に関する各種情報を迅速かつ的確に収集し、災対法の規定に基づき本部長（町長）が知事に対して行う災害状況報告の円滑化を図る。

第１　情報の収集及び伝達

災害に関する各種情報の収集は、災害応急対策を樹立する基本となるものであり、本部及び防災関係機関のそれぞれの組織により迅速かつ的確に行う。

1　収集事項

(1) 災害の原因
(2) 災害が発生した日時
(3) 災害が発生した場所または地域
(4) 被災者の氏名、生年月日、性別、続柄、世帯人員
(5) 発見者または通報者の住所、氏名
(6) 被害の程度
(7) 災害に対してとられた措置
(8) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用の要否及び必要とする救助の種類
(9) その他必要な事項

2　調査方法

(1) 災害情報の収集にあたっては、区長及び若狭消防署その他の防災関係機関と緊密に連絡する。
(2) 被害の程度の調査にあたっては、各課の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調整する。
(3) り災世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
(4) 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況から具体的調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の協力により、現況を把握し、事後調査により正確な記録を収録する。
(5) 全壊、半壊、流失、死者及び負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

3　異常現象発見者の通報義務

何人も、災害が発生し、または発生するおそれがある異常現象を発見したときは、次により連絡する。

(1) 通報事項

ア　竜巻、強い降ひょう等の著しく異常な気象現象
イ　異常潮位または波浪
ウ　河川の異常水位（大雨等のため、河川が増水し、氾濫や堤防が決壊するおそれがあると認められたとき。）

エ　がけ崩れ、地すべり、雪崩
オ　火災
カ　その他災害に関する異常な現象

(2) 異常な現象を発見した者は、次のうちいずれかに連絡をする。

連　　絡　　先	
高浜町役場	ＴＥＬ．　７２－１１１１
若狭消防本部	ＴＥＬ．　５３－０１１９
〃　　高浜分署	ＴＥＬ．　７２－２１１９
小浜警察署	ＴＥＬ．　５６－０１１０
〃　　高浜交番	ＴＥＬ．　７２－００１５
小浜海上保安署	ＴＥＬ．　５２－０４９４

4　県及び防災関係機関の協力

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力する。

町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

5　情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先するものとする。その他については第 3 章第 4 節「通信計画」による。

第 2　被害状況報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

災対法の規定に基づき町または関係機関の長が県に対して行う災害の状況報告に関し、必要な事項を定め、被害状況報告の迅速、確実化を図る。

なお、他の法令に基づき報告を要する事項については別に定める（別表参照）。

1　報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部総務部長（災害対策本部が設置されていないときは防災安全課長）とする。

2　報告すべき災害

災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、または大規模な事故等災対本法第 2 条第 1 号に規定する原因により生ずる被害である。

3　報告の基準

災害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に報告する。

(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(2) 町が災害対策本部を設置したもの

(3) 災害が 2 市町以上にまたがるもので、本町における被害は軽微であっても全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(4) 災害による被害に対し国・県の特別の財政援助を要するもの

(5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後（1）～（4）の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

(6) 地震が発生し、県内の区域内で震度 4 以上を記録したもの

(7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

(8) 注意報または警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの

(9) その他特に報告の指示があったもの

4　調査機関

被害状況の調査は、次の区分により実施する。

(1) 町……町民の生命及び財産に関する事項並びに町の管理する施設等

(2) 関係機関……近畿地方整備局福井河川国道事務所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所、近畿中国森林管理局福井森林管理署、西日本電信電話㈱福井支店、西日本旅客鉄道㈱金沢支社、中日本高速道路㈱福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター、西日本高速道路㈱福知山管理事務所、北陸電力㈱福井支店、関西電力㈱原子力事業本部、えちぜん鉄道㈱、福井鉄道㈱

5　報告の種類

災害即報	災害を覚知したとき、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
災害確定報告	応急対策終了後 10 日以内に行う。

(注)災害即報については、町は、地震が発生し、当該市町の区域内で震度 5 強以上を記録したときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告し、さらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行う。

6　報告の方法

ア　町は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておく。

イ　報告様式

①　災害即報は、第 1 号様式または第 2 号様式により報告する。

②　災害確定報告は第 2 号様式により報告する。

③　災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合は、災害即報と併せて、第 3 号様式により報告する。

ウ　報告の方法

災害即報等は、原則として県防災行政無線または一般加入電話により行うが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告は、必ず文書により報告する。

エ　報告先

報告先は、県（危機対策・防災課等）とする。

別表　被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となった者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半壊	住家損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱う。
	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。

被害区分		認定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害個所項目に属さない。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉法第2条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、役場庁舎、公民館及び図書館等の公用または公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。
火災発生件数	火災発生件数	地震または火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項により、町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所及び危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害	町または町の機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治30年法律第29号）第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
公共土木施設の被害	砂防等施設	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸及び地すべり等防止法第2条第2項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	港湾施設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設または漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸またはこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。

被害区分		認定基準
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農地若しくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設及び水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の3に規定する施設とする。
	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うもの。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具及び操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
その他の被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

その他

(1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、朱書すること。

(2) 災害に対しとられた措置

① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載し、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。

② 消防機関の活動状況の報告にあたっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

第３　孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、町に連絡する。また、町及び県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行い、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

資　料

＜3－4－1＞　災害状況の報告

＜3－4－2＞　災害状況の報告　第２号様式

＜3－4－3＞　災害状況の報告　第３号様式

第 6 節　災害広報計画

総務課 防災安全課

気象状況、災害応急対策の実施状況等災害に関する情報の広報活動を適切に行い、災害時における社会秩序の維持及び民心の安定を図る。

また、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行うよう努める。

第１　町民への広報

1　広報時期と内容

広報班は、各対策班と相互に緊密な連絡をとり、適切な情報の提供に努め、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図る。

(1) 気象関係予報、警報等
(2) 災害の現況及び予測
(3) 県、その他の防災関係機関の対策状況
(4) 交通機関の運用状況及び交通規制状況
(5) 避難措置その他の町民の保護措置
(6) 治安、警備、その他の町民の士気及び相互扶助の高揚に関する事項
(7) 町民の生活確保、指導に関する措置

2　広報内容の収集方法

広報班は、広報内容を災害対策本部や各対策班より収集する。

3　広報の方法・手段等

広報班は他の班と協力し、町民に対して適切な手段により、迅速な情報の提供に努める。

(1) ＣＡＴＶによる防災放送

災害の発生状況により、緊急告知放送を実施するとともに、必要な情報を放送する。

(2) 印刷物等による広報

ア　チラシ、パンフレット、広報誌を各家庭または現地に配布し、応急対策、活動概要、注意事項等を周知徹底する。

イ　現地にポスター等を掲示する。

(3) 避難所での情報提供

避難所を広報活動の拠点とし、校内放送、ハンドマイク、学校掲示板、チラシを活用し、必要な情報を提供する。

(4) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会が会ったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶

者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危険を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

(5) 緊急速報メール

災害の発生状況により、町域内の携帯電話に対して緊急速報メール（ＮＴＴドコモのエリアメール等）によって、災害情報を発信する。

(6) その他広報

状況に応じて、広報車、職員派遣、インターネット、携帯電話メール、災害時臨時ＦＭ局の開設等による広報を行う。

4　要配慮者に配慮した広報

(1) 障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、福祉班と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。

(2) 外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、町は、ボランティア等の支援を得て情報の多言語化を図り、対応に努める。

第２　報道機関への情報提供等

1　報道機関への情報提供

広報班は記者発表室を設置し、収集した災害に関係する情報や対策等を定期的に各報道機関に報道する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

2　放送要請

広報班は、町民への広報等において放送事業者（日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱）による放送を実施することが適切と判断されるときは、県を通じて放送を要請する。

第３　相談窓口、情報提供窓口の開設

救助班は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問い合わせに速やかに対応する。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第４　災害資料の記録及び保存

広報班は、各対策班が収集した災害関連情報の取りまとめを行い、必要な資料を記録・保存し、要請に応じて提供する。

第５　指定地方行政機関等における広報

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ防災業務計画に基づき広報を実施する。

なお、特に重要な事項の広報については、事前に県、町及び関係防災機関に通報するものとする。

第７節　災害救助法の適用に関する計画

防災安全課

災害の発生により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活困窮に陥った、り災者に対して、り災者の保護と社会秩序の保全を図る目的で、応急的に必要な救助を実施する。

第１　実施機関

災害救助法の適用による応急的救助は国の義務とされているが､その実施は知事が行うこととされている。

第２　適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条の規定により定められており、本町の場合は次の基準による。

1　基準世帯数（全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数）が 40 世帯以上である場合
2　県全体の基準世帯数が 1,000 世帯以上で､町内で 20 世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。
3　県全体の基準世帯数が 5,000 世帯以上で、町内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
4　災害が隔絶した地域に発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
5　多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

第３　被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼)、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2 世帯で 1 世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあっては、3 世帯で 1 世帯とみなす。

第４　災害救助法の適用手続

1　災害に際し、町における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、高浜町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
2　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

資　料
＜3－6－1＞　災害救助基準

第 8 節　避難計画

各課共通

災害時において、危険区域内にある居住者、滞在者その他の者を安全地域に避難させ必要に応じて避難所に収容し、人命被害の防止及び軽減を図る。

第 1　避難情報の種類

避難情報	発令時の状況	町民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル 3	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告 警戒レベル 4	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる
避難指示（緊急） 警戒レベル 4	・堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水被害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に非難する ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行う。
災害発生情報 警戒レベル５	・人的被害の発生した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

第 2　実施責任者及び基準

気象予警報等が発表され、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがある危険地域の町民等に対し、生命または身体の安全を確保するため、避難の勧告または指示を行う。

避難の勧告または指示の実施責任者等は、次のとおりである。

なお、町長不在時は、副町長、防災安全課長の順で町長の権限を委譲する。

1　避難の準備情報、避難勧告及び避難指示（緊急）

事項／区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル 3）	町　長	立退き準備の勧告 （要配慮者は立退きの勧告）	要配慮者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・河川水位が一定時間後に氾濫注意水位（警戒水位）に到達すると予測されるとき等 ・大雨(浸水)・洪水警報が発表されたとき。 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌朝早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合。 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。
避難勧告 （警戒レベル 4）	町　長 〔災害対策基本法 60　〕	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき。 ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認等。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表された場合。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。

事項／区分	実施責任者	措置	実施の基準
			・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合。 【高潮災害】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。
避難指示（緊急） （警戒レベル 4）	知事及びその命を受けた職員 〔水防法 29 地すべり等防止法 25〕	立退きの指示	洪水・高潮・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 〔水防法 29　〕	立退きの指示	洪水・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町　長 〔災害対策基本法 60　〕	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報及び都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合。 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ・土砂災害が発生した場合。 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合。 ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き勧告を町民に促す必要がある場合。

事項／区分	実施責任者	措置	実施の基準
	警察官 （災害対策基本法 61 警察官職務執行法 4）	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 〔災害対策基本法 61〕	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき。
	自衛官 〔自衛隊法 94〕	避難についての必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2　避難勧告等の判断基準の策定

町長は避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（危険水位、特別警戒水位）、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。

なお、土砂災害警戒情報が発表された場合には、直ちに地域住民に対して情報を伝達すると共に、要配慮者の早期避難を検討する。

3　避難勧告等の発令方法

町長は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難勧告または避難指示（緊急）を発令する。

なお、町は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

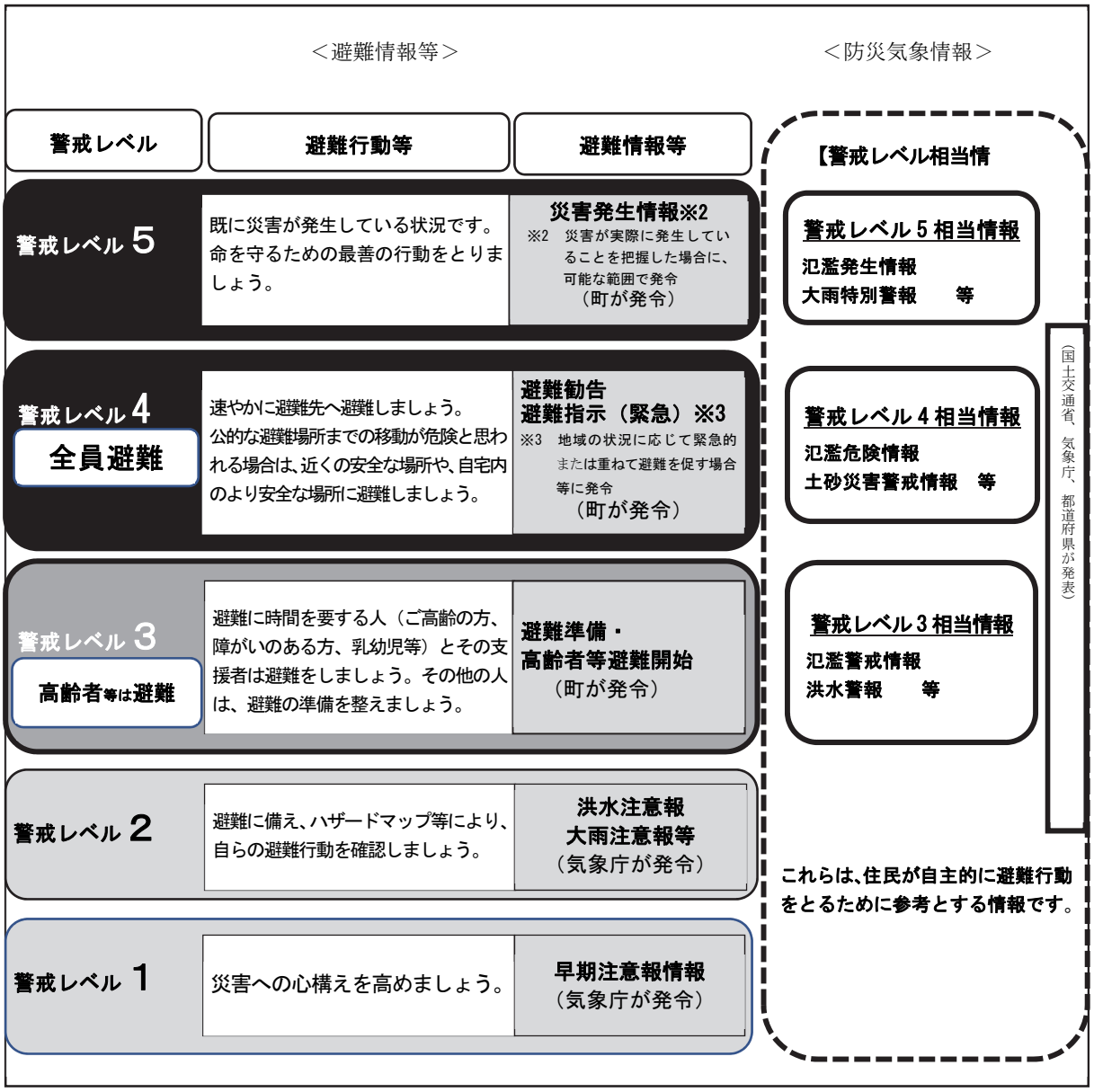

町民への避難の勧告及び指示の伝達は、有線放送、防災行政無線、広報車、サイレン等により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町は、町民に対する避難のための準備情報の提供や避難勧告または避難指示（緊急）等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。特に、人口や面積の規模が大きい町においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、避難勧告または避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して町民に伝達したり、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避

難に努める。

町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを町民にも周知する。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行うべきことについて、町は、町民等への周知徹底に努める。

町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全措置を講ずべきことにも留意する。

避難勧告等の発令にあたっては、災害の切迫度に応じ、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である町民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、町長は、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

4　避難勧告等の助言

町は、避難勧告または避難指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく者とする。

5　土砂災害における避難勧告等の対象とする主な地域

福井県河川・砂防総合情報の土砂災害危険度情報のメッシュ情報(5㎞メッシュ)において、危険度が高まっている区域に避難勧告等を発令する。

(1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(2) 土砂災害警戒区域等の隣接区域及び周辺区域のうち、避難の必要性のある区域

6　伝達内容

(1) 避難勧告または避難指示（緊急）の実施者

(2) 避難勧告または避難指示（指示）の理由

(3) 対象となる地域（地区名等）

(4) 避難先及び避難経路等

(5) その他注意事項

避難勧告等の伝達文の例（土砂災害）

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、避難準備・高齢者等避難開始発令。こちらは、高浜町です。

〇時〇分に高浜町に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。

高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してく

ださい。

(2) 避難勧告の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難勧告発令。こちらは、高浜町です。

○時○分に高浜町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。

○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちにあらかじめ定めた避難場所へ避難して下さい。

急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難して下さい。

○○道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難指示（緊急）発令。こちらは、高浜町です。

○○地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○地区に土砂災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。

まだ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。

7　知事は、必要と認めるときは、町長の避難勧告等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施する。

第３　警戒区域の設定

1　町長の措置（災対法第 63 条）

町長は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2　警察官または海上保安官の措置（災対法第 63 条）

警察官または海上保安官は、町長若しくは警戒区域の設定等を行うことについて委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、または町長等から要求があったときは、警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令の措置をとる。

この場合、警察官または海上保安官は、速やかにその旨を町長に通知する。

3　自衛官の措置（災対法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限、禁止並びに退去命令の措置をとる。

4　知事による応急措置の代行（災対法第 73 条）

知事は災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限、禁止並びに退去命令の措置を当該市町長に代わって実施する。

第４　避難誘導

避難場所への誘導には、警察官、消防職員、消防団員等の協力を求め、自主的に避難を実施している町民に対しては、避難所の責任者または避難誘導要員との連絡体制の確保を図る。

1　避難の勧告・指示が出された場合、町長は、あらかじめ指定してある拠点避難所に誘導する。

2　誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示、なわ張り等をする他、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は照明器具等を活用する。避難所が遠方の場合は状況に応じて車両による輸送を行い、浸水等の場合は船舶またはロープ等の資器材を利用して安全を図る。

3　避難開始とともに警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。町民が避難した地域においては、状況の許す限り、警ら・警戒等を行い、財産の保護その他犯罪の予防に努める。

4　火災、浸水等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難所へ移動する。

避難行動の流れ

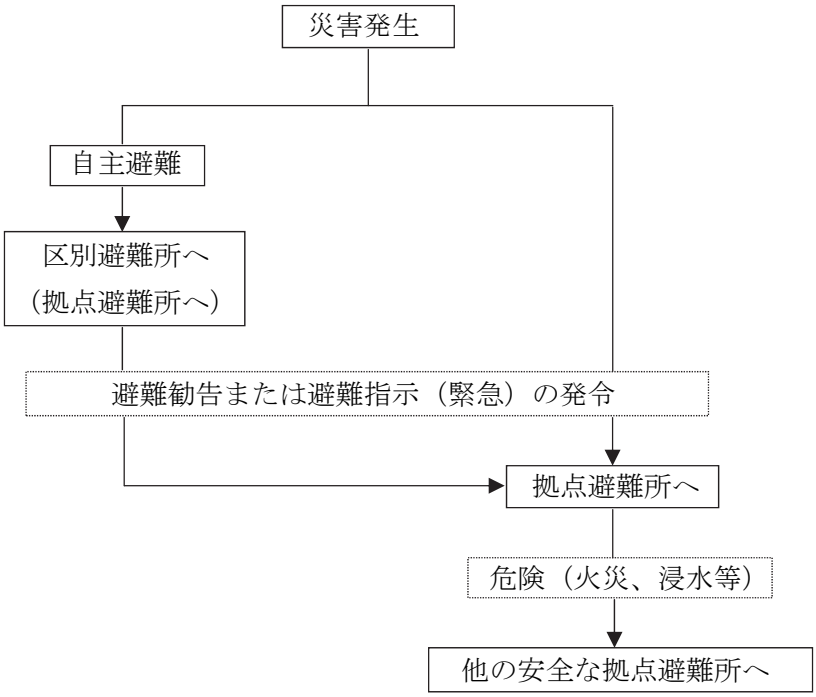

第５　指定緊急避難場所及び指定避難所の選定、開設等

1　町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

2　町長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、町民等への周知徹底を図り、町長は指定避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係者に情報提供または通報する。

なお、町長は、災害が発生していない場合であっても、町民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努める。

3　避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置する。予定した避難所が使用できないと

きは、町長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずる。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

4　災害時の避難をより適切、有効なものにするため、指定緊急避難場所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。

(1) 洪水または高潮の場合は平坦な場所、川沿い等をさけた高地

(2) 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所

(3) 地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐災建築物または空地

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

5　町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

6　避難所の運営にあたっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町に対して協力を求める。

7　避難所に高齢者、障がい者等の要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努める。

また、町は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

8　町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群（急性肺血栓塞栓症）など、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療または保健福祉専門職による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

9　町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

10　町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

11　町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査

し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

12　町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災安全課と保健福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

第６　避難の周知徹底

1　関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を発令したときは、速やかに関係機関に通知または連絡する。

2　町民に対する周知等

町長は、避難のための立退きの万全を図るため避難場所・経路及び心得をあらかじめ町民に周知徹底を図るとともに、自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行う等迅速かつ安全な避難の実施に努める。

3　町長から町民への防災情報伝達体制の整備

町長は、避難勧告等の防災情報の町民への迅速な伝達のため、防災行政無線（戸別受信機を含む）による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、ＣＡＴＶ、一斉電話配信システム、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備・確保に努める。

4　町長から放送事業者等への防災情報提供体制の整備

町長は、放送事業者に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努める。

第７　広域避難の調整

1　地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

2　災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災対法に基づく広域避難を行う。

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合においては、受入について、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第８　災害救助法を適用した場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が次により実施する。

1　収容期間　７日以内

2　避難所開設費用の算定基盤　知事が決める額

3　避難所物資確保基準

(1) 町において必要な資材を確保する。

(2) 資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

4　避難所開設状況連絡

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

第 9　被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養・保管を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第 10　避難所の管理及び運営

1　管理責任者

(1) 避難所に管理責任者及びその他の職員を配置する。管理責任者は原則として町職員があたり、あらかじめ定めておく。

(2) 管理責任者は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容にあたる。

(3) 管理責任者及びその他の職員は、避難者の不安または二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期する。

(4) 避難所にかかる記録、報告書作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

2　避難所における業務

避難所を開設したときは、次の事項による業務または記録をしなければならない。

(1) 一般的業務

ア　避難者の受付

イ　避難者に対する情報の伝達

ウ　救護所の設置場所の選定

エ　避難所に配布された食料等物資の管理

オ　給食時刻の調整

カ　救助食料の配布

キ　トイレその他不潔な場所の消毒及び施設の清掃管理

ク　避難所にあてられた施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに施設の保全管理に努めること。

(2) 記録に関すること

ア　避難所勤務状況の記入（班員）

イ　日誌の記入

ウ　物品の受払簿の記入

エ　避難者名簿の調整

オ　避難状況調書の記入

(3) 報告に関すること

ア　避難所の開設及び閉鎖の日時の報告

イ　避難所状況の報告

ウ　その他状況に応じて随時報告

3　避難所の運営

(1) 維持管理体制の確立

避難所に配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、各業務に自治組織のリーダーをサポートする者を選任しておく。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無や利用状況、洗濯等の頻度、避難者の健康管理の状況、避難所の衛生状態、ごみ処理の状況等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

(2) 行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。その際、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女の双方の視点等に配慮する。

(3) 平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

第 11　防災上特に重要な施設の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の防災上特に重要な施設の管理者等は、町、警察、消防関係者等と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し、避難の万全を期するものとする。また、町は、多数の者が利用する施設においては、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

1　防災上特に重要な施設

(1) 学校、幼稚園、保育所等の文教施設

(2) 医療施設

(3) 老人ホーム、障がい者施設等の社会福祉施設

(4) 大規模小売店舗、興行場、旅館、地下街等の多数の者が利用する施設

2　避難計画に定める事項

(1) 防災責任者

(2) 情報収集方法及び誘導者

(3) 避難所

(4) 避難時の応急保護

第 12　学校の避難計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町内の小学校、中学校の校長は、児童、生徒を安全な地域に避難させ、人的被害を防止し、または軽減するため各学校にあらかじめ避難計画を定めるとともに避難訓練を実施する。

1　登校前、下校後の措置

本計画第 1 から第 4 までの定めるところによる。

2　在校中の措置

授業中、休憩中においては、各学校の避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては父兄、保護者に連絡して地区ごとに迎え人を依頼する等の措置をとる。

第 13　保育所の避難計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、園児を安全な場所へ避難させ、人命被害の防止または軽減するため各保育所は避難計画を定め、随時訓練を実施する。

在所中においては、保育所の避難計画に基づき避難を行い、災害の状況によっては保護者に連絡して迎え人を依頼する等避難後の必要な措置をしなければならない。

第 14　要配慮者の避難計画

要配慮者は機敏な動作がとれないため避難が遅れがちとなり、人的被害が拡大するおそれがある。このため誘導員は、平常から避難の方法について検討するとともに、要配慮者の避難所の確保にあたっては、次の点に留意し保護の場所を確保する。

1　避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
2　医療機関との連絡体制の確保
3　防災関係機関との連絡体制の確保
4　家庭との連絡体制の確保

第 15　医療施設の避難計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、患者等を安全な場所へ避難させ、人命被害の防止または軽減するため各医療施設は避難計画を定め、随時訓練を実施する。

在院中においては、医療施設の避難計画に基づき避難を行わなければならない。

第 16　その他施設の避難計画

災害時において、公民館等公衆が集合または利用する施設に在る人びとを安全な場所に避難させ、人命被害を防止し、または軽減するため各々の施設ごとに避難計画を定めるとともに、避難訓練を行う。

資　料

<3－6－1>　災害救助基準
<3－7－1>　指定避難所一覧
<3－7－2>　避難所位置図、臨時ヘリポート位置図

第 9 節　救出計画

総務課	住民生活課	若狭消防署
防災安全課	建設整備課	小浜警察署
保健福祉課	消防団	小浜海上保安署

災害または事故のため生命､身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者に対し、捜索または救出してその者を保護する。

第１　実施責任者

災害に遭遇した者の救出は、本部長（町長）が行う。また、災害救助法が適用された場合の救出の実施は知事から本部長（町長）に委任されている。

また、町民や民間企業等も捜索及び救出活動に積極的に協力を行うよう努める。

県・町、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

第２　救助対象者

1　災害のために現に生命身体が危険な状態にある者

(1) 火災の際に火中に取り残されたような場合

(2) 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

(3) 地すべり、がけ崩れ等により生埋めになったような場合

(4) 傷病者、障がい者等で、自力で移動できない者

2　災害のため生死不明の状態にある者

3　事故（交通事故等）のため、多数の生命や身体が危険な状態にある者

第３　陸上における救出対策

町は、各消防団、警察署、自主防災組織等の協力を得て、陸上における救出対策を実施する。

1　自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期の救出活動に努める。

2　高浜町

(1) 消防職員、消防団員を主体に、町職員を含む救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察署と協力して迅速な救助にあたる。

(2) 災害が甚大で、町自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材の調達を必要とするとき、「福井県・市町村災害時相互応援協定」または「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、県、他の市町、他の市町の消防機関に応援を要請する。それでもなお応援を要するときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

なお、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う場合、各消防本部の管理者が行う。

(3) 災害現場に出動した消防職員、消防団員、警察官等は、危険箇所の監視または警らを行い、傷病者及び生命の危険にひんしている者の発見に努め、全力を尽くして救出にあたる。

第４　海上における救出対策

1　敦賀海上保安部小浜海上保安署

(1) 海難における人命、積荷及び船舶の救助のため情報収集を行い、活動体制の確立を図る。

(2) 船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、浸水、その他の船舶の安全が阻害され、または海浜等において発生した遊泳中、作業中、磯釣中等の事故等及び乗務者のいる海上構築物の損壊等において、人命または財産に援助を与え、保護を必要とする事態を解消する。

(3) 海難救助に際し必要があると認めるときは、関係行政機関、民間団体等に対し協力の要請を行う。

(4) 町、県警察本部その他関係機関と連携協力して実施する。

2　県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部小浜海上保安署、町その他の関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

(1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置

(2) 警備艇等による可能な救助活動及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保のための交通整理規制その他の所要措置

(3) 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置

3　町

水難救護法による人命、船舶の救助

第５　孤立集落対策

積雪、なだれ、波浪等により交通及び通信が途絶し、人命に危険を生じた集落に対し、救助を図るための計画である。

1　対象集落

(1) 無医で、積雪、なだれの危険、冬期波浪等により交通が困難な集落

(2) 積雪等による断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ交通が困難な集落

(3) 山の尾根や谷川等を利用した徒歩通行は可能であるが、急患者を病院まで運搬することが困難、または相当の時間を費やさなければならない集落

2　応急対策

(1) 孤立集落との連絡及び災害発生時の救援等は、消防機関、警察署、小浜海上保安署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとりうる体制を整える。

(2) 孤立集落において急患者が生じ、豪雪等による極度の食料不足やなだれ等の不測の事態が発生したとき、県へ通報し、救援隊の派遣を要請して直ちに救援にあたる。

第６　行方不明者の捜索

町は、関係機関等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

1　行方不明者の存否確認

若狭消防署、小浜警察署及び自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。

なお、調査班は関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

2　行方不明者の捜索

災害の規模や緊急性等を勘案し、若狭消防署及び小浜警察署、小浜海上保安署、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

第７　器材等の備蓄

救出器具器材はあらかじめ備蓄しておく。

第８　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が行うが、費用の対象者は次のとおりである。

1　対象者

(1) 災害のために現に生命身体が危険な状態にある者

ア　火災の際に火中にとり残されたような場合

イ　地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

ウ　水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合

エ　地すべり、がけ崩れ等により生埋になったような場合

(2) 災害のため生死不明の状態にある者

2　救出期間

災害の発生の日から３日以内

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 10 節　米穀等食料供給計画

総務課	産業振興課
防災安全課	
保健福祉課	

災害発生時において被災者、被災地の町民及び災害応急対策実働従事者に供給する食料を迅速かつ的確に調達・供給できるよう平常時から必要な食料を確保するほか、緊急に調達しうる措置について定める。

第１　米穀等の応急供給

災害が発生したとき、町は被災者及び災害応急対策従事者などに対して、食料の円滑な供給を実施する。

１　食料の供給対象者

(1) 避難所へ避難した者

(2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

(3) 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者

(4) 旅行者、宿泊者などで、他に食料を得る手段のない者

(5) その他町長が必要と認める者

２　食料の供給方法

(1) 避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施による供給計画を作成する。

(2) 食料の供給は、原則として避難所で実施する。

(3) 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 食料の配布にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先する。

(5) 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。

(6) 食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等によって供給する。

３　食料の確保、集積及び搬送

(1) 食料の確保

ア　備蓄食料は、拠点避難所から各避難所に搬送する。

イ　調達食料は調達先の業者が各避難所へ直接搬送することを原則とするが、搬送が困難な場合は拠点避難所に一時集積し、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

ウ　救援食料は拠点避難所に一時集積し、仕分けのうえ各避難所へ適切に供給する。

エ　拠点避難所から各避難所へ搬送は町有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

4　食料の調達・応急供給

(1) 備蓄食料等の供給

災害当初において、炊き出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

(2) 米穀等の応急供給

米穀及び乾パンの応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供　　給　　対　　象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	町　長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	町長と災害発生機関が協議

(3) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、炊き出しなどが不能な場合、乾パンとする。

(4) 実施の方法

町長が応急供給を実施する場合の実施方法は、次のとおりである。

ア　米穀による応急供給の場合

政府所有米の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接政策統括官に要請する。

知事または本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事と政策統括官が売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

イ　政府所有米穀以外の米穀による応急供給の場合

管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生にあたり応急的に、これを供給活用でき得るよう常に態勢を整えておく。

ウ　乾パンによる応急供給の場合

災害の程度によって炊き出しができず、乾パンの配給が必要なときは、直ちに県に対して供給の申請を行う。

第２　備蓄・調達計画

災害時の救助用として、米穀及び食料を次のとおり確保する。

1　米穀及び応急用食料

(1) 米穀

農林水産省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第４条の基本指針に基づき、政府所有米穀の適正な備蓄及び備蓄数量の常時把握を行うとともに、米穀販売事業者の有する流通在庫の定期的な調査・把握を行い、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておく。

町長は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておく。

(2) 応急用食料

農林水産省は、応急用食料について、共有可能な品目、工場または主要な保管施設の所在地、災害時に供給可能な数量等を定期的に把握し、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておく。

2　個人の備蓄

町及び県は、「自らの身の安全は、自らが守る」ことが防災の基本であることから、町民に対し、家庭内の食料の備蓄について普及及び啓発を図る。

3　町及び県の備蓄

町は、各避難所または自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命及び生活を維持するために必要な食糧を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

町は、粉ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

4　流通備蓄

町及び県は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

5　要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

第３　炊出しの実施

1　実施責任者

炊出し等による食品の給付は、本部長（町長）が行う。また、災害救助法が適用された場合に知事より委任を受けたときは本部長（町長）が行う。

2　炊出しの方法

(1) 炊出しは、災害対策本部を中心として日赤奉仕団及び婦人会等に依頼し、学校給食センター施設等の既存の給食施設を利用して行う。なお、実施にあたっては次の点に留意する。

ア　炊出所には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指導するとともに関係事項を記録する。

イ　献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分配慮し、食器が確保され配給されるまでの間はにぎり飯と漬物、缶詰の副食などを考慮する。

(2) 町において直接炊出しすることが困難な場合で、米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準を明示して業者から購入し、配給する。

3　食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

(1) 炊出所には、飲料適水を十分供給する。

(2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。

(3) 炊出所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

(4) 炊出しにあたっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

(5) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

(6) 炊出し施設は、学校給食センター施設、公民館等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借上げて行う。

4　食料品の集積地

緊急を要し炊出所または避難所へ直接輸送する場合を除き、次の集積所を食料品等物資の集積場とし、なお不足する場合は、町有施設の中から選定する。

集積地場所	所　在　地	電　話
中央体育館	高浜町宮崎 92 号１番地１	７２－３９３６

上記集積地には、生活必需物資及び義援物品の集積地としても使用する。

5　応援の要請

炊出し等食品の給付ができないときまたは物資の確保ができないときは、次により応援の要請を行う。

(1) 本部長（町長）は応援の必要を認めたときとは、県に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア　炊出しの実施

所要食数（人数）

炊出し期間

炊出し品送付先

イ　物資の確保

所要物資の種別、数量

物資の送付先、期日

第４　災害救助法が適用された場合の実施基準

１　対象者

(1) 避難所に収容された者

(2) 住宅に被害を受けて、炊事のできない者

(3) 住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者

２　期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、期間経過後なお多数の者に対し継続実施の必要があるときは、県に対し期間延長の要請をする。

３　費用

支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

災害救助法の適用を受けた場合の炊出し用米穀配給経路

災害救助法が適用された場合

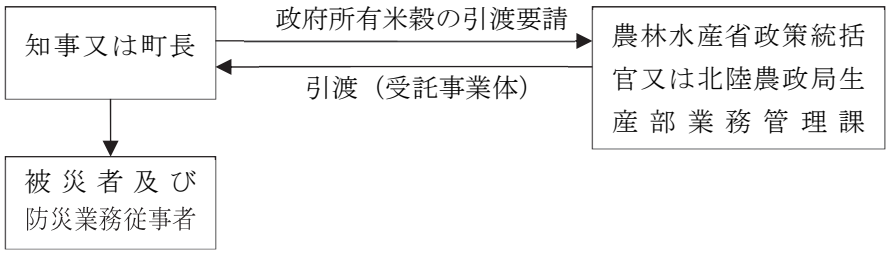

食料等調達及び炊出し業務分担

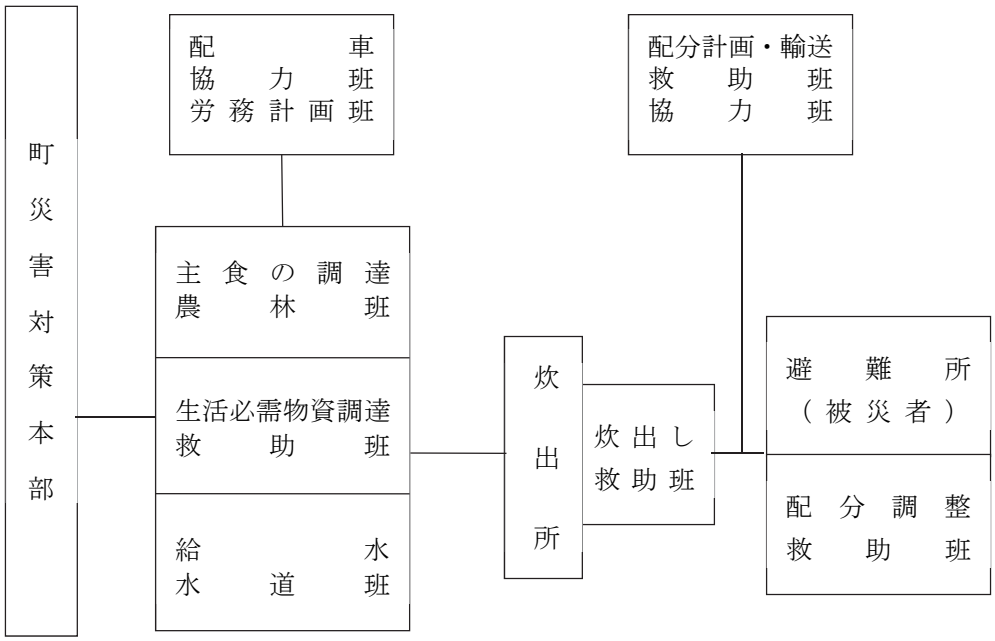

第５　食料備蓄上の配慮

山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

また、粉ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 11 節　衣料、生活必需品その他物資供給計画

総務課	産業振興課
防災安全課	
住民生活課	

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第１　実施責任者

１　災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は町が行う。

２　災害救助法適用の場合は次による。

(1) 物資の確保及び輸送は原則として県が行う。

(2) 被災者に対する物資の給貸与は原則として町が行う。

第２　給与または貸与の方法

１　給与及び貸与対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他、生活必需品を損失または棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

２　支給物資

支給する物資は、被害状況、物資調達状況を考慮して、次の品目の範囲内で現物を支給する。

(1) 寝　具　　：　就寝に必要な毛布、布団等

(2) 外　衣　　：　普通着、作業衣、婦人服、子供服等

(3) 肌　着　　：　シャツ、ズボン下、パンツ等

(4) 身の回り品：　タオル、長靴、サンダル、ズック、傘等

(5) 炊事道具　：　鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等

(6) 食　器　　：　茶碗、汁碗、皿、箸等

(7) 日用品　　：　石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等

(8) 光熱材料　：　マッチ、ロウソク、プロパンガス、灯油等

３　支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

４　期　間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

５　物資の調達

救助班は、被害状況に応じて町域の各種協同組合、量販店等から所要物資を調達し、町内で調達が困難な場合は県に依頼する。

6　物資の集積・保管及び配送

調達した物資及び県より援助を得た物資は、町立体育館に集積・保管する。また、集積・保管された物資は必要数量を確認し、避難所単位に仕分けして避難所へ配送する。

7　配布方法

避難所に配送された物資は、各避難所の管理責任者の指示により、避難所内の自治組織を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配布する。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配布する。

第３　災害救助法が適用された場合の供給基準

1　実施責任者

前述の通り

2　対象者

災害により住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他の生活必需品等を喪失し、またはき損したため、直ちに日常生活を営むことができない者

3　費用及び期間

費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内に打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

第４　備蓄・調達計画

1　個人の備蓄

町及び県は、「自らの身の安全は、自らが守る」ことが防災の基本であることから、町民に対し、非常持出品の備蓄を行うよう普及及び啓発を図る。

2　町及び県の備蓄

町は、各避難所または自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに町が行う備蓄を補完するため、生命及び生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

3　流通備蓄

町及び県は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4　要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 12 節　給水計画

上下水道課

災害のため、飲料水が枯渇し、または汚染して現に飲料に適する水を得ることができない町民に対する衛生的で清浄な飲料水の供給体制の確立を図る。

第１　飲料水の供給

1　実施責任者

(1) 飲料水供給の直接の実施者は、水道事業者（水道施設）及び町とする。

ただし、当該水道事業者及び町限りにおいて実施できないときは、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

(2) 県が飲料水の供給を行う場合は、自衛隊等の協力を得る。

2　給水方法

(1) 給水量

被災者に対する最低給水量は 1 日 1 人あたり 3L とし、給水力の強化及び水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

(2) 水源及び給水資機材の確保

ア　災害の発生後、直ちに水道施設の点検調査を行い、施設の被災状況及び飲料水の供給不能範囲を把握する。

イ　水道施設の被害程度が大きく、飲料水の供給再開に時間を要すると判断されたとき、早期に応急給水の体制を確立し、必要な給水資機材の確保を図る。

ウ　被災地での給水が困難なとき、または輸送による給水が困難な場合、被災地及び周辺の既設井戸を対象に、水源としての利用を井戸所有者に要請する。また、井戸の利用にあたっては、その水質の適否を判定し給水する。

エ　町域で応急給水用の水源が確保できないとき、隣接市町で所管する水源の使用を要請する。

(3) 給水方法

ア　輸送による給水

①　給水車(給水車に代用できる散水車､水槽付消防ポンプ自動車等を含む｡)による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の給水基地への輸送を行う。

②　ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送する。

イ　緊急用飲料水製造装置による給水

局地的給水または陸上輸送による給水が不可能なとき、緊急用飲料水製造装置による給水基地を設営する。

ウ　備蓄飲料水による給水

各地区の拠点避難所等に備蓄された飲料水を給水する。

(4) 町民への広報

応急給水を実施する地域に対しては、給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を得

て給水を実施する。また、断水の解消見込みなどの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第 2　災害救助法が適用された場合の給水計画

1　対象者

災害のため、飲料水を得ることができない者

2　期　間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

3　費　用

水の購入費、給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費について、当該地域における通常の実費とし、災害救助法施行細則の定めによる。

第 3　備蓄計画

1　個人の備蓄

町及び県は、「自らの身の安全は、自らが守る」ことが防災の基本であることから、町民に対し、飲料水の備蓄について普及及び啓発を図る。

2　町及び県の備蓄

町は、各避難所または自治会単位に飲料水の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに町が行う備蓄を補完するため、飲料水を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

第 4　水道施設の応急復旧

水道施設の破損による応急復旧は、町（上下水道班）が必要に応じ高浜町指定給水装置工事事業者、管工事協同組合員の出動を要請し、復旧にあたる。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 13 節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

建設整備課

災害のため、住宅に被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができない者または応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置しまたは被害家屋の応急修理を実施して、その援護措置を講ずる。

第１　実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として町が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は町長）は、同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

なお、町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第２　災害救助法が適用された場合

１　応急仮設住宅の建設

(1) 実施責任者

ア　応急仮設住宅は、県が建築業者に請負わせて建設する。

イ　建設に必要な敷地の確保及び入居者の選定は町において行う。

(2) 対象者

ア　住宅が全壊、全焼、流失した世帯

イ　居住する仮住宅がない世帯

①　生活保護法の被保護者及び要保護者

②　特定の資産のない失業者

③　特定の資産のない一人親家庭

④　特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者

ただし、全ての項目に該当する者が 3 割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

ウ　自己の資力では住宅を建設することができない世帯

(3) 実施の方法

応急仮設住宅の建設のため必要な敷地の確保及び入居者の選定は本部長（町長）が行う。

この場合、入居者の選定にあたっては、事務担当者のほか民生委員・児童委員等の協議を得る。

(4) 建設の基準

ア　仮設住宅の設置場所は、原則として町有地とする。なお、私有地の場合は、所有者と町

との間に賃貸契約を締結する。

イ　設置予定数は、全焼、全壊及び流失世帯の 3 割以内とする。

ウ　一戸当りの規模

①　建坪　地域の実情、世帯構成等に応じた規模

②　構造　1 戸建、長屋建、共同建のいずれか適当なもの。

③　費用　知事が定める額

(5) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した住宅の建設を考慮する。

(6) 期間

建築着工は、災害発生の日から 20 日以内とし、速やかに竣工させる。供与期間は、建築工事が完成した日から 2 年以内とする。

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

(7) 福祉仮設住宅の建設

収容する者に高齢者等がある場合は、福祉仮設住宅（高齢者等を数人以上収容し、その在宅介護等に係る事業を利用しやすい構造及び設備を有する住宅をいう。）を応急仮設住宅として建設することができる。

(8) 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止るための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるなど、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

2　住宅の応急修理

(1) 実施責任者

知事の救助事務を委任された町長が建築関係業者に請負わせて修理する。

(2) 対象者

ア　住宅が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。

イ　自己の資力では応急修理を行うことのできない世帯であること。

(3) 修理箇所及び費用の基準

ア　費用　知事が定める額

イ　期間　災害発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。

(4) 期間

災害発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。

第 3　応急危険度判定制度

町は、建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に対し、被災地に応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第４　公営住宅等の活用

町は、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

また、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難場所の早期解決に努める。

第５　被災宅地危険度判定制度

被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、町は、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講ずるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 14 節　医療助産計画

保健福祉課

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の町民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産の処置を実施し、被災者を保護するために必要な事項を定める。

第１　実施責任者

1　災害時において、平常時の医療及び助産が不可能または困難となったときは、町がその対策を実施する。

2　災害救助法が適用されたときは、県が行う。

3　日本赤十字社福井県支部は、必要があると認めるときは、被災者の救護を行う。

4　福井県医師会は、県の要請により医療救護活動を行う。

5　福井ＤＭＡＴ指定病院は、県の要請により災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣し現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送などの医療救護活動を行う。

6　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）は、県の要請により、現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送などの医療救護活動を行う。

第２　医　療

1　医療を受ける者

応急的に医療を施す必要がある者で災害のため、医療の途を失った者

2　医療の範囲

(1) 診療

(2) 薬剤または治療材料の支給

(3) 処置、手続、その他の治療及び施術

(4) 病院または診療所への収容

(5) 看護

3　医療の方法

医療班により実施し、その編成は公的医療機関による救護班、知事から委託をうけた日赤救護班及び現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、並びに県とＤＭＡＴ指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）とする。

4　費用及び期間

(1) 費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

ア　救護班による場合

使用した薬剤及び治療材料の購入費並びに破損した医療器具の修繕費等の実費

イ　病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ　施術者による場合

協定料金の額以内

(2) 医療の期間

医療の期間は、災害の発生の日から 14 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第３　助　産

1　助産を受ける者

災害発生の日以前、または以後 7 日以内に分娩した者で助産の途を失った者

2　助産の範囲

(1) 分娩の介助

(2) 分娩前及び分娩後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

3　助産の方法

医療班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施する。

4　費用及び期間

(1) 費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

ア　救護班による場合

使用した衛生材料等の購入費

イ　助産師による場合

ウ　当該地域の慣行料金の 8 割以内の額

(2) 助産の期間

助産の期間は、災害の発生の日以前または以後 7 日以内に分娩した者に対し、分娩の日から 7 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第４　救護所の設置

別記資料に掲げる医療施設のほか、災害の規模及び患者の発生状況によりこの計画の第 3 章第 8 節「避難計画」に定める避難所のうち適当な場所を選んで救護所を設置する。

第５　救護班の編成

1　災害救助法が適用された場合は、県の派遣する救護班により実施されるが、町においても救護班を編成し応急対策に備える。

2　町長が行う応急対策についても県と緊密な連絡をとり、必要に応じ応援を要請する。

救護班の編成	医師	2 人
	看護師	3 人
	その他	(2) 人

3　救護班の編成にあたっては、必要に応じて歯科医師や薬剤師の被災地への派遣（受け入れを含む。）を行う。

第 6　医薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材は手持品を繰替え使用するが、手持品がなく不足した場合は取扱い業者から調達する。なお、町内において確保不能または困難な場合は、県に要請する。

第 7　患者等の搬送力の確保

町は、患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県に支援要請する。

第 8　精神ケア体制の確立

町は、災害時における精神ケアにも充分配慮し、精神科救護所の開設、精神科医等による巡回相談等に協力し精神ケア体制の確立に努める。

第 9　医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるように努める。

また、医療機関に対してライフラインの優先復旧を行う。

資　料
＜3－6－1＞　災害救助基準
＜3－13－1＞　町内医療機関一覧

第 15 節　ボランティアの受入計画

保健福祉課

大規模災害においては全国各地から、多くのボランティアの参集が予想されるため、災害時においてはこれらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動及び被災者の生活支援を効果的に進める方策を講ずる必要がある。

なお、救援活動へのボランティアの受入れにあたっては、個人の自主性・自発性に基づくボランティア活動の特性に配慮する。

第１　ボランティアの種類及び対応

	ボランティアの種類		配備要員
1	日常より町内で保健福祉等のボランティアとして従事している者		希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動出来る体制の整備を行う。
2	専門ボランティア	(1) 特殊技能者（医師、看護師、通訳、土木・建築技術者等)	国、県などの動向を踏まえながら、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。
		(2) 応急危険度判定士	震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	一般ボランティア	町内外から震災後かけつけるボランティア希望者	(1) 町は、社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) 社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (3)町はボランティアと相互に情報交換を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を給与する。

第２　災害時におけるボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持･再建等の場面に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援･調整するため、関係各機関との連携による体制の整備を図る。

１　ボランティア受入窓口の設置

町は、社会福祉協議会にボランティア受入れの窓口を設置し、避難施設や救援物資集積所等から情報収集することによって被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、当該ニ

ーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行うなどボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。また、この組織においては、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても統一的に対応する。

2　関係機関との連携

町は、県社会福祉協議会、日本赤十字社福井県支部、その他のボランティア関係機関・団体との連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、救援救護活動の実施、避難場所や在宅における要配慮者への支援等の分野におけるボランティアの円滑な参加が図れるよう努める。

3　県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

4　ボランティア保険の加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。なお、県災害ボランティア本部が設置された場合、または町災害対策本部及び町災害ボランティアセンターが設置されるような相当規模の災害が発生した場合には、ボランティア保険加入経費などの災害ボランティアセンターの活動に係る経費に対して、福井県災害ボランティア活動基金の支援を受けることができる場合がある。

第 16 節　遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画

住民生活課

災害時において死亡していると推定される者の捜索及び遺体の収容、処理、火葬、埋葬を実施する。

第１　遺体の捜索

1　実施責任者

遺体の捜索は、小浜警察署の協力を得て、町が捜索に必要な資機材・機械器具類を借り上げて実施する。

ただし、町において捜索の実施が困難な場合には、他機関の協力を得て実施する。

また、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

2　捜索の対象

災害により行方不明の状態にある者で､各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

3　捜索の方法

捜索の方法は､町職員等及びその他機械器具等を借上げて実施するが捜索隊の編成は、災害対策本部、小浜警察署のほか防災機関等をもって行う。

4　応援要請等

(1) 本部長（町長）は、被災その他の事情により捜索の実施が困難と考えられるときまたは遺体の流失等により他の市町に漂着している考えられるときは、県、自衛隊（県に派遣要請）及び隣接市町または遺体漂着が予想される市町に捜索の応援を要請する。

(2) 応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア　遺体が埋没または漂着していると思われる場所

イ　遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等

ウ　応援を求めたい人数または舟艇、機械器具等

エ　その他必要な事項

5　費用及び期間

費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

(1) 費用の範囲

ア　借上費または購入費

イ　修繕費

ウ　燃料費

第２　遺体の収容、処理

１　実施責任者

遺体を発見した時は、本部長（町長）は、速やかに県警察本部及び小浜警察署並びに海上保安部署長（海上の場合）に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理する。

２　遺体の収容、処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期のため遺体識別等のための洗浄・縫合・消毒の処置、遺体の一時保存あるいは捜索を行うことができない場合に応急措置とし、これらの処置を実施する。

３　方法

遺体の収容、処理は、町長において、収容、処理場所を借り上げ、または仮設し、捜査機関が検視または調査を行い、救護班または現地医師が遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

４　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が遺体の処理（遺体の一時保存）を行うが、その実施基準は次によるものとする。

(1) 遺体の処理は、災害により社会的混乱を来たし、その処置を要するとき行い、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

(2) 遺体処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施する。

ア　検視または調査

捜査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、遺体の状況を調査する。その際、事件性があれば検視を行う。

イ　検案

医師が、遺体についての死因その他について医学的検査を行う。

ウ　遺体の洗浄、縫合、消毒などの処置

エ　遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため、短時間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用または寺院・学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 遺体の処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、遺体捜索の場合の期間延長の例による。

(4) 費用の範囲及び限度

ア　遺体の検索、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用

知事が定める額

イ　検案料

救護班が実施した場合は支出しない。その他によった場合で費用を必要とする場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ　遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実

費を加算した額以内とする。

第３　遺体の火葬・埋葬

１　実施責任者

本部長（町長）は、災害の際に死亡した者で必要と認めた場合、応急的な火葬・埋葬を行う。また、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

ただし、町において実施困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行う。

２　火葬・埋葬の対象

災害の際に死亡した者について、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず火葬・埋葬を行うことが困難な場合もしくは死亡した者の遺族がない場合及び火葬施設が損傷して使用できないときは、遺体の応急的な埋葬を実施する。

３　火葬・埋葬の方法

火葬・埋葬の方法は、火葬若しくは直接埋葬に対し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する。なお、火葬・埋葬の実施にあたっては、次の事項に留意して行う。

(1) 事故死等による遺体については、小浜警察署等から引き継ぎを受けた後、火葬または埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、遺体の確認、行方不明者の調査及び身元引受人の発見に努めるが、これが不可能なときは小浜警察署その他関係機関に連絡し、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺留品を保存して身元発見の調査に当るとともに、遺体は火葬または埋葬とする。

(3) 被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの火葬または埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

４　災害応急火葬場

災害時における死亡者を火葬に付する場合は、高浜町火葬場（高浜斎苑）を使用する。

ただし、災害の状況等による非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行う。

５　広域的な火葬の実施体制

町は、県と協力し、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内及び県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずる。

６　費用及び期間

埋葬または火葬に要する費用の範囲及び限度は次のとおりである。

(1) 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋葬または火葬に要する経費で葬祭の際の賃金職員の雇上げ及び輸送に要する経費を含み、葬祭にあたっての供花代、読経代、酒代等は含まない。

(2) 費用の限度

知事が定める額

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 17 節　障害物除去計画

総務課	小浜警察署
建設整備課	
若狭消防署	

災害時において、災害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施に支障となるもの及び災害により住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で町民の生命、身体及び財産に危険を及ぼしまたは日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保を図る。

第１　実施責任者

障害物除去の直接の実施は、町長が行うが、現場に町長等がいない場合には警察官、海上保安官が行うことができる。

また、緊急を要する場合、町より要請があった場合には県が行う。

第２　障害物除去の実施

1　除去作業は、建設部土木班が中心となり、町有機械を用いまたは土木建設業者の協力を得て、速やかに実施する。

2　町長は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

3　除去作業は、緊急やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

第３　実施対象物

1　町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

2　河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合

3　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

4　その他公共的立場から除去を必要とする場合

第４　障害物の保管等の場所

障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所で道路交通等に障害とならない、盗難等の危険のない町有地を選ぶ。ただし、町有地に適当な場所がない場合は、県に対して県（国）有地の使用申請を行う、また、国、県、町有地に適当な場所がないとき、または緊急やむを得ないときは私有地を使用するが、この場合所有者に書類または口頭で了解を求め、事後の処理には万全を期し、所有者に対し損害を与えたときは損害賠償をする。

第５　道路関係障害物除去

1　土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行う。

(1) 一般国道のうち直轄指定の道路

近畿地方整備局　福井河川国道事務所　小浜国道維持出張所

(2) 一般国道で県管理区間及び県道

嶺南振興局　小浜土木事務所

(3) 主要町道

町

2　除去の方法は崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去または請負による除去により実施する。

3　道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、小浜警察署と協議し、適切な処置をとる。

4　電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、小浜土木事務所長を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

第６　住宅関係障害物除去（災害救助法が適用された場合の障害物除去の基準）

1　対　象

(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

(2) 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に運びこまれた障害物の除去に限るものであること。

(3) 自らの資力のみでは当該障害物の除去ができない者であること。

(4) 住家が半壊または床上浸水したものであること。

(5) 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

2　範　囲

半壊及び床上浸水世帯の１割５分以内の戸数であること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市町相互で対象数の融通をすることができる。

3　費用及び期間

費用の限度はロープ、スコップその他障害物の除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第７　その他

1　除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象となる。

2　災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。

第８　災害救助法が適用された場合

1　障害物除去の実施

知事の救助事務を委任された町長が実施する。

2　障害物除去の対象となるもの

(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

(2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限るものである。

(3) 自らの資力をもって障害物の除去ができない者であること。

(4) 住家が半壊または床上浸水したものであること。

(5) 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

3　障害物の費用限度額

知事が定める額

4　障害物除去の実施期間

災害発生の日から 10 日以内であること。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 18 節　文教対策計画

教育委員会

災害時において、文教施設が被災した場合の児童生徒の応急教育、教職員の確保、学校給食の措置及び教科書、学用品等の調達、配給、授業料の減免等について定める。

第１　実施責任者

町立学校については町が行うが、県、町及び学校法人の依頼により、県または隣接市町が行うことがある。

第２　応急教育計画

１　文教応急対策

文教施設が被災した場合、本部長（町長）及び教育委員会は、緊急に協議し、応急復旧対策及び応急教育を実施する。

(1) 災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被災程度を迅速に把握し、応急復旧可能の場合はできるだけ速やかに補修し、施設の確保に努める。

(2) 被災により学校施設の全部が用途に供し得ない場合は、隣接学校の余剰教室・特別教室を借用し、分散授業を実施する。この場合、余裕学校がなく、または不足して被災学校の児童生徒を収容し得ない場合には、臨時的施設（プレハブハウス）等を建設するほか、公民館等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

(3) 被災により学校施設の一部が用途に供し得ない場合は、学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理または補強を実施し、できる限り休校となるのを避ける。なお、必要に応じて二部授業、圧縮学級の編成などの措置を講ずる。

２　教職員の確保

教育委員会は、り災教職員の状況を把握し、次のような措置を講ずる。

(1) 教職員の被災が軽症の場合（1 ヶ月以内治癒見込の時）は、校内の職員を充てる。

(2) 教職員の被災が 1 ヶ月以上にわたる時は、代替教員を充てる。

(3) 1 ヶ月以内に治癒の見込があっても 2 人以上に被災があった時は、授業実施の状況に応じて必要教職員を補充する。

(4) 町内で操作が不可能なときは、県に教職員の派遣を要請する。県は、補充教職員名簿を整理し、市町間の便宜を図る。

３　教材、学用品等の調達及び給付

被災した学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所等に連絡してその供給を求め、または同一教科書使用の学校に古本の供与を依頼して調達し配分する。

(1) 実施責任者

町長及び教育委員会が教材学用品の調達及び給付を行う。また、災害救助法が適用された場合の学用品の給付は知事の職権を委任された町長が行う。

(2) 対象者

災害によって住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等により学用品を喪失、またはき損し、就学上支障のある児童、生徒

(3) 配分基準

被害の実情に応じ、次に掲げる品目を現物により行う。

ア　教科書

イ　文房具及び通学用品

(4) 費用及び期間

費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は教科書については災害発生の日から 1 箇月以内、文房具、通学用品については災害発生の日から 15 日以内に行う。

第 3　災害救助法による学用品の給与基準

1　対　象

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により学用品を喪失またはき損したため、就学上支障のある児童、生徒

2　学用品の品目

(1) 教科書

(2) 文房具

(3) 通学用品

3　費用の限度

(1) 教科書及び教材

教育委員会届出またはその承認を受けて使用している教材実費

(2) 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額以内

4　期　間

(1) 教科書及び教材

災害発生の日から 1 ヶ月以内

(2) 文房具及び通学用品

災害発生の日から 15 日以内

第 4　学校給食の措置

1　給食の確保

(1) 学校給食センター施設設備が被災した場合は、教育委員会は速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続する。

(2) 復旧措置は、施設設備及び食品取扱等衛生管理に十分に注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

(3) 災害時における応急配給は、文部科学省及び食料庁の定める「災害時における応急配給」により給食物資の確保と輸送に万全を期する。

(4) 教育委員会は、給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握し、給食物資の貯蔵保管については常に安全備蓄を考慮した保管を行う。

2　炊出し等に協力する基準

緊急に学校給食センターの施設設備を使用して炊出しを実施する場合、災害救助法を適用する分については法の定めるところによるが、法によらない分については教育委員会の承認を受けて実施する。

3　教育委員会は、被害を受けた給食物資についてその状況を把握し、県学校給食会に報告して、その物資の処分方法について指示を受ける。

第５　保健厚生対策

1　り災教職員、児童生徒の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し県の指示または協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

2　被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号、以下、「法」という。）に基づき県の指示または協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

第６　文化財保護対策

1　災害発生の届出

文化財について災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、福井県文化財保護条例（昭和 34 年条例第 39 号）及び高浜町文化財保護条例（昭和 58 年条例第 22 号）の規定に基づき県教育委員会及び町教育委員会に届け出なければならない。

2　文化財の保護復旧

町教育委員会は前項の届け出を受けた場合は、直ちに係員を現地に派遣し、被害状況を把握し、その現状を維持するように努めるとともにその個々の実情に応じた復旧対策を講ずる。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準
＜3－17－1＞　町内学校一覧
＜2－18－1＞　町の文化財一覧

第 19 節　保育対策計画

保健福祉課

保育施設の被災及び職員のり災により通常の保育業務ができない場合に対処するための方策について定める。

第１　応急保育

1　保育児童の安全確保

町は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合、休所、中途帰宅等の適切な措置を講ずる。

2　保育施設の応急整備

町は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設・設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

3　保育児童の健康保持

町は、被災地区の保育児童に対して、県の指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

第２　保育施設の応急対策

保育施設が被災し、その施設の全部または一部が保育の用途に供しなくなった場合は、復旧に至るまでの間、応急施設を建設し、または他の公共施設を一時転用するなどして、保育施設の確保を図る。

第３　職員の確保対策

り災保育職員の状況を把握し、職員に不足を生じた場合は、次の方法によりその確保を図る。

(1) 退職保育士または経験者を臨時に採用する。

(2) その他の職員については、町職員を臨時に充当させる。

資　料

＜3－18－1＞　町内保育所一覧

第 20 節　輸送計画

総務課	建設整備課
防災安全課	小浜警察署
税務課	

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員、災害応急対策用の資材生活必需品及び救援物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施する。

第１　実施責任者

災害輸送は他の計画で定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行う。実施機関で処理できないときは、これらの機関からの要請に基づき、県が車両その他の輸送力の確保、調達を図る。

第２　輸送計画の策定

災害対策本部及び防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては、原則として自己が保有し、または直接調達できる車両、船舶等により輸送を行うとともに、その所管する業務について、災害時における輸送に関する計画を策定しておかなければならない。

1　輸送力の確保

災害対策の実施にあたり必要とする車両、船舶等が不足し、または調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により輸送力を確保する。

(1) 民間業者への依頼

町内の営業用車両、船舶等保有者に対し、あらかじめ協力方を依頼し、災害の程度に応じ出動要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたって町内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達あっせんの要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とするときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2　輸送の方法

(1) 鉄道による輸送

災害により鉄道輸送のみ可能な場合は、鉄道輸送を行う。この場合労務計画部協力班は、西日本旅客鉄道金沢支社に要請を行う。

(2) 自動車による輸送

災害により鉄道輸送が不可能な場合または自動車による輸送が迅速、確実な場合には、自動車による陸路輸送を行う。

ア　町有のもの

①　財政部財政班は稼働可能数の掌握、配車を行う。

②　配車については、各部が自動車を必要とするとき、財政部財政班に要請を行う。

イ　その他のもの

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合、または不足が予想される場合は、労務計画部労務計画班は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業車あるいは自家用車の確保を図る。

(3) 船舶による輸送

災害により海上輸送を必要とするときは、小浜海上保安署等による船舶輸送を要請する。

(4) 航空機による輸送

航空機による輸送が迅速、確実な場合または緊急を要する場合には空路輸送を行う。この場合知事に対して自衛隊航空機（ヘリコプター）の災害派遣を要請するほか、民間航空機の借上げを行う。

(5) 人力による輸送

災害により機械力輸送が不可能な場合または人力による輸送が適当な場合には賃金職員等による人力輸送を行う。

3　救援物資の受入れ、集積

県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業及び仕分け作業を行う。

また、国や他都道府県から大量の支援物資を受け入れる場合は、あらかじめ指定する広域物流拠点の中から、被災状況を踏まえて、開設する拠点を決定する。広域物流拠点における物資の受入れ・仕分け・配送については、民間団体等の協力を得て行う。

町は、あらかじめ受入れ・集積場所を選定しておき、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業及び仕分け作業を行う。

第３　災害救助法が適用された場合の輸送計画

1　輸送の実施責任者

災害救助法が適用された場合の応急的救助の実施は、知事が行うことになっているが、その一部は本部長（町長）に委任されている。

応急救助は緊急を要するため、輸送手段を考慮して輸送力の確保に努める。

2　輸送を伴う救助

対　　象	期　　間
被災者の避難	2 日以内
医療及び助産	7 日～14 日以内
り災者の救出	3 日以内
飲料水の供給	7 日以内
救済用物資等の運搬	輸送する物質により異なり、それぞれの救助種目に定められた期間内
遺体の捜索	10 日以内
遺体の処置	10 日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

3　輸送費

費用の算定は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

4　輸送力の確保

(1) 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

(2) 県、町は動員できる車両（四輪駆動車、大型トラック等)、船艇を把握しておく。

(3) 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第 4　緊急通行車両の確認等

1　緊急通行車両の事前届出

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を行う車両（以下、「緊急通行車両等」という。）の使用者は、公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

2　確認標章及び証明書の交付

緊急通行車両等の使用者は、小浜警察署、交通検問所等で当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を受け、災対法施行規則第 6 条の規定に基づく確認標章及び証明書の交付を受ける。

また、確認標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

資　料

＜3－19－1＞　自動車の保有状況
＜3－19－2＞　臨時ヘリポート一覧
＜3－19－3＞　緊急通行車両の標章
＜3－19－4＞　緊急通行車両確認証明書

第 21 節　交通対策計画

防災安全課	小浜警察署
建設整備課	
若狭消防署	

災害時における交通支障箇所の通報連絡体制を強化し、道路、橋梁の破損箇所の応急復旧若しくは交通規制等を実施して、交通の混乱を防止するとともに交通の確保を図る。

第１　実施責任者

1　道路、軌道の交通支障箇所の連絡通報及び応急復旧は、それぞれの管理者が行う。

2　交通規制に関する措置は、県公安委員会及び警察署長が行う。

3　道路交通情報の収集については、県及び県警察本部において行い、広報は県が行う。

第２　交通支障箇所の通報連絡

1　道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報、または連絡する。

2　町の管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、町長は、県土木事務所及び関係警察署長に通報または連絡する。

3　県土木事務所長は、管内道路橋梁等の支障箇所について、関係警察署長及び当該地域の町長に通報または連絡する。

第３　通行の禁止または制限

1　道路管理者は、道路法に基づき道路の通行を禁止し、または制限しようする場合には公安員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難または不可能なときは、通行を禁止、または制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指導させる。この場合に職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替える。

2　災害時における応急対策に従事する者、または応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会が緊急通行車以外の車両の通行を禁止し、または制限する。なお、この場合は、適当な迂回道路を設置し、必要な地点に看板等を掲示して一般交通にできる限り支障のないように努める。

3　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第４　道路標識の設置

道路管理者は通行の禁止または制限しようとする場合においては、対象・区間・期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置しなければならない。

第５　通行禁止及び制限の手続

１　交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 （昭和35年法律第105号） 第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車以外の車両	災対法第76条
警察署長	同　上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1ヶ月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	同　上	交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき、一時的に行う。	同　上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同　上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同　上	道路法 第46条第1項

２　交通規制

(1) 道路管理者、公安委員会及び小浜警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合または災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限または迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

(2) 道路管理者または小浜警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

(3) 道路管理者及び小浜警察署長は、通行の禁止、制限の規則及び「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識または立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておく。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、または区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(5) 措置命令等

ア　警察官の措置命令等

①　警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者または管理者に対し、車などの移動を命ずる。

②　命ぜられた者が措置を取らないとき、または現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

イ　自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

ウ　消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

3　緊急通行車両の確認申請等

(1) 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両等の使用者は、災対法第 76 条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

(2) 確認標章及び証明書の交付

緊急通行車両等の使用者は、小浜警察署、交通検問所等で当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を受け、災対法施行規則第 6 条の規定に基づく確認標章及び証明書の交付を受ける。

ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、小浜警察署において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

資　料

<3－19－3>　緊急通行車両の標章

<3－19－4>　緊急通行車両確認証明書

第 22 節　要員確保計画

総務課	保健福祉課
防災安全課	住民生活課
税務課	

災害時における災害応急対策活動を積極的に進めるため、防災関係機関及び関係団体より可能な要員を確保するための措置について定める。

第１　要員の確保

１　実施責任者

災害応急対策を実施するための要員の確保については本部長（町長）が行う。

２　要員確保の方法

要員の確保は、災害の規模、程度によって必要な要員を次の方法により確保する。

(1) 婦人会その他民間各種団体のボランティアを動員する。

(2) 福井公共職業安定所から一般労務者の供給を受け雇上げる。

(3) 災対法及び災害救助法に基づき、協力命令、従事命令を発する。

第２　応援要請

１　相互応援

(1) 応援要請

本部長（町長）は、町の地域に係る災害について応急措置を実施するため必要があるときは、災対法第 67 条の規定に基づき他の市町に対して応援を求める。

(2) 相互応援協定の締結

ア　町長は災害応急対策の速やかな実施を図るため、あらかじめ次の事項について、広域的または近隣との相互応援協定を締結しておく。

①　応援の範囲及び区域

②　応援の方法

③　応援担当業務

④　費用の負担

イ　本町において締結されている相互応援協定は、次のとおりである。

①　福井県・市町村災害時相互応援協定

②　福井県広域消防相互応援協定

③　災害時相互応援協定（福井県大野市、石川県志賀町）

２　知事に対する応援要請

(1) 本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要があるときは災対法第 68 条の規定に基づき、知事に対して応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

(2) 知事の指示による応援協力

本部長（町長）は、災対法第 72 条の規定に基づき、知事から他の市町を応援すべき指示を受けた場合は、速やかに応援隊を編成し派遣する。

3　他都道府県消防機関に対する応援要請

町長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

第３　奉仕団等の編成及び活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、区、婦人会等各種団体及び民間組織の協力を得て、災害応急対策の実施に万全を期する。

1　日本赤十字社福井県支部の協力

(1) 日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、「災害救助法による救助又はその実施に関する委託協定書」に基づき、知事の要請により高浜町の区域に救護班及び現地医療班を出動させ医療及び助産並びに遺体の処理等災害救助活動に協力する。

(2) 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により町長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力する。

2　民間奉仕団体及び活動範囲

(1) 奉仕団の編成

ア　日赤奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、町の区域に日赤奉仕団を編成し、民間奉仕団体と連絡調整を図り労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

イ　行政区

①　局地災害の場合は、隣接区は積極的に協力する。

②　町全域にわたる災害の場合は、町長の要請により災害応急対策活動に協力する。

③　町内各区長は、町長の要請に対して積極的に協力体制を組む。

ウ　婦人会

①　局地災害の場合は、隣接婦人会は積極的に協力する。

②　町全域にわたる災害の場合は、町連合婦人会として町長の要請により災害応急対策活動に協力する。

エ　その他各種団体及び有志者

その他各種団体及び有志者においては、必要に応じ町長の要請により災害応急対策活動に協力する。

(2) 奉仕団の名称等

奉仕団には各団体別に名称を付し、団長及び班長等を置き奉仕協力活動の実態に即した編成をする。

(3) 奉仕団の協力活動範囲

ア　被災者の避難誘導（誘導責任者は各区長）

イ　被災者の救出及び保護

ウ　被災者及び災害応急対策従事者に対する炊出し

エ　清掃及び防疫

オ　災害応急対策用物資、資材の輸送

カ　食料、衣料品等の物資の配給
キ　義援物資の整理、輸送
ク　被災者の家財の監視
ケ　救援隊、自衛隊に対する協力
コ　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
サ　その他応急対策業務の協力

3　記　録

奉仕団体等を受け入れたときは、記録を整備しておかなければならない。

(1) 奉仕団の名称
(2) 奉仕した活動内容及び人員または氏名
(3) その他参考となる事項

第 4　賃金職員等の雇上げ

1　災害救助法が適用された場合において、災害応急対策の実施が災害対策本部職員、防災関係機関及び奉仕団の動員のみでは労力的に不足し、または特殊作業のため技術的な労力を必要とするときは、賃金職員等を雇上げる。

2　労務の範囲と期間

範　　囲	期　　間
被災者の避難	災害発生の日から 2 日以内
医療及び助産における移送	災害発生の日から医療 14 日以内、助産 7 日以内
被災者の救出、保護	災害発生の日から 3 日以内
飲料水の供給	災害発生の日から 7 日以内
救援物資の整理、配分及び輸送	災害発生の日からそれぞれ救助実施が認められた期間内
遺体の捜索	災害発生の日から 10 日以内
遺体の処理	災害発生の日から 10 日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

賃金職員等雇上費は、福井公共職業安定所の業種別標準賃金の例による。

第 5　従事命令、協力命令

災害応急対策実施のため要員が、奉仕団の動員及び賃金職員等の雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき、若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令または協力命令を発して応急対策を実施する。

従事命令等の種類等と執行者等

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	対象者
消防、水防、救助等の応急措置	従事命令	災対法第 65 条第 1 項	町　長	◎町の区域内住民 ◎応急措置実施現場にある者
	従事命令	災対法第 65 条第 2 項	警 察 官	
災害応急対策警報、避難、消防、水防、救難、救助等 災害救助作業を除く。	従事命令	災対法第 71 条第 1 項 第 71 条第 2 項	知　事 町長（知事の委託による）	
	協力命令	災対法第 71 条第 1 項 第 71 条第 2 項	知　事 町長（知事の委託による）	
災害応急対策（危険防止の措置）	従事命令	警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条	警 察 官	◎その場に居合わせた者 ◎その事物の管理者 ◎その他関係者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員	◎火災現場付近にある者
水防作業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長	◎区域内に居住する者 ◎水防現場にある者

第 23 節　食品衛生栄養指導計画

住民生活課

町は、被災地における食品関係営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう県に協力する。

第１　実施責任者

１　町は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努める。

また、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。

２　町(健康福祉センター)は、食品衛生及び栄養補給に関する指導を行う。

第２　実施方法

１　食品関係営業施設等における食品衛生の確保

(1) 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

(2) 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店及び菓子製造業（特にパン製造業）を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

(3) 重点監視指導事項

ア　浸水地区の食品関係業者は、施設設備を完全消毒のうえ食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導すること。なお、状況に応じ従事者の検便、健康診断による保菌者の排除を行う。

イ　その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導するものとする。

また、汚水により汚染された食品及び冷凍施設等の機能停止により腐敗、変色等の食品が供給されることのないように特に指導する。

ウ　町民の食品衛生に対する啓発指導

被災地住民に対し、次のことを重点的に指導する。

① 手洗い、消毒の励行

② 食器、器具の消毒

２　避難所等における食品衛生の確保

健康福祉センターは、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、関連機関の協

力を得て原因を究明する。

(1) 救援食品の衛生的取扱い

(2) 食品の保有方法、消費期限等の遵守

(3) 配布された弁当の適切な保管と早期喫食

(4) 手洗い・消毒の励行

(5) 食器、器具の消毒

3　食中毒発生防止の措置

町は、避難所への弁当等の配給にあたっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意

(2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

(3) 避難者等に対し、早期喫食を指導

4　避難所における適切な栄養管理

健康福祉センター及び町は､避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。

(1) 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。

(2) 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

5　給食施設に対する支援

健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第 24 節　防疫計画

住民生活課

災害時における生活環境の悪化により被災地に発生する感染症の予防を迅速かつ強力に実施し、公衆衛生に万全を図るための計画である。

第１　実施責任者

１　災害時における応急防疫は、本部長（町長）が行う。

２　本部長（町長）は、町の区域内の被害でその機能を十分発揮できないと認める場合は、県に応援及び指導を要請する。

第２　防疫業務の実施方法

１　消毒場所

(1) 宅地及び家屋の内外（台所、トイレ、寝室等を含む。）

(2) 畳、敷物、寝具衣類等

(3) 床下

(4) 汚水停留場所または湿潤著しき場所等

(5) その他状況により藪、草むら等

２　消毒方法

(1) 薬品消毒

(2) 煮沸消毒

(3) 蒸気消毒

(4) 焼却

３　昆虫等の駆除方法

(1) 発生源を除去し、発生源となる施設を改善する。

(2) 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを駆除する。

(3) 昆虫等の出入りを防止する設備を設ける。

４　ねずみ族の駆除方法

(1) 殺鼠剤または捕鼠器によりねずみを駆除する。

(2) 棲息場所を除去し、営巣材料を適切に処理する。

(3) 食物の残廃物等を適切に管理する。

(4) ねずみ族の出入りを防止する設備を設ける。

第３　防疫活動の実施要領

１　情報の収集及び体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、県や関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具．資材、薬剤及び人員を確保して防疫体制を整える。

２　知事の指導及び指示等

知事が感染症予防上必要と認めて次の指示を発したときは、本部長（町長）は災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

(1) 法第 27 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

(2) 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(3) 法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

(4) 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示

3　防疫活動に必要な人員資材等の確保

(1) 人　　員

本部長（町長）は清潔方法及び消毒方法を施行するため必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇上げる。

(2) 器　　材

町が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関または民間取扱業者等より借入れる。

(3) 車　　両

町有車両を使用するが必要に応じて民間車両を借上げる。

(4) 薬　　剤

町が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は消毒薬剤取扱業者より購入するほか県にあっ旋を要請する。

4　地区住民の活動

自己の管理する家屋と敷地等の消毒については、後記第 4 の実施基準に基づき各区長を通じて配布された薬剤で行う。

5　感染症発生時の対応

被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したときは、次の対策を実施する。

(1) 感染症患者等の入院（県が勧告、措置）

(2) 濃厚接触者の検病調査、健康診断の実施（県において実施）

(3) 家屋、台所、トイレ、排水溝等の消毒を実施

第 4　防疫業務の実施基準

浸水家屋等の消毒は、次の基準による。ただし、薬品についてはその効用により他の薬品に変更することもある。

なお、これらの薬剤の配布については、各区長を通じて行う。

浸水程度	薬　　品			
	クレゾール（家庭配布用室内）	生石灰（家庭配布用トイレ等）	オルソ乳剤（区配布用）	スミチオン油剤（区配布用）
床上	1 戸当たり　200cc	1 戸当たり　6kg	1 戸当たり　0.1 ﾘｯﾄﾙ	1 戸当たり　0.5 ﾘｯﾄﾙ
床下	1 戸当たり　100cc	1 戸当たり　6kg	1 戸当たり　0.1 ﾘｯﾄﾙ	1 戸当たり　0.5 ﾘｯﾄﾙ

第 5　防疫業務の実施基準

災害の規模により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は、1 班 3 名の人員をもって編成し、公共的場所の消毒及び各区長に対する薬剤配布を行う。

第 6　防疫記録

防疫活動を実施した場合は、次の事項を記録しておく。

1　災害の状況
2　防疫活動状況
3　防疫経費所要領
4　防疫措置の指示命令に関する事項
5　防疫作業日誌
　作業の種類、作業量、従事者、実施地域、期間、その他参考事項

第 7　代執行

町の被害が激甚なため、またはその機能が著しく阻害されたため、町が知事の指示命令により行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認めたときは、知事は、町に替わり代執行を行うことができる。

第 8　家畜の防疫

被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況及び防疫については、県の指導及び指示に基づいて行うものであるが、この場合町長は調査、報告事項については県家畜保健衛生所長と緊密な連絡をとり、被害の軽減に努める。

第 25 節　廃棄物処理計画

住民生活課

災害時における被災地の清掃及び防疫活動を迅速かつ的確に行うことにより衛生的環境を確保し、感染症の発生を防止するための方策について定める。

第１　清掃計画

被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り処分等の清掃業務を適切に行い、環境衛生に万全を期するための計画である。

1　実施責任者

被災地における清掃業務の実施は本部長（町長）が行う。ただし、町限りで実施できないときは、県若しくは他の市町から応援を得て実施する。

2　応急清掃の基準

被災地における応急清掃は、原則として災害発生の日から 10 日以内に完了する。

3　ごみ及びし尿の処理施設の選定基準

既設の処理施設が被災した場合における応急処理施設の選定は、ごみ及びし尿を衛生的に処理するため、次により行う。

(1) ごみ及びし尿を焼却または埋没できる場所であること。

(2) 処理施設の数は地理的条件を考慮し、あらゆる災害を予想して適当数を選定すること。

(3) 処理施設は人家から相当の距離を有し、ごみ及びし尿の処理により衛生上影響のない場所であること。

(4) ごみ及びし尿処理施設の消毒は、法施行規則（平成 10 年 12 月 28 日厚生省令 99 号）に定める消毒方法により行う。

4　応急清掃の実施要領

(1) ごみ収集処理方法

ア　収集運搬

被災地におけるごみの排出状況に応じ清掃車を集中的に配置し、災害により排出されたごみを能率的かつ衛生的に収集し、処理施設へ運搬する。ただし、排出量が町の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県に対して応援を要請し、トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬する。

イ　処理処分

災害の規模によって排出されるごみの質量は異なるが、水害によって排出されるごみの場合は、水分の多い難燃性のごみが大部分を占めるので、収集したごみは直接高浜町清掃センターで焼却処分し、または埋立て処分する。また、地震等による災害の場合は、可燃性の大型ごみが大量に搬出されるので、焼却（破砕）と埋立てにより処分する。なお、被災が広域にわたり、しかも環境保全上緊急を要する場合は、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において焼却または埋立て処分する。

(2) し尿の収集処理方法

ア　収集運搬

被災の状況に応じ、し尿取扱業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、能率的かつ衛生的に収集し処理場へ運搬する。ただし、収集を要する量がし尿取扱業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、応援を要請し、清掃車（バキュームカー）及び作業員を確保して収集運搬する。ただし、くみ取りの料金は、その状況により本部長（町長）が定める。

イ　処理

被災地から収集したし尿は、高浜町浄化ランドの処理施設において処理するが、一時に大量のし尿が搬入され、処理施設の処理能力を超える場合または当該処理施設が被災し処理できない場合には、県と協議し他市町の処理施設に搬入して処理する。なお、被災が広域にわたり、しかも緊急処理を要する場合で他市町の処理施設を利用して処理することができないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理する。

ウ　仮設トイレの設置

災害により下水道の使用が不能となった場合は、仮設トイレまたは移動トイレを次の基準で設置する。

①　町有施設（役場、学校、避難所等）で必要度の高い施設に設置する。

②　町民の利用に便利と判断される場所（駅など）に設置する。

③　下水道管の機能確保が確認された場合は、マンホール型トイレの設置を検討する。

5　死亡家畜の処理方法

死亡家畜の処理は、次の方法で処理する。

(1) 家畜（牛・豚等）の死骸については、県の指示により収集・処理する。

(2) 感染症によるものについては、県家畜保健衛生所の指導のもとに消毒し埋却または焼却の方法で処理する。

第２　災害廃棄物処理

県及び町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

また、町は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

県及び町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

1　初期対応

(1) 災害廃棄物の発生量を把握する。

(2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2　処理活動

(1) 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、町民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。

(4) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

資　料

＜3－22－1＞　ごみ処理施設一覧

＜3－22－2＞　し尿処理施設一覧

第 26 節　自衛隊災害派遣要請計画

防災安全課

災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合に、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、受入れ体制に万全を期す。

第１　災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害において、人命または財産を保護するための災害応急対策の実施が町の組織等を動員してもなおかつ不可能または困難であると認められる場合、若しくは、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合には、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第２　災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

実施区分	作業内容
1　被害状況の把握	被害状況（現地）偵察
2　避難の援助	避難者の誘導、輸送
3　避難者の捜索救助	捜索、救助
4　水防活動の支援	土のうの作成、運搬、積込等
5　道路または水路の啓開	啓開、除去等
6　応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診察、防疫、病虫防除の支援
7　人員及び物資等の緊急輸送	救急患者、医師、救援物資の緊急輸送
8　消防活動の支援	消防機関の消火活動の協力
9　危険物の保安措置	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去
10　炊飯及び給水	炊事、給水
11　救急物資の無償貸付または譲与	生活必需品等を無償貸付または救じゅつ品を譲与
12　その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置をとる。

第３　災害派遣要請の要求

１　手　続

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生したときは、文書により知事（危機対策・防災課）に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求する。ただし、特に緊急やむを得

ない場合、その他交通機関の途絶等やむを得ない理由により文書にて連絡がつかないときは、電信または電話をもって行い、事後速やかに文書を提出する。この場合、口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

2　留意事項

本部長（町長）は、知事に災害派遣の要請を依頼する場合、特に次の事項に留意すること。

(1) 災害応急対策活動及び災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。
(2) 災害派遣を要請するときは、災害の状況及び派遣を要請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望する勢力及びその任務、派遣を希望する区域及び活動等の概数、携行資材等並びに内容、その他部隊派遣上特に参考となる事項（現在までにとった処置、今後における能力及び見通し等を含む。）を危機対策・防災課へ通報する。

第４　町長の緊急要望

本部長（町長）は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

派　遣　要　請　先	電 話 番 号
陸上自衛隊第 14 普通科連隊長（連絡窓口：第 3 科） （石川県金沢市野田町 1-8）	０７６－２４１－２１７１
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下 1190）	０７７３－６２－２２５０
航空自衛隊第 6 航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊 267）	０７６１－２２－２１０１

第５　自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

1　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
3　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

4　その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5　庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第 6　派遣部隊の受入体制

1　関係機関の相互協力

本部長（町長）は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して、県、小浜警察署、若狭消防署等と緊密に連絡し協力し合うこと。

2　作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を樹立するとともに、作業実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

3　派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れ及び活動を円滑に行うための連絡調整は、県が行う。

4　派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定したときは、下記により速やかに受入れの態勢を整備する。

(1) 自衛隊連絡員室を町役場内に設置し、机、椅子（数人分）を配備する。

(2) 宿舎は、屋内宿泊施設（学校、公民館等）をあてるが、その施設が避難所にあてられているときは、避難者との関係を十分検討し、派遣部隊の活動と避難者の生活に支障をきたさないよう調整する。

(3) 災害の状況によっては、野営も考えられるので野営施設を準備する。

(4) 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。

(5) 駐車場は、車両等を考慮して適当な広場を確保する。

(6) 食料等の供給の必要がある場合は本章第 10 節「米穀等食料供給計画」、同第 11 節「衣料、生活必需品その他物資供給計画」等により調達の手配をする。

(7) ヘリポートの設置等

被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊及び県と協議して定める。

ヘリポートは、平坦（最大こう配 5%以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がない場所が適当である。

第 7　派遣部隊の撤収

本部長（町長）は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請の要求を知事あてに行う。

第 8　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した本町で負担する。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料

(3) 活動に必要な自衛隊以覚の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費

資　料

＜3－23－1＞　ヘリポートの具備すべき条件

第 27 節　消防計画

防災安全課 消防団 若狭消防署

火災を警戒し、及び鎮圧し、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減するため、災害発生時において実施する応急措置について定める。

第１　消防の責任

１　町

本町は、小浜市・若狭町・おおい町と消防事務を共同処理するため、若狭消防組合（以下、「組合」という。）を設立（昭和 45 年）し、組合のもとに消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、若狭消防署及び若狭消防署高浜分署、高浜消防団を設置し、本町の地域に係る火災の予防・警戒・鎮圧に任ずるとともに、地震等の災害に因る被害を軽減する任務をもっているので、町長（本部長）は前記以外の警戒等活動のため出動を求める場合は、若狭消防組合管理者に要請または連絡する。

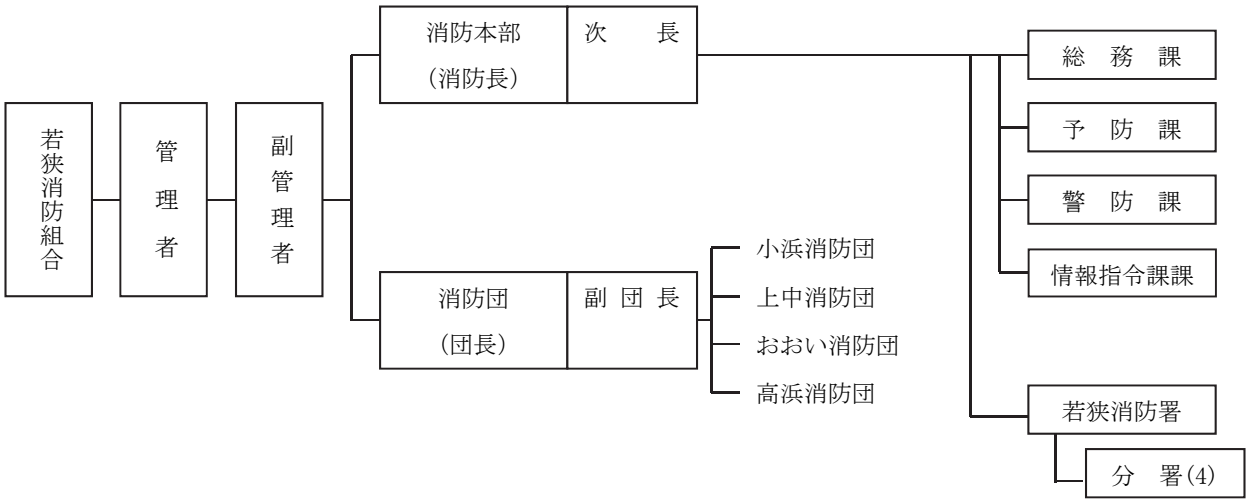

若狭消防本部組織図

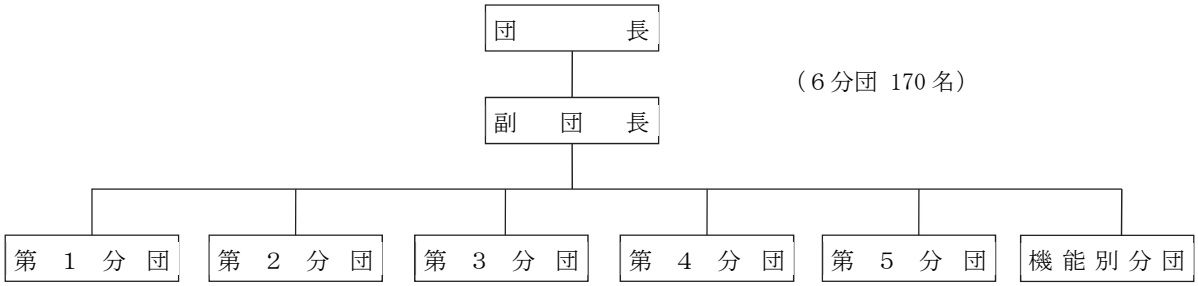

高浜消防団組織図

2　自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

第２　火災の警戒

1　火災警報の発令

火災警報が発令されたとき、町民の火気取扱いの制限及び取締りにあたる。

2　火災時の警報発令

強風時における火災または特殊建築物（工場、学校、病院等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大と飛火による大火災となるおそれがあるため、この種の火災に際しては、消防法に基づく火災信号（近火信号、応援信号等）を吹鳴し、全消防職員及び消防団員を召集し、迅速的確な消火活動を行い被害の軽減を図る。

3　火災気象通報

(1) 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、当日の気象状況が次の条件を満たしたときとする。

ア　実効湿度 60％以下、最低湿度 30％以下で、最大風速 8m以上のときまたは 8m以上となる見込みのとき。

イ　実効湿度 70％以下、最低湿度 30％以下で、最大風速 12m以上のときまたは 12m以上となる見込みのとき。

ウ　平均風速 12m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

（降雨もしくは降雪のときはこれを適用しない。ただし、台風通過時においては、この限りでない。）

(2) 火災警報

町は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときには、火災に関する警報を発する。

4　召集出動

火災警報発令時に近い気象の場合、非番消防職員を適宜召集して管内の警戒と火気取扱い業者に対する火気使用の制限について指導を実施する。また、消防団員は自宅待機または団員詰所に召集し、消防職員と並行して警戒にあたり、火災の未然防止を図る。

5　異常時の火災警戒

(1) 強風時の火災警戒

風速 15m/s 以上の風が吹く見込みで必要と認めるとき、適宜消防職員及び消防団員を召集して火災の予防警戒にあたる。また、火災発生に際しては出動部隊を強化し、第 2 次及び第 3 次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

(2) 異常乾燥時の火災

乾燥注意報が発表され、必要と認めるとき、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、(1) に準じ、特別警備体制を実施する。

(3) 多発または続発の火災

第 1 次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡

するとともに、消防団員を各分団詰所に召集待機させ、火災の多発または続発に備える。

6　飛火の警戒

大火の原因は飛火による実例が多いことから、強風時または異常乾燥時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員及び自主防災組織に付近建物の飛火警戒を呼びかける。

第３　特殊火災の鎮圧

1　延焼大火災

住居等の密集地、大規模な建築物等の火災発生は、延焼による大火災となる危険性があるため、非常召集サイレンの吹鳴により、全消防職員及び消防団員を召集するとともに、必要により近隣市町の応援を要請して火災の拡大防止に努める。

2　危険物の火災

危険物の火災発生に対しては、特殊燃焼の状況に応じて、泡消火薬剤のエアーホームまたは化学泡消火薬剤による消火に努める。

3　トンネル内の自動車火災

自動車の種類が多種多様で、状況によっては大災害が発生する可能性が高いため、次の消防活動を行う。

(1) トンネルの延長、トンネルの防災設備、自動車交通量等を事前に把握し、特殊災害警防計画に基づく消火活動を実施する。

(2) 人命救助を優先して行うため、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ、援護注水する。

(3) 濃煙及び熱気の発生量が多いため、排煙について高発泡及び噴霧注水を有効に活用する。

(4) 空気呼吸器等の使用時間及び隊員の疲労を考慮して交替要員を確保する。

(5) 交通停滞によって起る事故を考慮して、あらかじめ警察署と協議した措置を講ずる。

4　林野火災

林野火災は、交通及び水利ともに不便な地域の山林原野の火災であって、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が広くなり火勢は猛烈に拡大する。

また、長時間の防ぎょとなる関係上、食料、飲料水、医療器材等の補給、変化する気象関係から、集落火災についても考慮して、次の消防活動を行う。

(1) 消防隊を各消防署及び消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。

(2) 防ぎょ担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。

(3) 時期を失しないように防火線を設定する。

(4) 集落の延焼を防止し、状況に応じて緊急避難の措置を講ずる。

第４　危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、所管消防署及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対して施設の点検を実施させ、必要な応急措置を講ずるよう要請する。

1　立入検査等

各消防署及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な処置を講ずる。

2　応急対策

各消防署及び関係機関は、倒壊等によって危険物施設等で二次災害が発生するおそれのある場合、その管理者に対して適切な措置を講ずるよう要請する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

第 5　応援要請

大規模な火災が発生したときは、必要に応じて他の市町、他の都道府県消防機関、関係機関に応援を要請する。

1　県内市町間の広域応援体制

各消防本部の管理者は、単独では対処不可能な大規模火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援を要請する。

2　他都道府県に対する応援要請

(1) 各消防本部の管理者は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいとき、消防組織法　第 44 条の規定に基づき、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受け入れを図るため、各消防本部は連絡係等を設け、援消防機関の誘導方法、応援消防機関の人員、機材数、指導者等の確認に留意し、受入れ体制を整える。

3　関係機関に対する応援要請

(1) 各消防本部の管理者は、船舶火災及び沿岸集落の消防活動を敏速に行うため、必要があるときは小浜海上保安署と相互応援を行う。

(2) 町長は、延焼火災、林野火災等の大規模火災が発生し、ヘリコプターによる消火が極めて有効であると判断されるとき、知事に対して、県、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

第 6　救急救助対策

町は、救急救助に関する組織及び施設を充実し、救急救助活動の万全を期する。

さらに、救急業務計画を作成し、集団救急事故対策の推進を図る。

1　救急救助体制の整備推進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方法、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

2　救急救助施設等の整備の促進

救急自動車その他の救急用資機材及び救助工作車並びに救助用資機材を計画的に整備し、充足を図る。

3　救急救助隊員の教育訓練

救急隊員及び救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

4　救急医療機関等との連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関、その他関係機関との連絡協調を図る。

第７　惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

資　料

＜3－24－1＞　消防力の現況

第 28 節　航空防災活動計画

防災安全課

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第１　防災ヘリコプターの応援

町長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

１　応援要請の原則

町等の行政区域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、町長等の要請に基づき応援する。

(1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合

(2) 町等の消防力によっては、防ぎょが著しく困難と認められる場合

(3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

２　応援要請の方法

応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3) 災害発生現場の気象状態

(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

(5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

３　緊急時応援要請連絡先

福井県防災航空事務所　　ＴＥＬ　０７７６－５１－６９４５

ＦＡＸ　０７７６－５１－６９４７

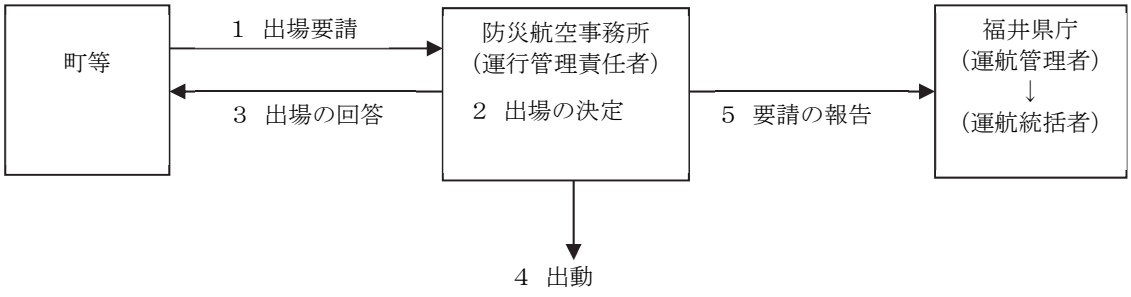

緊急運航要請フロー

第 29 節　海難及び流木対策計画

防災安全課	若狭消防署
産業振興課	小浜警察署
建設整備課	小浜海上保安署

海上及び沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶航行の安全を確保するとともに港湾及び隣接区域の災害防止並びに環境の保全を期するための計画である。

第１　海難対策

海難対策は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定する。

１　情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、町、若狭消防署、小浜警察署及び小浜海上保安署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び警察本部に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

［情報収集・連絡系統の概要］

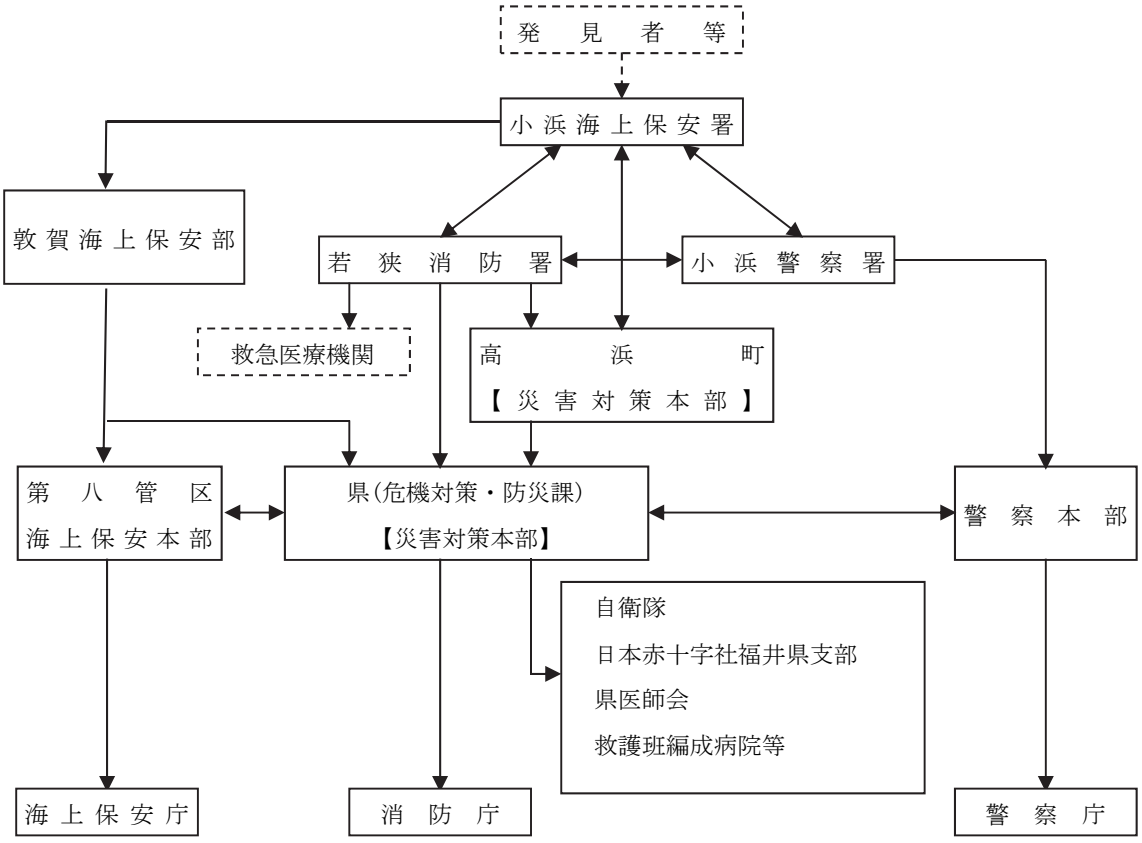

２　活動体制の確立

町は、本計画等に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。また、災害対策本部を設置したときは、県及び防災関係機関に速やかに通報する。

3　救援活動

(1) 海上保安署の措置

ア　負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇及び航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出及び海上輸送等を行う。

イ　緊急輸送及び医療機関への出動要請

災害救援関係要因、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援するとともに、必要に応じて県等を通じ、医療機関への出動要請を行う。

ウ　自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合または事態が急迫している場合は、第八管区海上保安本部を介し、自衛隊の派遣を要請する。

エ　関係機関と連携した捜索活動の実施

行方不明となった人命、船舶

オ　海上交通の安全確保

・船舶への災害情報の広報・周知

・船舶の通行禁止、制限等の措置

・海難船舶等の移動及び障害物の除去

カ　船舶火災の消火活動

・船舶火災または海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。

・小浜海上保安署及び若狭消防署は、相互協力して消火活動を実施する。

(2) 高浜町の措置

ア　緊急輸送活動及び交通の確保

状況に応じて、町は負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の災害応急対策を行う。また、町で対応できない場合には県に応援を要請する。

イ　捜索・救助活動

若狭消防署は、消防団を動員して沿岸部の捜索活動及び救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

ウ　医療救護活動

町は、若狭消防署から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当、医師の確保、救護所の設置、医薬品の手配等の必要な措置を講ずる。

また、町の医療活動で対処できない場合には県に応援を要請する。

4　消火活動

若狭消防署は、消防団を動員し、小浜海上保安署と相互協力して沿岸部での消火活動を実施する。

また、必要に応じて、他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

第 2　油等大量流出対策

1　活動体制の確立

油等流出の発生情報が県から伝達されたとき、町は、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。また、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県及び防災関係機関に速やかに通報する。

2　防除活動の実施

海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（第 41 条の 2）による沿岸海域での防除措置要請があった場合、県の設置する流出油等沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、町は、若狭消防署、小浜警察署、漁業協同組合、地元住民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と協同で次の防除活動を展開する。

(1) 町単位の除去組織の設置
(2) 沿岸部の監視
(3) 回収油等の一時集積場所の確保
(4) 沿岸部での除去活動の実施
(5) 回収油等の一時集積場所への輸送及び貯留
(6) 沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達

3　医療救護体制

町は、防除活動に従事する作業者の安全及び健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講ずる。

4　防除資機材（主として消耗品）の確保

防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は、町の備蓄品または町内での調達で対応し、不足する場合は、あらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

5　ボランティアセンターへの支援

ボランティアの受け入れ及び活動調整はボランティアセンターが対応し、町はその円滑な運営のための支援を行う。

6　環境対策、風評対策

町は、県の実施する環境対策及び風評対策に協力する。

7　補償対策

補償対策についての情報の収集、交換及び関係機関との連絡調整を行い、その対策を講ずる。

第 3　流木対策

台風、突風、高波等のため海上及び木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したとき、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、交通整理等によって海上交通安全を確保する。

1　実施体制

船舶積載木材の除去等は、船主または代理店及び当該木材所有者が共同して実施する。

2　応急対策の実施

町及び関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講~~じ~~ずる。

(1) 小浜海上保安署の措置

ア　巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理

イ　状況に応じたラジオ放送、水路通報等による船舶に対する周知

ウ　当該木材所有者または保管責任者に対して発する早急な集積の勧告若しくは除去命令

エ　必要に応じた船舶交通の制限または禁止

(2) 県の措置

ア　町に対する流出木材の情報伝達及び応急対策上必要な指示

イ　他の関係機関に対する協力要請

(3) 小浜警察署の措置

ア　小浜海上保安署との連携による流木の接岸または漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達及び警戒

イ　民心安定のための広報活動

(4) 町の措置

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）による人命及び船舶の救助

(5) 木材等の漂流物が海岸に漂着した場合の対応

木材等の漂流物の所有権者（荷主）の対応により次の方法で処理する。

第 30 節　電気通信施設、放送施設災害応急対策計画

ソフトバンク㈱	ＫＤＤＩ㈱	福井テレビジョン放送㈱
西日本電信電話㈱	日本放送協会福井放送局	福井エフエム放送㈱
㈱ＮＴＴドコモ	福井放送㈱	㈱オプテージ

電気通信施設等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための計画である。

第１　電気通信施設

西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ及びＫＤＤＩ㈱及びソフトバンク㈱は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

① 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
② 災害用伝言ダイヤル等の提供
③ 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路及び回線の作成
④ 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
⑤ 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
⑥ 特設公衆電話の設置
⑦ 携帯電話の貸出し

(2) 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の県及び関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第２　放送施設

1　放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。

2　一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

3　災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

4　視聴者対策

(1) 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体及び関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

(2) 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

第 31 節　電気施設、ガス施設災害応急対策計画

関西電力㈱	(社)福井県エルピーガス協会
関西電力送配電㈱京都支社	

電気施設及びガス施設を災害から防護するため、各種政策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力及びガスの供給確保に努めるための計画である。

第１　電気施設

１　実施責任者

電気事業者

２　実施内容

(1) 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

３　応援協力

(1) 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

第２　ガス施設

１　実施責任者

ガス事業者

２　実施内容

(1) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

(2) 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、またはガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

3　応援協力

ガス事業者は、応急工事が実施困難な場合、他のガス事業者の応援を要請する。

第 3　災害時における広報活動

1　町民に対する応報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についての PR を主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

2　地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり行う。

その手段は防災無線を活用する。

第 4　代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第 32 節　上下水道施設災害応急対策計画

上下水道課

町が、災害時において速やかに応急復旧を行い、上下水道機能の維持を図るための計画である。

上下水道管理者は、災害の発生時において、公共上下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共上下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共上下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第１　上水道施設

１　取水施設の被災に対しては、応急復旧を行う。

２　浄水施設

浄水池及びろ過装置等の被害に対しては、応急復旧を行う。

３　送配水施設

(1) 送配水の応急措置や災害時の停電を考慮し、自家発電装置により設備機器を操作し、速やかに送配水ができるよう努める。

(2) 圧力管路の被害に対しては、直ちに復旧を行う。

(3) 自然流下管路の被害に対して復旧を行う。

第２　下水道施設

１　管　渠

下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針を立てる。

２　ポンプ場及び処理場

停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、速やかに状況を把握し、発電機等により運転再開を行う。

３　二次的被害への対応

処理場・ポンプ場は薬品等の危険物資を使用する設備を有しているので、被災時には漏洩・飛散による二次的災害を起こさないよう調査復旧を迅速に行う。

４　悪質排水の流入により処理に大きな支障をきたし、放流水の水質が非常に悪化するおそれがある場合

(1) 関係機関への通報

被害状況を予測して、放流先管理者等の関係機関へ連絡・通報する。連絡・通報は、防災組織及び体制で定められた方法により行う。

(2) 状況の把握

悪質排水の流入を確認または流入の形跡を認めたときは、次の事項を行う。

ア　処理機能の実情を把握し、機能阻害の予測を行う。

イ　流入物質を特定する。

ウ　関係者と協力して流入箇所の調査、及び流入状況を把握する。

(3) 被害の応急対策

処理機能が長時間致命的被害を受けないようにするために、次の事項を行う。

ア　定められた緊急時の運転操作に従い、処理する。

イ　必要に応じて、貯留（管渠、貯留池）等による処理施設への流入制限を行う。

ウ　必要に応じて、無害化処理を行う。

(4) 原因の究明

原因究明のために、それぞれの関係者と協力して次の作業を行う。

ア　幹線定点での監視を行う。

イ　事業場への立入、監視を行う。

ウ　不法投棄の監視を行う。

また、原因の究明が的確に行えるよう、次の事項を整備する。

エ　事業場の台帳整備

①　幹線系統毎の事業場マップ

②　業種別事業場台帳

オ　測定体制の強化

①　簡易測定法の確立

②　他機関との水質分析の協力体制

(5) 事後処理

事後処理のために、それぞれの関係者と協力しながら次の事項を検討、実施する。

ア　再発防止対策

イ　原因者への指導、処分

ウ　損害費用の負担

エ　記録、報告等

5　危険物、夾雑物等が下水管渠に流入し、災害が発生及び処理に重大な支障を来すおそれがある場合

(1) 関係機関等への通報

まず、危険性や災害の種類、規模等を予測して、関係機関へ通報するとともに、近隣住民、通行人等の安全に努める。

(2) 状況の把握、及び原因の特定

危険物、夾雑物等の流入を確認または流入の形跡を認めたときは、次の事項を行う。

ア　処理機能の実情を把握し、機能阻害の予測を行う。

イ　流入物質を特定する。

ウ　関係者と協力して流入箇所の調査、及び流入状況を把握する。

(3) 災害の発生防止

可燃性物質、揮発性物質等の流入に対しては、汚染状況の監視、町民への広報活動、消防署への通報等について定めておく。

(4) 事後処理

事後処理のために、それぞれの関係者と協力しながら次の事項を検討、実施する。

ア　再発防止対策

イ　原因者への指導、処分

ウ　損害費用の負担

エ　記録、報告等

第 33 節　交通施設災害応急対策計画

産業振興課 建設整備課 小浜海上保安署	西日本旅客鉄道㈱金沢支社

交通施設は、災害時において緊急物資の輸送、復旧対策等の円滑な実施に欠かすことのできない重要施設であることに鑑み、関係機関が、あらかじめ定める応急対策計画に基づき迅速な措置を行うための計画である。

第１　鉄道道施設

1　鉄軌道事業は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止を行う。

2　線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。

3　鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要請する。

第２　道路施設

1　道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛り土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事、冠水したアンダーパス部等の排水作業等により、交通の確保を図る。

2　道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第３　港湾施設及び航路施設

1　港湾及び漁港管理者は、被災した港湾、漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路、泊地のしゅんせつ、岸壁、物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

2　小浜海上保安署は、水路が損壊し、または水深に異常を生じた場合及び灯、浮標等の流失、移動等航路施設に被害が生じた場合、関係機関にその旨周知徹底するとともに、安全確保のため、緊急を要するときは、巡視船艇を配置し、注意喚起措置をとる。

第 34 節　水防計画

防災安全課	消防団
産業振興課	若狭消防署
建設整備課	

町域における洪水または高潮による水災を警戒、防ぎょし、これによる被害を軽減し公共の安全を図るための水防活動に関する計画である。

第１　水防の責務

具体的な水害予防対策は、第 2 章第 1 節「水害予防計画」及び同章第 2 節「高波等災害予防計画」のとおりである。

1　町の責務

町は本計画にもとづき、県内における水防態勢と組織の確立強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるよう、指導と水防能力の確保に努め各々その管理区域における水防を十分果たさなければならない（水防法第 3 条）。

2　町民の責務

水防団長または消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、水防区域に居住する者は常に気象状況、増水状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない（水防法第 24 条）。

第２　水害予防対策

具体的な水害予防対策は、第 2 章第 1 節「水害予防計画」及び同章第 2 節「高波等災害予防計画」のとおりである。

第３　水防区域

水害のおそれがあると認められる河川及び海岸のうち、福井県知事において水防警報を行う水防区域は、次のとおりである。

関屋川	高浜町向谷橋から日本海まで（左岸・右岸）

第４　水防組織

1　水防実施本部

水防管理者である町長（本部長）は、水防活動に関する予警報の通知を受けたときから洪水または高潮による危険が解消するまでの間、総務課に水防実施本部を設け、その事務を処理する。

2　消防機関との連携

水防活動は、若狭消防署及び各消防団の協力を得て実施する。

3　本部機構及び所掌事務

水防本部の機構及び所掌事務は、あらかじめ高浜町水防計画で定める。

なお、災害対策本部が設置された場合は、本計画に定めるところによる。

第 5　情報の収集

町長（本部長）は、若狭消防署及び防災関係機関の協力を得て台風または集中豪雨等により洪水または高潮が予測されるときは、これらに関する情報を収集しなければならない。

水位到達情報の伝達経路

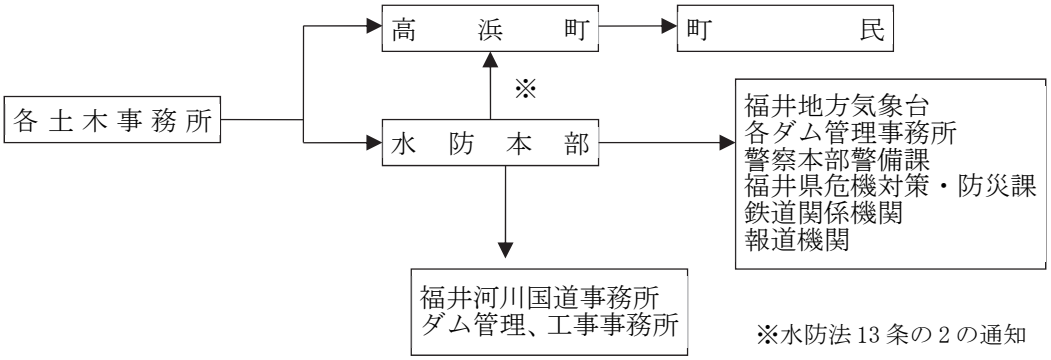

※水防法 13 条の 2 の通知

第 6　水防配備体制

1　水防実施本部員の体制

水防実施本部の体制は次の内容とし、必要要員、作業内容、その他の詳細は高浜町水防計画に定める。また、注意体制は防災安全課長の指令により、それ以外の配備体制は水防管理者の指令により行う。

配　備　体　制	配　　備　　基　　準
準　備　体　制	①　大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 ②　暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合
注　意　体　制	①　大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が嶺南地方に発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 ②　基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回った場合
警　戒　体　制	①　大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が嶺南地方に発表された場合 ②　基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 ③　土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する可能性が高まった場合
活　動　体　制	①　基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 ②　大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合

配　備　体　制	配　　備　　基　　準
非　常　体　制	①　基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を超え、さらに上昇するおそれがある場合 ②　広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ③　特別警報（大雪を除く）が発表された場合

基準地点

名称	：小和田
所在地	：高浜町小和田
水防団待機水位（通報水位）	：1.60m
氾濫注意水位（警戒水位）	：2.20m
避難判断水位（特別警戒水位）	：2.50m
氾濫危険水位（危険水位）	：2.80m
観測者	：小浜土木事務所
発表者	：小浜土木事務所

2　出動準備・警戒配置の指示

水防管理者は次の事象を覚知したとき、消防機関に対して出動準備、または警戒配置を指示する。

(1) 出動準備

ア　河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。

イ　その他気象状況により、高潮の危険が予想されるとき。

(2) 警戒配置

ア　河川水位が氾濫危険水位（危険水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

イ　潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

第７　水防警戒区域

町域内において、特に警戒しなければならない重要な水防区域は第 2 章第 1 節「水害予防計画」による区域であるが、毎年度始めに行う河川堤防、水こう門等調査の要注意箇所についても十分警戒し、防ぎょしなければならない。

第８　水防施設

本町の水防関係施設の水防資材及び機材については水防倉庫に備蓄するもののほか、調達または借上げによる。

第９　水防活動

町長（本部長）は、堤防の決壊またはこれに準ずる事態が発生し、または発生のおそれがあると認められる場合は、水防対策本部要員を出動させるとともに、若狭消防署に対して、水災の警

戒及び防ぎょの出動及び活動を求める。

第 10　農作物対策

洪水または高潮（風水害を含む。）により、農作物等に被害が発生し、または発生のおそれのあると認められるときは、次の対策を指導周知させなければならない。

1　種苗の確保または残苗のあっせん
2　採種の確保またはあっせん
3　委託苗代の設置
4　病虫害の防除

第 11　その他の河川の警戒

子生川、笠原川をその他河川と位置づけ、警戒対策を行う。

資　料
＜3－30－1＞　水防倉庫一覧
＜3－30－2＞　水防資機材備蓄の現状

第 35 節　土砂災害応急対策計画

各課共通 消防団 若狭消防署

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関は、危険の切迫する前に十分な対策を実施する。

第１　組織

町域の土石流危険渓流または急傾斜地崩壊危険区域等における危険区域内等において災害発生のおそれがあるとき、または災害が発生したときには町長（本部長）は、高浜町災害対策本部の組織により、またはこれを準用して危険区域の警戒、防ぎょ、応急対策にあたる。

第２　災害原因情報の収集及び伝達

気象注意報・警報・危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集・伝達及び報告は本章第４節の「通信計画」により迅速かつ確実に実施する。なお、降雨の時期・状況を判断して必要な場合には､簡易雨量計等を設けて定時観測を行うなど急傾斜地危険区域の情報の収集伝達及び指示、周知を正確に行う。

1　町及び関係機関は、所管する各危険地域等のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。また広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる傾斜判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

2　県下における降雨の状況は、一様でないので、町及び防災関係機関は、各危険地域等の雨量測定を実施する。

第３　警戒配備

1　警戒配備体制（高浜町災害対策本部が設置されない場合で現地対策本部のみが設置された体制をいう。）を取る場合の基準雨量

配備別	前日までの連続雨量が 100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が 40㎜～100㎜あった場合	前日までの降雨がない場合
第１警戒配備	当日の日雨量が 50㎜を超えたとき	当日の日雨量が 80㎜を超えたとき	当日の雨量が 100㎜を超えたとき
第２警戒配備	当日の日雨量が 50㎜を超え時雨量 30㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80㎜を超え時雨量 30㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100㎜を超え時雨量 30㎜程度の強雨が降り始めたとき

(1) 第 1 警戒配備

町長（本部長）は、危険区域に警戒員を派遣できる準備をするとともに、最も危険と判断する区域については警戒員を派遣し、警戒巡視、町民等に対する広報等を実施する。なお、派遣に至らない区域については区長に警戒等の処置を依頼する。この場合、町長（本部長）は、第 2 警戒体制に備えて要員の確保を図っておかなければならない。

(2) 第 2 警戒配備

町長（本部長）は最も危険と判断する区域については、警戒員を増強するとともに、地元から消防団員等の支援を要請し、町民に対して避難を行うよう広報するほか、必要に応じ警告、事前措置、避難の指示等を行う。ただし、派遣に至らない区域についても緊急出動できる体制とする。

(3) 災害の拡大に対する配備

町長（本部長）は、災害の状況により、これらの配備体制では対応できないと判断したときは直ちに災害対策本部を設け、非常配備を指令する。

第 4　避難

1　避難所は、危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設する。

2　避難所を開設した時は、直ちに、次の事項を県に報告する。

(1) 災害発生場所、危険地域名

(2) 避難所開設の日時及び場所

(3) 避難状況と避難人員

(4) 開設期間の見込

3　地すべり危険区域及び急傾斜地危険区域内の避難所は、あらかじめ指定しておかなければならない。

4　地すべりまたは急傾斜地の崩壊による危険が増大した場合の避難についてその勧告、指示等の命令、伝達系統等は第 3 章第 8 節「避難計画」による。

5　避難所を開設したときは、第 3 章第 8 節「避難計画」により、避難者の援護を図る。

6　避難勧告、避難指示（緊急）の解除

町は、避難勧告または避難指示（緊急）の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

国及び県は、町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について町に助言を行う。

第 5　応急対策

1　町長（本部長）は、地すべりまたは急傾斜地の崩壊、家屋の倒壊等非常事態の発生または発生のおそれがあると認められるときは、その現場に最も近距離でかつ安全な地帯に「現地本部」を設置し、災害応急対策を推進する。

2　災害に伴う救出、援護については、第 3 章第 9 節「救出計画」により町の機関及び小浜警察署、若狭消防署等防災関係機関の協力を得て実施する。

3　地すべりまたは急傾斜地崩壊危険区域の崩壊が発生したときには、防災関係機関と協議して、速やかに応急復旧工事を実施する。

4　町単独での応急対策が困難な場合は、県を通じて国に緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の派遣を要請し、被災状況、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他応急対策など、町が行う応急復旧活動の支援を受ける。

第 36 節　暴風・竜巻等災害応急対策計画

各課共通
消防団
若狭消防署

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、防災関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施するための計画である。

第１　災害情報の収集・伝達

町、県及び関係機関は、第 3 章第 2 節「防災気象計画」及び同第 5 節「情報及び被害状況報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の伝達周知について、防災関係機関に徹底を図る。

第２　町民の安全確保

町民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第３　災害応急対策の実施

町、県及び防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第 37 節　雪害対策計画

各課共通 消防団 若狭消防署

積雪時において道路等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、民生の安定を図るために、雪害対策を推進するための計画である。

第１　基本方針

町長（本部長）は、次に掲げる方針及び配備体制により雪害対策を進める。

1　道路の除雪

町道の積雪量が 10cm に達し、さらに降雪が予測される場合に除雪を開始する。

2　除雪体制

積雪量が 60cm を超えて、さらに今後の降雪が予測される場合は高浜町除雪対策本部を設けて、町道の除雪に万全を期す。

3　豪雪対策

積雪量が 1m を超え、さらに今後降雪が予測されると同時に町道の交通が途絶し、消防活動が極めて困難となり、生鮮食料品等町民の生活必需品の輸送入荷が極端に低下または減少し、孤立区の続発、大規模なだれによる人身被災が生じたとき、またはそのおそれが著しく増大した場合、町長が災害対策本部を設け第３配備（非常体制）を指令する。

4　配備体制

体制別	状　　況	出　動　体　制
第１配備 （準備体制）	冬期に入り、降雪が予測されるとき	除雪要員の出動計画を確認するとともに、除雪資材機器の整備点検、借上げを完了する
第２配備 （待機体制）	降雪が 10cm を超えると予測されるとき	除雪出動の連絡に必要な最小限の要員を配置し、出動体制に移行できる体制とする
第３配備 （出動体制）	道路の積雪が 10cm を超えさらに降雪が予測されるとき	除雪要員はあらかじめ計画した方針により、除雪を開始し、長期除雪に耐えるよう勤務体制をとる
第４配備 （活動体制）	積雪量が 60cm を超え、今後さらに降雪が予測され、除雪対策本部が設けられたとき	除雪要員を補充し、資器材を増強し、除雪・排雪に全力を投入する

※ 町長（本部長）は、積雪及び降雪の予測がいずれも減少すると判断されるときは、除雪対策

本部を解散し、各配備体制を繰り下げる。

第２　道路除雪対策

毎年降雪期前に防災関係機関が参集し、除雪区間、除雪作業基準、機械等について調整する。

1　道路除雪責任者

(1) 近畿地方整備局　福井河川国道事務所　小浜国道維持出張所
　国が管理する道路

(2) 嶺南振興局小浜土木事務所
　県が管理する国道及び県道

(3) 高浜町
　主要町道

2　町道除雪計画

(1) 町道除雪は、毎年度防災関係機関と協議して定める除雪業務要領によるもののほか、本計画による。

(2) 町道除雪は、国及び県の除雪計画を斟酌し、これらと協調しながら計画し、場合によっては国及び県と協議して合同実施することも考慮する。

(3) 町道の除雪にあたっては、除雪要員の確保を図ると同時に常に的確な情報を収集すると同時に小浜警察署の協力を得て、町民に対して除雪に関する広報を徹底させなければならない。

(4) 除雪予定路線及びその順位は、毎年定める除雪計画による。ただし、特に緊急除雪の必要があると認めるときは、町長の指示により路線を増減し、または順位を変更することがある。

(5) 除雪予定路線のうち、公共施設に通じる路線、国・県道との関連する重要路線、バス路線、通勤通学路線、重要な産業経済に係る路線は他に優先して行い、順を追って生活に直接結びつく路線の除雪を行う。

(6) 除雪幅員は交通量等を勘案し、2 車線を原則とする。1 車線の場合は待避所を設ける。

(7) 主要町道以外の一般町道及び歩道の除雪については、町民一斉除雪日を設けるなどして、区長を通じて区・商店街及び地係関係者に協力を依頼し、早期除雪を指導し協力を得る。なお、事業所等についても協力を依頼する。

(8) 除雪の早期進行を期するため、降雪前に小浜警察署と協議し除雪予定路線の駐車禁止の措置及び対策を依頼する。

(9) 新たな降雪の予測が見込まれなくなったときは排雪等の対策を進める。

第３　堆雪排除対策

1　排雪対策

(1) 屋根雪おろし及び道路除雪で生じた堆雪は、特に支障のない場合を除き、区ごとに相互に協力して、早期排雪に努めるよう区長を通じ、区の協力を求める。

(2) 雪捨場は、ダンプカーにより投棄する場合及び主として人力投棄する場合とに区分することがある。

(3) 用排水路への投棄は原則として禁止するが、やむを得ず投棄する場合は、必ず水路の流心部に流し、流れを阻害しないことを確認する。

(4) 排雪秩序の保持のため、必要に応じ小浜警察署の協力を求めその万全を期する。

(5) 一人暮らし高齢者宅の雪下ろし等の対応については、区長若しくは民生委員・児童委員を

通じ、近所に協力を求め除雪する。

また、積雪量の多い時など必要に応じて、雪かきボランティアを広報で募集し、出動してもらうこともある。

2　融雪対策

(1) 冬期間であっても異常な気象変化により、気温の上昇や降雨によって融雪水による災害が発生するおそれがあるので、気象状況に注意し、河川、水路の増水に伴う家屋等の浸水被害を防止する。

(2) 町は、防災関係機関と協議・連絡し雪捨場の堆雪処置を促進するとともに用排水路の堆雪状況を把握し、その通水に努めなければならない。

(3) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったときは、警戒体制を整え防ぎょにあたる。この場合の実施計画は、本章第34節「水防計画」による。

第４　建物保全対策

1　積雪の量及び密度を考慮し、やや早めに屋根雪おろしを実施するよう町民に広報するとともに、計画的な実施を指導する。

2　雪おろしの開始基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 海岸線から2km以内

平方メートル当たり　300kg（垂直積雪量　1.0m以上）

(2) 上記以外

平方メートル当たり　420kg（垂直積雪量　1.5m以上）

3　雪おろしに際しては、建物の老朽度、堅ろう度、緊急度、堆積状況等を十分考慮しながら作業を行うようにする。

4　町有施設の雪おろしについても、上記の基準により、実施する。

5　雪おろしにあたっては、施設の保全及び危険の防止に留意し、建物周囲におろした雪が道路に堆積したときは排雪に努めるとともに、建物に破損箇所がある場合は。必要な手続きを経て応急復旧する。

第５　食料物資確保対策

食料品等町民生活に必要とする物資については、第2章第5節「雪害予防計画」により備蓄または確保しておく。

なお、産業生産物についてもこれに準じた措置を講ずる。

第６　消防対策

1　消火栓及び防火水槽等消防水利は、常に確保されるよう区長・消防団員に対し除排雪実施の協力を求める。

2　特に重要な消防水利箇所については、若狭消防署及び消防団をもって除排雪する。

3　消防水利の位置は、標識または標旗をもって常に所在を明らかにする。

第７　なだれ対策

1　なだれが発生し、または発生のおそれがある場合は、状況に応じ、消防団が出動するほか、

人命に危険がある場合は小浜警察署・若狭消防署に出動を依頼し、排除工作及び警戒に当る。

2　なだれが発生し、または発生が予想され避難の必要を認めたときは、地係関係住民に対し本章第 8 節「避難計画」により避難を勧告する。

第 8　家屋倒壊対策

1　積雪状況により、家屋倒壊の危険が予想されるとき、未処置家屋に対し、関係機関を通じて雪おろしを勧告し、処置不能の家屋等で極めて雪おろしが困難な家屋に対しては適切な措置をとる。

2　倒壊家屋が発生したときで、人命救助の必要のあるときは、小浜警察署・防犯隊・若狭消防署及び消防団の協力を得てこれに当る。

第 9　孤立地区対策

1　積雪による車両運行不能の遠隔地において､人命の危険が発生し救出の必要が生じたときは、小浜警察署及び若狭消防署に協力を求め、町を含む合同特別救助隊を編成派遣する。

2　孤立地区の道路除雪については、特別編成の機械力を導入して開通に全力をあげる。

3　通信連絡不能になった場合の応急措置は、防災関係機関の協力を求めて行う。

4　人命救助等緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

5　要請計画は、本章第 26 節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

6　事前対策として、あらかじめ孤立予想地域の町民に対し、孤立した場合の予防対策、応急措置について周知徹底を図る。

第 10　ごみ、し尿対策

1　ごみ収集対策

(1) 道路の積雪 15 ㎝までは平常どおり作業を続行する。

(2) 道路の積雪が 15 ㎝以上に達した場合は、除雪されている路線沿いの収集作業を行い、道路除雪が困難なため収集車の運行が不可能となるので除雪された道路まで町民の協力を得て収集を図る。

(3) 収集不能地域については、可燃ごみはなるべく雪中で焼却し、その他のごみは、ビニール袋等に詰め適宜整理するほか、し尿等を不法投棄しないよう監視し、十分町民の協力を求める。

2　し尿処理対策

し尿くみ取りについては、除雪されている路線から作業可能なところは実施するが、これ以外のところで、特に緊急を要するものは、バキューム車が進入できるよう町内または各戸に除雪協力を求めて行う。降雪期間が長期にわたる場合は、状況に応じた特別措置による処理方法を指示する。

第 11　水道保全対策

1　水道の完全給水を確保するため、水道施設（建物、ポンプ施設）の維持管理と除雪に万全を期し、積雪凍結時における給水管の破損防止については、広報活動を行うと同時に凍結管の修理等応急復旧を適切に行う。

2　融雪の手段として水道を使用する事例が増加をしているため、飲料水の確保が困難になるおそれがある場合には、融雪用の水道使用についてはこれを制限するよう広報に努める。

第 12　情報収集及び広報対策

1　積雪時においては、道路交通、輸送が確保されるのが先決であるので、道路の積雪量、除雪状況等必要な情報を迅速、的確に収集し除雪計画、雪害対策に万全を期する。

2　収集された各種情報は、整理記録し、町長（本部長）に報告するとともに、必要に応じ県に連絡及び報道機関、町民に対し広報する。

3　広報に際しては、民心安定及び協力体制の促進に役立つようその時期方法、内容等に特に留意する。この場合、区長に対しては、具体的事項を示して格別の協力を求める。

4　その他広報対策は、本章第 6 節「災害広報計画」による。

第 13　農作物対策

1　苗代用地等の確保については、除雪または融雪剤（わら灰・草木灰・カーボンブラック等）を散布して行うほか、作物の育成確保に努めるよう指導をする。

2　積雪が長期にわたったときは、播種及び移植の遅延を防止するために保護苗代設置を奨励する。

3　温室ビニール・ハウス及び樹園地の融雪については、施設の倒壊・作物の損傷を防ぐため、除雪または排雪をして行うよう奨励する。

4　その他その状況に応じて臨機応変な対策を指示または指導する。

第 14　その他

小・中学校の児童生徒、保育園児の安全確保については、高浜町教育委員会のほか、当該所管においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。

1　通学道路については、常に状況を把握し除雪幅について、適切な措置を講ずるとともに、集団登下校時には誘導責任者を定める等十分考慮する。

2　自動車通路での通行・横断等については、十分注意するよう指導する。

3　屋根の雪おろしに対する危険防止について十分指導する。

4　臨時休校等の措置についてはあらかじめその基準を定めておく。

5　除雪情報の連絡系統図

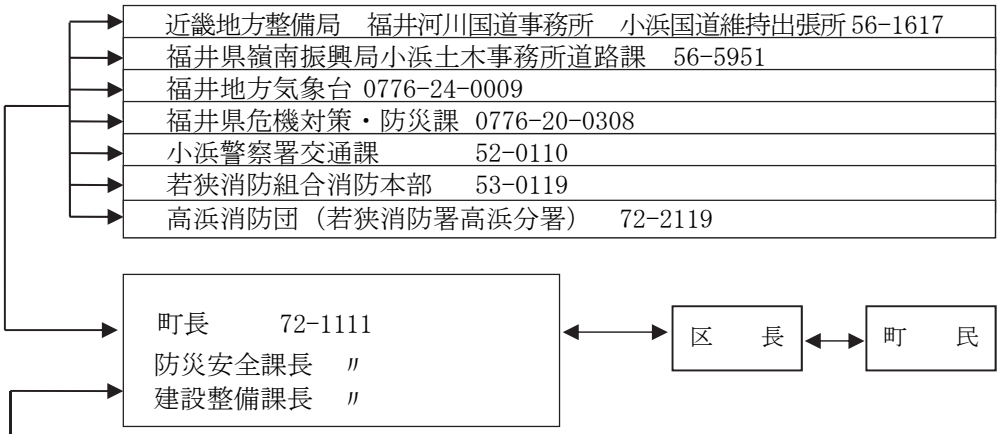

会　社　名	住　所	
	電　話	ＦＡＸ
㈱平川	高浜町安土 4-2	
	72-3000	72-3007
吉田開発㈱	高浜町関屋 61-2-1	
	72-3346	72-2835
新日本海事工業㈱	高浜町立石 15-15-4	
	72-3500	72-3502
石橋工業㈱	高浜町西三松 11-34	
	72-2814	72-5103
㈲新東工業	高浜町小和田 72-14	
	72-3368	72-3636
㈱藪本興業	高浜町畑 7-1	
	72-2737	72-5288
㈲中嶋建設	高浜町上車持 11-4	
	72-0345	72－0484
山惣ホーム㈱	高浜町宮崎中山 50-22-5	
	72-5677	72-4769
㈲平田木材店	高浜町和田 1-28	
	72-3456	72-0656
モトジマ建設	高浜町東三松 10-19-1	
	72-5427	72-5427
高浜町管工事協同組合	高浜町中津海 23-6-4	
	72-1333	72-1224

第 38 節　要配慮者応急対策計画

防災安全課 保健福祉課 教育委員会

災害発生時には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第１　迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。

町は被災施設等の適確な状況の把握に努め、県、他市町、社会福祉施設等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう町内外の施設への緊急避難及び避難受入れについての情報の収集、提供を行う。

第２　町における対応

町は、要配慮者を支援するため、防災安全課と保健福祉課との連携の下、次の措置を講ずる。

1　発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

2　地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。

3　ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

4　特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。

5　生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供する。

6　避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。

7　老人福祉施設、障がい者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

第３　巡回健康相談の実施

町は県と協力し、保健福祉センター等を拠点として、在宅及び避難所の要援護者を対象に巡回健康相談を実施する。

第４　児童に係る対策

町は県と連携し、保護者の死亡や傷病により養育が困難となった児童については、児童相談所が緊急一時保護を行うとともに、児童の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置をとる。

第５　外国人等に係る対策

1　外国人の避難誘導

町は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

2　外国人の安否確認、救助活動

町は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3　外国人への情報提供

町は、県と協力して、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

また、町は、県と協力して、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

第 6　介護体制の確立

町は県と連携し、関係団体や他府県に対し、応援を要請するほか、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。

第 39 節　原子力災害応急計画

防災安全課

原子力発電所の責任者及び防災関係機関等は、事故が発生し、その影響が周辺地域に及び、または及ぶおそれがある場合は、別に定める「原子力災害対策編」により、必要な措置を講ずる。

第４章　災害復旧計画

この章は、災害発生後被災した各施設の原形復旧を速やかに行い、再度の災害発生を防止するため必要な公共施設の災害復旧及び被災者に対して経済的援助を行う計画である。

第１節　公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧をする。

第１　実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

第２　災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

1　公共土木施設災害復旧事業
(1) 河川災害復旧事業
(2) 海岸災害復旧事業
(3) 砂防設備災害復旧事業
(4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
(5) 地すべり防止施設災害復旧事業
(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
(7) 道路災害復旧事業
(8) 港湾災害復旧事業
(9) 漁港災害復旧事業
(10) 下水道災害復旧事業
(11) 公園災害復旧事業
2　農林水産業施設災害復旧事業
3　都市災害復旧事業
4　上水道災害復旧事業
5　住宅災害復旧事業
6　社会福祉施設等災害復旧事業
7　公立医療施設、病院等災害復旧事業
8　学校教育施設災害復旧事業
9　社会教育施設災害復旧事業
10 その他の災害復旧事業

第３　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下、「激甚災害」という。）が発生した場合には、県または町において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期の激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第４　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく局地激甚災害指定促進措置

著しく局地激甚である災害（以下、「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、町において、被害の状況を速やかに調査把握し、局地激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第５　災害査定の促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し必要な資料を調整し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて災害復旧事業の迅速化に努める。

第６　災害復旧資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債及び災害つなぎ短期借入について所要の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施が図られるよう努める。

第 2 節　民有施設の災害復旧

被災した民有施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧資材の確保、復旧計画の樹立または実施等について、あっせん、指導を行い、または必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置等を講ずると共に、り災者の住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金の融資のあっせん及び職業あっせん等、被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努める。

第３節　激甚災害の手続

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下、「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

第１　激甚災害指定の手続

県は、町の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚法」による激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成の必要が認められるとき、政令指定を得るために適切な措置を講ずる。

なお、町は災害の発生時から当該災害に関する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項を県に対して報告する。

1　災害の原因
2　災害が発生した日時
3　災害が発生した場所または地域
4　被害の程度（災対法施行規則別表第１に定める事項）
5　災害に対してとられた措置
6　その他必要な事項

第２　激甚法に定める事業

1　激甚災害に関わる財政援助措置の対象

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公立学校施設災害復旧事業
ウ　公営住宅災害復旧事業
エ　生活保護施設災害復旧事業
オ　児童福祉施設災害復旧事業
カ　老人福祉施設災害復旧事業
キ　社会福祉施設等災害復旧事業
ク　婦人保護施設災害復旧事業
ケ　感染症指定医療機関災害復旧事業
コ　感染症予防事業
サ　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
シ　湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
ウ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

エ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に関する補助

ウ　市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

エ　母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

オ　水防資器材費の補助の特例

カ　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

キ　産業労働者住宅建設資金融通の特例

ク　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ケ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2　局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じ、次の措置を選択して適用する。

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

イ　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

ウ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

エ　森林災害復旧事業に対する補助

オ　中小企業に関する特別の助成

カ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第３　特別財政援助額の交付手続き

町長（本部長）は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けた場合、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県各部局に提出する。

第４節　民生安定の緊急対策

被災者が災害によって被った痛手から立ち上がると同時に、災害以前の状況に復するために必要な資金を融資する等救済措置を講ずる。

第１　り災証明書の交付

町は、被災者に対する各種支援措置を実施するため、住家等の被害の程度を調査し、遅滞なく被災者にり災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

1　被災者台帳の作成

災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、固定資産課税台帳及び住民基本台帳を活用し、被災者台帳を作成する。

2　り災証明書の発行

(1) り災証明書は、り災者の申請に基づき、被災者台帳を確認のうえ交付する。

(2) 被害状況の確認ができないとき、り災者の被害状況の申告により、り災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を交付する。

この場合、後日、調査確認をしたときは、り災証明書に切り替え交付する。

(3) り災証明書の交付は、原則として１回限りとする。

(4) り災証明書の交付は、証明手数料を徴収しない。

第２　義援金品の受付及び配分

一般から拠出された義援金品等で町に寄託されたもの及び県または日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品を確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

1　義援金品の受付

(1) 一般から搬出された義援金品で町に寄託されたもの及び県または日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品については、保健福祉課において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付ける。

(2) 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

2　義援金品の配分

(1) 義援金品の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

(2) 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。

3　義援金品の保管場所

(1) 義援金は、会計室が保管する。

(2) 義援物資は、公共施設等に一時保管する。

第３　災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金、精神または身体に著しい障がいを受けた町民に対し災害障害見舞金の支給を行う。

また、災害により負傷し、または疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、被災者は災害見舞金、被災者の葬祭を行うものは弔慰金の支給を受けることができる。

災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

第４　生活の安定

1　総合相談窓口の設置

町は県と連携し、災害が発生した場合には庁内に相談窓口を設置し、被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。

2　住宅の確保

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

(1) 計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(2) 対　　策

ア　町は、損壊公営住宅をすみやかに修繕する。

イ　町及び県は、被害の程度に応じて公営住宅の供給計画を修繕し、必要に応じ公営住宅を仮設して被災者の住宅の確保を図る。

ウ　町及び県は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「住宅金融支援機構」という。）が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

3　雇用機会の確保

(1) 計画目標

災害により被害を受けた町民が、その痛手からすみやかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

(2) 対　　策

ア　災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、管轄する公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施などにより、早期就職の促進を図る。

イ　被災者の就職を開拓するため、技能開発センター等による職業訓練を実施するよう努める。

ウ　雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第５　被災者生活再建支援金

1　被災者生活再建支援金の支給

町域において、被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、町は県に対して「被災者生活再建支援法」の適用要請を依頼する。

また、町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、支援金の支給は、当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が行う。

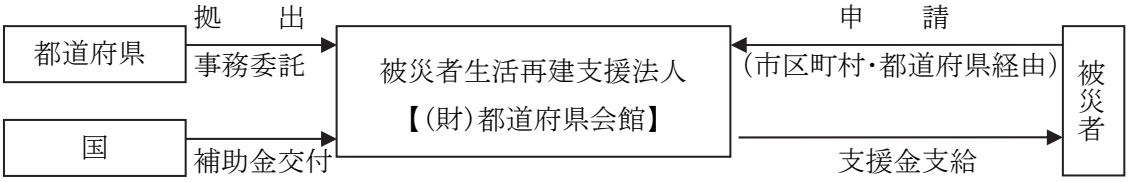

(所管・内閣府)　(支援金の 1/2)

2　被災者生活再建支援制度の概要

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア　災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する被害（同第 2 項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害

イ　10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した町の区域に係る自然災害

ウ　100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ　5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口 10 万未満のものに限る）の区域であって、ア～ウの区域に隣接するもの

オ　県内でアまたはイの自然災害が発生した場合で、5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口 10 万未満のものに限る）の区域に係る自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が 2 以上ある場合に、5 以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口 5 万未満の市町については、2 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害）

(2) 対象となる被災世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 対象経費

ア　生活関係経費

生活に必要な物品の購入費または修理費、自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費、住居移転費または交通費、住宅を賃貸する場合の謝礼等

イ　居住関係費

民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費、住宅の解体（除去）・撤去・整地費、住宅の建設、購入のための借入金等の利息、ローン保証料その他住宅の立替等に関する諸経費等

(4) 支給限度額（平成 22 年 3 月現在）

次のア及びイの合計額を支給する。

（注）世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額を支給する。

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 (2)のアに該当	解体 (2)のイに該当	長期避難 (2)のウに該当	大規模半壊 (2)のエに該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

（注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200 万円（または 100 万円）を支給限度額とする。

第 6　郵政事業の特例措置

日本郵便株式会社北陸支社は、災害が発生した場合、その被害状況及び被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び救護対策を実施する。

1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書 5 枚及び郵便書簡 1 枚を無償交付する。

2　被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3　被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

資　料

＜4－4－1＞　被災者生活再建支援制度

第５節　経済安定計画

第１　金融措置

災害により被害を受けた町民が再起更生するよう、以下に掲げる金融措置を講じて、被災者の生活の確保を図る。

1　租税の徴収猶予及び減免

(1) 国

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）に基づき、国税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講ずる。

(2) 福井県

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び福井県税条例（昭和 25 年条例第 53 号）に基づき、県税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講ずる。

(3) 高浜町

地方税法及び高浜町町税条例（昭和 37 年 3 月 30 日条例第 1 号）に基づき、町税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講ずる。

2　保育所・保育園等徴収金の免除

(1) 災害による被害を受け、保育所・保育園、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

(2) その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

3　公的資金による融資

(1) 災害援護資金の貸付

町は、高浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金（災害援護資金）を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸し付けを行う

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害によって被害を受けた母子家庭及び寡婦に対して、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸し付けを行う。

(4) 中小企業向け融資

町は、災害による被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業に対し、適宜、次の既存制度融資の実施について、必要な措置を講ずる。

ア　国民生活金融公庫資金
イ　中小企業金融公庫資金
ウ　商工組合中央金庫資金
エ　医療金融公庫資金
オ　社会福祉医療事業団資金
カ　環境衛生金融公庫資金
キ　中小企業高度化資金
ク　県が行う融資制度

(5) 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次の通りである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金 農業経営支援資金 農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金、漁船資金、 農林漁業施設資金、漁業近代資金

備考：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法
（昭和 30 年法律第 136 号）
：農林漁業者金融公庫法（昭和 27 年法律第 355 号）

第 2　流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1　商品の確保

(1) 町は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、すみやかに必要量を市場に流通させる。

(2) 各鉄道、道路等管理者は、すみやかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2　消費者情報の提供

町及び県は、生活必需物品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民心の安定を図る。

3　各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等に対し、速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第 6 節　復興計画

被災地の再建を目指し、復旧・復興を行うための計画である。

第 1　改良復旧

町、県及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第 2　計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、町及び県は、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

町及び県は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第 3　復興計画策定体制の確立

1　復興都市計画原案の策定

(1) 都市計画区域内の復興都市計画

都市計画区域内の市町においては、「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

(2) 都市計画区域外の復興都市計画

都市計画区域外の市町においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

(3) 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

ア　各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）

イ　不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2　審議会・協力体制の整備

(1) 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行なうため、復興計画の原案として位置付けられる

「町の都市計画に関する基本方針」等の事前審議制度を創設する。

(2) 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第４　大規模災害からの復興に関する法律の活用

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む町民のコンセンサスを得るように努め、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第５　職員の派遣

町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

震災･津波対策計画編

実施機関別関係計画一覧

本計画においては、各節に対策機関を掲載するとともに、各機関に関係する計画を次のとおり索引として作成した。

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策室	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
震災・津波対策計画編	**第１章　総　則**																
	第１節　計画の方針																
	第２節　防災関係機関の事務または業務の大綱																
	第３節　高浜町の地質																
	第４節　地震被害の想定																
	第５節　津波シミュレーション結果																
	第２章　災害予防計画																
	第１節　防災知識普及計画		●		●		●					●		●	●		
	第２節　防災訓練計画				●							●		●	●		
	第３節　自主防災組織育成計画				●		●							●			
	第４節　ボランティア育成・確保計画						●										
	第５節　避難対策計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第６節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画				●			●	●		●						
	第７節　要配慮者震災予防計画				●		●					●					
	第８節　医療救護予防計画						●										
	第９節　地震に強いまちづくり計画				●					●							
	第10節　津波に強いまちづくり計画				●				●	●							
	第11節　火災予防計画				●									●	●		

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策室	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
震災・津波対策計画編	第12節　土砂災害防止計画				●				●	●							
	第13節　浸水防止計画								●	●							
	第14節　津波災害予防計画				●		●		●					●			
	第15節　建築物災害予防計画									●							
	第16節　交通施設災害予防計画								●	●							
	第17節　通信及び放送施設災害予防計画				●												
	第18節　電力施設災害予防計画																
	第19節　ガス施設災害予防計画																
	第20節　上水道・下水道施設災害予防計画										●						
	第21節　積雪時の地震災害予防計画				●					●				●	●		
	第22節　危険物施設等災害予防計画				●										●		
	第23節　広域的相互応援体制整備計画				●												
	第24節　緊急事態管理体制整備計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第３章　災害応急対策計画																
	第１節　応急活動体制計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第２節　広域的応援対策計画				●												
	第３節　自衛隊災害派遣要請計画				●												
	第４節　ボランティアの受入計画						●										
	第５節　地震・津波情報等の伝達計画				●									●	●		
	第６節　災害情報収集伝達計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第７節　通信運用計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策室	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
震災・津波対策計画編	第8節　広報計画				●												
	第9節　避難計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	第 10 節　被災者の救出計画		●		●		●	●		●				●	●	●	●
	第 11 節　要配慮者応急対策計画				●		●	●				●					
	第12節　医療救護計画						●										
	第 13 節　消防応急対策計画				●									●	●		
	第 14 節　航空防災活動計画				●												
	第15節　飲料水、食料品、生活必需品の供給計画		●		●			●	●		●						
	第16節　緊急輸送計画		●		●	●				●						●	
	第 17 節　土砂災害応急対策計画									●							
	第18節　水防活動計画				●					●							
	第19節　災害警備計画																
	第 20 節　交通施設応急対策計画								●	●							●
	第 21 節　電力施設応急対策計画																
	第 22 節　ガス施設応急対策計画																
	第 23 節　通信及び放送施設応急対策計画				●												
	第24節　上水道・下水道施設応急対策計画										●						
	第 25 節　危険物施設等応急対策計画				●										●		
	第 26 節　住宅応急対策計画									●							
	第 27 節　廃棄物処理計画							●									
	第28節　防疫・食品衛生計画							●									
	第 29 節　遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画							●									

編	計画名	議会事務局	総務課	総合政策室	防災安全課	税務課	保健福祉課	住民生活課	産業振興課	建設整備課	上下水道課	教育委員会	会計室	消防団	若狭消防署	小浜警察署	小浜海上保安署
震災・津波対策計画編	第30節 教育再開計画						●					●					
	第 31 節　災害救助法の適用計画				●												
	第４章　災害復旧計画																
	第1節　公共施設の災害復旧計画																
	第2節　激甚災害の指定計画																
	第3節 民生安定計画																
	第4節　復興計画																

〔目　次〕

震災・津波対策計画編

第1章　総　則

第1節　計画の方針 ―― 1
第2節　防災関係機関の事務または業務の大綱 ―― 2
第3節　高浜町の地質 ―― 10
第4節　地震被害の想定 ―― 11
第5節　津波シミュレーション結果 ―― 20

第2章　災害予防計画

第1節　防災知識普及計画 ―― 25
第2節　防災訓練計画 ―― 29
第3節　自主防災組織育成計画 ―― 31
第4節　ボランティア育成・確保計画 ―― 35
第5節　避難対策計画 ―― 37
第6節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画 ―― 42
第7節　要配慮者震災予防計画 ―― 43
第8節　医療救護予防計画 ―― 48
第9節　地震に強いまちづくり計画 ―― 50
第10節　津波に強いまちづくり計画 ―― 52
第11節　火災予防計画 ―― 54
第12節　土砂災害防止計画 ―― 57
第13節　浸水防止計画 ―― 59
第14節　津波災害予防計画 ―― 61
第15節　建築物災害予防計画 ―― 63
第16節　交通施設災害予防計画 ―― 65
第17節　通信及び放送施設災害予防計画 ―― 67
第18節　電力施設災害予防計画 ―― 70
第19節　ガス施設災害予防計画 ―― 72
第20節　上水道・下水道施設災害予防計画 ―― 73
第21節　積雪時の地震災害予防計画 ―― 75
第22節　危険物施設等災害予防計画 ―― 78
第23節　広域的相互応援体制整備計画 ―― 80
第24節　緊急事態管理体制整備計画 ―― 81

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制計画 ―― 85
第２節　広域的応援対策計画 ―― 94
第３節　自衛隊災害派遣要請計画 ―― 97
第４節　ボランティアの受入計画 ―― 101
第５節　地震・津波情報等の伝達計画 ―― 103
第６節　災害情報収集伝達計画 ―― 111
第７節　通信運用計画 ―― 116
第８節　広報計画 ―― 119
第９節　避難計画 ―― 122
第10節　被災者の救出計画 ―― 130
第11節　要配慮者応急対策計画 ―― 132
第12節　医療救護計画 ―― 134
第13節　消防応急対策計画 ―― 137
第14節　航空防災活動計画 ―― 139
第15節　飲料水、食料品、生活必需品の供給計画 ―― 140
第16節　緊急輸送計画 ―― 147
第17節　土砂災害応急対策計画 ―― 149
第18節　水防活動計画 ―― 150
第19節　災害警備計画 ―― 151
第20節　交通施設応急対策計画 ―― 153
第21節　電力施設応急対策計画 ―― 157
第22節　ガス施設応急対策計画 ―― 159
第23節　通信及び放送施設応急対策計画 ―― 161
第24節　上水道・下水道施設応急対策計画 ―― 166
第25節　危険物施設等応急対策計画 ―― 169
第26節　住宅応急対策計画 ―― 171
第27節　廃棄物処理計画 ―― 174
第28節　防疫・食品衛生計画 ―― 176
第29節　遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画 ―― 178
第30節　教育再開計画 ―― 181
第31節　災害救助法の適用計画 ―― 183

第４章　災害復旧計画

第１節　公共施設の災害復旧計画 ―― 188
第２節　激甚災害の指定計画 ―― 190
第３節　民生安定計画 ―― 194
第４節　復興計画 ―― 198

第１章　総　則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

この計画は、大規模な地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下、「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、高浜町防災会議が作成する計画であって、本町において震災対策上必要な諸施策について基本を定めるものである。

町民をはじめ、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が震災対策に向けての積極的、計画的行動と相互協力のもとで、それぞれが役割を分担しながら町民の生命、身体、財産を保護するためこの計画の推進を図る。

第２　計画の性格

この計画は、地震が一般的に予知することが困難であり、その被害が突発的・広域的・火災等二次災害の発生といった特徴や社会的影響の大きさに鑑み、「高浜町地域防災計画」の「震災対策編」として高浜町防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「高浜町地域防災計画」に準拠する。

第３　計画の構成

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、それぞれの段階において町、防災関係機関及び町民等がとるべき地震にかかる災害対策を実施する際の基本体系としての構成を図ったものである。

第４　計画の習熟

この計画を円滑かつ的確に運用するため、町及び防災関係機関が平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について町民の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図り、この計画が町民の防災活動の指針として十分機能させるべく町民への周知徹底を図る。

第５　計画の修正

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

防災関係機関は、当該事項について、修正を必要とする場合は、町防災会議に提出する。

第 2 節　防災関係機関の事務または業務の大綱

第１　各機関の責務

1　県

県は、県の地域及び県民の生命、身体及び財産を地震並びに津波災害から保護するため、福井県の特性に配慮しながら地震や津波に強い県土づくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、災害時においては、広域的、大規模な災害である場合や防災活動の統一的処理が必要な場合に、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県民と連携を密にし、迅速な防災活動を実施するとともに、町及び関係機関の防災活動を援助し、調整を行う。

2　町

町は、町の地域及び町民の生命、身体及び財産を地震並びに津波災害から保護するため、地域の実情に沿いながら地震や津波に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、地震や津波発生時においては、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町民、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体と連携を密にし、迅速な防災活動を実施する。

3　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を地震や津波災害から保護するため、あらかじめそれぞれの地震や津波防災体制の整備充実を図るとともに、地震や津波発生時には、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、あらかじめそれぞれの地震や津波防災体制の整備充実を図るとともに、地震や津波発生時には、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震や津波防災体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、県、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6　町民

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であることから、町民は、食料・飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、地震や津波発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、地震や津波発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の救助、避難所での活動、県・町の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

第２　各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、町、指定地方公共機関及び指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

併せて国、県、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、町、事業者、町民等が一体となって防災対策を推進する。

さらに、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の関連を取り入れた防災対策を推進する。

第３　処理すべき事務または業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関しおおむねつぎの事務または業務を処理する。

1　町

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
高浜町	(1) 町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (15) 義援金、義援物資の受入れ及び配分
若狭消防組合 若狭消防署 （高浜分署） （高浜消防団）	(1) 災害予防並びに町民の生命・身体及び財産の保護 (2) 災害時における救助及び避難の誘導

2　県

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
福井県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 被災産業に対する融資等の対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災県営施設の応急対策 (14) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (15) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (16) 義援金、義援物資の受入れ及び配分
県警察 小浜警察署 （高浜交番） （和田駐在所） （青駐在所）	(1) 災害情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視及び身元確認 (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持 (10) 広報活動

3　指定地方行政機関

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
中部管区警察局 （福井県情報通信部）	(1) 管区内各県警察の指導・調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報の伝達に関すること
北陸総合通信局	(1) 電波の監理及び有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
北陸財務局 （福井財務事務所）	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 (2) 地方公共団体の災害復旧事業の起債に係る貸付 (3) 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の貸付 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (5) 災害に関する財政金融状況の調査
近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
福井労働局	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
北陸農政局 （福井県拠点）	(1) 国営農業用施設等の整備と防災管理 (2) 国営農業用施設の災害復旧 (3) 農地及び施設の災害対策に関する県及び本省との連絡調整 (4) 農地及び農業施設の緊急査定 (5) 災害時における米穀及び応急用食料等に関する県及び本省との連絡調整
近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	(1) 国有保安林、治山施設等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に係る指導・要請
近畿経済産業局	(1) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 (4) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (5) 工業用水道の供給の確保に係る指導及び要請
中部近畿産業保安監督部	(1) 電気の保安の確保
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保
近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防ぎょと拡大防止 (3) 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木施設の復旧 (5) 土砂災害緊急情報の発表等に関すること (6) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
中部運輸局 （福井運輸支局）	(1) 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 (2) 災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整 (3) 災害による不通区間における迂回輸送、代替運送等の指導 (4) 所轄する交通施設及び設備の整備についての指導 (5) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (6) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業に対する協力要請 (7) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (8) 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
東京管区気象台 （福井地方気象台）	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
第八管区海上保安本部 （敦賀海上保安部 小浜海上保安署）	(1) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、流出油の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の傷害の除去及び規制 (3) 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4　自衛隊

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便㈱北陸支社 （町内郵便局）	(1) 災害時における郵便局の窓口業務の維持 (2) 災害時における郵便業務の確保 (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
西日本電信電話㈱ （福井支店） ㈱ＮＴＴドコモ北陸 ＫＤＤＩ㈱（北陸総支社） ソフトバンク㈱ ㈱オプテージ	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備及び防災管理 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧
西日本高速道路㈱ （福知山高速道路事務所）	(1) 道路及び防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保
日本赤十字社 （福井県支部）	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給
関西電力㈱ （原子力事業本部） 関西電力送配電㈱ （京都支社）	(1) 施設の設備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧
(社)福井県エルピーガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
西日本旅客鉄道㈱ （金沢支社：若狭和田駅、若狭高浜駅、三松駅、青郷駅）	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧
日本通運㈱ （福井支店）	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車両の救出等
福山通運㈱(福井支店) 佐川急便㈱(本社(中日本)) ヤマト運輸㈱ (福井主管支店) 濃飛西濃運輸㈱(福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送
日本銀行 （福井事務所） （金沢支店）	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換え

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
日本放送協会（福井放送局） 福井放送㈱ 福井テレビジョン放送㈱ 福井エフエム放送㈱ 福井新聞社 ㈱日刊県民福井	(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知 (2) 住民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施

6　公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
若狭農業協同組合 （高浜支店）	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
れいなん森林組合	(1) 県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん
若狭高浜漁業協同組合	(1) 県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 組合員の被災状況調査及びその応急対策 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん (4) 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 (5) 防災に関する情報の提供
高浜町商工会	(1) 商工業者への融資あっせん実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
若狭高浜観光協会	(1) 観光客への広報協力 (2) 旅館及び観光業者への周知協力
病院等医療施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災時の病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
高浜町社会福祉協議会	(1) 災害時要援護者の避難支援 (2) ボランティアの受入れ配備 (3) 義援金の受付
社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における利用者の保護
金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資

機　　関　　名	処理すべき事務または業務の大綱
危険物関係施設の管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
原子力施設の管理者	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施
小浜医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 災害時における医療救護活動の実施

第３節　高浜町の地質

本町は、地質時代、夜久野岩類や中・古生層からできている古い基盤が陥没や隆起をくり返し、新生代海中に没したり、海退を幾度も経てきた。そして洪積世から沖積世にかけて砂丘を形成、現在に至り、その上に高浜市街が展開されている。

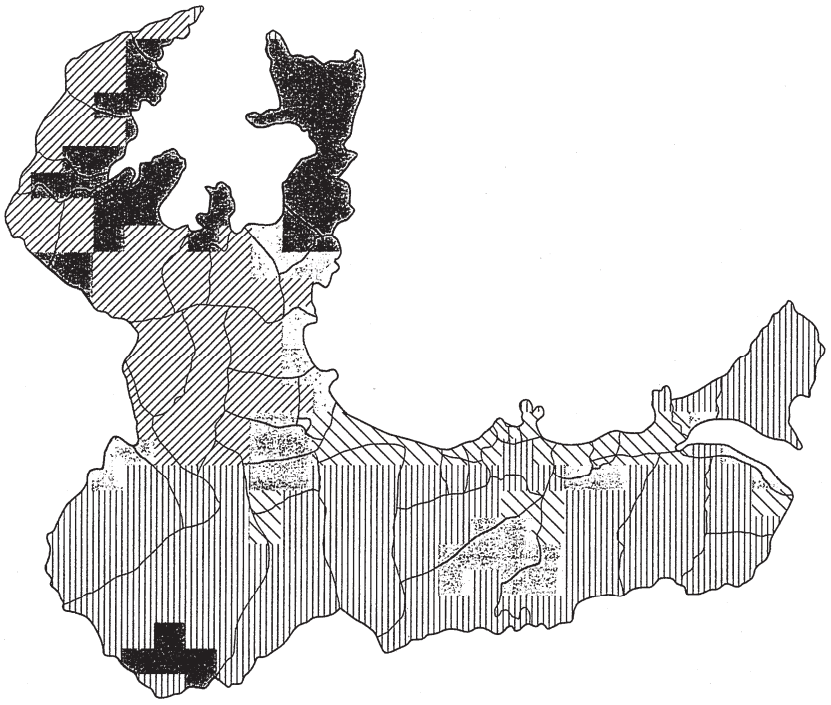

高浜町表層地質図

第４節　地震被害の想定

第１　想定地震

県では、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）で得られた知見や最近の社会的な情勢の変化を踏まえて、県内における地震被害を予測し、地震に対する防災対策に生かしていくこととした。

平成７年度の調査では、福井地震（嶺北：1948 年福井地震の再来を想定）と敦賀断層による地震（嶺南：活断層を考慮）のいわゆる都市直下（近）の地震を想定して、県域の約 500ｍ四方のメッシュごとに代表地盤を設定することによって地表における地震動（震度）及び液状化の状況を推定した。また、これに建物、人口などの現況の資料を加えて、建築物の被害、火災及び人的な被害を推計した。

その後、国の地震調査研究推進調査本部が平成 21 年７月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内及び周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きい影響を及ぼすと考えられる地震の起因となる断層（嶺南地域は敦賀断層）を想定し、平成 22・23 年度にあらためて調査を実施した。

1　地盤の分布

地震による地面の揺れの大きさは、震源の規模（マグニチュード：M）と震源からの距離（震源距離など）だけでなく、地盤の状況によっても大きく変わってくる。

一般に時代が古いほど岩盤は堅く、火山岩類はそれぞれに特徴がある。また、土の種類（砂質土、粘性土、礫質土）によっても揺れ方への影響の度合いが違う。最も新しい年代である沖積層の地盤が最も注意すべきものであり、なかでも砂質土を含んでいると液状化の可能性も考える必要がある。本町の場合は、沖積砂質土で形成されている地区があるため、注意を要する。（高浜町表層地質図参照）

2　地震動分布

一般には、軟らかい地盤では震度が高く、硬い地盤では比較的に震度は低くなる。本町は、先にも述べたとおり沖積層で形成されている地域があるため、これらの地域での注意が必要となると思われる。予想される震度は敦賀断層地震において小和田地区で５弱（－）となっている。

ただし、ここでいう地震動の強さは揺れの強さであって、被害ではないので、地表あるいは地中にある構造物の強さや特性にもよるので、それぞれの構造物に対する被害予測の解析が必要である。（図 1、図 2）

3　液状化の危険度

地下水位の浅い、軟らかい砂質地盤では、強い地震動（一般には震度４程度以上）によって地下埋設管や地中のタンク、浄化槽が浮き上がったり、建物の基礎がゆるんで傾いたりする、いわゆる液状化現象が発生することがある。（1995 年兵庫県南部地震での神戸港の埋立地、1948 年福井地震での福井平野の低平地でこうした事例あり。）

町内の埋立地（安土、水明、高森、青戸）は可能性があると思われる。（図 3、図 4）

第２　本町における地震被害予測結果

１　建築物被害分布

地震による大きな揺れによって、また液状化の発生によって、建築物は大きな影響を受ける。また、建築物でも構造によってその影響は違うので、ここでは構造種別、建物の階数、建築年代別等を考慮に入れた。

［被害の特徴］

建築物の被害率は、木造、Ｓ造、ＲＣ造の順に小さくなるが、ＲＣ造は規模が大きいことが多く被害率が低くてもその影響は大きくなることがあることを念頭に置く必要がある。

・木造‥‥　古いものほど被害大、階数の多いものほど被害大
・ＲＣ造‥　鉄筋コンクリート造、古いものほど被害大、階数による差はなし
・Ｓ造‥‥　鉄骨造、古いものほど被害大、1 階の方が被害率が高い（1 階建てには軽量鉄骨を含んでおり、比較的耐震性の高くないものがあるのが影響している。）

本町においては、特に和田地区の木造建築物に若干の被害が予想される。

２　火災被害

地震の際に恐ろしいのは、建物の倒壊に伴う火災の発生である。つまり、地震による建物、道路、水道などの被害によって消火能力が極端に落ちるために大火災になりやすいからである。兵庫県南部地震における神戸市内でも家屋の倒壊に追い打ちをかけるようにして火災が発生し、なかなかに消火がはかどらない状況が見られた。

地震被害予想結果総括表には、町全体での出火点数と焼失棟数（木造）を示している。出火原因としては、コンロなどの一般火気器具及び薬品、危険物を考慮している。このほかにもガス管路の破断を遠因とする出火も考えていく必要があることを兵庫県南部地震は物語っている。また、出火・延焼は季節や気象条件によっても影響を受ける。今回の想定では、最も悪い条件と考えられる「冬の夕方」とごく平常の状態と考えられる「春・秋の日中」の 2 ケースを設定している。

本町の火災被害の予測結果は「0」となっている。

３　人的被害

家屋の倒壊などによる、死者、負傷者そしてり災者（倒壊あるいは焼失により家を失う者）、避難者（一時的にでも家を離れざるを得ない者）を想定した結果を地震被害予想結果総括表に示している。ここでの推定結果は、過去のいくつかの震災例に基づいて作成された経験式を用いて、想定地震に対して推定された地震動、建築物の被害及び火災の状況から想定した結果であるので、医療対策、救護対策、あるいは避難対策（避難所、避難経路、備蓄資材など）の整備状況によって想定結果は変動してくるものである。

地震被害予測結果総括表

想定地震		福井地震			敦賀断層地震		
震度分布		図 1			図 2		
液状化危険度分布		図 3			図 4		
建築物被害	構 造 種 別	木造	ＲＣ造	Ｓ造	木造	ＲＣ造	Ｓ造
	現　　況　（棟）	8,512	216	874	8,512	216	874
	大破数　（棟） 大破率　（%）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	中　破　数（棟） 中　破　率（%）	17 0.2	0 0.0	0 0.0	103 1.2	0 0.0	0 0.0
	中破以上数（棟） 中破以上率（%）	17 0.2	0 0.0	0 0.0	103 1.2	0 0.0	0 0.0
季節・時刻の条件		冬 （17～18 時）	春秋 （15～16 時）		冬 （17～18 時）	春秋 （15～16 時）	
火災被害	延焼出火点数 焼失率（%） 焼失棟数	0 0.0 0	0 0.0 0		0 0.0 0	0 0.0 0	
人的被害	死者（人） 負傷者（人）	0 0	0 0		0 0	0 0	
	罹災者（人） 避難者（人）	0 13	0 13		0 80	0 80	

（注）1　焼失率は木造棟数に対する割合とした。

「大破」…建て替えが必要あるいはそのままでは住めないような甚だしい被害状況

「中破」…そのままで住むことは可能であるがかなりの修復が必要となるような被害状況

字別構造別建物被害一覧　〈福井地震〉

字　名	木造建物					鉄筋コンクリート造建物					鉄骨造建物				
	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)
下	41	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
鎌倉	90	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0
宮尾	60	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0
山中	195	0	0.0	0	0.0	4	0	0.0	0	0.0	19	0	0.0	0	0.0
日引	121	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	3	0	0.0	0	0.0
関屋	194	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	22	0	0.0	0	0.0
六路谷	100	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
上瀬	69	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0
今寺	45	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	3	0	0.0	0	0.0
蒜畠	27	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
高野	163	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0
神野浦	53	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
神野	89	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0
小和田	239	0	0.0	2	0.8	1	0	0.0	0	0.0	19	0	0.0	0	0.0
横津海	124	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0
中山	80	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0	17	0	0.0	0	0.0
難波江	89	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0
田ノ浦	3	0	0.0	0	0.0	40	0	0.0	0	0.0	33	0	0.0	0	0.0
青	184	0	0.0	1	0.5	2	0	0.0	0	0.0	29	0	0.0	0	0.0
音海	247	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0	31	0	0.0	0	0.0
小黒飯	67	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0
緑ヶ丘１丁目	2	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
西三松	187	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0	38	0	0.0	0	0.0
東三松	416	0	0.0	1	0.2	3	0	0.0	0	0.0	40	0	0.0	0	0.0
日置	140	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	17	0	0.0	0	0.0
子生	98	0	0.0	1	1.0	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
坂田	14	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0
鐘寄	135	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0	8	0	0.0	0	0.0
立石	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
畑	88	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	10	0	0.0	0	0.0
若宮	409	0	0.0	1	0.2	2	0	0.0	0	0.0	10	0	0.0	0	0.0
湯谷	158	0	0.0	0	0.0	4	0	0.0	0	0.0	19	0	0.0	0	0.0

字　名	木造建物					鉄筋コンクリート造建物					鉄骨造建物				
	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)
宮崎	953	0	0.0	1	0.1	29	0	0.0	0	0.0	177	0	0.0	0	0.0
南団地１丁目	80	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	9	0	0.0	0	0.0
塩土	268	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0
三明	328	0	0.0	1	0.3	3	0	0.0	0	0.0	14	0	0.0	0	0.0
南団地２丁目	26	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
笠原	7	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0
事代	457	0	0.0	1	0.2	11	0	0.0	0	0.0	21	0	0.0	0	0.0
薗部	529	0	0.0	1	0.2	3	0	0.0	0	0.0	29	0	0.0	0	0.0
紫水ヶ丘１丁目	60	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	9	0	0.0	0	0.0
岩神	91	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	11	0	0.0	0	0.0
和田	1398	0	0.0	7	0.5	19	0	0.0	0	0.0	126	0	0.0	0	0.0
馬居寺	46	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0
安土	19	0	0.0	0	0.0	49	0	0.0	0	0.0	20	0	0.0	0	0.0
青戸	129	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0	37	0	0.0	0	0.0
下車持	106	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	11	0	0.0	0	0.0
上車持	88	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	8	0	0.0	0	0.0
水明	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
合計	8512	0	0.0	17	0.2	216	0	0.0	0	0.0	874	0	0.0	0	0.0

字別構造別建物被害一覧　〈敦賀断層地震〉

字　名	木造建物					鉄筋コンクリート造建物					鉄骨造建物				
	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)
下	41	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
鎌倉	90	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0
宮尾	60	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0
山中	195	0	0.0	0	0.0	4	0	0.0	0	0.0	19	0	0.0	0	0.0
日引	121	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	3	0	0.0	0	0.0
関屋	194	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	22	0	0.0	0	0.0
六路谷	100	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
上瀬	69	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0
今寺	45	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	3	0	0.0	0	0.0
蒜畠	27	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
高野	163	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0
神野浦	53	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
神野	89	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0
小和田	239	0	0.0	3	1.3	1	0	0.0	0	0.0	19	0	0.0	0	0.0
横津海	124	0	0.0	1	0.8	1	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0
中山	80	0	0.0	1	1.3	2	0	0.0	0	0.0	17	0	0.0	0	0.0
難波江	89	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0
田ノ浦	3	0	0.0	0	0.0	40	0	0.0	0	0.0	33	0	0.0	0	0.0
青	184	0	0.0	2	1.1	2	0	0.0	0	0.0	29	0	0.0	0	0.0
音海	247	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0	31	0	0.0	0	0.0
小黒飯	67	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0
緑ヶ丘１丁目	2	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
西三松	187	0	0.0	1	0.5	7	0	0.0	0	0.0	38	0	0.0	0	0.0
東三松	416	0	0.0	5	1.2	3	0	0.0	0	0.0	40	0	0.0	0	0.0
日置	140	0	0.0	1	0.7	1	0	0.0	0	0.0	17	0	0.0	0	0.0
子生	98	0	0.0	2	2.0	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
坂田	14	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0
鐘寄	135	0	0.0	1	0.7	2	0	0.0	0	0.0	8	0	0.0	0	0.0
立石	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
畑	88	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	10	0	0.0	0	0.0
若宮	409	0	0.0	6	1.5	2	0	0.0	0	0.0	10	0	0.0	0	0.0
湯谷	158	0	0.0	0	0.0	4	0	0.0	0	0.0	19	0	0.0	0	0.0

字　　名	木造建物					鉄筋コンクリート造建物					鉄骨造建物				
	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)	全棟数	大破数	大破率(%)	中破数	中破率(%)
宮崎	953	0	0.0	6	0.6	29	0	0.0	0	0.0	177	0	0.0	0	0.0
南団地１丁目	80	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	9	0	0.0	0	0.0
塩土	268	0	0.0	4	1.5	1	0	0.0	0	0.0	7	0	0.0	0	0.0
三明	328	0	0.0	7	2.1	3	0	0.0	0	0.0	14	0	0.0	0	0.0
南団地２丁目	26	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0
笠原	7	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0
事代	457	0	0.0	7	1.5	11	0	0.0	0	0.0	21	0	0.0	0	0.0
薗部	529	0	0.0	7	1.3	3	0	0.0	0	0.0	29	0	0.0	0	0.0
紫水ヶ丘１丁目	60	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	0	0.0	9	0	0.0	0	0.0
岩神	91	0	0.0	3	3.3	0	0	0.0	0	0.0	11	0	0.0	0	0.0
和田	1398	0	0.0	44	3.1	19	0	0.0	0	0.0	126	0	0.0	0	0.0
馬居寺	46	0	0.0	1	2.2	0	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0
安土	19	0	0.0	0	0.0	49	0	0.0	0	0.0	20	0	0.0	0	0.0
青戸	129	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0	0	0.0	37	0	0.0	0	0.0
下車持	106	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	11	0	0.0	0	0.0
上車持	88	0	0.0	1	1.1	1	0	0.0	0	0.0	8	0	0.0	0	0.0
水明	0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
合計	8512	0	0.0	103	1.2	216	0	0.0	0	0.0	874	0	0.0	0	0.0

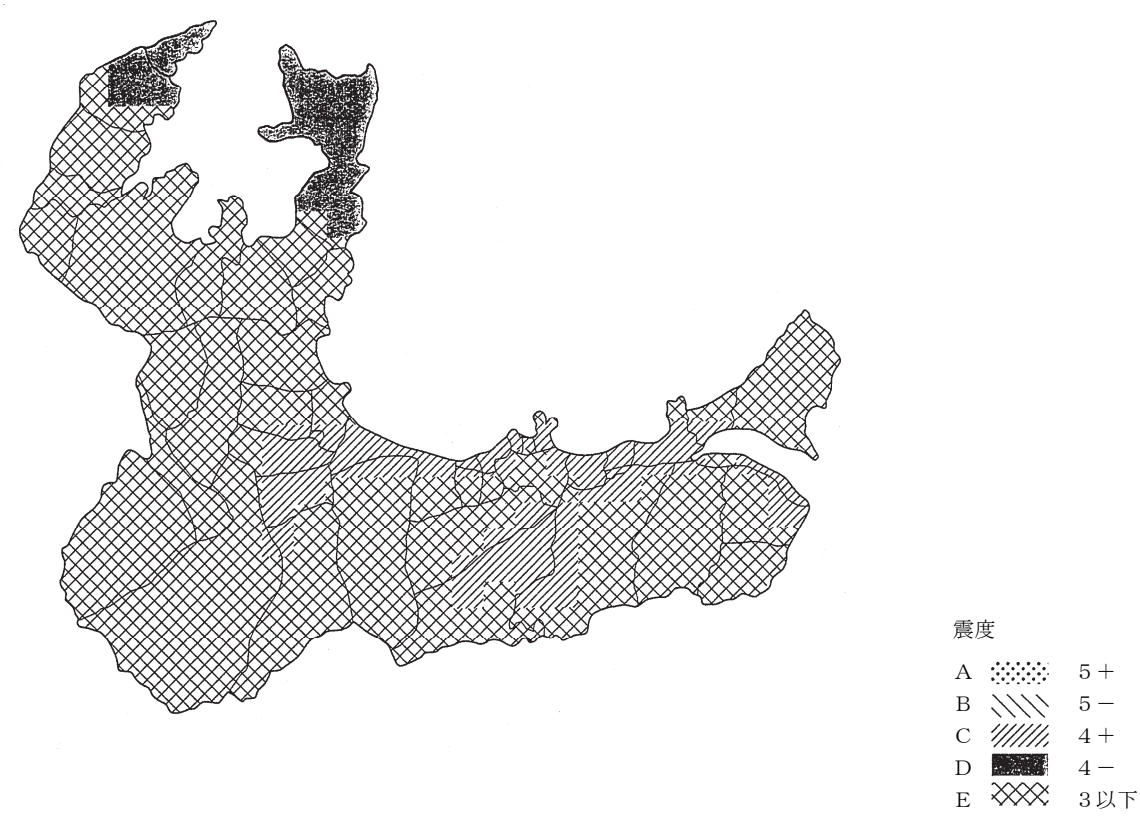

図１　震度分布（福井地震）

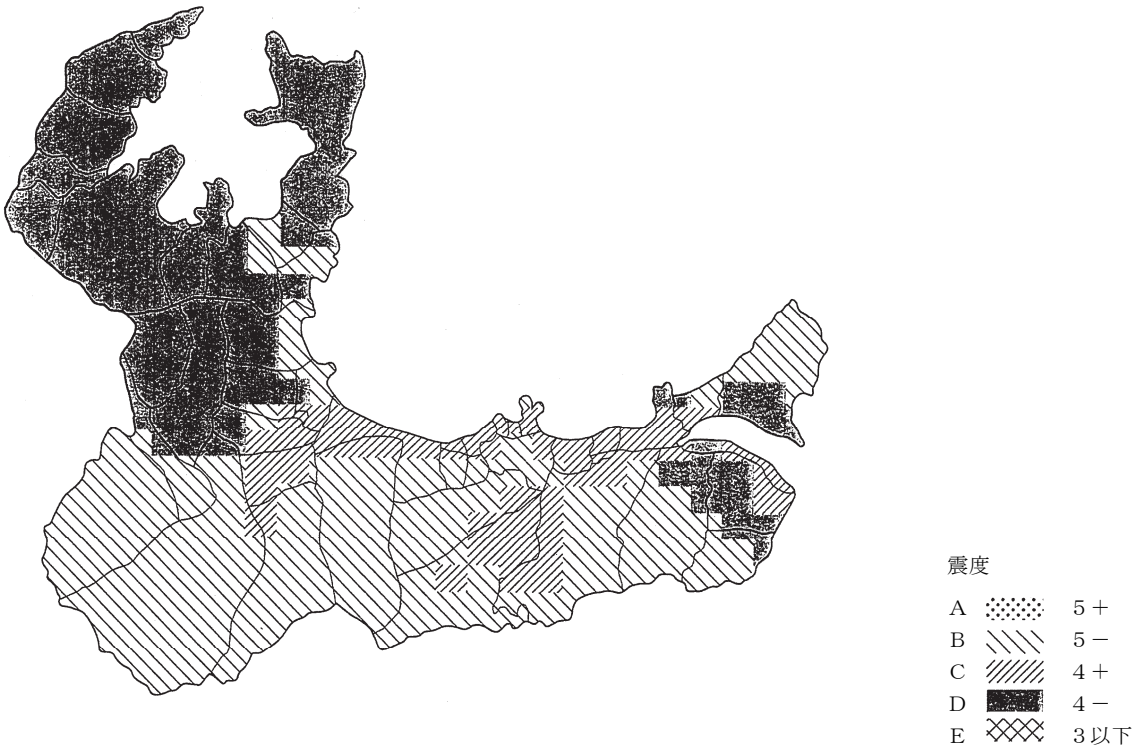

図２　震度分布（敦賀断層地震）

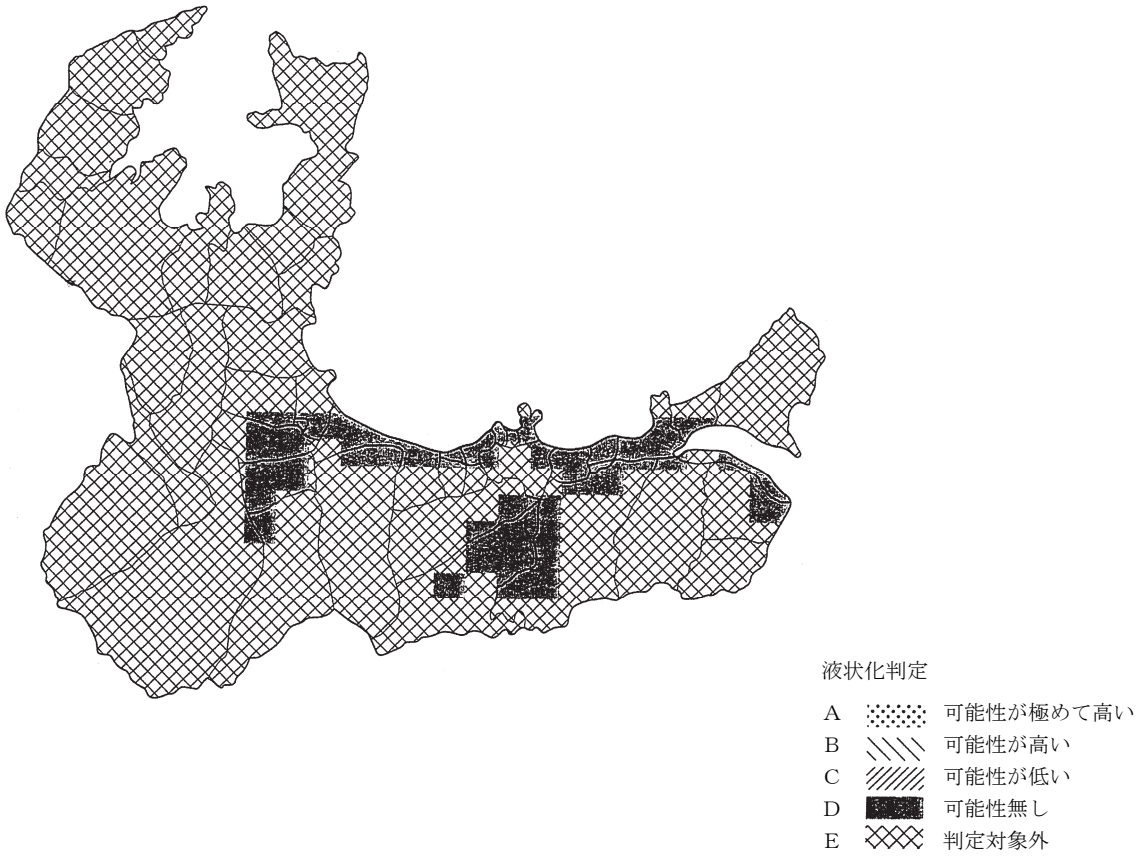

図３　液状化危険度分布図（福井地震）

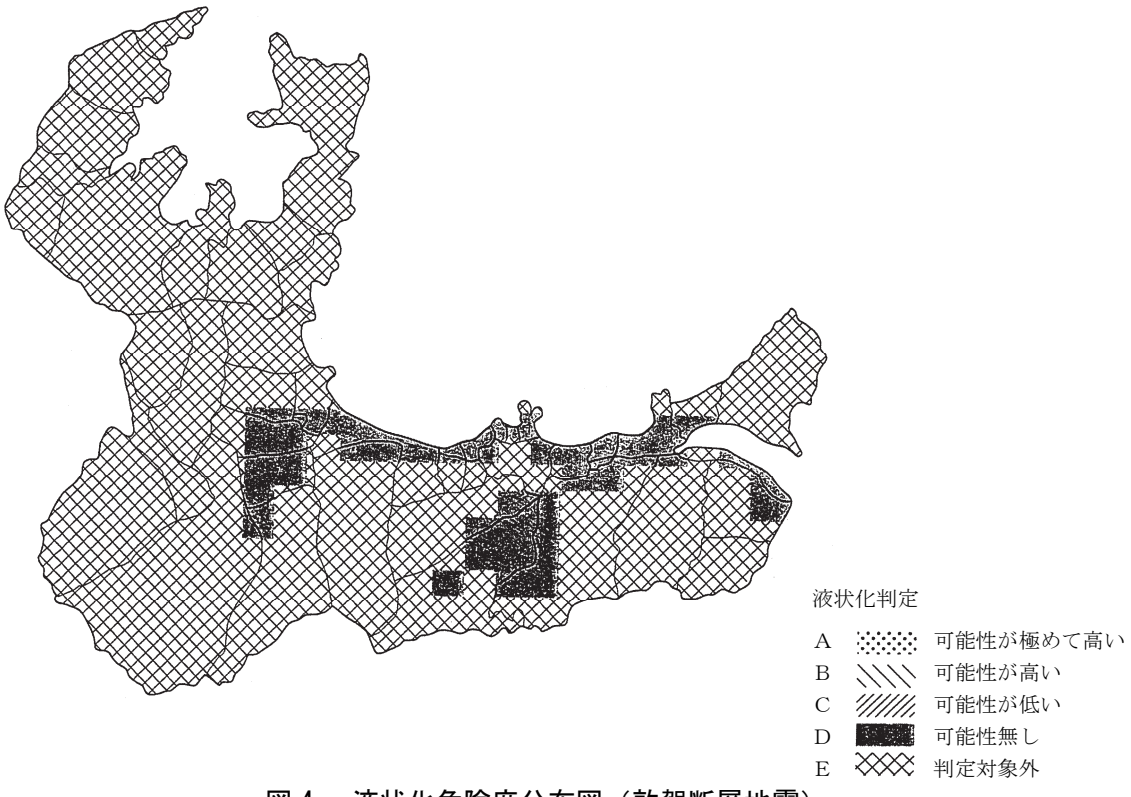

図４　液状化危険度分布図（敦賀断層地震）

第５節　津波シミュレーション結果

第１　福井県における津波シミュレーション結果について

福井県が令和２年 10 月 30 日に公表した津波シミュレーションについて取りまとめた。

1　福井県の津波浸水想定の経緯について

(1) 福井県では国が日本海側の断層調査結果を示すまでの間の措置として、福井県津波対策検討事業実施委員会において独自に津波断層モデル等の条件設定を行い、津波シミュレーションを実施し、平成 24 年９月に津波浸水想定を公表した。

(2) 平成 24 年２月に国土交通省が「津波浸水想定の設定の手引き」（以下「手引き」という）を、また、平成 26 年９月には「日本海における大規模地震に関する調査検討会（国土交通省・内閣府・文部科学省)」（以下、「日本海検討会」という）が最新のデータや知見に基づく日本海統一の津波断層モデル等の条件設定を行い、各都道府県に提示した。

(3) 今回、国土交通省から示された手引きや津波断層モデル等に基づき、津波法第８条第１項の規定により 津波シミュレーションを実施し、津波浸水想定を設定した。

2　想定断層の選定について

(1) 過去に福井県沿岸に襲来した津波について

過去に福井県沿岸に襲来した津波として、東北大学（災害科学国際研究所津波工学研究分野）及び原子力安全基盤機構（現 原子力規制庁）によって整備された「津波痕跡データベース」から、津波高に係る信頼度の高い痕跡記録が確認できた「日本海中部地震」津波を抽出した。

(2) 福井県沿岸に襲来する可能性のある想定津波について

日本海検討会が平成 26 年９月に公表した報告書で示した、津波発生の要因となる大規模地震の津波断層モデルから、福井県に影響が大きいとして選定した津波断層モデルを整理した。

(3) 選定した津波断層モデルについて

(1)で抽出された「日本海中部地震」と(2)で整理した津波断層モデルから、福井県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、日本海検討会で選定された津波断層モデルと学識者からのアドバイスにより以下の津波断層モデルを選定した。

津波断層モデル

断層
F42
F49
F51
F52
F53

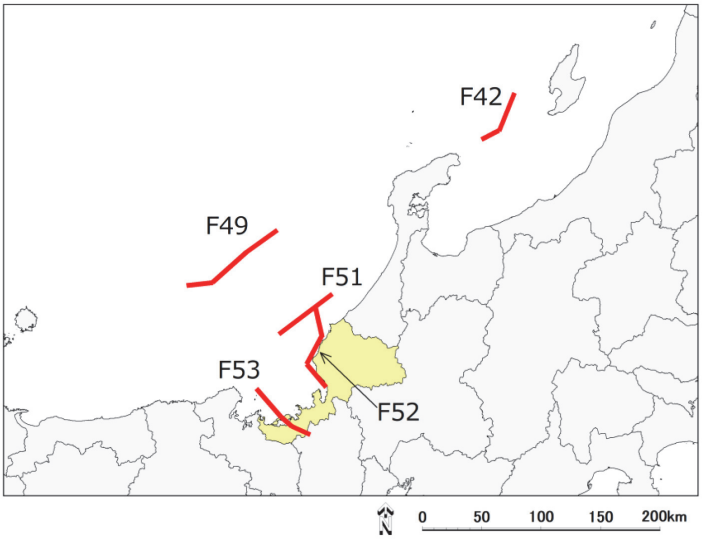

津波断層モデルの位置図

津波断層モデルの断層パラメータ

津波断層モデルNo.	Mw	緯度	経度	上端深さ	走向	傾斜	すべり角	断層長さ	断層幅	合計断層長さ	合計断層面積	平均すべり量
		(JGD2000)	(JGD2000)	(km,TP−)	(度)	(度)	(度)	(km)	(km)	(km)	(km²)	(m)
F42	7.28	38.0095	137.8939	2.5	201	45	78	37.7	17.7	56	988	3.10
		37.6983	137.7436		241	45	112	18.1	17.7			
F49	7.39	36.5243	134.8006	2.4	81	60	264	21.1	14.5	87	1268	3.56
		36.5547	135.0374		47	60	145	36.3	14.5			
		36.7748	135.3371		54	60	215	29.9	14.5			
F51	7.17	36.4332	136.0822	1.2	232	60	145	48	16	48	766	2.74
F52	7.34	35.7951	136.0921	1.1	319	60	35	22.5	16.1	70	1133	3.34
		35.9418	135.9285		27	60	125	25.4	16.1			
		36.1493	136.0572		344	60	40	22.5	16.1			
F53	7.21	35.4324	135.9466	1.0	291	90	35	17.2	14.0	60	840	2.86
		35.4868	135.7681		310	90	35	11.4	14.0			
		35.5523	135.6705		319	90	35	31.3	14.0			

3　津波シミュレーション結果

(1) 主な計算条件

○　潮位は敦賀港検潮所及び三国験潮場の朔望平均満潮位の統計値（年平均値を過去 10 年間で平均）を用い、地域海岸ごとに初期潮位を設定した。

○　河川内の水位は、平水流量または、沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位とした。

○　地震による地殻変動は、海域は隆起・沈降を考慮し、陸域は隆起を考慮せず沈降のみ考慮した。

○　各種構造物の取扱い条件は、地震や津波による各種施設の被災を考慮して設定するとともに、全ての構造物について、津波が構造物を越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の構造物の形状は「無し」とした。

(2) 高浜町沿岸部まで津波高さ及び到達時間

		最大津波高※2（m）	最大津波到達時間※3（分）	最短影響開始時間※4（分）
高浜町	断層※1	Ｆ49		Ｆ53
	値	0.7～（音海付近）8.7	43～264	1分未満～15

※１：最大津波高及び最大津波到達時間については「津波が最も高くなる断層」で、影響開始時間については「津波が最も早く到達する断層」

※２：最大津波高とは、海岸線から約30m沖合地点での津波を東京湾平均海面(T.P.)から測った高さで最大のもの

※３：最大津波到達時間とは、海岸線から約30m沖合地点での地震発生後から最大津波が到達するまでの時間

※４：最短影響開始時間とは、海岸線から約30m沖合地点での地震発生後の海面に±20ｃｍの海面（水位）変動が生じるまでの最短の時間

注）この結果は、現在の科学的知見を基に計算したものであるが、想定よりも早く津波が襲来する可能性がないとは限らない。

(3) 浸水面積

	浸水面積（ha）
高浜町	151

※浸水面積は、河川等を除いた陸域において、1cm以上の浸水が発生する面積で、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域の最大範囲を重ね合わせて表したもの

(4) 津波浸水想定図

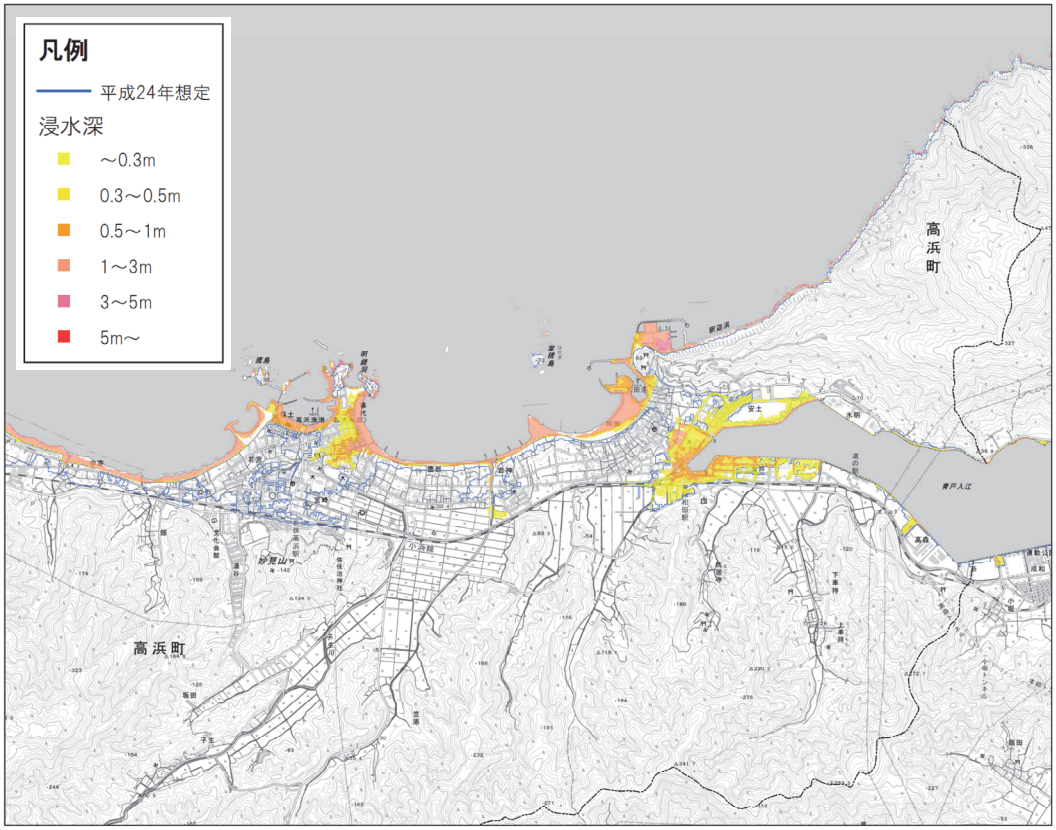

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R　1JHf　1146」　「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

1:25,000　0 200 400 800 1,200 m

津波浸水想定図①

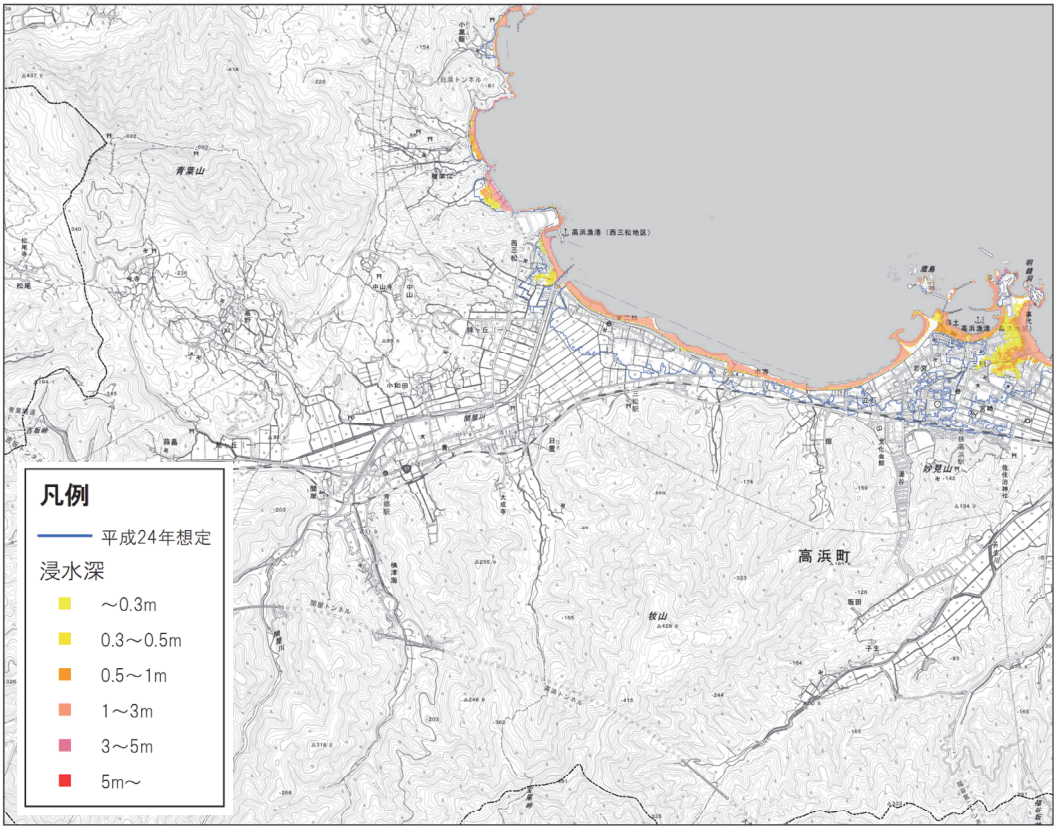

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R　1JHf　1146」　「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

1:25,000　0 200 400 800 1,200 m

津波浸水想定図②

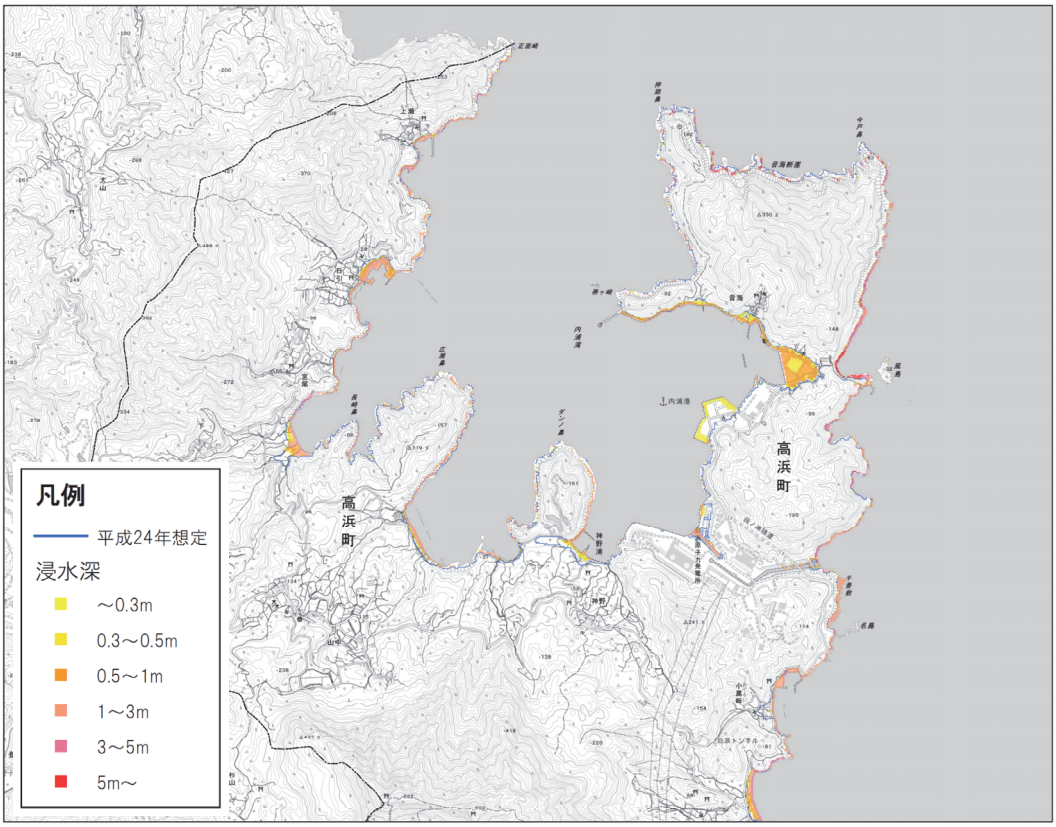

津波浸水想定図③

第２　過去に福井県に来襲した津波

発生年月日	地震の名称	地震規模	福井県での津波記録 （いずれも人的被害なし）
昭和 39 年 6 月 16 日	新潟地震	M7.7	三国 0.36m、敦賀 0.46m
昭和 58 年 5 月 26 日	日本海中部地震	M7.7	三国 1.2m、高浜 1.9m
平成　5 年 2 月　7 日	―	M6.6	福井港 0.26m
平成　5 年 7 月 12 日	北海道南西沖地震	M7.8	福井港 0.9m、敦賀港 0.9m

注）東京大学出版会「日本被害津波総覧【第 2 版】」（684 年から 1996 年（平成 8 年）に日本及びその周辺で発生した津波について整理されたもの）による

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識普及計画

総務課	教育委員会
防災安全課	消防団
保健福祉課	若狭消防署

第１　計画の方針

地震や津波による災害から町民の生命、身体、財産を守るためには防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、町民一人ひとりが日頃から地震や津波災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動すること、また地域の人びとが互いに助け合うという意識と行動が大切となる。この考えのもと、町民等に対して広く防災知識及び防災思想の普及・高揚及びその実践訓練に努め、地域防災体制の確立を図る。このため町をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等の機会を通じ、町民の防災意識の高揚に努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行う。

第２　防災知識の普及内容

地震災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項で、防災知識として普及すべき内容は次のとおりとする。

1　町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制の概要

2　地震、津波に関する一般知識

(1) 避難行動に関する知識

ア　我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度 4 程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

イ　避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

(2) 津波の特性に関する情報

ア　地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること

イ　標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること

ウ　海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

エ　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること

オ　第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しない

ままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

ア　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

イ　浸水想定区域外でも浸水する可能性があること

ウ　緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること

3　平常時の心得（非常持出品の準備）

(1) 非常持出品の準備

(2) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(3) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

(4) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動

(5) 津波警報等発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動

(6) 緊急避難場所、避難所での行動

(7) 災害時の家族内の連絡方法や避難ルールの取決め

4　最低３日間、推奨１週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

5　緊急地震速報のしくみと利用の際の心得

6　地震発生時の心得

7　各機関の地震対策

8　地震災害事例

9　福井県における被害想定

10　その他必要な事項

第３　防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用すると同時に、関係機関の協力を得て知識の普及を図る。

1　有線放送、広報紙等の利用

有線放送、町広報紙またはパンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）の利用、マニュアルの作成等により防災意識の高揚を図る。

2　立看板、懸垂幕等の掲示

防災週間、出水時期には立看板、懸垂幕等を掲示し、広く町民に対し注意を促す。

3　広報車の巡回

台風や火災が予想される時期に随時広報車を出動させ、地域内を巡回し広報する。

4　講演会、映画会、座談会等の開催

区、婦人会、その他の団体及び事業所等を通して開催する。（要配慮者にも十分配慮する。）

5　講習会の開催

防災管理者、危険物取扱者等、防火責任者に対して講習を行う。

6　防火訓練の実施

各種防火訓練を実施して、適確な応急活動の周知と防火知識の普及を図る。

7　インターネットの利用

高浜町ホームページなどを利用して、防災知識の普及を図る。

8　防災週間や津波防災の日に合わせての防災知識啓発行事の開催

第４　防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等の非常対応マニュアルを作成し活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1　研修の方法

(1) 講習会、講演会等の開催

(2) 見学、現地調査等の実施

(3) 防災活動手引書等の配布

(4) 訓練による実践的研修

2　研修の内容

(1) 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

(2) 非常参集の方法

(3) 気象、水象、地象等災害発生原因についての知識及び各種災害の特性

(4) 防災知識と技術

(5) 防災関係法令の運用

(6) その他必要な事項

第５　町民に対する教育

1　学校教育

(1) 児童生徒に対して、学年や経験に即応した防災に関する教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

ア　災害発生原因に関する知識の向上

イ　避難その他防災知識の習得

ウ　自主防災思想の涵養

エ　学校教育における防災知識の指導

オ　震災、津波避難訓練の実施

カ　その他必要な事項

(2) 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

2　防災上重要な施設の管理者等の防災教育

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

3　社会教育

関係機関、団体等と連携して、職場一般家庭にある社会人を対象として、適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により、防災知識の向上を図る。

4　職場教育

事業所、工場等については、消防法に基づいた消防計画をたて、防災教育と防御訓練を実施し、自衛防災の知識と技能の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱者の講習を行う。また、自主防災組織の整備育成や、将来的には地域と事業所、工場等との協定の締結を含め、協力関係を強化していくよう指導していく。

第６　事業継続計画（ＢＣＰ）の整備

町は、災害時に町民生活に不可欠な業務を継続するための事業継続計画ＢＣＰを整備する。

第７　要配慮者への配慮

防災知識の普及を行う際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第８　災害教訓の伝承

町民は自ら災害教訓の伝承に努める。町は災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第９　地震保険の普及・促進

町は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、町民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

第２節　防災訓練計画

防災安全課	若狭消防署
教育委員会	
消防団	

第１　計画の方針

町は、地震や津波災害に備えて応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう隣接市町など他の自治体等との連携にも配慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施など、防災関係機関の連携体制を強化するとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関が町民その他関係機関の協力を得て震災に関する各種の訓練を実施する。

第２　防災訓練の実施

１　総合的防災訓練

県、町、防災関係機関及び町民が一体となり、地震災害を想定した消火訓練、避難訓練等の総合的な防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、実施内容を点検し、新たな実施項目を追加するなど、防災総合訓練の充実強化を図る。

２　関係機関との合同訓練等

自衛隊、小浜海上保安署等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

３　水防訓練

町は水防活動の円滑な遂行を図るため、津波警報等の伝達、各水防工法等の水防訓練を実施する。

４　消防訓練

消防団は、若狭消防署と連携し、震災時における災害規模、災害事情に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、火災防御、救助等の訓練を実施する。

５　避難訓練

地震災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、事業所等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

６　救助救護訓練

町は、地震災害に際し、迅速かつ的確な救助、救護を行うため、救出、医療助産、炊き出し、給水、物資輸送等の訓練を実施する。

７　災害情報連絡訓練

震災時において、県、防災関係機関及び町民との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

8　通信連絡訓練

震災時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、北陸地方非常通信協議会の構成機関に要請し、それぞれの機関が所有する無線局によって、町と県との通信確保を図るため、平常時より訓練を実施する。

9　非常招集（参集）訓練

町は、応急活動に必要な職員を迅速かつ確実に招集（参集）できるように適宜訓練を実施する。

10　自主防災組織（町民）と自衛消防組織の合同訓練

町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織（町民）と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第３　防災訓練に関する普及啓発

町、事業所等による防災訓練の参加者となる町民に対して、各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第４　要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第３節　自主防災組織育成計画

防災安全課 保健福祉課 消防団

第１　計画の方針

地震や津波発生時に、行政と町民及び事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、町及び県は、地域及び事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。

また、災害時における防災応急活動については、被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関はもとより、地域住民の協力が不可欠なため、地域の連帯感を基に、自主防災組織を行政区・事業所単位で整備育成する。

第２　組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

1　地域の防災組織

町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

2　施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所、興業所等の施設及び危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの

3　各種団体の防災組織

婦人団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

第３　地域の自主防災組織の設置

1　自主防災組織の重点推進地区

全町的に設置を推進するが、特に、次の被災危険の高い地域を重点において推進を図る。

(1) 風水害多発地区

(2) 家屋等の密集地区

2　自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して町民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

(1) 町民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

(2) 地理的状況、生活環境等からみて、町民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

3　組織編成及び活動内容

(1) 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と非常時の活動内容を定めることとする。

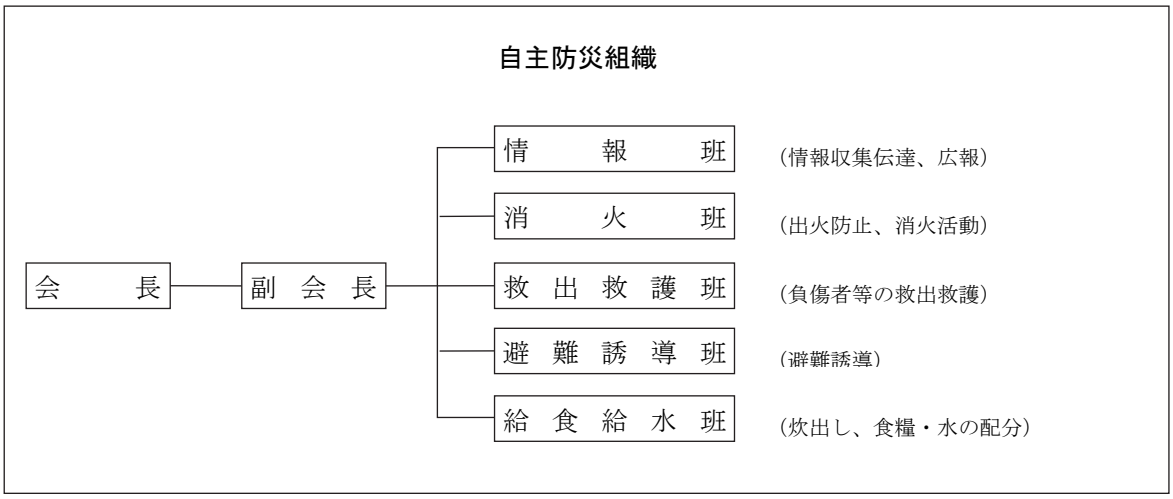

(2) 平常時または災害発生時の活動内容

ア　平常時の活動例

対　策	内　容	担　当
消火対策	・火災予防の啓発 ・火気使用設備器具等の点検を指導 ・延焼危険地区、消防水利等の把握	消火班 〃
救出対策	・救出用資器材の整備計画の立案 ・建築業者への重機の事前協力要請	救出救護班 〃
救護対策	・各世帯へ救急医薬品の保有指導 ・応急手当講習会の実施 ・負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班 〃 〃
情報対策	・情報の収集、伝達方法の立案 ・町内防災関係機関や隣接自治会との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立	情報班 〃
避難対策	・避難対象地区の把握 ・避難路の決定と周知 ・自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	・各世帯への非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導 ・飲料水が確保できる場所の把握 ・炊出し、配分計画の立案	給食給水班 〃 〃
防災訓練	・個別訓練（避難誘導、初期消火、救出救護等）の随時実施 ・町が行う防災訓練への参加 ・防災意識の普及啓発 ・町民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施（町内防災点検の日）	各　班 〃
備　蓄	・各班の活動に必要な資機材、物資の順次備蓄 ・備蓄資機材、物資の管理、点検	各　班 〃

イ　災害発生時の活動例

対　策	内　容	担　当
消火対策	・各自家庭における火の始末 ・一致協力した初期消火の実施 ・延焼の場合は消火班出動	全　員 〃 消火班
救出対策	・初期救出の実施（被災者の救出救護） ・建設業者への応援要請	救出救護班 〃
救護対策	・軽傷者は各世帯で処置 ・各世帯で不可能な場合は救護班が処置 ・重傷者などの医療機関への搬送	各世帯 救出救護班 〃
情報対策	・各世帯による情報班への被害状況報告 ・情報の集約と町等への連絡 ・隣接自治会等との情報交換 ・重要情報の各世帯への広報 ・町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供 ・防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民への伝達	各世帯 情報班 〃 〃 〃 〃
避難対策	・避難路の安全確認 ・傷病者、障がい者、老人等の要配慮者にも十分配慮した避難者の誘導（組織的避難の実施） ・自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	・飲料水の確保 ・炊出しの実施 ・飲料水、食料などの公平配分	給食給水班 〃 〃

4　町の措置

(1) 広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。町は、自主防災組織づくりを早急に推進する。

(2) 防災教育

地域住民及び施設の管理者を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

(3) 自主防災組織の防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

(4) 自主防災組織の環境整備

また、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(5) 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織による初期消火活動等を迅速・効果的に行うために必要な可搬式動力ポンプや耐震性貯水槽（防火水槽）等の施設整備、防災資機材を早急に整備する。

第４　施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者等をおき、防災計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

第５　事業所等における自衛消防組織

１　活動内容

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれの防災計画を作成し、効果的な防災活動が行えるような自衛消防組織を整備するよう努める。

また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

２　町の措置

町は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けて、町及び商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第６　自主防災組織と自衛消防組織の連携

町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第７　地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高浜町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

また、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第４節　ボランティア育成・確保計画

保健福祉課

第１　計画の方針

震災時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティア等による活動が重要であることから、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第２　平常時におけるボランティアの育成

地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成及びボランティアグループの横断的な組織化等を図る。

１　ボランティアの育成

高浜町社会福祉協議会は、町民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成に努める。

(1) ボランティア広報誌の発行等

(2) ボランティアの養成・研修事業の実施

２　既存ボランティアの活用

町は、震災時支援ボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、現在既に組織されている青年団、婦人会等既存の各種のボランティア団体の活用を図るとともに、広報や普及啓発活動等により登録者の増加を図る。

第３　ボランティア活動環境の整備

ボランティアには、専門知識や経験、特定の資格を有するボランティア（専門ボランティア）と避難収容施設等での炊き出しや支援物資の管理や配布、住居に運ばれてきた土石、竹木等の除去等の特別な資格を必要としないボランティア（一般ボランティア）がある。

町は、県、ボランティア等の三者で連携し，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

災害ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、県、町及び社会福祉協議会は、その普及啓発に努める。なお、ボランティア活動保険の加入手続は、原則としてボランティアの派遣元で行う。

第４　リーダー、コーディネーター等の養成

町は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成、設置支援を図るとともに、事業所や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての震災時支援ボランティア活動への参加を呼びかける。

このほか、個人のボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等により、グループづく

りの支援を行う。

第５　震災時支援ボランティアの活動・広域応援（派遣、受入）体制の整備

震災時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア主導による組織体制を整備するとともに、他地域との連携についても検討を行う。

1　ボランティア活動に対する支援

震災時のボランティア活動を円滑化するため、隣接・ブロック府県や市町相互のボランティアによる広域的な応援体制について検討を行う。

第５節　避難対策計画

各課共通

第１　計画の方針

地震及び津波から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所及び被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

第２　指定緊急避難場所

１　指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、町は災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、町民に対して周知徹底を図る。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 地震災害

・地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設または周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること
・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
・都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

(2) 津波災害

・被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること
・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
・都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること
・やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること

２　指定緊急避難場所に関する通知等

町は、指定緊急避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは町長に届出を行う。

町は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3　町民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第３　指定避難所

1　避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、町民に対して周知徹底を図る。

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から町民等への周知徹底に努める。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災安全課と保健福祉課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

2　指定避難所に関する通知等

町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは町長に届出を行う。

町は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3　避難所の備蓄

町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

4　避難所の設備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

町は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。

第４　避難路等避難誘導体制の整備

町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備し、避難誘導マップ等を作成し、町民に対して周知徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

避難誘導にあたっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

特に、津波による危険が予想される町は、訓練の実施等を通じて、また、町民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。その際、水害、土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

町は、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対策や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、町民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し行動ルール等を必要に応じて見直しを行う。

町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備

や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第５　避難所運営体制の整備

1　町は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2　避難者の自治体制

町は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成し、マニュアルに従った運営に努める。

3　施設管理者の支援体制

避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

4　避難所の運営管理に必要な知識等の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町民等への普及にあたっては、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第６　避難所情報通信体制の整備

1　避難所へのパソコン設置

町等は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中学校や公民館、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

2　オペレーターの確保及び常設ネットワーク化

端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するために、常設のネットワークを開設する。

第７　福祉避難所の指定及び周知

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定にあたっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。

第８　学校での避難誘導体制

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と連絡・連携体制の構築に努める。

第９　広域避難のための体制整備

県及び町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県及び町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

資　料

＜2－5－1＞　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

第 6 節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画

防災安全課	上下水道課
住民生活課	
産業振興課	

第 1　計画の方針

地震や津波災害時における町民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第 2　個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であることから、町は町民に対し、3 日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備について普及及び啓発を図る。

第 3　町の備蓄

町は、各避難所または区単位に生命、生活を維持するために最低限必要なものを分散備蓄するよう努める。

また、通常の食料等を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

第 4　必要物資調達体制

1　関係業界団体等との協定締結

町では、現在関係業者等との協定は締結していないが、今後、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、地元商店、業者等の能力や実績を勘案し、地元業者、農協等と協定を締結するよう努める。

2　物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先及び連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

3　事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第 5　給水のための対策

町は、水道施設が被害を受けたときの緊急用飲料水の確保のため、避難所に緊急ろ水装置や貯水槽の整備を行う。

第７節　要配慮者震災予防計画

防災安全課 保健福祉課 教育委員会

第１　計画の方針

地震や津波災害発生時には、地域住民の多くが何らかの被害を受けることがあるが、中でも、要配慮者は特に大きな影響を受けやすい。そのため、要配慮者に配慮した震災対策を推進する。

第２　防災知識の普及

１　要配慮者に対する防災知識の普及啓発

町は県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

２　事業所等の防災知識の普及啓発

要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、職員に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第３　災害応急体制の整備

１　社会福祉施設等の耐震化

町は、社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

２　社会福祉施設の災害応急体制

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

町は、社会福祉施設の管理者に対し、あらかじめ町内や近隣市町における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を町に登録するよう要請する。

また、町は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

３　地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の町民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、町地域防災計画に基づき、防災安全課と保健

福祉課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努める。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

県は、福祉関係機関等と連携し、町における避難行動要支援者名簿の作成、避難支援プランの整備が円滑に進むよう支援する。

また、町は、災害時における訪問介護員等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

4　避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

また、町は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む。）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

5　福祉避難所の指定及び周知

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定にあたっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された社会福祉施設等を指定する。

第４　避難行動要支援者の避難支援

1　避難支援等関係者となるもの

町は、町内の自主防災組織、区長、民生委員・児童委員及び消防機関を避難支援等関係者とし、避難行動要支援者名簿を提供する。

なお、警察機関や社会福祉協議会等についても、避難支援等関係者とすることができるよう協議する。

2　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

(1) 自主防災組織の調査により名簿に掲載する者の範囲

ア　地区内で避難支援が必要と思われる人

(2) 町保健福祉部局の共有情報に基づく調査により名簿に掲載する者の範囲

施設入居者を除いた、下記に該当する人 ア　一人暮らし高齢者（70 歳以上）で支援が必要な者 イ　高齢者のみ（70 歳以上）の世帯に属する者で支援が必要な者 ウ　要介護認定者（要介護 3 以上） エ　重度障がい者 オ　難病患者で支援が必要な者 カ　その他災害時の安全な避難において支援が必要な者 ※重度障がい者：身体障がい者手帳 1･2 級、療育手帳Ａ、精神保健福祉手帳 1･2 級

3　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に際し、必要な個人情報については、次の方式の組合せにより集約する。

(1) 共有情報方式：保健福祉課との共有情報により名簿を作成する。

(2) 必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努める。

4　名簿の更新

町は、自主防災組織、区長、保健福祉部局及び民生委員・児童委員等と連携して、随時、名簿の追加や修正を行うものとし、年１回はすべての名簿の更新を行う。

5　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

名簿については、詳細な個人情報を含むものであるから、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、情報管理に特段の配慮をしなければならない。

6　要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

町は、災害時において、避難行動要支援者及び避難支援関係者等に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線（戸別受信機及び屋外スピーカー）による放送、非常用サイレンの吹鳴をはじめ、広報車、ＣＡＴＶ、緊急速報（エリア）メール等の多様な情報伝達手段の活用を図る。

また、自主防災組織、区長及び民生委員・児童委員は、避難行動要支援者に対して確実に避難情報を伝達するとともに、あらかじめ災害が想定される場合は、事前の避難を促すとともに、事前避難した避難行動要支援者情報について確実に把握する。

7　避難支援者等関係者の確保

避難支援等関係者等の安全確保については、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた協議の上でルール化し周知する。また、避難行動要支援者に対して理解してもらうとともに、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることの理解を促す。

第５　要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

災害発生時には、被災者等に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となることから、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築や情報伝達システムへの

手話通訳等の活用等により、要配慮者にも配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

1　多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、パソコン通信の活用方法について検討し、システムの構築を図る。また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオなど新たなメディアについて、その活用を推進する。

2　情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光ボード等）の活用等についても検討し、具体化を図る。また、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

第６　避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第７　防災知識の普及

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第８　防災訓練における配慮事項

町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第９　要配慮者に対する震災対策の配慮

町は、各震災対策を講ずるにあたっては、要配慮者に配慮する。

1　要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
2　生活支援のための人材確保
3　障がいの状況等に応じた情報提供
4　粉ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
5　避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
6　避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
7　避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第10　外国人等に対する対策

前記以外の要配慮者としては、外国人、旅行者等が考えられる。

これらの人びとに対しては、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりを

検討する。

1　在住外国人の把握

町は、県と連絡調整のうえ、各地域に住む外国人について把握するよう努める。

2　情報伝達体制の整備

町は、県と協力して、外国人に対し適切な情報を提供するため、外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努める。

3　予防対策等

(1) 外国人や旅行者等に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(2) 通訳者等の確保やボランティア団体の協力により、外国人のサポート体制の推進に努める。

(3) 県及び町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第 8 節　医療救護予防計画

保健福祉課

第１　計画の方針

震災は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を図る。

第２　医療救護活動体制の確立

1　初期医療体制の整備

町は、救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。

町は、県に医療救護所の設置、医療救護班の派遣等を要請し、県との連携のもと救護活動を行うための計画をあらかじめ定める。

2　広域的応急医療体制の確立

国、県、町及び医療機関は、災害時に医療機関の診療状況や被災の有無等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネット福井）及び EMIS の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行う。

3　医療施設の耐震化

町は、医療救護の拠点となる医療施設について、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの促進を図る。

4　医療救護所間の情報通信体制の整備

町等は、医療救護所の予定施設として、病院や保健福祉センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

5　被災者の心のケア対策

県は地元医師会と協力して、精神科医を確保し、災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。

町は、チームの活動場所の確保を図り、被災者の心のケアに努める。

6　航空搬送拠点の整備

県及び町は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置

等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

第９節　地震に強いまちづくり計画

防災安全課
建設整備課

第１　計画の方針

地震に強いまちづくりを推進するために、建築物の耐震化、不燃化を図るとともに、避難路、緊急輸送路としての道路施設等の整備を図る。町は、防災空間の整備等都市防災の総合的な推進を図り、地震に強いまちづくりに努める。

第２　地震に強いまちづくりの推進

１　都市防災構造化対策の推進

町は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

２　都市防災の推進

町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

(1) 市街地再開発の推進

町は、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐震・耐火建築物の建築及び公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導・助言を積極的に行う。

(2) 土地区画整理事業の推進

町は、幹線街路・区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置及び防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進する。

３　建築物の不燃化

(1) 防火地域、準防火地域等の指定

容積率 400%以上の商業地域において防火地域の指定を推進するとともに、建ぺい率 80%以上の商業地域、近隣商業地域において準防火地域の指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。

(2) 公営住宅の不燃化推進

既存の公営住宅は、逐次耐火構造に建て替える。

(3) 公共建築物の耐火、耐震化対策

災害時において救援活動の拠点、避難所となる学校等、救急、医療活動の拠点となる病院、情報収集、伝達、応急対策の拠点となる庁舎等防災上重要な建築物の耐火化及び耐震化を図る。

(4) 一般建築物の耐火、耐震化対策

一般の建築物についても耐震化、不燃化について広く住民町民の認識を深めるため、こ

れらの重要性について普及、啓発に努める。

特に、不特定多数の者が集まる建築物について、現行の耐震基準以前のものについては、その所有者または管理者等に対して、建築物の耐震診断、耐震補強等の実施について指導を行う。

4　落下物、ブロック塀等倒壊対策

避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者または管理者に対して、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。

第３　防災空間の整備

1　都市公園の整備

町は、災害時の避難場所あるいは防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進する。

2　都市緑地等の整備

町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地及び街路樹の整備を推進する。

3　道路空間の整備

(1) 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。

(2) 幹線道路については、災害時においては、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。

(3) 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

4　河川空間の整備

町は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を図るとともに、消火用水の確保用施設や防災拠点施設及び震災時の避難場所となる河川公園等を整備し、震災時の利用を図る。

5　港湾空間の整備

町は、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、避難地や緊急物資の保管用地として震災時の利用を図る。

第４　ハザードマップの整備

町は、被害の想定等を踏まえて地盤の揺れやすさ、指定避難所等を示すハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

第 10 節　津波に強いまちづくり計画

防災安全課
産業振興課
建設整備課

第１　計画の方針

津波による被害を軽減するため、関係機関は海岸保全施設の整備を進めるとともに、避難関連施設の整備、建築物の安全化を推進し、津波に強いまちづくりに努める。

第２　津波に強いまちづくりの形成

１　徒歩による避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実施するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に津波到達時間が短い地域では、おおむね５分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地理的条件や土地利用の実態など地域の条件によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

また、町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等、災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

２　地域防災計画と都市計画等との連携

町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等の情報を提供する等、日常の計画行政の中に防火の観点を取り入れるよう努める。

３　津波浸水想定の設定

町は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

また、今後町は、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

また、町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等または主として防災上の配慮を要するもの

が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

4　ハザードマップの整備

町は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、町民等に対し周知を図る。

5　減災のための総合的な取組みの推進

町は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、町民等に対し周知を図る。

第３　避難関連施設の整備

町は、指定緊急避難所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて町民への周知徹底を図る。

町は、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路、避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

第４　建築物の安全化

町及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等または主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者または管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。

第 11 節　火災予防計画

防災安全課 消防団 若狭消防署

第１　計画の方針

地震時には、同時に多くの火災が発生し、時間、季節等によっては、さらに延焼し、大規模災害となる可能性がある。

町は若狭消防署と連携し、出火・延焼拡大予防のため、防火指導の徹底、消防力の強化及び消防水利の整備等を行う。

第２　出火防止

１　一般家庭に対する指導

(1) 町は若狭消防署と連携し、地震時における火災防止思想の普及に努める。

(2) 町は若狭消防署と連携し、一般家庭に対し次の内容を広報し、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

ア　地震の一般的知識

イ　火気施設及び火気使用の正しい知識と適正管理

ウ　出火防止のための方策

エ　消防設備等の点検整備

オ　危険物品の安全管理及び消火対策

カ　避難所の周知と携帯品の準備

キ　救急医療品、食料の備蓄

ク　地震時の心構え

２　建造物の防火設備

町は若狭消防署と連携し、消防法第７条に基づく建築許可等の同意事務において、通常の予防行政事務に併せて耐震構造、その他地震時の出火防止、避難等につき指導を行うとともに、査察時においても地震を想定した安全対策の指導を行う。

(1) 査察時の指導内容

ア　ガス漏れまたは地震時の出火危険の大きい箇所についての平常の留意事項

イ　出火危険のある化学薬品、危険物の転倒、転落防止

ウ　初期消火の体制と消火方法

エ　建造物の強度、避難先、救助方法

(2) 危険物等の保安

ア　法令に基づく検査に際し、地震による被害を受けるおそれのある箇所に対する補強、耐震化の指導

イ　大量の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所等については、法令の定めのほか、防油堤の構造強化等、特に流出防止についての指導

ウ　施設の配送油管の劣化、損傷等の補修、補強及び耐震化の指導

エ　付属施設からの出火防止

(3) 高圧ガス、火薬類の保安

高圧ガス、火薬類の貯蔵、取扱施設に対し、取扱施設及びその周辺の施設の出火防止、火災に際しての誘発防止等について指導を行う。

特に、高圧タンク、貯蔵タンクについては耐震措置の状況を検討し、耐震構造を要するものについては、早急に耐震措置を講じさせなければならない。また、これからの設置施設に対しては、地震発生に備えた対策を立て、防災訓練を実施するよう指導を行う。

(4) 放射性物質及び毒物・劇物の保安

ア　放射性物質については、地震による火災時には、施設の延焼を防ぎ、汚染区域の拡大を防止し、付近住民及び防災活動者の安全を確保するため、関係者と密接な連絡体制を図り、放射性取扱主任者をリーダーとする防災組織の樹立、測定機、防護衣等の保安装置及び資機材の充実、防災訓練の実施等を指導する。

イ　毒物・劇物に対しては、製造、貯蔵または取扱施設における当該物質が震動により、漏れ、あふれ、噴出等で流出し防災活動及び避難等に支障を及ぼすおそれのないように指導するとともに、消防計画の作成と応急措置訓練の実施を指導する。

3　防火管理者制度の推進

若狭消防署は、消防法第８条の規定に基づき、選任されている防火管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

4　消防設備保守体制の充実

町は若狭消防署と連携し、事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

第３　延焼予防対策

1　消防力の強化

(1) 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

町は若狭消防署と連携し、初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化及び消防団の消防力の整備並びに個人装備等の整備を早急に進める。

(2) 避難地・避難路周辺等の安全確保

町は若狭消防署と連携し、避難地・避難路等周辺の安全確保及び初期消火体制を確保するため、地域防災計画に定める避難地を対象に計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

(3) 消防団活動体制の整備強化

町は若狭消防署と連携し、地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

(4) 防火水槽等消防用水利の整備

ア　町は若狭消防署と連携し、消防水利の不足地域及び消火活動が比較的困難な地域を重

点に、消防水利（消火栓、防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。

イ　消防水利の整備にあたっては、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道管の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を促進する。

ウ　消防機関は、地下水、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

(5) 消防応援体制の整備

町は若狭消防署と連携し、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」及び「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

2　一般建築物の耐火

町は若狭消防署と連携し、震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般建築物の耐火化を図る。

(1) 木造の建築物について屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置等、建築基準法に定める基準の遵守を徹底するよう指導する。

(2) 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃・耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底するよう指導する。

(3) 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3 階以上の建築物、延べ面積が 1,000 ㎡を越える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底するよう指導する。

第 12 節　土砂災害防止計画

防災安全課
産業振興課
建設整備課

第 1　計画の方針

町は県と連携し、地震発生時及び発生後の降雨による山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を講ずる。

第 2　治山・治水対策

町は県と連携し、地震に伴う山地崩壊から町民の生命を保護するため、治山・治水対策工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

(1) 治山ダム工事、砂防ダム工事
(2) 山腹工事
(3) 排水工事
(4) 落石、なだれ防止柵の設置等

第 3　急傾斜地対策

町は県と連携し、地震に伴う急傾斜地の崩壊による町民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

第 4　地すべり対策

町は県と連携し、地震に伴う地すべりから町民の生命及び財産を保護するため、地すべり防止工事の計画的な実施等の対策を講ずる。

第 5　警戒避難体制の整備

町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について町民に周知するよう努める。

特に、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園、学校等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに予警報の伝達方法を定める。

1　規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、町民に周知を図る。

2　情報の収集及び伝達体制の整備

県は、地震発生後の地盤条件等が変化し、通常よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、土砂災害警戒情報の暫定基準を福井地方気象台と連携してあらかじめ設定する。

町及び県は、雨量計や警報装置等の整備に努める。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、町民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

3　避難勧告等の発令基準の設定

町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する町民への避難勧告等の発令基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直す。

4　土砂災害ハザードマップ等の作成

町は、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等に配布する。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

町は、宅地の耐震化を促進するよう努める。

5　自主防災組織の育成

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、町民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

第 13 節　浸水防止計画

産業振興課 建設整備課

第１　計画の方針

地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検・調査、整備等を行う。

第２　危険箇所点検調査及び情報連絡体制の整備

１　危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

２　情報連絡体制の整備

円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連絡を密にする。

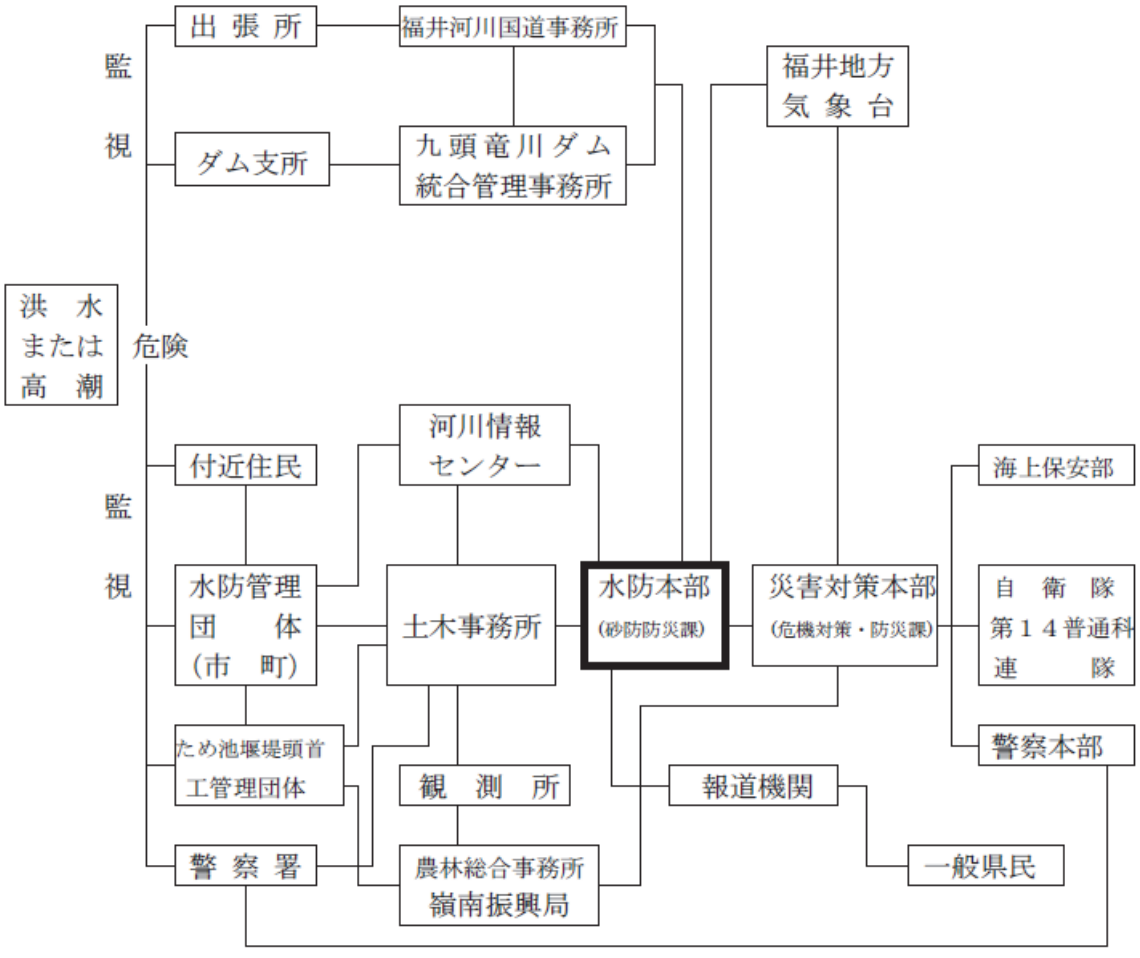

水防体制及び出水警報系統図

第３　水防施設等の整備

１　河川管理者は河川水位及び観測施設の整備を図るとともに、テレメーター化を推進する。

２　水門、堤防（朔望平均満潮位＋1ｍより堤内地盤高が低い箇所）等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。

３　ため池の点検結果に基づく、整備を行う。

４　水防管理団体は水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

第４　危険箇所の周知

施設の管理者は危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第５　浸水対策工事の計画的施工

１　河川改修事業

(1) 県管理河川

ア　広域基幹河川改修事業

イ　大規模特定河川事業

ウ　広域一般河川改修事業

エ　総合流域防災事業

(2) 町管理河川

ア　総合流域防災事業（準用河川改修事業）

２　ため池等整備事業

(1) 老朽ため池の整備

(2) 用排水施設整備

３　農業用河川工作物応急対策事業

４　防災ダム工事

第 14 節　津波災害予防計画

防災安全課 産業振興課 消防団

第１　計画の方針

津波と高潮が重なるという最悪の場合も想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

第２　警戒避難体制の整備

１　津波警報等の伝達体制の整備

町長は町民等に対する津波警報等の伝達手段として、町防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波警報等伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン、半鐘など多様な通報・伝達手段の確保を図る。

２　津波に関する知識の普及啓発の実施

(1) 津波に関する知識の内容

津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、全町民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底させる。

ア　津波警報が発表されたとき、または津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸及び河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

イ　津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。

ウ　テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて津波に関する情報を入手すること。

(2) 普及の方法

ア　海浜地への立看板の設置

イ　パンフレット、チラシ等の作成

３　津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、町長は震度４以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の町民に避難のための立退きを指示し、生命、身体の安全を図る。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者（津波災害危険地域の消防団員）により安全性を確保して津波監視を行う。

４　避難指示（緊急）等の発令基準

町は、津波災害に対する町民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

第３　津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、町は、避難所を指定する際には、津波災害を考慮するとともに、日頃から津波避難に関する啓発を行い、迅速かつ円滑な避難が行えるよう津波避難対策を実施する。

1　津波避難に関する地域の活動促進

津波避難の必要性を啓発するため、津波警戒マップ等を作成し、町民へ周知するとともに、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

2　津波避難に関する啓発推進

全ての伝達手段が機能しない場合でも、町民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

また、日頃から津波襲来時における避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても一目散に高台等に避難する、いわゆる「津波てんでんこ」の意識を防災訓練等を通じて徹底する。特に、東日本大震災において津波から生徒全員が無事避難した釜石市の鵜住居小学校、釜石東中学校の事例など教訓をもとに小中学校をはじめ、広く町民に防災教育を徹底する。

3　津波避難の方法の徹底

地震発生直後、津波警報等が発令された場合、高い所への徒歩避難を町民に徹底する。

4　避難地、避難所への情報伝達体制の整備

(1) 避難先で再避難の要否を判断できるよう、津波警報等の更新情報を伝達する。

(2) 避難後の行動のための各種情報を提供する。

(3) 災害対策本部と自主防災組織・自治会等との情報伝達手段の構築

(4) Ｊ－ＡＬＥＲＴの導入と防災行政無線など既存設備の再点検と対策

津波発生時の町民への情報伝達手段の強化･向上を目指し、固定型防災行政無線の再点検と必要に応じた増設に努める。

第４　要配慮者への避難支援

高齢者や障がい者など要配慮者の避難を迅速に行えるよう支援方策を徹底的に検討し、要配慮者に配慮した避難行動を確立する。

第 15 節　建築物災害予防計画

建設整備課

第１　計画の方針

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、震災時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

なお、建築物の耐火、耐震化対策及び落下物、ブロック塀等の倒壊対策については本章第 9 節「地震に強いまちづくり計画」で定める。

第２　建築物耐震診断の推進

町は、防災上重要な施設の耐震診断に努め、耐震性能が不足すると判断された建築物に関しては、耐震改修を図る。

また、不特定多数の者が利用する一般の建築物に関しては、県と連携し耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言並びに指示等を行う。

第３　公共建築物

1　防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

町は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。

(1) 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施等

(2) 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等

2　防災上重要な建築物の耐震性強化

(1) 既設建築物の耐震診断の実施

町は、「防災上重要な建築物」に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。

(2) 既設建築物の耐震改修の促進

町は、耐震診断の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。

(3) 新設建築物の耐震・耐火構造化・地盤調査の実施

町は、新耐震設計基準による建築を徹底する。

3　防災上重要な建築物における防災性の向上

町は防災上重要な公共建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

第 4　その他の構造物

1　ブロック塀の倒壊防止対策

(1) 町は、ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(2) ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

町は、通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

(3) 町民に対する知識の普及

町は､町民に対し､ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてのパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

2　家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等についてわかり易いパンフレットを町民に配布し、普及啓発を図るとともに、防災技術指導者（防災マイスター）を早急に養成し、適切な指導助言等行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

3　崖地近接住宅の安全対策

町は、建築基準法第 39 条に基づき、「災害危険区域」を指定するほか、崖地付近における住宅等の建築制限の実施及び既存住宅の移転等を促進する。

4　天井材等の非構造部材等の安全対策

町は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認める場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第 5　重要情報の保全

町の一般業務において電子データを用いる比率が高まっている。災害時には電子データが失われる可能性が高くなるため、喪失に備え重要情報に関する電子データをバックアップする機能の充実強化を図る。

第 16 節　交通施設災害予防計画

産業振興課 建設整備課 西日本旅客鉄道(株)金沢支社

第 1　計画の方針

各交通施設の事業者及び管理者は、震災時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、町、県等との連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

第 2　鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

1　西日本旅客鉄道(株)金沢支社管内の措置

西日本旅客鉄道(株)が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係自治体との連携について定める。

(1) 施設・設備の耐震性の確保

ア　周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

（ア）橋梁の維持補修

（イ）法面、土留の維持及び改良強化

（ウ）トンネルの維持、補修及び改良強化

（エ）建物設備の維持修繕

（オ）通信設備の維持

イ　地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2) 防災資機材の整備及び要員の確保

ア　社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ　社内及び関連業者の災害業務に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第 3　道路施設

1　道路等の整備

道路管理者は、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についても併せて整備する。

(1) 幹線道路網の整備

緊急輸送ルートとなる交通網の中枢である幹線道路について、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市町と基幹道路及び市町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。

(2) 補助幹線道路網の整備

補助幹線道路及び区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

(3) 避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

(4) 道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

(5) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

(6) トンネルの整備

震災時におけるトンネルの安全の確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

(7) 横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

2　道路啓開用貸機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう体制づくりに努める。

第４　港湾施設等

港湾管理者・漁港管理者は、震災時における緊急物資及び避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性及び耐震性や耐浪化の強化を図る。

また、施設の安全確保のため、点検調査を行う。

国及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進する。また、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

第 17 節　通信及び放送施設災害予防計画

西日本電信電話㈱	日本放送協会福井放送局	福井エフエム放送㈱
㈱ＮＴＴドコモ	福井放送㈱	ソフトバンク㈱
ＫＤＤＩ㈱	福井テレビジョン放送㈱	㈱オプテージ

第１　計画の方針

地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、各機関で万全の予防措置を講ずる。

基幹的な通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

第２　町防災行政無線

災害時に被害の軽減を図るには、町から町民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、各世帯に同報無線として戸別受信機を整備した。

町は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と各世帯に配布している戸別受信機を直結させ、有効活用できるように整備しており、引き続きその機能を維持していく。

さらに、防災行政無線のデジタル化に伴い、屋外拡声器の各子局と町庁舎の親局とが双方向で通信することが可能となったことから、災害時にも活用出来るよう、自主防災組織等へ周知するなど、運用体制を検討する。

また、臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む。）、携帯端末の緊急速報メール機能、地上デジタル放送、県が構築した災害情報インターネットシステム（町が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）を含む。）等新たな媒体の活用を図る。さらに、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備に努める。

第３　有線放送

災害時に被害の軽減を図るには、町から町民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、設備の充実及び保守の徹底を図る。

第４　電気通信施設

西日本電信電話㈱福井支店及び携帯電話会社は、地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止及び災害復旧対策の確立に努める。

１　現況

(1) 通信用建物

耐震・耐火構造の建物設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防水堤等を設置している。

(2) 所内設備

ア　建物内に設備する電気通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を行っている。

イ　非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置している。

(3) 災害対策用機器

ア　通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、移動無線車等を配備している。

イ　所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するために、非常用可搬型デジタル交換装置と衛星通信車載局を配備している。

ウ　災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために移動電源車を配備している。

エ　所外通信設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備している。

2　実施計画

(1) 災害を未然に防止するため、電気通信施設の建物内外の巡回点検による施設の補強等の予防対策を行う。

具体的には、準備警戒体制として下記の措置を実施する。

ア　情報連絡体制の強化

イ　応急復旧用機器等の点検整備

ウ　措置計画の点検確認

エ　設備記録類の点検確認

オ　被災危険設備の補強及び防護

カ　回線等の応急措置の準備

キ　復旧体制の確立

(2) 公共機関等、重要な通信を確保するため、ケーブルの分散使用を行う。

(3) 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地中化の望ましい区間は県・市町等と連携した地中化を推進する。

第５　放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱及び福井エフエム放送㈱は、地震や津波災害が発生し、または発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

1　平常時の措置

(1) 地震や津波災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。

(2) 非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。

2　警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

(1) 電源設備

ア　自家発電装置の点検・試運転、燃料及び冷却水の確保

イ　蓄電池の点検・充電

ウ　電力会社に対する受電線確保要請

(2) 給排水設備

ア　給排水・消火ポンプの点検整備、燃料補給

イ　構外設備の補強、緊急資材の配置

ウ　保有水の把握、管理

(3) 中継・連絡回線

ア　西日本電信電話㈱に対する回線確保及び代用線の要請

イ　非常用受信機、自営無線回線設備の点検・整備

(4) 放送設備、空中線設備

ア　非常用放送装置の緊急点検・整備

イ　送受信空中線の緊急点検・補強、予備空中線材料等資材の確保

第 18 節　電力施設災害予防計画

関西電力㈱
関西電力送配電㈱京都支社

第１　計画の方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

第２　安全化対策

１　電力施設の耐震性の強化

予測地震動、施設の重要度を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。

また、現在進められている全国規模における検討状況及び関係法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

(1) 原子力発電設備

原子炉施設の耐震設計は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づいて設計し、想定されるあらゆる地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に保たれるよう耐震性を持たせる。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア　架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これによる設計とするが、耐震性能を明確にしておく。

また、山崩れや建物崩壊による被害を受けにくい地点の選定に努める。

イ　地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災するとその復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設する。

(4) 通信設備

主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

２　電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検及び検査を行う。

3　災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

(3) 各電力供給機関等と電力融通及び災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。

4　通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備及び通信電源設備について、整備点検を行う。

5　各種防災訓練の実施

各電力会社は従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

6　非常時動員、応援体制の確立

発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいれた発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルを事業者ごとに早急に作成、あるいは見直しを行う。

第 19 節　ガス施設災害予防計画

(社)福井県エルピーガス協会

第１　計画の方針

液化石油ガス事業者は、地震や津波時のガス設備の被害の軽減対策の実施、ガスによる二次災害を未然に防止するために設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

第２　液化石油ガス

１　施設の安全化対策

液化石油ガス事業者は、液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査・点検するほか、液化石油ガス容器の地震や津波時等における容器の転倒・転落、バルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置促進に努める。

２　保安対策

(1) 液化石油ガス事業者

地震や津波時における緊急応援体制の整備及び地震や津波を想定した緊急措置マニュアルの作成あるいは見直しを行い、従業員の教育・訓練に努めるとともに、液化石油ガス事業者及び県エルピーガス協会は液化石油ガス消費者への保安啓発活動を実施する。

(2) 消費者

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止には重要なことから、「自らが保安の責任者」であるとの認識のもとに、液化石油ガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、液化石油ガスの安全についての知識を修得し、地震や津波時において的確な対応ができるようにする。

第 20 節　上水道・下水道施設災害予防計画

上下水道課

第１　計画の方針

上水道・下水道事業者は、施設の耐震性を強化して、震災時の被害を最小限にとどめ、施設の迅速な復旧を可能とするために必要な施策を実施する。

第２　上水道施設

町は、地震の発生による断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化及び防災上重要な施設や要配慮者への配水管路の耐震化を優先的に進めるとともに、応急対策を円滑に実施するための資機材の整備、訓練及び平常時における広報等を実施する。

(1) 重要施設の耐震性の強化

施設の耐震設計にあたっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針」及び「日本水道協会編：水道施設設計指針」等に基づき行う。

ア　貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

イ　浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

ウ　送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。

既設管については、石綿セメント管、経年管等のダクタイル鋳鉄管への布設替え等の措置を行う。

(2) 維持管理体制の強化

維持管理にあたっては、施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるものとし、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

(3) 給水体制の整備

ア　緊急時応急給水用の水を確保するため、町は、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、町を主体として、避難所に緊急ろ水装置や、貯水槽の整備を行う。

地下水を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、

早期に広域ブロックごとに給水車の整備を促進する。

イ　町は、応急用資機材の確保体制の整備として、広域的な事業団体の相互融通ルール化を進めるとともに、応急用資機材の備蓄場所、融通方法等を定めたガイドライン等を策定し、備蓄促進を図る。

ウ　町は、2～3 日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化について、町民等の自主的な取り組みが推進されるよう啓発する。

(4) 訓練及び平常時の広報

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練及び広報活動を行う。

ア　訓　練

職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

イ　広　報

町民に対し、平常時から飲料水の確保等災害対策の広報を行う。

第３　下水道施設

下水処理施設は生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。このため、下水道管理者は、計画的に施設の整備・強化を行い、下水道の被害を最小限にとどめるため、以下のとおり施設の耐震化、点検調査、代替施設・設備の整備等を推進する。

(1) 施設の耐震化

ア　地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が地震時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮する。

イ　管渠及び処理場または、ポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新を図る。

ウ　非常用電力の確保

(2) 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的に実施し、施設設備の改善に努める。

(3) 代替施設設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合に備え、従来の仮設トイレの調達供給体制の確立を図るほか、マンホールトイレシステム（公共下水道接続型仮設トイレ）の整備についても検討する。

(4) 施設、設備の維持管理

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資器材の整備等に努める。

第 21 節　積雪時の地震災害予防計画

防災安全課	若狭消防署
建設整備課	
消防団	

第１　計画の方針

積雪時に地震や津波が発生すると、より大きな被害を及ぼすだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障を及ぼすことが予想される。

このため、町は、各震災対策を講ずるにあたっては、特に積雪時を念頭におきながら対応するよう配慮する。

第２　総合的な雪対策の推進

積雪時の地震や津波の災害予防対策は、究極的には、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、継続的推進によって確立されるものである。

このため、町は、降積雪期の前に雪害対策計画を作成し、総合的かつ計画的な施策の推進に努める。

また、積雪時における地震災害に備えるためには、各関係機関が密接に連携し、より実効性のある雪対策が必要であり、相互の連絡を一層密にし、雪による障害の解消に努める。

第３　交通の確保

１　道路交通の確保

地震や津波時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対応するため、道路交通の緊急確保を図ることが必要となる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除排雪体制の確立

ア　各道路の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者間相互のさらに緊密な連携の下に道路除雪計画を策定する。

イ　除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備を進める。

ウ　各道路管理者相互の連絡を一層密にし、除雪体制の情報交換を行う。

２　航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が多数発生することが予想される。これら孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図る。

(1) 緊急時ヘリポートの整備

町は孤立が予想される集落のヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。また、防災ヘリコプター等の活用により、積雪時における輸送機能の充実強化を図る。

第４　雪に強いまちづくりの推進

1　雪に強い住宅地づくり

町は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、雪に強い住宅地づくりを促進する。

(1) 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

(2) 克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

(3) 雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

2　積雪時の指定緊急避難場所及び避難路並びに指定避難所の確保

町は、積雪時において地震が発生した場合においても町民が円滑に避難することができるよう指定緊急避難場所及び避難路並びに指定避難所の確保を図る。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

町は、地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定する。

(2) 避難路の確保

町は、積雪時において地震や津波が発生した場合に備え、住民が円滑に指定緊急避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずる。

ア　積雪、堆雪に配慮した体系的街路を整備する。

イ　小型除雪車を増強し、歩道除雪を推進する。

ウ　機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所においては、重点的に消融雪施設等を整備する。

(3) 避難誘導標識の設置

町は、町民が安全に指定緊急避難場所に到達することができるよう降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

3　集落雪崩対策

地震に伴う雪崩災害から町民の生命及び財産を守るため、所要の対策を講ずる。

(1) 警戒避難体制の整備

ア　町は地域防災計画に基づき雪崩危険箇所における警戒避難体制の整備に努める。

イ　町は危険箇所に対するパトロールを定期的に実施する。

第５　消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。このため、若狭消防署高浜分署及び高浜消防団は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

1　防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

2　消火栓、防火水槽及び自然水利の取水場所付近の除雪を励行する。

3　雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

第 6　情報収集伝達体制の整備

関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努めるとともに、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行う雪情報システムの活用を行い、除雪体制の整備を行う。

第 7　非常持出品の確保

町は、寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう町民に対し周知を図る。

第 22 節　危険物施設等災害予防計画

防災安全課 若狭消防署

第１　計画の方針

町及び県は、危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化を指導し、地震や津波対策、地震や津波防災教育の推進を図る。

第２　危険物施設

１　施設の安全化指導

若狭消防署は、製造所、貯蔵所及び取扱所の地震による火災、爆発、漏洩等を防止するため、これら施設の設置または変更許可にあたっては「消防法令」及び「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示」に定める耐震基準により、地震の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、その強化を指示し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

２　自主保安体制の確立

若狭消防署は、危険物施設の管理者、取扱者等に対し地震災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

この場合において、次の事項を重点に指導を行う。

(1) 地震時における災害予防のための初動対応マニュアルの整備
(2) 消防、警察等の関係機関及び施設保守業者と連携した保安体制の強化
(3) 地震時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
(4) 近隣の同様の危険物を取扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
(5) 自衛消防隊の組織化の推進強化
(6) 非常用の電源、照明設備及び緊急制御装置並びに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

３　消防施設等の整備

若狭消防署及び事業者は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。また、危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

第３　高圧ガス施設

１　施設の安全化指導

指定保安検査機関は、地震による漏洩、爆発、火災等を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵等にかかる施設の設置または変更許可の審査にあたっては「高圧ガス設備等耐震設計基準」により、地震に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、保安検査等により、基準の遵守を徹底し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

2　自主保安体制の強化

町は、高圧ガス製造者等に対し、地震対策を含めた危害予防規定の充実強化を指導するとともに、若狭消防署は施設に対する立入検査等の実施等により、地震時における保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の各事項を重点に指導を行う。

(1) 災害予防のための初動体制マニュアルの整備
(2) 県、消防、警察等関係機関及び設備保守業者と連携した保安体制の強化
(3) 従業員の動員の範囲、防災要員等の確保等地震防災応急体制の確立、強化
(4) 従業員及び付近住民の避難の時期、方法等についての体制の確立、強化
(5) 救急要員、救急資機材及び救急薬剤の整備その他救急体制の確立、強化
(6) 消火用機器、散水装置、貯水施設、保安用不活性ガス設備等についての防消火設備に関する作動テスト及び点検体制の確立、強化
(7) 非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、ガス漏検知器、除害設備等についての保安上必要な設備及び防災資機材の整備点検体制の確立、強化

第４　毒物・劇物取扱施設

1　施設の安全化指導

地震による飛散、漏洩または流出等を防止するため、町は県に協力し、毒物・劇物取扱施設への立入検査等を行い、必要な措置を講ずるよう指導し、被害の発生及び拡大の防止を図る。

2　自主保安体制の確立

町は、毒物・劇物取扱施設の管理者に対し、自主保安体制の確立を図るため、次の事項について指導する。

(1) 施設の毒物・劇物危害防止規定の作成
(2) 毒物・劇物の管理体制の確立
(3) 施設及び設備の定期点検等による自主管理
(4) 毒物・劇物の飛散、漏洩または流出等による事故の際の措置
(5) 従業員の定期的保安教育及び訓練

第 23 節　広域的相互応援体制整備計画

防災安全課

第１　計画の方針

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

第２　県内広域相互応援体制

１　福井県・市町災害時相互応援協定

県及び町は、町独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

２　福井県広域消防相互応援協定

町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第３　県外広域相互応援体制

県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した市町村との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

第４　民間団体等との協定

町は、町内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する。

第５　協定締結機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法・窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第６　広域応援・受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

第 24 節　緊急事態管理体制整備計画

各課共通

第１　計画の方針

災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な活動体制の整備を図る。

第２　階層的防災生活圏構想の推進

県では、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、小学校区といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する構想を推進しており、町ではこれらの構想を念頭におき防災体制を構築する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動地点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入れ体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

防災生活圏の階層ごとの役割

階　層	役　　割
区	・自主防災組織の基礎的単位 ・避難所を設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
小学校区	・自主防災組織の中核的単位 ・拠点避難所、地域情報センターを設定 ・拠点避難所は、避難所への物資等の供給拠点の役割も果たし、地域情報センターは区域内の情報収集・提供の拠点となる ・耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、防災資機材等を備蓄
中学校区	・ボランティアセンター、地域包括支援センターの設置の単位 ・要配慮者に対するサービスの基本的単位ともなる ・ボランティアセンター、地域包括支援センターを要配慮者に対する支援の拠点として整備する
町	・防災活動の司令塔的単位 ・災害時における拠点避難所に対する食料、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄に当たる

階層ごとの施設、設備

階　層	施　　設　・　設　　備
区	・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
小学校区	・小中学校等を拠点避難所及び地域情報センターとして設定 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄
町	・防災活動や拠点避難所、地域情報センターに対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有する総合防災センターを整備 ・拠点避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄

第３　地域防災活動体制

町は、町民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

1　防災資機材の概要

初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓　練　用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

2　コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設

第４　町防災活動体制

本町において、既に整備されている施設・設備は次のとおりである。

物資の集積、配分場所	中央体育館
避難収容施設	小・中学校他各公共施設
医療救護活動拠点	町内医療機関
防災行政無線	携帯・車載

今後、町は、防災行政無線、食料・日用生活品等の備蓄倉庫・要配慮者用の避難施設等の整備に努める。また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の町民と当該町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第５　県の緊急事態管理体制

１　防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

町は、災害時には、防災活動の円滑な推進とともに町民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、町の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

(1) 町の防災行政無線の整備

町の防災行政無線は、移動系未設置町の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。さらに震度や津波情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。

(2) 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体やＮＴＴ等の電話回線、農協等の有線放送、さらには、テレビやラジオ、ＣＡＴＶ等の放送媒体など多様な媒体の活用を進める。

２　町民に対する情報連絡・伝達設備及び体制の整備

(1) 多様な媒体の活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と町民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、県防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情報伝達の多重化、多様化を図る。

また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システム、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）及び公共情報コモンズの活用を図る。

さらに、県内で設置されているＣＡＴＶ局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進める。

(2) 要配慮者に対する情報連絡・伝達設備及び体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備及び体制の整備については、本章第７節「要配慮者震災予防計画」による。

３　緊急輸送路の確保体制の整備

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するためには、広域的な体制の確立が不可欠であることから、陸海空による緊急輸送路の確保等について、積雪時等にも配慮しながら施策を推進する。

(1) 公共交通機関による輸送の確保対策

速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、町、交通事業者、県等の関係機関においてマニュアル化を図る。

４　県との連携強化

災害時に防災活動を強力かつ円滑に推進するため、町は県と連携し、町トップセミナーや町防災担当者実務研修会を開催するとともに、円滑な防災活動のために地域別広域調整連絡会議の開催や市町間の相互広域応援体制の充実を図る。

(1) 町トップセミナーの開催

町は県と連携し、防災に関する第一線の行政機関である町長などの幹部職員を対象に、県や国の防災に対する基本的な考え方や主要な施策を紹介し、防災行政に対する理解を深めるためのセミナーを開催する。

(2) 町防災担当者実務研修会の開催

町の地域防災計画の改定を推進するため、町は県と連携し、実務担当者に対して、計画に関する研修会を開催するとともに、各種の情報を提供する。

また、定期的な実務研修会の開催により、県は町の防災行政の積極的な推進を図る。

5　企業等との連携強化

(1) 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化

町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第 6　公的機関等の業務継続性の確保

町や防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定当により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制計画

各課共通

第１　計画の目的

地震や津波により、町の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合、町は、県及び防災関係機関と共に迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第２　配備体制

１　配備基準

地震が発生した場合は、次の配備基準により震度情報から自動的に配備をとる。その後、本部長は地震発生後の状況によって、必要な配備体制をとる。

■配備基準（震災）

配備		配　備　基　準	配備要員
災害対策準備体制		1. 町域で震度４を観測したとき。（自動参集） 2. 気象庁が福井県に「津波注意」の津波注意報を発表したとき。 3. その他状況により、防災安全課長が必要と認めるとき。	・建設整備課・総務課・防災安全課・産業振興課・保健福祉課職員全員登庁 ・上記以外の各課長は自宅待機
災害警戒本部設置		1. 町域で震度５弱を観測したとき。（自動参集） 2. 気象庁が福井県に津波警報を発表したとき。 3. その他状況により、防災安全課長が必要と認めるとき。	・建設整備課・総務課・防災安全課・産業振興課・保健福祉課職員全員登庁 ・上記以外の各課長は自宅待機
災害対策本部設置	第一配備	1. 町域で震度５強を観測したとき。（自動参集） 2. 気象庁が福井県に大津波警報を発表したとき。 3. その他状況により、町長が必要と認めるとき。	・建設整備課・総務課・防災安全課・産業振興課・保健福祉課職員全員登庁 ・その他各課長及び各課職員３名以上登庁 ・上記以外の職員は自宅待機
	第二配備	1. 町域で震度６弱を観測したとき。（自動参集） 2. 第一配備体制では対処できない規模に災害が拡大するおそれがあり、町長が必要と認めるとき。	・職員全員
	第三配備	1. 町域で震度６強以上の地震を観測したとき。（自動参集） 2. 地震によって多数の被害が発生し、町長が必要と認めるとき。	・職員全員

２　配備の決定

原則として、庁舎の震度計の震度または福井地方気象台から伝達された「福井県」の震度情報により、自動的に決定される。

第３　職員の動員

1　動員方法

勤務時間内の場合、職員は庁舎の震度計または地震情報から震度を確認し、各対策部長に配備及び動員を連絡する。各対策部長は、必要な体制及び動員を関係各班長に指示し、各班長は、所属職員に連絡する。連絡は、電話及び庁内放送を用いる。

勤務時間外の場合は、各職員がテレビ、ラジオ等で情報を確認し、配備基準に該当する場合は参集する。

2　参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の所属先とする。

3　動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

第４　災害警戒本部

1　設置基準

災害警戒本部は、各基準に該当した場合は、自動的に設置する。

2　組織

災害警戒本部は、災害対策本部の組織を準用する。

3　指揮の権限

災害警戒本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任した。

■災害警戒本部の権限の委任

災害警戒本部
第１位　副町長
第２位　防災安全課長
第３位　建設整備課長

4　運営

災害警戒本部の活動は、次のとおりである。

■災害警戒本部の活動内容

○　災害情報の収集	○　関係機関との連絡・調整
○　災害危険箇所の警戒巡視	○　所管施設の警戒巡視及び予防措置
○　軽微な被害への応急対策	○　町民への災害広報

5　災害警戒本部の廃止

副町長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、町長の承認を得て災害警戒本部を廃止する。

6　災害対策本部への移行

町長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

第５　災害対策本部

1　設置基準

災害対策本部は、高浜町災害対策本部条例の規定により、次の設置基準に該当し、町長が必要と認めたときに設置する。

■災害対策本部の設置基準

○　町域で震度５強以上の地震を観測したとき
○　地震により被害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき
○　気象庁が福井県に大津波警報を発表したとき

2　設置場所

災害対策本部は、庁内に設置する。万が一、庁内が被災のため使用できない場合は、災害の状況により被災地に近い公共施設等に設置する。

■本部の代替場所

本　部	①　瑞祥苑　　②　保健福祉センター

3　災害対策本部設置の通知

本部指揮班は、災害対策本部を設置または廃止したときは、次の機関にその旨を通知する。

■本部設置の通知先

○　福井県危機対策・防災課	○　福井県嶺南振興局	○　福井県小浜土木事務所
○　小浜警察署	○　若狭消防署	○　近隣市町
○　防災関係機関	○　報道機関	○　町民
○　小浜海上保安署		

4　指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■災害対策本部・支部の権限の委任

災害対策本部
第１位　副町長 第２位　防災安全課長 第３位　建設整備課長

5　本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

本　部　長	町　　長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副 町 長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本　部　付	教 育 長	本部長、副本部長を補佐する。
本　部　員	各 課 長	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。
班長・班員	各課次席の職員、課員等	本部員の命を受け、災害対策にあたる。

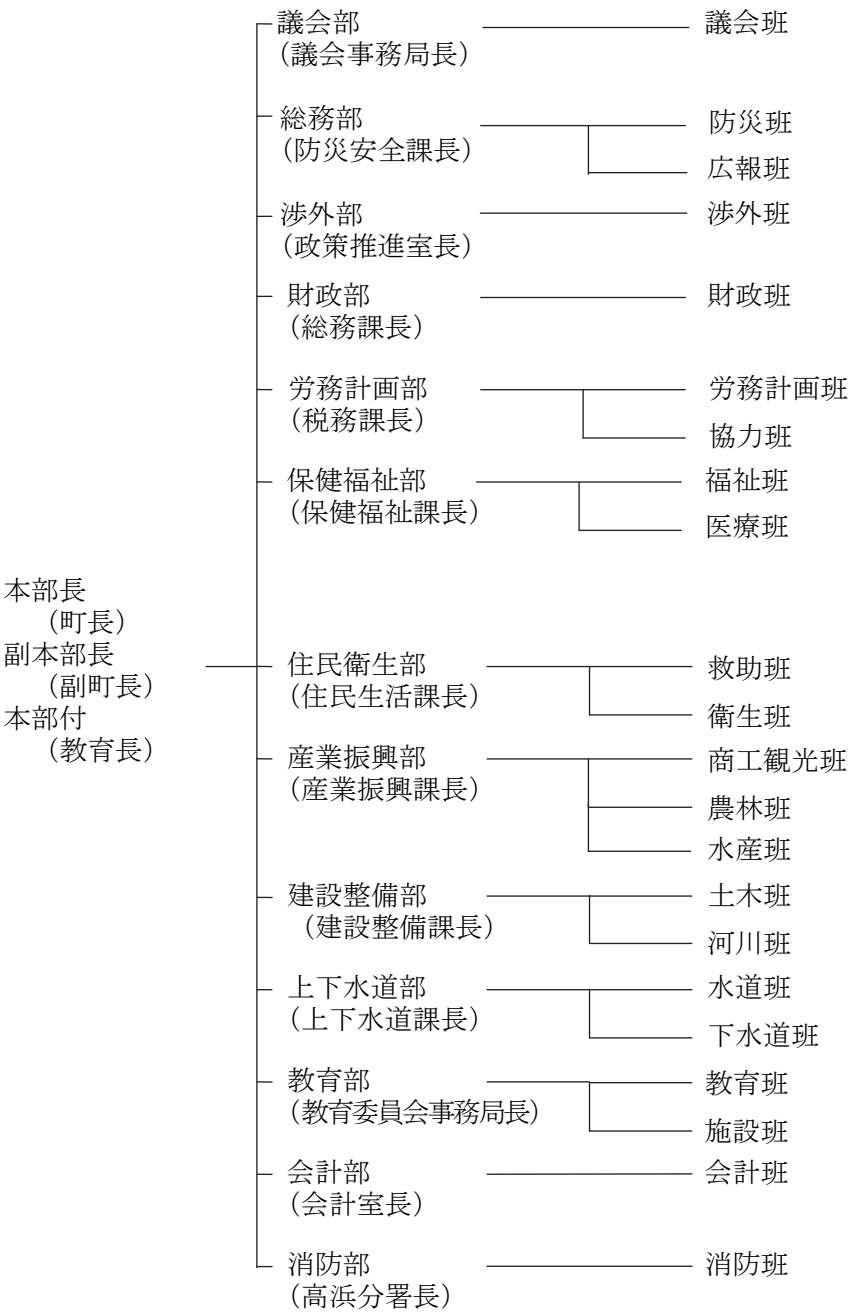
本部長
（町長）
副本部長
（副町長）
本部付
（教育長）
議会部
（議会事務局長）
議会班
総務部
（防災安全課長）
防災班
広報班
渉外部
（政策推進室長）
渉外班
財政部
（総務課長）
財政班
労務計画部
（税務課長）
労務計画班
協力班
保健福祉部
（保健福祉課長）
福祉班
医療班
住民衛生部
（住民生活課長）
救助班
衛生班
産業振興部
（産業振興課長）
商工観光班
農林班
水産班
建設整備部
（建設整備課長）
土木班
河川班
上下水道部
（上下水道課長）
水道班
下水道班
教育部
（教育委員会事務局長）
教育班
施設班
会計部
（会計室長）
会計班
消防部
（高浜分署長）
消防班

6　本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

■本部会議の概要

構　　成	本部長、副本部長、本部付及び本部員
協議事項	○　災害対策本部配置体制の決定 ○　避難所等の開設決定 ○　避難の勧告等の決定 ○　自衛隊派遣要請依頼の決定 ○　災害救助法適用申請の決定 ○　県及び他市町への応援要請の決定 ○　その他重要事項の決定

7　現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の指揮は、副本部長がとる。

8　災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

9　市町災害対策本部への職員の派遣

県災害対策本部長は、町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を町災害対策本部に派遣し、町からの情報収集、県からの情報伝達、町からの応援要請の総合調整等を行わせる。特に、町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。

■災害対策拠点一覧

対策項目	対策拠点	施設名
本　部	災害対策本部	町役場
	現地対策本部	被災地周辺の公共施設など
広報・広聴	記者発表場所	町役場議会室
	報道機関テレビ中継車等の駐車場	町役場来客者用駐車場
	相談窓口	町役場
応援派遣	自衛隊集結地	
	応援部隊集結地・駐車場	
応急医療	救護所	
	災害拠点病院	
	被災者医療実施本部	
交通輸送	緊急輸送道路	
	臨時ヘリポート	
避　難	指定避難所	小・中学校など
	福祉避難所	町内社会福祉施設
食料・物資供給	備蓄倉庫	小・中学校など
	物資集積場	体育館、郵便局、ＪＡ倉庫
給　水	給水所	避難所 （原子力防災センター、上水道センター）
	水源	上水道センター、内浦地区簡易水道等施設
	備蓄水	緊急遮断弁付貯水槽、原子力防災センター
建　物	応急仮設住宅建設予定地	公園など
	応急危険度判定実施本部	
清　掃	瓦礫一時集積場所	
動　物	動物救護本部	
	動物救護所	
遺体処理	遺体安置場所	文化会館、地区集会所
	火葬施設	
ボランティア活動	ボランティアセンター	福祉センター（社会福祉協議会）

第６　被害調査

1　震度５強の場合

指定された職員が自主的に参集する。

参集した職員は、町内の人口密集地域及び津波危険地域を中心に災害の発生状況の調査を行う。調査は以下の課が担当する。

担　当　課	調査地区
建設整備課	高　　浜
保健福祉課	和　　田
産業振興課	青　　郷
税　務　課	内　　浦

2　震度６弱以上の場合

全職員が自主的に参集するが、この規模の地震がもたらす被害は相当のものが考えられ、調査人員の不足や、被害を受け参集できない職員が相当数にのぼると予想されるため、震度５強の場合とは別の災害発生状況調査の担当を定める。

震度６弱以上の場合の調査は以下の課が担当する。

担　当　課	調査地区
建設整備課・総合政策課	高　　浜
保健福祉課	和　　田
住民生活課・産業振興課	青　　郷
税務課・総務課	内　　浦
全　職　員	勤務時間外においては、参集途上に被害状況の収集を行う。

ただし、参集できない職員が多数にのぼり、必要な人員を確保できない場合は、町長が指名した者とする。

また、勤務時間外においては、全職員が参集途上に被害状況の収集を行う。

第７　初動体制

1　勤務時間外に震度５強の地震が発生した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として第１の配備基準及び対応に基づいて行う。

震度５強のときの初動体制は主に津波への警戒と被害調査を行い、第５の被害調査の定めるところによる。

2　勤務時間外に震度６弱以上の大規模地震が発生した場合の初動体制

勤務時間外において震度６弱以上の大規模な地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は自主的に参集する。

1	参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3	参　集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集出来ない職員は、最寄りの公民館等に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各対策部長に報告する。 (2) 各部長（または次席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6	緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。※
7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な職員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

※　初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

1　被害状況調査
2　地震等情報調査
3　関係機関等への情報伝達
4　災害対策本部の設置
5　防災用資機材の調達・手配
6　広報車、防災行政無線等による町民への情報伝達
7　支援物資調達準備計画の策定
8　安全な避難場所への誘導
9　避難所の開設
10　広域応援要請の検討

第８　合同調整所の設置

県または町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第 2 節　広域的応援対策計画

防災安全課

第１　計画の方針

大規模災害においては、町の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

第２　広域応援要請

１　応援要請の判断

応援要請は、原則として町で判断をするが、地震や津波被害が町域を越えて同時多発した場合、広域的な観点から知事が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することがある。

２　応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲、被害規模等が状況に応じ、次の順位により要請する。

(1) 県内相互応援

災対法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号)、福井県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請

(2) 県外からの応援

災対法、消防組織法、相互応援協定に基づく要請

第３　防災関係機関の応援等

１　災対法に基づく応援等

(1) 応援要請

ア　県内市町に対する応援要請

本部長（町長）は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を求める。

応援を求められた県内の市町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由が無い限り応援を行う。

イ　県外市町村に対する応援要請

県外の市町村と個別に応援協定を締結し、その協定に基づき応援を要請したときは、町長は県に対し報告する。

ウ　知事への要請

①　職員のあっせん

町長は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、知事に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機または指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

②　災害応急対策

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

応援要請等を受けた場合、知事は、県の災害応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の支援を行う。

エ　指定地方行政機関に対する要請

町は、町域における災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めたときは、関係指定地方行政機関の長または関係指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

オ　民間団体等に対する要請

本部長（町長）は、町域における災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

2　消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

消防機関は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関に対する応援要請

町長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき必要な事項を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

3　自衛隊の災害派遣

町長は、災害の発生に際し、町民の生命または財産の保護のため、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

第４　応援要請等を行う場合に示す基本的事項

1　措置を必要とする理由

2　措置を必要とする人員、車両、装備、資機材等

3　措置を必要とする場所

4　特に道路に損壊がある場合の県内経路

5　期間、その他必要な事項

第５　応援の受入れ体制

1　受入れ機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

(1) 自衛隊の受入れは、基本的には町が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

(2) 自治体の受入れは、県または町が行う。

2　総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整のもとで活動する。また、それぞれの受入機関は、県災害対策本部と密接な連携を図る。

第６　防災活動拠点

町は、適切な役割分担のもとに、大規模災害時の長期的な物資の流通配給拠点、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための活動拠点、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保する。

◎派遣要請等を行う場合に示す必要な事項

ア　措置を必要とする理由
イ　措置を必要とする人員、車両、装備、資機材等
ウ　措置を必要とする場所
エ　特に道路に損壊がある場合の県内経路
オ　期間、その他必要な事項
ただし、自衛隊に対する災害派遣要請時には、イの事項は必要としない。

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

防災安全課

第１　計画の方針

地震や津波災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合に、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、受入れ体制に万全を期す。

第２　災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害において、人命または財産を保護するための災害応急対策の実施が町の組織等を動員してもなお不可能または困難であると認められる場合、若しくは、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第３　災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

実施区分	作業内容
1　被害状況の把握	被害状況（現地）偵察
2　避難の援助	避難者の誘導、輸送
3　避難者の捜索救助	捜索、救助
4　水防活動の支援	土のうの作成、運搬、積込等
5　道路または水路の啓開	啓開、除去等
6　応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診察、防疫、病虫防除の支援
7　人員及び物資等の緊急輸送	救急患者、医師、救援物資の緊急輸送
8　消防活動の支援	消防機関の消火活動の協力
9　危険物の保安措置	火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去
10　炊飯及び給水	炊事、給水
11　救急物資の無償貸付または譲与	生活必需品等を無償貸付または救じゅつ品を譲与
12　その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの	自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置をとる。

第４　災害派遣の手続き

１　町長が行う派遣要請手続き

(1) 町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機対策・防災課）に提出する。

この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

なお、事態が急を要する場合は、電話により下記『2　口頭で要請する場合の連絡事項』を連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要求するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

２　口頭で要請する場合の連絡事項

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

派　遣　要　請　先	電　話　番　号
陸上自衛隊第 14 普通科連隊長（連絡窓口:第 3 科） （石川県金沢市野田町 1-8）	０７６－２４１－２１７１
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下 1190）	０７７３－６２－２２５０
航空自衛隊第 6 航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊 267）	０７６１－２２－２１０１

第５　自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

１　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

２　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。

３　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

４　その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

５　庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした

場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第 6　派遣部隊の受入

1　関係機関の相互協力

本部長（町長）は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して、県、小浜警察署、若狭消防署等と緊密に連絡し協力し合うこと。

2　作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を樹立するとともに、作業実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

3　派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れ及び活動を円滑に行うための連絡調整は、県が行う。

4　派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

(1) 自衛隊連絡員室を町役場内に設置し、机、椅子（数人分）を配備する。

(2) 宿舎は、屋内宿泊施設（学校、公民館等）をあてるが、その施設が避難所にあてられているときは、避難者との関係を十分検討し、派遣部隊の活動と避難者の生活に支障をきたさないよう調整する。

(3) 被害の状況によっては、野営も考えられるので野営施設を準備する。

(4) 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。

(5) 駐車場は、車両等を考慮して適当な広場を確保する。

(6) 食料等の供給の必要がある場合は本計画第 3 章第 15 節「飲料水、食料品、生活必需品の供給」等により調達の手配をする。

(7) ヘリポートの設置等

被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊及び県と協議して定める。

ヘリポートは、平坦（こう配 4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がない場所が適当である。

第 7　派遣部隊の撤収

本部長（町長）は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請の要求を知事あてに行う。

第 8　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した本町で負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料

(3) 活動に必要な自衛隊以覚の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

資　料

＜3－23－1＞　ヘリポートの具備すべき条件

第４節　ボランティアの受入計画

保健福祉課

第１　計画の方針

震災時には、行政のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティア等による活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動環境を整備する。

第２　ボランティアの種類及び対応

	ボランティアの種類		配備要員
1	日常より町内で保健福祉等のボランティアとして従事している者		希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動出来る体制の整備を行う。
2	専門ボランティア	(1) 特殊技能者（医師、看護師、通訳、土木・建築技術者等）	国、県などの動向を踏まえながら、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。
		(2) 応急危険度判定士	震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	一般ボランティア	町内外から震災後かけつけるボランティア希望者	(1) 町は、社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) 社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (3) 町はボランティアと相互に情報交換を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を給与する。

第３　ボランティアの受入体制

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係各機関との連携による体制の整備を図る。

1　ボランティア受入窓口の設置

町は、社会福祉協議会にボランティア受入れの窓口を設置し、避難施設や救援物資集積所等から情報収集することによって被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行う。

また、この組織においては、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても統一的に対応する。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、町ボランティアセンターの設置及び活動の支援を行う。

2　関係機関との連携

町は、県社会福祉協議会、日本赤十字社福井県支部、その他のボランティア関係機関・団体との連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、救援救護活動の実施、避難場所や在宅における要配慮者への支援等の分野におけるボランティアの円滑な参加が図れるよう努める。

3　県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

4　ボランティア保険の加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。なお、県災害ボランティア本部が設置された場合、または町災害対策本部及び町災害ボランティアセンターが設置されるような相当規模の災害が発生した場合には、ボランティア保険加入経費などの災害ボランティアセンターの活動に係る経費に対して、福井県災害ボランティア活動基金の支援を受けることができる場合がある。

第４　ボランティアの活動体制及び活動拠点

町は、第３で把握したボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点にするなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。

第５節　地震・津波情報等の伝達計画

防災安全課 消防団 若狭消防署

第１　計画の方針

地震・津波に関する情報等を各機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策の実施を可能にする。

第２　津波関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、町や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及啓発を図る。

1　大津波警報、津波警報、津波注意報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	定性的表現での発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	**１０ｍ超**（10m＜予想高さ）	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		１０ｍ（5m＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ（3m＜予想高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	**３ｍ**（1m＜予想高さ≦3m）	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下であって、津波による災害のおそれがある場合	**１ｍ**（0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

ア　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内　容
津波予報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

3　本町が属する津波予報区及び発表官署

津波警報等は、気象庁本庁が次に掲げる表の区分により、実施する。

津波警報等区の略号及び区域

津波予報区	区域	発表官署
福井県	福井県	気象庁本庁

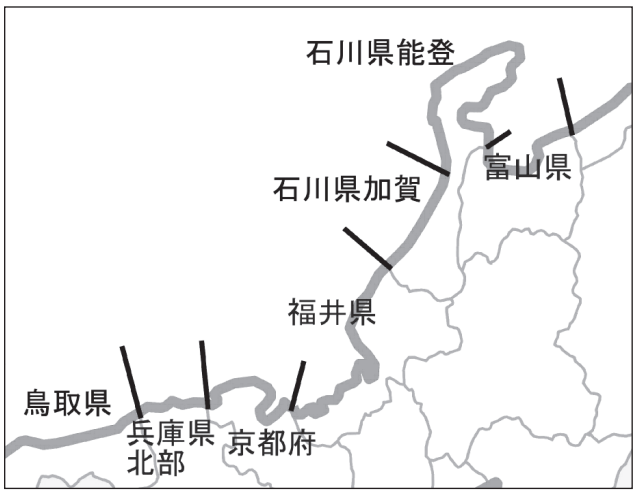

4　津波情報

(1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表［発表される津波の高さの値は､表＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ､及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く。）を含めて発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

(2) 津波情報の留意事項等

ア　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ　津波観測に関する情報
・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ　沖合の津波観測に関する情報
・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第３　地震関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

１　緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

町は、町民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努める。

2　地震情報の種類とその内容

地震情報の種類と発表基準・内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

第４　津波警報等及び地震・津波情報の伝達

１　津波警報等の伝達

(1) 気象庁本庁からの伝達

福井県の沿岸（津波予報区：福井県）に対する津波警報等は、気象庁本庁が伝達中枢及び福井地方気象台を通じて、防災関係機関に通知する。

(2) 気象庁本庁からの津波警報等の伝達を受けた機関の措置

気象庁本庁から津波警報等の通知を受けた機関は別に定める伝達先及び伝達系統により、他の通信または放送に優先して関係市町へ伝達または放送する。

町は、速やかに町民及び所在の官公庁等へ伝達する。

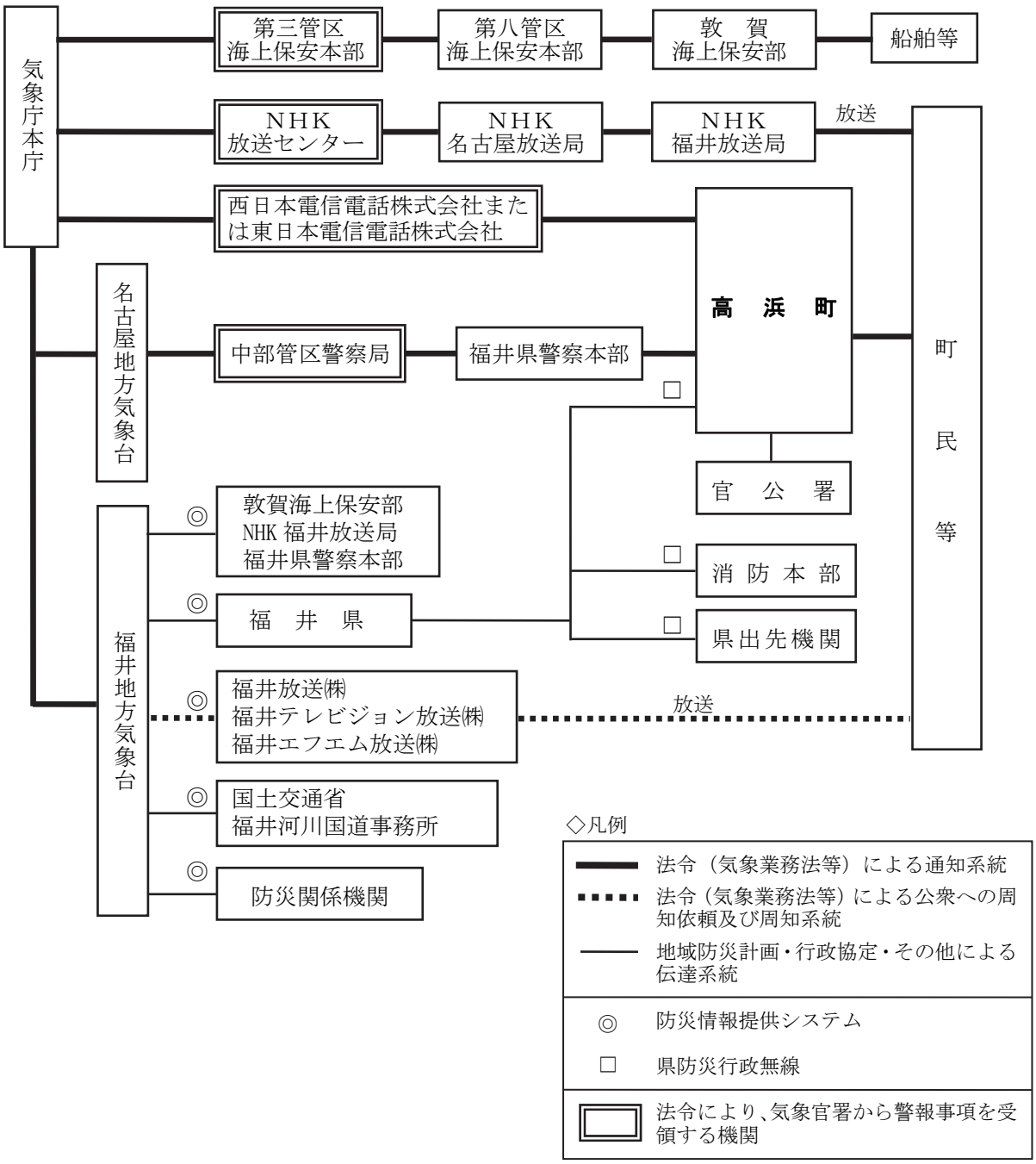

津波警報等伝達系統図

2　地震及び津波に関する情報の伝達

(1) 福井地方気象台からの伝達

気象庁地震火山部及び福井地方気象台が福井県を対象区域として地震及び津波に関する情報を発表した場合、「津波警報等の伝達」を準用して、通報する。

(2) 情報の伝達を受けた機関の措置

福井地方気象台から地震及び津波に関する情報を受けた機関は、「津波警報等の伝達」を準用して、通報または放送を行うように努める。

3　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による伝達

町は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を受信した場合、町民へ避難等を呼びかけるとともに、災害対策準備体制の配備体制をとる。

第５　沿岸住民の避難、誘導体制

1　沿岸住民等への避難勧告等

町は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示（緊急）する。

また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河口部付近の町民等に対し避難するよう勧告または指示（緊急）する。

さらに、津波は第一波より第二波、第三波が大きくなることがある旨を伝え、津波警報等が解除されるまで海岸や河口部付近には近づかないよう周知徹底する。

2　避難指示（緊急）等の助言

町は、避難指示（緊急）の対象地域及び判断時期等について、必要に応じて指定地方行政機関及び県に対して技術的に可能な範囲で助言を求める。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

町は、避難指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3　避難誘導体制

町は、海浜にいる者及び付近の町民に避難するよう勧告または指示（緊急）した場合は、状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、水防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

なお、海岸付近の町民は、津波警報が発表された場合や震度４以上の強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された避難場所または高台に速やかに避難する。

その際、身体の不自由な者や老人の避難を互いに協力して行う。

第６　異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災対法第 54 条に基づき、遅滞なくその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報し、町長は、速やかに県及び福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。

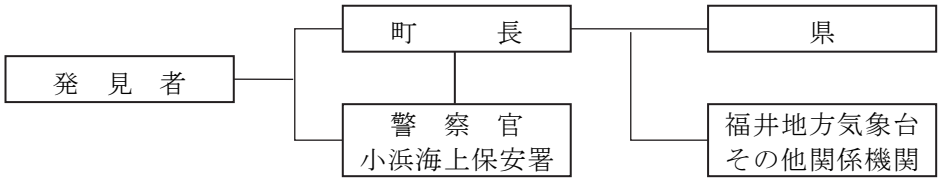

1　町長が福井地方気象台等に通報すべき事項

(1) 異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき。

(2) 震度 4 以上の地震があったとき。

(3) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

2　町長からその他の関係機関への通報は本章第 6 節「災害情報収集伝達計画」に定めるところにより行う。

第 6 節　災害情報収集伝達計画

各課共通

第 1　計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、町及び関係機関は所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第 2　情報の収集体制

町は、次により迅速な情報収集に努める。

1　参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後班長及び部長を通じて災害対策本部長に報告する。

2　町民からの情報収集

町は、防災行政無線等の活用、区等を通じての連絡により、管内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報する。特に、災害初期の状況は、自主防災組織等を通じて直ちに町に通報されるよう、町民による情報収集伝達体制を確立しておく。

第 3　震災に収集すべき被害情報

1　情報収集項目

町は、次に掲げる項目について把握する。

○災害発生直後

1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	町民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
8	その他被害の発生拡大防止措置上必要な事項
9	避難先施設の状況

○その後の段階

1	被害状況
2	避難勧告、避難指示（緊急）または警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

2　行方不明者の把握

町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡する。

第４　被害状況報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

1　被害状況等の報告

町及び防災関係機関は、地震や津波災害発生後に調査収集した被害状況等について、次により速やかに報告する。

県は、報告を受けた被害状況について集計を行い、速やかに国（総務省消防庁）に対して報告を行う。

なお、被害状況の報告は次のとおりとする。

(1) 通常時（消防庁応急対策室）

ア　電話番号

０３－５２５３－７５２７（ＮＴＴ回線）

９０－４９０１３（消防防災無線）

発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３（地域衛星通信ネットワーク）

イ　ＦＡＸ番号

０３－５２５３－７５３７（ＮＴＴ回線）

９０－４９０３３（消防防災無線）

発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３（地域衛星通信ネットワーク）

(2) 夜間・休日等（消防庁宿直室）

ア　電話番号

０３－５２５３－７７７７（ＮＴＴ回線）

９０－４９１０２（消防防災無線）

発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２

イ　ＦＡＸ番号

０３－５２５３－７５５３（ＮＴＴ回線）

９０－４９０３６（消防防災無線）

発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６

2　報告の種類

(1) 災害速報　　：　災害を覚知したとき、原則として 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で行う。

(2) 災害確定報告　：　応急対策終了後 10 日以内で行う。

なお、災害速報については、町は、地震が発生し、町域内で震度 5 強以上を記録したとき、または津波により死者または行方不明者が生じたときは、第一報を県だけではなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、さらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行う。

3　報告の方法

(1) 各関係機関は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておく。

(2) 報告様式

ア　災害即報は､町にあっては福井県地域防災計画に定める第 1 号様式または第 2 号様式により、関係機関にあっては第 1 号様式または別に定める様式により報告する。

イ　災害確定報告は第 2 号様式により報告する。なお､関係機関にあっては別に定める様式により報告することができる。

ウ　災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合に､町は災害即報と併せて、第 3 号様式により報告する。

(3) 報告の方法

災害速報等は､原則として県防災行政無線または一般加入電話により行うものとするが､やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告は、必ず文書により報告する。

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
Ⅰ 被害・復旧の状況	
① 人的被害・家屋状況・火災状況	
② 道路状況・交通状況	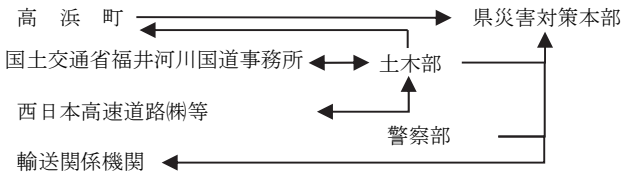
③ 堤防・護岸施設の状況	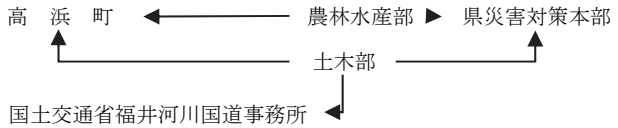
④ ライフライン・輸送機関状況	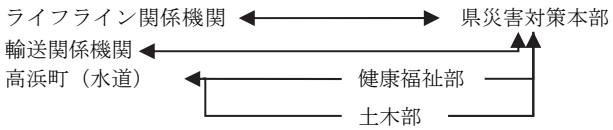
⑤ 文教施設関係状況	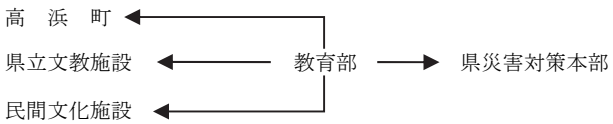
⑥ 病院施設関係状況	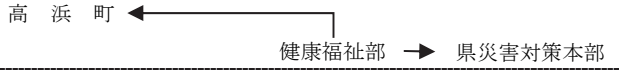
⑦ 廃棄物処理場関係状況	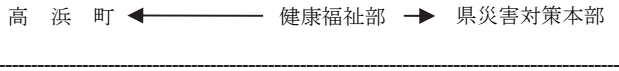
⑧ 火葬場関係状況	
⑨ その他の施設の状況	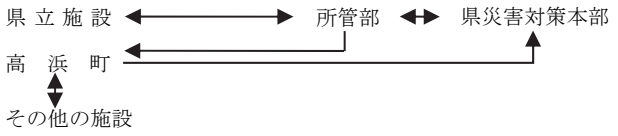
Ⅱ 対策の実施状況	
① 町民避難の状況	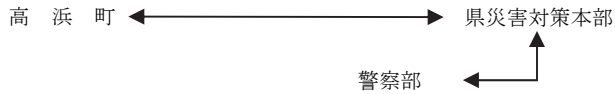
② 救護物質・避難所運営・ボランティアの受入れ状況	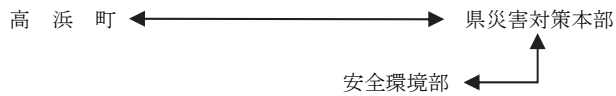
③ 治安の状況	
④ その他の対策の状況	

第５　119 番通報の状況報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を消防署は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

第６　情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

第７　孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶による孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡する。また、県及び被災市町は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

資　料

＜3－4－1＞　災害状況の報告

＜3－4－2＞　災害状況の報告　第２号様式

＜3－4－3＞　災害状況の報告　第３号様式

第７節　通信運用計画

各課共通

第１　計画の方針

町は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な運用を図る。

第２　地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震や津波発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合には速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話等の代替通信手段の確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、職員を派遣して通信の確保を図る。

第３　通信手段の確保

1　災害時の通信連絡

町が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、または無線通信により速やかに行う。

2　各関係機関との通信方法

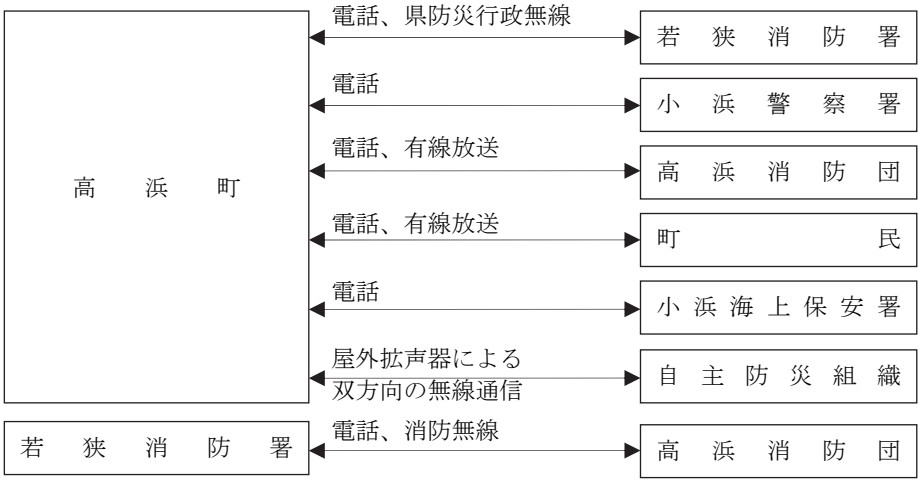

3　通信の統制

地震や津波災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

4　各通信設備の利用

(1) 電話及び電報施設の優先利用

ア　電話の優先利用

①　非常緊急通話用電話の承認

町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつふくそうを避けるため、

非常緊急通話用電話（加入電話）をあらかじめ西日本電信電話(株)福井支店に申請し、承認を受ける。

②　非常通話

天災その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、他の通話に優先して接続される。

申し込みにあたっては、あらかじめ①により西日本電信電話(株)福井支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込む。

③　緊急通話

緊急通話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とするものに対して非常通話の次に優先して接続される。

申し込みにあたっては、あらかじめ①により西日本電信電話(株)福井支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込む。

イ　電報の優先利用

①　非常電報

地震その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、他の電報に優先して取り扱われる。

ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信にあたって電話により非常電報を発信する場合は、あらかじめ電話による電報サービス取扱所と事前に発信方法等について協議しておく。

②　緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報とし、非常電報の次に優先して取り扱われる。

電報発信にあたって電話により緊急電報を発信する場合は、あらかじめ電話による電報サービス取扱所と事前に発信方法等について協議しておく。

(2) 非常通信の利用

町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。この場合において、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信設備が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(4) 屋外拡声器を使用した無線通信

自主防災組織との通信は、屋外拡声器に設置した無線通信機により行う。この無線通信機は、双方向の通信が可能であるので、情報の伝達及び収集に活用する。

(5) 放送機関への放送要請

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号に規定する放送局に対して災害に関する伝達、通知または警告について放送を依頼することが適切と思われるときは、県危機対策・

防災課を通じて行う。

(6) 急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、または急使によることが適当なときは、伝令員等の急使を派遣して行う。

第 8 節　広報計画

防災安全課

第 1　計画の方針

地震や津波発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地及び隣接地域の町民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

大規模な災害になるほど町民への情報提供が困難になるので、町は通信網の整備を図り、使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行う。

また、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行うよう努める。

第 2　町民への広報

地震や津波発生時に有効な次の情報手段等を用いて広報を行う。その際、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図る。

伝達手段	種別	特　　色
緊急速報メール	㊨	町域内の携帯電話に対して災害情報を発信する。
広報車	㊨ ㊩	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
有線放送	㊨ ㊩	〃
防災行政無線	㊨ ㊩	〃
掲示板	㊩ ㊪	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	㊩ ㊪	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	㊨ ㊩	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット 携帯電話メール	㊪	町からの情報以外に被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

㊨：被害状況　　㊩：生活情報　　㊪：安否情報

第 3　広報内容及び安否情報の提供

町は第一義的な広報機関として、関係機関と調整の上、次の事項等について広報する。

また、この場合、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）を活用する。

1　地震や津波発生直後の広報

(1) 地震・津波災害の予測

(2) パニック防止の呼びかけ

(3) 避難の勧告・指示（緊急）

(4) 出火防止の呼びかけ

(5) 人命救助の協力呼びかけ
(6) 町内被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
(7) 町の応急対策実施状況
(8) 原子力発電所の状況
(9) その他必要な事項

2　津波警報・大津波警報発表時の広報
(1) 海岸部や河口部に近づかないこと、絶対に船舶の状況や、津波の様子を見に行かないことなど
(2) 津波は、第一波よりも第二波、第三波等の継続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性について
(3) 津波警報・大津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していること
(4) 津波警報・大津波警報発表時の避難先は、一般の災害の避難先と違う場合があること

3　災害の状況が静穏化した段階の広報
(1) 地震・津波災害の現況
(2) 被害情報及び応急対策実施情報
(3) 安否情報
(4) 生活関連情報
ア　電気・ガス・上下水道
イ　食料、生活必需品の供給状況
(5) 通信施設の復旧状況
(6) 道路交通状況
(7) 交通機関の運行状況
(8) 医療機関の活動状況
(9) ボランティア活動の状況
(10) 原子力発電所の状況
(11) その他必要な事項

4　避難者への情報伝達

町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

5　安否情報の提供

町は、被災者の安否について、町民等から照会があったときは、被災者等の利権利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶

者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第４　要配慮者に配慮した広報

１　障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、福祉班と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。

２　外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、町は、ボランティア等の支援を得て情報の多言語化を図り、対応に努める。

第５　災害情報インターネット通信システムの活用

町は、災害情報インターネット通信システムを活用し、被災地の安否情報、生活情報など町民のニーズにあった災害情報を町民のみならず、国内外に提供する。

第６　報道機関への情報提供等

１　報道機関への情報提供

広報班は記者発表室を設置し、収集した災害に関係する情報や対策等を定期的に各報道機関に報道する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

２　放送要請

広報班は、町民への広報等において放送事業者（日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱）による放送を実施することが適切と判断されるときは、県を通じて放送を要請する。

第７　相談窓口、情報提供窓口の開設

救助班は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた相談窓口を開設し、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第８　災害資料の記録及び保存

広報班は、各対策班が収集した災害関連情報の取りまとめを行い、必要な資料を記録・保存し、要請に応じて提供する。

第 9 節　避難計画

各課共通

第 1　計画の方針

町民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第 2　避難態勢

1　地震等により、被害の拡大や二次災害の発生のおそれがあるとき。
2　延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがあるとき。
3　津波の襲来が予想され、または襲来した場合
4　がけ崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

第 3　避難の勧告・指示（緊急）

1　避難の勧告・指示（緊急）

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難の勧告	町　長 （災対法第 60 条）	立退きの勧告及び立退き先の指示	建物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがあり住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。
	知事による代行 （災対法第 60 条）	立退きの勧告及び立退き先の指示	町長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認める場合。
	避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、住民等への周知徹底に努める。		
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員 （水防法第 29 条） （地すべり等防止法第 25 条）	立退きの指示	津波の襲来、高潮、洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 （水防法第 29 条）	立退きの指示	津波の襲来、洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町　長 （災対法第 60 条）	立退きの指示及び立退き先の指示	・大津波警報、津波警報、津波注意報の発表。（ただし、避難の対象区域は異なる） ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合。

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難の指示等	警察官 （災対法第 61 条） （警察官職務執行法第 4 条）	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認めるとき。町長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認めるときは、必要な警告を発し、特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 （災対法第 61 条）	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	自衛官 （自衛隊法第 94 条）	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
退去等	消防吏員または消防団員、現場にある警察官 （消防法第 28、36 条）	その区域からの退去、出入りの禁止若しくは制限	火災その他の災害現場において、消防警戒区域を設定する。
	消防長または消防署長、警察署長 （消防法第 23 条 2）	その区域からの退去、出入りの禁止若しくは制限区域内の火気使用制限	火災警戒区域を設定する。

2　避難勧告等の対象とする主な区域

津波災害は、家屋の倒壊・流失をもたらすこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波は勢いがあるため津波の高さよりも高い標高の地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることから、基本的には、屋内安全確保とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を行うこと。

大津波、津波警報が発表された場合、避難対象となる地域は、平成 24 年の福井県津波シミュレーション結果に基づいた次の区域とする。

(1) 大津波・津波警報の発表時、最大クラスの津波があった場合想定される区域
（津波災害警戒区域等）

(2) 津波注意報の発表時（津波の高さは高いところで 1m）、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域

3　避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示（緊急）を行う者は、以下の事項を明示する。

明示事項
(1) 要避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難の勧告・指示（緊急）の理由 (5) 避難時の注意事項

避難勧告等の伝達文の例（津波災害）

(1) 避難指示（緊急）の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。こちらは、高浜町です。

大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(2) 避難指示（緊急）の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。こちらは、高浜町です。

強い揺れの地震がありました。

津波が予想されるため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。こちらは、高浜町です。

津波注意報が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。

海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

4　避難措置の周知

(1) 県への通知

本部長（町長）は、避難勧告または避難指示（緊急）を行った場合、県危機対策・防災課または、県危機対策・防災課が指定する部局等に必要な事項を通知する。

(2) 町民への通知

本部長（町長）は、自ら避難勧告または避難指示（緊急）を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関と協力して有線放送、広報車等による広報によってその周知徹底を図る。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

第４　避難の誘導

町職員は、警察官または消防職（団）員等避難措置の実施者や区単位の防災リーダー等避難誘導員と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

避難にあたっては、できるだけ自主防災組織や区ごとの集団避難を行い、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先して誘導する。

なお、津波の襲来が予想され、または襲来した場合、町は消防職団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

第５　避難所の開設

本部長（町長）（災害救助法適用時は知事の職権を委任された町長）は、避難が行われるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等を速やかに被災者に周知する。また、町長は、避難所の開設状況について速やかに知事及び関係機関に情報提供または通報する。

なお、町長は、災害が発生していない場合であっても、町民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

1　避難所設置の方法

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これらの建物が使用不能のときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難場所として開設する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

資材の確保が困難な場合は、県に必要な資材のあっせんを要請する。

この場合において、地域の実情に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点避難所を設け、情報の収集・伝達体制を整備する。

2　避難所開設状況報告

本部長（町長）が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に報告しなければならない。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりであり、とりあえず電話または電報で報告する。

報告事項
(1) 避難所開設の日時及び場所 (2) 箇所数及び収容人員 (3) 開設期間の見込

3　福祉避難所の設置

町は、必要に応じ福祉避難所（高齢者、障がい者であって、日常の生活において特別の配慮を必要とする者を収容する避難所）を設置する。

第６　避難所の運営

避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、町は、避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

町は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、町民、自主防災組織、避難所運営についての専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要の応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、町は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

特に、避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。

なお、必要に応じて関係機関と協力し、病院、保健福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努める。

町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するように努める。なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、保健福祉施設等への入所をはじめ、医療職、介護職等による支援を行うように努める。

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

また、町は被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災安全課と保健福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

さらに、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難所自治組織で協議を行う。

1　維持管理体制の確立

町は、避難所維持管理責任者等の職員を配置し、配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、各業務に自治組織のリーダーをサポートする者を選任しておく。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無や利用状況、洗濯等の頻度、避難者の健康管理の状況、避難所の衛生状態、ごみ処理の状況等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

2　行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難所自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

3　平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

第７　要配慮者用の避難所（福祉避難所）の確保

要配慮者の避難所の確保にあたっては、次の点に留意し保護の場所を確保する。

1　避難者の健康状態に対応できる避難所機能の確保

2　医療機関との連携体制の確保

3　防災関係機関との連携体制の確保

4　家庭との連絡体制の確保

第８　学校、病院、社会福祉施設等の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し避難に万全を期する。

1　情報収集活動

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

2　避難誘導活動

(1) 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。

(2) 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。

3　要配慮者の避難所の確保

要配慮者の避難所の確保にあたっては、次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む。）を確保する。

(1) 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
(2) 医療機関との連絡体制の確保
(3) 防災関係機関との連絡体制の確保
(4) 家庭との連絡体制の確保

第 9　警戒区域の設定

1　町長の措置（災対法第 63 条）

町長は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2　警察官または海上保安官の措置（災対法第 63 条）

警察官または海上保安官は、町若しくは警戒区域の設定等を行うことについて委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、または町長等から要求があったときは、警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令の措置をとる。

この場合、警察官または海上保安官は、速やかにその旨を町長に通知する。

3　自衛官の措置（災対法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限、禁止並びに退去命令の措置をとる。

4　知事による応急措置の代行（災対法第 73 条）

知事は災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限、禁止並びに退去命令の措置を町長に代わって実施する。

第 10　広域避難の調整

1　地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

2　災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災対法に基づく広域避難を行う。

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合においては、受入について、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第 11　被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養・保管を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

資　料
＜3－7－1＞　指定避難所一覧

第 10 節　被災者の救出計画

総務課	住民生活課	若狭消防署
防災安全課	建設整備課	小浜警察署
保健福祉課	消防団	小浜海上保安署

第１　計画の方針

地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

県・町、県警察本部、小浜海上保安署等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

第２　陸上における救出対策

１　自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

２　町

消防機関職員等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察機関と協力して迅速に救助に当たる。

町自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするときは、「福井県広域消防相互応援協定」や「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき県、他の市町、他の市町消防に応援を要請する。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

(1) 救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、各自主防災組織に救出、消火用資機材の備蓄を図り、発災直後の救助体制の整備を図る。

(2) 救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備及び救急資機材の整備を図る。

(3) 傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、車両の借り上げ体制を確立しておくとともに、必要に応じて県へのヘリコプターの要請を図る。

(4) 要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

第３　海上における救出対策

１　小浜海上保安署

(1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機によりその捜索救助を行うとともに、必要に応じ特殊救難隊等の派遣要請を行う。

(2) 海上火災発生時において消火及び救出活動を実施する。
(3) 避難勧告または避難指示（緊急）の発令時において避難者の誘導及び海上輸送を行う。
(4) 海上漂流者の救出及び収容を行う。
(5) 船舶内における人命、負傷者、患者の救出及び収容を行う。

2　県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、小浜海上保安署、町その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとる。

(1) 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとる。
(2) 救助活動及び救出救護活動時に、陸上で緊急輸送の確保が必要となった場合は、交通整理規制その他の所要措置をとる。
(3) 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとる。

第４　空からの救出対策

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

1　県防災ヘリコプター
2　県警察ヘリコプター
3　自衛隊ヘリコプター
4　海上保安庁ヘリコプター

第 11 節　要配慮者応急対策計画

防災安全課	教育委員会
保健福祉課	
住民生活課	

第１　計画の方針

地震発生時には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第２　迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

町は被災施設等の適確な状況の把握に努め、県、他市町、社会福祉施設等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう町内外の施設への緊急避難及び避難受入れについての情報の収集、提供を行う。

第３　町における対応

町は、要配慮者を支援するため、防災安全課と保健福祉課との連携の下、次の措置を講ずる。

1　発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

2　地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。

3　ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

4　特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。

5　生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供する。

6　避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。

7　社会福祉施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入れ要請を行う。

第４　巡回健康相談の実施

町は県と協力し、保健福祉センター等を拠点として、在宅及び避難所の弱者を対象に巡回、健康相談を実施する。

第５　児童に係る対策

保護者を亡くした乳幼児等について、児童相談所を通して措置する。

第 6　外国人等に係る対策

外国人や観光客等の状況を迅速に把握し、ボランティア等の協力を得て、外国人や観光客等の被災者を対象とした相談窓口を開設する。

また、日本語の不自由な外国人のため、数カ国語による防災手引き、案内ガイドを活用した支援を行うとともに、報道機関には外国語による情報提供を要請する。

第 12 節　医療救護計画

保健福祉課

第１　計画の方針

地震や津波災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予測されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

第２　医療救護活動体制の確立

１　町の措置

(1) 負傷者の手当て、医療等の確保、救護所の設置及び医薬品、医療用具並びに衛生材料（以下「医療品等」という。）の手配等必要な措置を構ずる。

(2) 町の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

２　県に対する医療活動の要請

(1) 医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配

(2) 県立病院等への医療要請

(3) 日本赤十字社福井県支部、県医師会、近畿厚生局、福井大学医学部附属病院、その他の医療機関の協力の要請

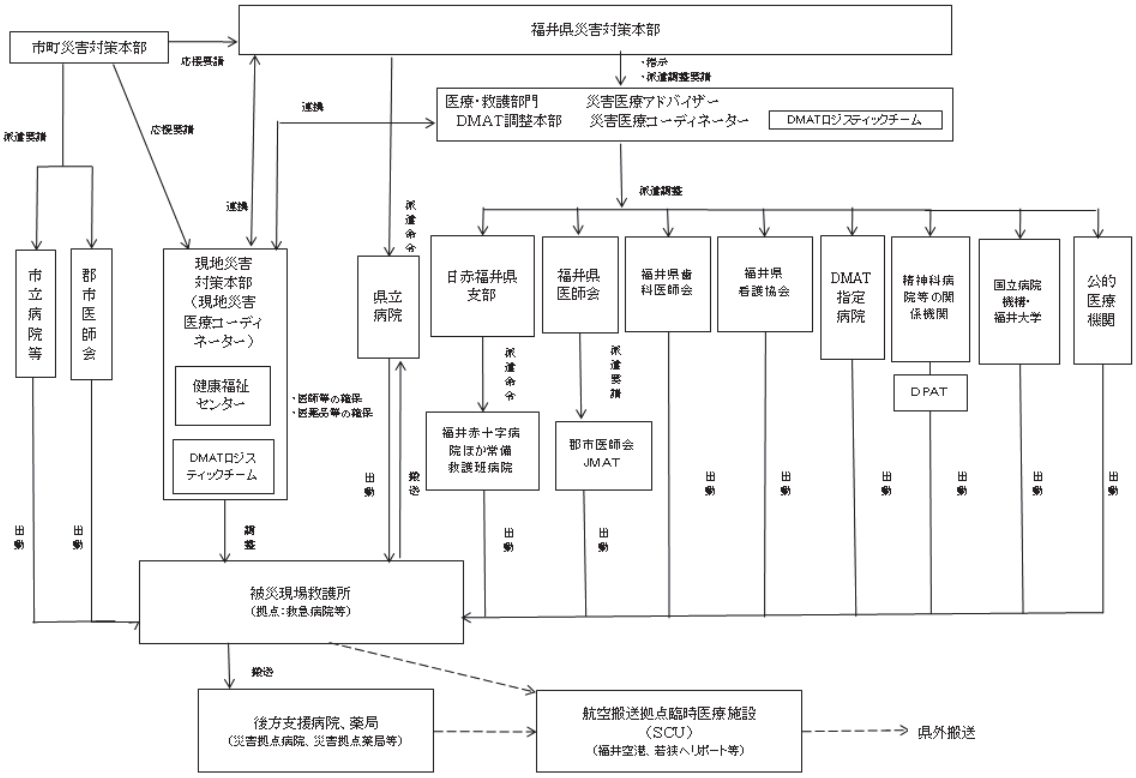

災害医療活動系図

第３　初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため町は、医師会の協力の下に（1）医療救護班を編成し（2）避難所等からの派遣要請に基づいて、（3）救護所を設置し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の備蓄も行う。

1　医療救護班の編成（医師会）

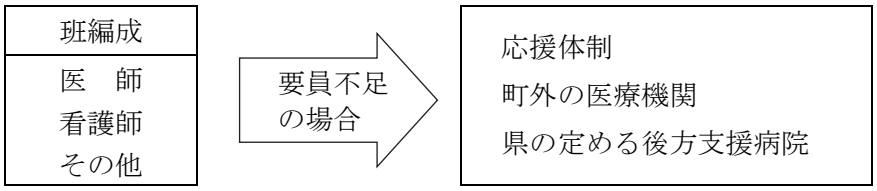

救護班として、歯科医師や薬剤師の被災地への派遣（受入れを含む。）も必要に応じて行う。

2　医療救護班の派遣

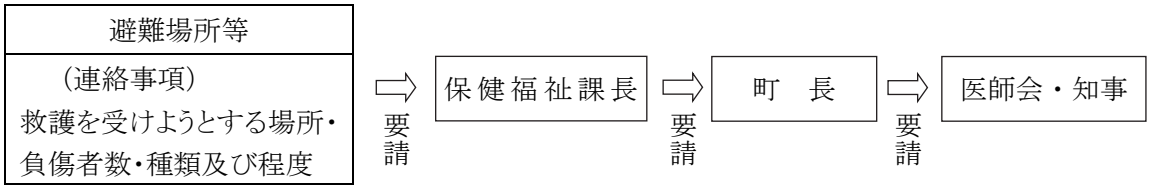

医師会等への携帯電話等の配置や医療施設との協力体制の強化により連絡体制の強化を図る。

3　救護所の設置

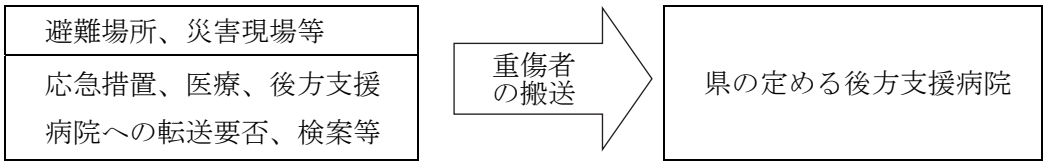

第４　医療救護活動の実施

1　町の役割

町は、患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

2　県が実施する医療救護活動

（1）救護班の編成

1 班あたりおおむね 3～6 名（医師 1 名、看護師 2～3 名、その他）とする。

災害急性期（救命率が高い 48 時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）については、1 チームあたりおおむね 5 名程度（医師 1～2 名、看護師 1～2 名、業務調整員 1～2 名）とする。

（2）医療救護所

患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

(3) 拠点医療救護所及び後方支援病院

救急病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして、広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

(4) 航空搬送拠点

県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置する。

第５　こころのケア体制

こころのケア体制の確立を図るため、県が精神科救護所を開設し、精神科医等による巡回相談を実施した場合は、町もこれに協力する。

また、町は、被災者及び救護者のこころのケアのため、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等による災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を必要とする場合には、県に対して要請する。

注）災害派遣精神医療チーム（**D**isaster **P**sychiatric **A**aaistance **T**eam）：自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

第６　医療施設の応急復旧

病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるように努める。

医療機関に対してライフラインの優先復旧を行う。

第 13 節　消防応急対策計画

防災安全課 消防団 若狭消防署

第１　計画の方針

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第２　出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は町民や自主防災組織により行われることになるが、町及び防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により町民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。

この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

1　火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブを、石油類のタンクは元バルブを閉止し、さらに避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

2　初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第３　地震時の消防活動

1　自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火及び救出活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

2　町

(1) 別に定める大地震発生直後の消防職（団）員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。

(2) 消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

(3) 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の連用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

ア　避難地、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し被害が拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保の活動を行う。

イ　市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に

面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

ウ　防災上重要な建築物優先の原則

防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(4) 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

第４　応援要請

1　県内市町間の広域応援体制

町は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県市町消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

2　緊急消防援助隊の出動要請

(1) 町長は、他の都道府県消防機関の応援が必要な場合には、消防組織法第 44 条の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

ア　災害発生日時
イ　災害発生場所
ウ　災害の種別及び状況
エ　人的及び物的被害の状況
オ　応援活動を開始する日時
カ　必要応援部隊
キ　応援部隊の集結場所及び到達ルート
ク　指揮体制及び無線統制体制
ケ　その他必要な事項

(2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

ア　応援消防機関の誘導方法
イ　応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認

3　広域航空消防応援の要請

町域で大規模特殊災害が発生した場合に、町が消防組織法第 44 条の規定に基づき、他の都道府県または他の都道府県に属する市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手続等は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱による。

第５　惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防署は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第 14 節　航空防災活動計画

防災安全課

第１　計画の方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第２　防災ヘリコプターの応援

町長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

１　応援要請の原則

町等の行政区域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、町長等の要請に基づき応援する。

(1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合

(2) 町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

(3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

２　応援要請の方法

応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3) 災害発生現場の気象状態

(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

(5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

３　緊急時応援要請連絡先

福井県防災航空事務所　　ＴＥＬ　０７７６－５１－６９４５

ＦＡＸ　０７７６－５１－６９４７

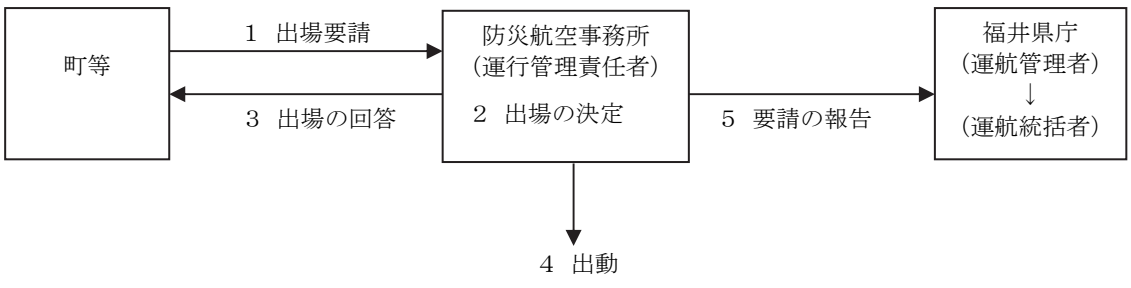

緊急運航要請フロー

第 15 節　飲料水、食料品、生活必需品の供給計画

総務課	産業振興課
防災安全課	上下水道課
保健福祉課	

第１　計画の方針

地震や津波発生時における町民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講ずる。

第２　給水対策

１　給水体制

飲料水供給の直接の実施者は町とする。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なとき、県及び他の市町に対して「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

２　給水量

被災者に対する最低給水量は１日１人あたり３リットルとし、給水力の強化及び水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

３　水源及び給水資機材の確保

(1) 災害の発生後、直ちに水道施設の点検調査を行い、施設の被災状況及び浄水の供給不能範囲を把握する。

(2) 水道施設の被害程度が大きく、浄水の供給再開に時間を要すると判断されたとき、早期に応急給水の体制を確立し、必要な給水資機材の確保を図る。

(3) 被災地での給水が困難なとき、または輸送による給水が困難な場合、被災地及び周辺の既設井戸を対象に、水源としての利用を井戸所有者に要請する。また、井戸の利用にあたっては、その水質の適否を水質検査により判定し給水する。

(4) 町域で応急給水用の水源が確保できないとき、隣接市町で所管する水源の使用を要請する。

４　給水方法

(1) 輸送による給水

ア　給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。

イ　ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送する。

(2) 緊急ろ水装置による給水

局地的給水または陸上輸送による給水が不可能なとき、緊急ろ水装置による給水基地を設営する。

(3) 備蓄飲料水による給水

各地区の拠点避難所等に分散備蓄された飲料水を給水する。

(4) 家庭用井戸水等による給水

ア　給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）による補給、

水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。

イ　ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送する。

5　町民への広報

応急給水を実施する地域に対しては、給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を得て給水を実施する。また、断水の解消見込みなどの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第３　米穀等食料の供給

地震や津波災害時に被災者及び災害応急対策従事者等に対する米穀食料等の円滑な供給を実施する。

1　食料の供給対象者

(1) 避難所へ避難した者

(2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

(3) 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者

(4) 旅行者、宿泊者などで、他に食料を得る手段のない者

(5) その他町長が必要と認める者

2　食料の供給方法

(1) 避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施による供給計画を作成する。

(2) 食料の供給は、原則として避難所で実施する。

(3) 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 食料の配布にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先する。

(5) 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。

(6) 食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等によって供給する。

3　食料の確保、集積及び搬送

(1) 食料の確保

ア　備蓄食料は、拠点避難所から各避難所に搬送する

イ　調達食料は、調達先の業者が各避難所へ直接搬送することを原則とするが、搬送が困難な場合は拠点避難所に一時集積し、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

ウ　救援食料は、拠点避難所に一時集積し、仕分けのうえ各避難所へ適切に供給する。

エ　拠点避難所から各避難所へ搬送は町有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

4　食料の調達・応急供給

(1) 備蓄食料等の供給

災害当初において、炊き出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

(2) 米穀等の応急供給

米穀及び乾パンの応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供　給　対　象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	町　長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	町長と災害発生機関が協議

(3) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、炊き出しなどが不能な場合、乾パンとする。

(4) 実施の方法

町長が応急供給を実施する場合の実施方法は、次のとおりである。

ア　米穀による応急供給の場合

①　災害地域が災害救助法の適用を受けない場合の供給の申請

町長は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認められるときは、災害発生状況または給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の所要数量を知事に申請する。

②　災害地域に災害救助法が適用された場合

ａ）販売業者を通じて販売する場合

町長は、被災者等に応急供給を実施する場合には、災害発生状況または給食を必要とする事情及び応急用米穀の所要数量を知事に申請する。

ｂ）販売業者を通じないで応急販売をする場合

ⅰ．知事の指示が可能な場合

知事は、災害発生状況等に応じて、販売業者を通じることなく、北陸農政局福井地域センター長から直接売却を受けることが適当と判断したときは、「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 16 日付け 18 総食第 294 号）に基づき販売を行う。

ⅱ．知事の指示が受けられない場合

町長は、災害の程度が著しく広範囲で、交通及び通信が途絶したため、知事の指示を受けられないときは、北陸農政局福井地域センター長に対し、緊急引渡を要請する。

なお、北陸農政局福井地域センター長に対して連絡がとれず緊急引渡の要請ができないときは、保管倉庫の責任者に対し文書によって緊急引渡の要請を行う。

イ　政府所有米穀以外の米穀による応急供給の場合

管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生にあたり応急的に、これを供給活用でき得るよう常に態勢を整えておく。

ウ　乾パンによる応急供給の場合

災害の程度によって炊き出しができず、乾パンの配給が必要なときは、直ちに県に対して供給の申請を行う。

5　炊き出しの実施

(1) 実施責任者

ア　炊き出し等による食品の給与は、町長が行う。

イ　災害救助法が適用された場合の炊き出しによる食品の給与は、知事の職権を委任された町長が行う。

(2) 炊き出しの方法

ア　日赤奉仕団、ボランティア等の応援協力を得て、学校給食センター施設等の既存の給食施設を利用して炊き出しを行う。また、炊き出しの実施にあたっては、次の点に留意する。

①　炊出所には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに備付帳簿を整理し、正確に記入して保管しなければならない。

②　献立は栄養価を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、握り飯、漬物及び副食等を配給する。

また、乳幼児に対してはミルクを配給する。

イ　町において炊き出しが困難な場合、米飯（炊飯）業者などに注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。

(3) 費用の基準及び期間

費用の基準は、災害救助法による限度額以内とし、給与期間は災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

(4) 食品衛生

炊き出しにあたっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

ア　炊出所には、飲料水を十分供給する。

イ　供給人員に応じて、必要な器具及び容器を確保し備え付ける。

ウ　炊出所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

エ　供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。

オ　使用原材料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

6　応援等の手続き

炊き出し等の食品の給与ができないとき、または物資の確保がでときないときは、次により応援要請する。

(1) 本部長（町長）は、応援の必要を認めたときは、県に対して要請する。ただし、緊急を要するときは直接隣接市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア　炊き出し実施のとき。

・所要食数（人数）

・炊き出し期間

・炊き出し品送付先

・その他

イ　物資確保のとき。

・所要物資の種類及び数量

・物資の送付先及び期日

・その他

第４　生活必需物資の供給

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1　実施責任者

(1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は、町長が行う。

(2) 災害救助法が適用された場合は、次による。

ア　物資の確保及び輸送は、原則として県が行う。

イ　被災者に対する物資の供給は、原則として町が行う。

2　給与及び貸与対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他、生活必需品を損失または棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3　支給物資

支給する物資は、被害状況、物資調達状況を考慮して、次の品目の範囲内で現物を支給する。

(1) 寝具　　：　就寝に必要な毛布、布団等

(2) 外衣　　：　普通着、作業衣、婦人服、子供服等

(3) 肌着　　：　シャツ、ズボン下、パンツ等

(4) 身の回り品：　タオル、長靴、サンダル、ズック、傘等

(5) 炊事道具　：　鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等

(6) 食器　　：　茶碗、汁碗、皿、箸等

(7) 日用品　　：　石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等

(8) 光熱材料　：　マッチ、ロウソク、プロパンガス、石油等

4　支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

5　期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内におい

て打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

6　物資の調達

被害状況に応じて町域の各種協同組合、量販店等から所要物資を調達するものとし、町内で調達が困難な場合は県に依頼する。

7　物資の集積・保管及び配送

調達した物資及び県より援助を得た物資は、町立中央体育館に集積・保管する。また、集積・保管された物資は必要数量を確認し、避難所単位に仕分けして避難所へ配送する。

8　配布方法

避難所に配送された物資は、各避難所の管理責任者の指示により、避難所内の自治組織を通じて、子供や要配慮者等を優先しながら配布する。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配布する。

第５　救援物資の受入れ、集積及び配分

1　必要とする物資等の把握・情報提供

町は町内の状況を速やかに把握し、町のみで調達のできない物資の種類と数量、受入れ所を県に連絡し応援を要請する。

また、町に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、適切な供給に努め、状況を県に報告する。

2　物資の受入れ、集積場所

町は、あらかじめ受入れ候補地・集積場所候補地を選定し、その場所には、職員を配置し、援助物資の受入れ作業及び仕分け作業を行う。

本町における物資の集積場所は、本章第 1~~5~~6 節「緊急輸送計画」に定めるとおりとする。

3　配布方法

避難所に配布された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配布する。

避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

4　震災時の食料、生活必需品等の供給の流れ

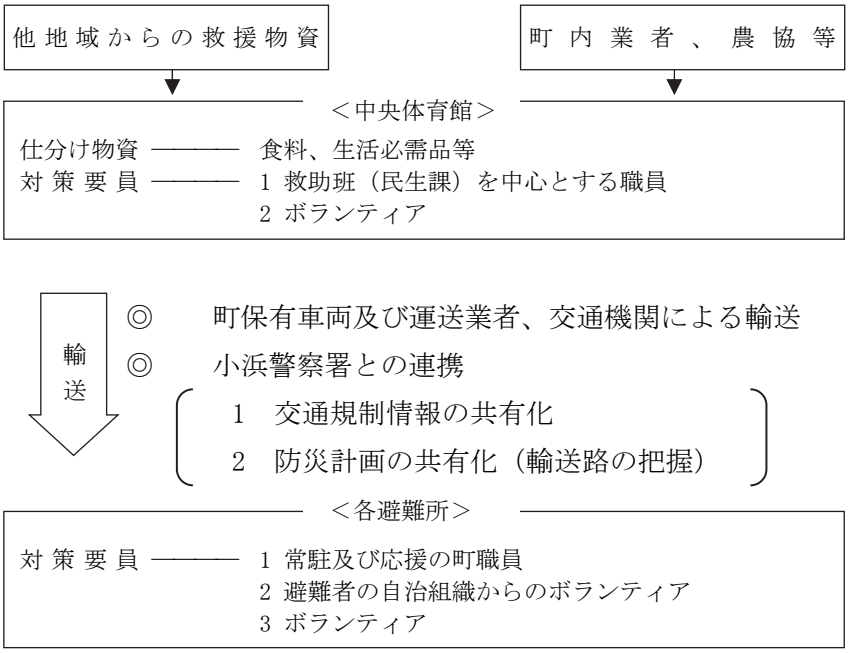

第 16 節　緊急輸送計画

総務課	建設整備課
防災安全課	小浜警察署
税務課	

第 1　計画の方針

地震や津波発生時の災害応急対策を実施するために要員、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を可能にする。

第 2　緊急輸送の順位

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第 1 順位　町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第 2 順位　地震災害の拡大防止のために必要な輸送
第 3 順位　地震災害応急対策のために必要な輸送
第 4 順位　その他の人員、物資の輸送

第 3　緊急輸送の範囲

1　災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
2　救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
3　消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
4　後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
5　食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
6　り災者を収容するために必要な資機材
7　二次災害防止用及び応急復旧の資機材
8　その他緊急に輸送を必要とするもの

第 4　緊急輸送体制の確立

1　町の措置

町は大地震時における輸送車両等の調達運用について、町内民間業者に要請するが、調達不可能となった場合には、輸送条件を示して県に調達あっせんの応援を要請する。

緊急物資の集積場所は、次のとおりとする。

緊急物資の集積場所

施　設　名	所　在　地	連　絡　先
高浜町立中央体育館	高浜町宮崎第 92 号 1 番地の 1	(0770) 72－3936

2　輸送体制

発災直後は緊急を要するため、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送する。

被災後 1～6 日程度の間は、利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後 7 日目程度以降は、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して県による航空輸送を継続する。

(1) 陸上輸送

町は基本的に陸上輸送を中心に復旧活動を実施する。

ア　道路輸送

①　道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

②　交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

③　道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

イ　鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、西日本旅客鉄道金沢支社等と協議して行う。

(2) 航空輸送

町は緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要に迫られた場合、県に航空機の活用を要請する。

県では、災害発生時の情報収集、空中消火、救出救助、患者搬送等の活動に防災ヘリコプターの活用を図るので、町でも速やかに対応できるよう体制の整備を図る。なお　災害時のヘリポート適地は、資料編のとおりである。

(3) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、海上自衛隊、小浜海上保安署及び中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施する。

(4) 自転車、オートバイ等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

3　燃料の確保

町は、緊急通行車両等の燃料の確保を行う。

4　道路情報の収集・伝達

町は、小浜警察署との連携を交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

資　料
<3－19－2>　臨時ヘリポート一覧
<3－19－5>　災害派遣等従事車両証明書
<3－23－1>　ヘリポートの具備すべき条件

第 17 節　土砂災害応急対策計画

建設整備課

第１　計画の方針

地震により土砂災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

第２　現地状況の把握

町及び防災機関は、所管する各危険区域等のパトロールを実施し、現地状況を把握する。

また広域的な大規模災害が発生した場合には、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

第３　砂防等施設の応急対策

地震により砂防等施設が被害を受けるおそれがある場合若しくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急措置を実施し、被害の拡大防止に努める。

1　砂防等施設の巡視・点検

砂防等施設の管理者は具体的な基準震度を定めて、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関及び地域住民に連絡する。

2　応急復旧工事の実施

各施設の管理者は迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第４　緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に町民への避難指示（緊急）の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を町に通知する。

町は、これらの土砂災害緊急情報を踏まえ、被害の想定される区域の町民に対し避難指示（緊急）等を行う。

また、国は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、町のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他応急対策など、町が行う応急復旧活動を支援する。

第 18 節　水防活動計画

防災安全課
産業振興課
建設整備課

第１　計画の方針

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するための水防活動を実施する。

第２　水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合若しくは被害が発生した場合に、水防管理団体は、所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

１　水防管理団体の措置

(1) 出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、水防管理団体は、直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 出水時の対策

大規模な地震により、出水時の災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その区域を所管する水防管理団体は、県水防計画及び各水防管理団体の定める水防計画に準拠して水防活動を実施する。

第３　河川施設等の応急対策

地震により河川施設等が被害を受けるおそれがある場合若しくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

１　河川施設等の巡視・点検

河川施設等の管理者は福井県内で震度４以上の地震が観測された場合、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関及び地域住民に連絡する。

２　河川施設等の緊急措置

(1) 水門、樋門、閘門、堰堤、ため池の管理者は、洪水に関する通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。なお、その開閉については、所轄土木事務所と相互に緊密な連絡をとる。

(2) 排水機の管理者は、上下流の水位の状況を把握し、溢水、破堤等の危険が生ずるおそれのある時は、排水機の運転を停止する。

３　応急復旧工事の実施

各施設の管理者は、迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第 19 節　災害警備計画

防災安全課
建設整備課

第１　計画の方針

大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、町民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び町民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第２　災害警備対策

1　陸上における災害警備

県警察は、大規模地震が発生した場合には、「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、早期に警備体制を確立する。

2　海上における災害警備

敦賀海上保安部は、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

第３　交通規制対策

大規模地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行路（緊急交通路）を確保する。

1　交通支障箇所の通報連絡

(1) 道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報または連絡する。

(2) 県土木事務所長は、管内道路橋梁等の支障箇所について、関係警察署長及び当該地域の町長に通報または連絡する。

(3) 町長は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、県土木事務所長及び関係警察署長に通報または連絡する。

2　道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

3　自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次に定める事項をとる。

(1) 走行中

ア　できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。

イ　停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。

やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

第 20 節　交通施設応急対策計画

産業振興課	西日本旅客鉄道㈱金沢支社
建設整備課	西日本高速道路㈱
小浜海上保安署	

第１　計画の方針

各交通施設の事業者及び管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第２　鉄道施設（西日本旅客鉄道㈱金沢支社管内の措置）

１　活動体制

(1) 対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

(2) 社員の動員

社員は、緊急時の連絡体制及び招集計画表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

２　災害時の初動措置

(1) 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長及び駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

(2) 避難誘導

駅長及び乗務員は、列車または線路構造物の被害若しくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地対策本部長及び駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

(3) 救護措置

現地対策本部長及び駅長は、被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

3　関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って輸送を早急に確保するよう努める。

4　震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を行う。

(1) 震度 80 ガル以上の取扱い

全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検。

（ただし、気象庁発表震度が 4 以下と判明した場合、各担当箇所打ち合わせのうえ、15km/h 以下で最寄り駅まで運転することができる。）

地上巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行は可能と確認できた場合は、諸列車は 30km/h 以下で運転。

(2) 震度 40 ガル以上～80 ガル未満の取扱い

ア　要注意箇所がない場合

①　初列車は速度 15km/h 以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。

②　次列車は、初列車の乗務員または工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度 45km/h 以下で運転。

③　前項②で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定速度での運転となる。

イ　要注意箇所がある場合

①　初列車は速度 15km/h 以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。

②　次列車は、初列車の乗務員または工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度 45km/h 以下で運転。

③　前項②で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所のスポット地上巡回で異常の無いことを確認しその後の列車は所定速度での運転となる。

(3) 震度 40 ガル未満の取扱い

規制はなし

※　なお、要注意箇所とは、次の箇所をいう。

1　過去に地震に起因して変状が生じた構造物

2　耐震評価上の弱点となる構造物等

3　降雨、増水により運転規制を実施している箇所

第３　道路施設

1　災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

2　一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡

する。

(2) 点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、土木部と構造物との取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4) 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

緊急のため、そのいとまがない場合は通行禁止等、町民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

(5) 通行禁止等緊急処置

所管する道路の陥没及び亀裂等、地震による災害が発生した場合、小浜警察署、若狭消防署等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、町民の安全確保のための必要な措置を講ずる。

3　高速道路（西日本高速道路株式会社）

西日本高速道路株式会社は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

(1) 防災体制

ア　災害が発生するおそれがある場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ　災害が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ　非常かつ重大な災害が発生し、通行止めを必要とする場合は非常体制をとり、直ちに災害対策本部を設置する。

(2) 防災関係機関等への連絡

西日本高速道路株式会社は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(3) 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

(4) 応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事にあたっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

(5) 交通規制

ア　実施基準

①　計測震度マグニチュード 4.0 から 4.5 未満（震度 4 以上）の地震が発生した場合は速

度規制を行う。

② 計測震度マグニチュード 4.5 以上（震度 5 弱以上）の地震が発生した場合は通行止めを行う。

イ　実施方法

速度規制を実施する場合は、道路情報板及び規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を講ずる。

(6) 初期消火及び火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

(7) 救出及び応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、西日本高速道路株式会社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

(8) 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

(9) 緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、震災時の緊急輸送道路として震災時には優先して交通の確保を図る。

第 4　港湾施設等

1　基本方針

地震により、水域施設・外郭施設・係留施設等の港湾または漁港が被害を受けたときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

2　応急措置

町は、直接または関係民間団体の協力を得て応急措置を講ずるとともに、緊急必要物資等の輸送基地としての役割を十分果たせるよう港湾施設等の維持に努める。

また、事前に発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

第 21 節　電力施設応急対策計画

関西電力㈱ 関西電力送配電㈱京都支社

第１　計画の方針

電力供給機関は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持する。

第２　活動体制

１　災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部を置いて災害対策業務を遂行する。

２　情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は、通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

３　応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。

第３　応急対策

１　危険予防措置の実施

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次的災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合または消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

２　復旧資材の確保及び輸送

ア　資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ　資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ　復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県及び町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

３　応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

ア　水力、火力、原子力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

ウ　変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ　配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

オ　通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用により通信連絡を確保する。

4　災害復旧の順位

各施設の復旧にあたっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

第４　災害時における広報活動

1　町民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのＰＲを主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

2　地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり行う。その手段は防災無線を活用する。

第５　代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第 22 節　ガス施設応急対策計画

(社)福井県エルピーガス協会

第１　計画の方針

液化石油ガス施設の管理者は、地震の発生により各施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

第２　活動体制

地震や津波によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策及び復旧対策を円滑、適切に行うため、福井県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

第３　災害時の初動措置

１　初動対策

(1) 消費者による初動対策

消費者は、地震や津波が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の町民が協力してその措置に当たる。

(2) 事業者による初動対策

事業者は、地震や津波が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき、病院等公共施設及び集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかに施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

(3) 容器の回収

事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

２　応急復旧

事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

第４　災害時における広報活動

次の場合には需要家の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

１　ガスの供給停止が予想される時

２　ガス供給停止時

３　復旧完了における再供給時

第５　代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、ＬＰガス等の代替施設設備の活用を図る。

第 23 節　通信及び放送施設応急対策計画

防災安全課	㈱ＮＴＴドコモ	福井放送㈱	㈱オプテージ
ソフトバンク㈱	ＫＤＤＩ㈱	福井テレビジョン放送㈱	
西日本電信電話㈱	日本放送協会福井放送局	福井エフエム放送㈱	

第１　計画の方針

通信の途絶防止及び放送電波の確保のための諸施策を講ずるとともに、設備の早期復旧を図る。

第２　町防災行政無線

１　震災時の初期活動体制

(1) 要員の確保

機器操作・監視要員及び応急復旧要員を確保するため職員を招集するとともに、必要に応じて関係業者に対し待機または出動の要請をする。

(2) 通信の統制

通信の状況を監視し、ふくそうがある場合には、基地局において適切な統制措置を講ずる。

(3) 機器動作等の監視強化

無線設備の被害状況を把握するため、基地局の遠隔制御器により各無線の状態を確認するとともに、回線試験を実施し不通回線の有無を確認する。有人機器にあっては、目視により、無線設備の状態を確認し異常がある場合には、基地局に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(4) 移動局の適正配置

情報収集及び同線障害時の臨時回線設定に備え、車載器の適正配置に努める。

(5) 予備電源の確保・確認

停電に備え、蓄電池設備の確認、非常用発電機の確認・試運転を実施する。

２　応急対策

(1) 通信施設の被害実態把握

１(3)により障害が認められた機器へ、保守要員が出動し状況確認を行うとともに、復旧策を検討する。

(2) 仮復旧作業の実施

(1) の検討を踏まえ、必要機材、要員を確保し、早期仮復旧を図る。

(3) 臨時回線の設定

(1)(2) に並列して臨時回線を設定し応急連絡体制を確立する。

ア　災害対策本部などの臨時仮設通信の確保

車載器を適正に配備し、通信を確保する。

第３　電気通信設備

西日本電信電話㈱福井支店及び携帯電話会社は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

1　応急対策

(1) 震災時の通信確保体制

災害の規模等により、災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制とする。

(2) 初動措置

ア　電源の確保

イ　災害対策用無線機、移動無線車等の発動

ウ　予備電源設備、移動発電装置等の発動

(3) 重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信を優先的に、復旧を行う。

(4) 特設公衆電話の設置

災害または大規模故障により特定の地域が全面的に通信困難となった場合には特設公衆電話を設置する。

(5) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

2　広報活動

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させる。

(1) 通信途絶、利用制限の理由及び内容

(2) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期

(3) 通信利用者に協力を要請する事項

(4) その他、必要な事項

3　復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

第４　放送施設

1　日本放送協会福井放送局

地震や津波災害の発生に際して放送施設に障害を受けた場合は、被害箇所を優先的に復旧するとともに、迅速・適切な応急措置により放送の継続及び放送電波の確保を図り、公共放送としての使命を達成する。

(1) 活動体制

災害の状況に応じ体制を定め、要員を確保する。

(2) 資機材等の確保

ア　放送用・取材用等の機材の他、電源関係・回線関係設備についても必要な機材を確保する。

イ　送受信空中線を補強し、予備空中線材料等の資材を確保する。

ウ　あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用~~又~~または調達により確保する。

(3) 応急対策

ア　放送機等障害時の措置

（ア）障害等のため、長時間平常の運用が困難なときは、原則として次の優先順位により放送を実施する。

第 1 順位　ラジオ第 1 放送
第 2 順位　総合テレビジョン
第 3 順位　ＦＭ放送
第 4 順位　ラジオ第 2 放送
第 5 順位　教育テレビジョン

（イ）放送機等の障害のため、ラジオ第 1 放送または総合テレビジョンによる放送が不能の場合は、それぞれＦＭ放送、ラジオ第 2 放送または教育テレビジョンにより必要な番組を送出する。

（ウ）停電または受電設備に障害が発生した場合は、自家発電装置によって給電するが、自家発電装置運転不能の場合には、仮設電源の設置または被害箇所の応急措置等により対処する。

イ　回線障害時の措置

西日本電信電話㈱に対し早期回復を要請するとともに、次の措置を講ずる。

（ア）放送回線の場合には、無線中継の実施、ＦＰＵ等による臨時回線の措置、衛星放送の活用、非常用番組の送出等、障害程度に応じた措置を講ずる。

（イ）局間打合回線の場合には、原則として次の順位により、代替回線を単独に、あるいは併用して使用する。

第 1 順位　加入電話
第 2 順位　短波連絡
第 3 順位　ＮＨＫの基地局・陸上移動局・簡易無線局
第 4 順位　ＮＴＴ専用回線
第 5 順位　放送回線
第 6 順位　アマチュア無線局
第 7 順位　非常通信協議会加盟通信網
第 8 順位　非常通信協議会に加盟しない他の官公署等通信網
第 9 順位　放送電波

ウ　演奏所障害時の措置

演奏所が使用不能となった時には、放送所等に臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講ずる。

ア　受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ　情報の周知

避難所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

(5) 復旧対策

ア　被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

イ　復旧の順位は放送内容・障害状況等を考慮しつつ、原則として放送実施の優先順位に従う。復旧工事の実施にあたっては、人員・資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

2　民間放送会社（福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱）

(1) 活動体制

災害の状況に応じ、体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材等の確保

ア　電源関係諸設備を整備、確保する。

イ　中継回線、通信回線関係を整備、確保する。

ウ　送受信空中線補強のための資材及び予備空中線材料を整備、確保する。

エ　あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

(3) 応急対策

ア　放送機等障害時の措置

放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組のみの送出継続に努める。

イ　回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ　演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア　受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して

周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ　情報の周知

避難所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

(5) 復旧対策

ア　被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

イ　復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第 24 節　上水道・下水道施設応急対策計画

上下水道課

第１　計画の方針

地震や津波の発生に際し、上水道施設及び下水道施設の防護に努め、併せて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第２　上水道施設

町は、震災時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、システム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

1　応急復旧体制

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2　応急措置及び復旧

(1) 被害状況の収集

地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

(2) 第１次復旧工事

導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

(3) 第２次復旧工事

第１次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水をめどとして復旧工事を施工する。

ア　給水管の分岐は配水管及びその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。

イ　給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

①　既設管を生かす。

②　仮配管より既設管に通水して生かす。

③　仮配管より各戸に給水する。

(4) 恒久復旧工事

水道事業者等は、復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア　改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

イ　地震後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

ウ　石綿セメント管及び老朽管はできる限り取り替える。

エ　配管状態の図面整備に完全を期する。

3　代替施設設備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）や

緊急ろ水装置による給水を行うほか、水質条件を満たした井戸水などの活用を図る。

第３　下水道施設

町は、震災時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場及び処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

1　防災体制

(1) 防災組織の確立

下水道本部及び各職場の各段階における防災組織を確立する。

(2) 配備体制の確立

職員の配備については、震災時に一般通信網及び交通機関が利用できないことを考慮して、各下水道管理者の実情に応じ、地震時の非常配備体制を確立する。

2　要員及び応急対策用資材等の確保

要員、応急対策用資材等の確保及び施設復旧について、民間企業及び他の下水道管理者に対し、広域的な支援を要請する。

3　応急対策

(1) 被害状況の調査及び施設の点検

震災発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査及び点検を実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

ア　応急復旧の緊急度及び工法

イ　復旧資材及び作業員の確保

ウ　設計及び監督技術者の確保

エ　復旧財源の措置

(3) 応急措置及び復旧

各下水道管理者は、速やかに次の措置を講ずる。

ア　管路施設

①　管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講ずる。

②　マンホール等からのいっ水の排除

可搬式ポンプを利用して、汚水管からのいっ水は他の下水道管渠へ緊急排水する。

イ　ポンプ場及び処理場施設

①　ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講ずる。

② 処理場の機能が停止した場合の措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、停電が生じた場合には自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

③ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が損傷・故障により停止した場合には、手動操作により速やかに運転を再開する。

④ 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、震災後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講ずる。

4 下水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、町民に対し下水排除の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

5 代替施設設備の活用

避難所等に仮設トイレ、マンホール型トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

第 25 節　危険物施設等応急対策計画

防災安全課 若狭消防署

第 1　計画の方針

危険物施設等の管理者は、地震や津波の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第 2　危険物施設

危険物施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は地震が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講ずる。

1　危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。

2　危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

3　危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4　災害発生時の応急措置

危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5　防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに若狭消防署、小浜警察署に通報し、状況を報告する。

6　従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、若狭消防署、小浜警察署との連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第 3　火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講ずる。

1　保安責任者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

(1) 施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置

(2) 危険な状態の場合、付近の町民に対し、警告する措置

(3) 火薬類の数量等の確認
(4) その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置

2　町は、災害の発生の防止または公共の安全の維持を行うため、必要に応じて保安責任者等に対して火薬類の持出し等緊急措置を行うよう指示する。

第 4　高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講ずる。

1　製造者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。
(1) 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
(2) 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置
(3) 落下防止、転倒防止等の安全措置
(4) その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置
(5) 従業員及び付近の町民に対し退避するよう警告する措置

2　町は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため、必要に応じ製造者等に対し、操業の一時停止等の緊急措置を行うよう指示する。

第 5　毒物・劇物取扱施設

町は、毒物・劇物取扱施設が、地震や津波により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するとともに、若狭消防署、小浜警察署と協力し、必要な措置を講ずる。

第 26 節　住宅応急対策計画

建設整備課

第１　計画の方針

災害のため、住宅に被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができない者または応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置しまたは被害家屋の応急修理を実施して、その援護措置を講ずる。

第２　実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として町が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は町長）は同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

なお、町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第３　災害救助法が適用された場合

１　応急仮設住宅の建設

(1) 実施責任者

ア　応急仮設住宅は、県が建築業者に請負わせて建設する。

イ　建設に必要な敷地の確保及び入居者の選定は町において行う。

(2) 対象者

ア　住宅が全壊、全焼、流失した世帯

イ　居住する仮住宅がない世帯

①　生活保護法の被保護者及び要保護者

②　特定の資産のない失業者

③　特定の資産のない一人親家庭

④　特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者

ただし、全ての項目に該当する者が３割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

ウ　自己の資力では住宅を建設することができない世帯

(3) 実施の方法

応急仮設住宅の建設のため必要な敷地の確保及び入居者の選定は本部長(町長)が行う。

この場合、入居者の選定にあたっては、事務担当者のほか民生委員・児童委員等の協議を得る。

(4) 建設の基準

ア　仮設住宅の設置場所は、原則として町有地とする。なお、私有地の場合は、所有者と町との間に賃貸契約を締結する。

イ　設置予定数は、全焼、全壊及び流失世帯の 3 割以内とする。

ウ　一戸当りの規模

①　建坪　地域の実情、世帯構成等に応じた規模

②　構造　1 戸建、長屋建、共同建のいずれか適当なもの。

③　費用　知事が定める額

(5) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した住宅の建設を考慮する。

(6) 期間

建築着工は、災害発生の日から 20 日以内とし、速やかに竣工させる。供与期間は、建築工事が完成した日から 2 年以内とする。

ただし､期間内において打ち切ることができないときは､期間を延長することができる。

(7) 福祉仮設住宅の建設

収容する者に高齢者等がある場合は、福祉仮設住宅（高齢者等を数人以上収容し、その在宅介護等に係る事業を利用しやすい構造及び設備を有する住宅をいう。）を応急仮設住宅として建設することができる。

(8) 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止るための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるなど、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

2　住宅の応急修理

(1) 実施責任者

知事の救助事務を委任された町長が建築関係業者に請負わせて修理する。

(2) 対象者

ア　住宅が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。

イ　自己の資力では応急修理を行うことのできない世帯であること。

(3) 修理箇所及び費用の基準

ア　費用　　知事が定める額

イ　期間　　災害発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。

(4) 期間

災害発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。

第 4　応急危険度判定制度

町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、町は、被災地に応急危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。判定する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うとともに、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対し情報提供を行う。

第 5　公営住宅等の活用

町は、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

また、町は、被災者の住生活確保として、必要に応じて、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を被災者に促すとともに、民間賃貸住宅や公営住宅以外の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借上げ等により、避難所の早期解消に努める。

第 6　被災宅地危険度判定制度

被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、町は、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講ずるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第 7　各種被災建築物調査の説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第 8　石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置及び石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、飼養者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、町が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 27 節　廃棄物処理計画

住民生活課

第１　計画の方針

震災時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む。）等大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のくみ取り、し尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設及び下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

第２　ごみ処理

１　処理体制

(1) 町は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

また、町は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、町民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

なお、廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する

(2) ごみの処理は、可能な限り高浜町清掃センターで実施するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県あるいは近隣市町へ応援要請する。

２　処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

第３　し尿処理

１　処理体制

町は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に仮設トイレ、避難所のくみ取りトイレについては、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

なお、下水道管の機能確保が確認された場合は、マンホール型トイレの設置を検討する。

２　処理方法

し尿処理の方法は、高浜町浄化ランドの処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境

衛生に支障のない方法を併用する。

第４　死亡家畜の処理

１　実施体制

家畜（牛・豚等）の死骸については、県の指示により収集・処理する。

２　収集・処理方法

(1) 移動しうるものは適当な場所に集めて焼却、埋立て等の方法で処理する。

(2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第５　災害廃棄物処理

１　初期対応

(1) 災害廃棄物の発生量を把握する。

(2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

２　処理活動

(1) 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、町民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。

第６　災害廃棄物の発生への対応

県及び町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

県及び町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

第 28 節　防疫・食品衛生計画

住民生活課

第１　計画の方針

地震や津波の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置及び食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第２　防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、町は、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

特に、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分留意する。

1　警戒体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに警戒体制をとり、状況の変化に応じ所要の人員機材器具などの動員確保及び配置を行う。

2　状況の把握

町は、保健福祉センター、県と緊密な情報交換を行う。

3　予防教育及び広報

町は、予防教育及び広報を事前に準備されているパンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

4　感染症発生時の対応

被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したときは、次の対策を実施する。

(1) 感染症患者等の入院（県が勧告、措置）

(2) 濃厚接触者の検病調査、健康診断の実施（県において実施）

(3) 家屋、台所、トイレ、排水溝等の消毒を実施

第３　食品衛生対策

町は、被災地における食品関係営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう県に協力する。

1　食品関係営業施設等における食品衛生の確保

(1) 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり実態の把握や、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

(2) 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視す

るとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

2　避難所等における食品衛生の確保

町は、健康福祉センターと協力し、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。また、食中毒が発生したときは、健康福祉センターの食品衛生監視員を中心に編成する調査班に協力し、その原因を究明する。

(1) 救援食品の衛生的取扱い
(2) 食品の保有方法、消費期限等の遵守
(3) 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
(4) 手洗い・消毒の励行

3　食中毒発生防止の措置

町は、避難所への弁当等の配給にあたっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意
(2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整
(3) 避難者等に対し、早期喫食を指導

第 29 節　遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画

住民生活課

第１　計画の方針

地震や津波災害時における捜索及び遺体の収容・処理、火葬・埋葬を実施する。

第２　遺体の捜索

１　実施責任者

遺体の捜索は、小浜警察署の協力を得て、町が捜索に必要な資機材・機械器具類を借り上げて実施する。

ただし、町において捜索の実施が困難な場合には、他機関の協力を得て実施する。

また、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

２　捜索の対象

震災により行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

３　捜索の方法

捜索の方法は、町職員等及びその他機械器具等を借上げて実施するが捜索隊の編成は、災害対策本部、小浜警察署のほか防災機関等をもって行う。

４　応援要請等

(1) 本部長（町長）は、被災その他の事情により捜索の実施が困難と考えられるときまたは遺体の流失等により他の市町に漂着していると考えられるときは、県、自衛隊（県に派遣要請）及び隣接市町または遺体漂着が予想される市町に捜索の応援を要請する。

(2) 応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア　遺体が埋没または漂着していると思われる場所

イ　遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等

ウ　応援を求めたい人数または舟艇、機械器具等

エ　その他必要な事項

５　費用及び期間

費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第３　遺体の収容

町は、遺体の身元識別のためまたは死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体の安置場所を確保し、関係機関に連絡する。

なお、搬送車両が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請をする。

第 4　遺体の検案及び処理

1　実施責任者

遺体を発見した時は、本部長（町長）は、速やかに県及び小浜警察署等に連絡し、警察等による検視または調査を行うため、体育館・寺院等の借上げ、または寺院・学校等の敷地内に遺体を収容する施設を仮設する等して遺体安置所を設ける。遺体の処理は検視または調査の終了後に行う。

また、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

2　処理の対象

震災で死亡した者について社会混乱期のためその遺族等が遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び遺体の一時保存を行うことができない場合に応急措置として、その処置を実施する。

3　処理の方法

(1) 資機材等の調達

ドライアイス､棺等の遺体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する｡なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は、警察等が行う検視または調査の終了後に、衛生班または医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上げまたは仮設によって確保する。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別等のため、死体の状況に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

イ　遺体の一時保存

遺体の身元確認に相当の時間を要する場合､または死亡者が多数のため短期間に火葬または埋葬できない場合は、遺体安置所（寺院等の利用または寺院、学校等の敷地に仮設）を設けて死体の一次保存を行う。

ウ　検案

遺体の死因その他について､警察等が行う検視または調査実施時に、これに立ち会った衛生班の医師が検案を行い、必要に応じ医学的検査を実施する。

なお､衛生班の医師による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部または医師会等に協力を要請する。

4　費用及び期間

費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第 5　遺体の火葬・埋葬

1　実施責任者

本部長（町長）は、災害の際に死亡した者で必要と認めた場合、応急的な火葬・埋葬を行う。また、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

2　火葬・埋葬の対象

震災の際に死亡した者について、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず火葬・埋葬を行うことが困難な場合もしくは死亡した者の遺族がない場合は、遺体の応急的な埋葬または火葬を実施する。

3　火葬・埋葬の方法

火葬・埋葬の方法は、火葬若しくは直接埋葬に対し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する。なお、火葬・埋葬の実施にあたっては、次の事項に留意して行う。

(1) 事故死等による遺体については、小浜警察署または海上保安部の検視等を経た後、同期間等から引き継ぎを受けた後、火葬または埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、遺体の確認、行方不明者の調査及び身元引受人の発見に努めるが、これが不可能なときは小浜警察署等その他関係機関に連絡し、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺留品を保存して身元発見の調査に当るとともに、遺体は火葬または埋葬とする。

(3) 被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの火葬または埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

4　災害応急火葬場

震災時における死亡者を火葬に付する場合は、高浜町火葬場（高浜斎苑）を使用する。ただし、災害の状況等による非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行う。

5　応援要請

町は、自ら遺体の火葬または埋葬の実施が困難なときは、近隣市町または県に応援要請を行う。

6　費用及び期間

費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第 30 節　教育再開計画

保健福祉課
教育委員会

第１　計画の方針

地震や津波災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第２　教育委員会

１　被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてる。

２　情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。

３　授業等再開対策

非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数及び教室等について検討し、当面の週時程及び日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

第３　学校

１　地震発生後の措置

児童・生徒在校中	１　避　難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行う。 ２　防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずる。 ３　人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。 ４　避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、１クラス１名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行う。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 ５　被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告する。 ６　その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとる。

児童・生徒不在中	1　防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努める。 2　報　告 被災状況を調査し、教育委員会に報告する。 3　情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努める。

2　その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

(1) 避難所の運営における教職員の役割及び町本部との連携

(2) 児童・生徒の安否確認の方法

(3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒または避難者のみが使用する部分の区分けの検討

(4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

第４　通学路の安全確保

町は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

第５　社会教育施設

1　安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努める。

2　被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告する。

第６　その他の対策

1　転学手続き

被災した児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

2　高校入試手続き

被災時の高校入試については、入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応及び高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずる。

3　児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第 31 節　災害救助法の適用計画

防災安全課

第１　計画の方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、福井県災害救助法施行細則等の定めるところによるが、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

第２　災害救助法の適用

町長は、地震や津波災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨要請する。

第３　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条の規定により定められており、本町の場合は次の基準による。

1　基準世帯数（全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数）が 40 世帯以上である場合

2　被害が広範囲にわたり、県全体の基準世帯数が 1,000 世帯以上で、町内で 20 世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

3　被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合で、町内で 20 世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

4　多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

第４　被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2 世帯で 1 世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあっては、3 世帯で 1 世帯とみなす。

第５　災害救助法の適用手続

1　災害に際し、町における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第６　個別適用計画

1　避難所の開設及び供与

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に供与し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び供与人員

ウ　開設期間の見込

2　応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から 2 年以内とする。

(2) 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うが、状況に応じ町長に救助事務の一部として委任できる。

（参考）入居者基準

ア　住家が全壊（焼）、流失した世帯

イ　居住する住家がない世帯

ウ　自己の資力では住宅を確保することができない世帯

生活保護法の被保護者及び要保護者

特定の資産のない失業者

特定の資産のない母子家庭

特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者など

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3　炊き出しその他による食品の給与

町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 供給の実施については、米穀等食料供給による

(3) 給与のための費用

主食、副食及び燃料費等の経費とする。

(4) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選んで実施する。その際町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4　飲料水の供給

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(1) 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5　災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から３日以内とする。

ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事

に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

6　学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

(2) 適用期間

教科書については１ヶ月以内､その他の学用品については 15 日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として町長が行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

7　遺体の捜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

(1) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

8　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上げは町が実施するが、町から要請があった場合は、県があっせんする。

(1) 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

範　　囲	期　　間
被災者の避難	1 日～2 日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療及び助産	7 日～14 日以内
被災者の救出	3 日以内
飲料水の供給	7 日以内
遺体の捜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

(2) 輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 輸送力の確保

ア　応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ　県、町は動員できる車輌（四輪駆動車、大型トラック等）船艇を把握しておく。

ウ　救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

資　料

＜3－6－1＞　災害救助基準

第４章　災害復旧計画

第１節　公共施設の災害復旧計画

震災により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者によって早期復旧をする。

第１　計画の方針

災害復旧は、地震や津波発生時被災した各施設の復旧とあわせ、再度震災の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行う等将来の震災に備える事業計画を樹立し、震災応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第２　実施責任者

震災により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

第３　災害復旧事業の種類

1　公共土木施設災害復旧事業
（1）河川災害復旧事業
（2）海岸災害復旧事業
（3）砂防設備災害復旧事業
（4）林地荒廃防止施設災害復旧事業
（5）地すべり防止施設災害復旧事業
（6）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
（7）道路災害復旧事業
（8）港湾災害復旧事業
（9）漁港災害復旧事業
（10）下水道災害復旧事業
（11）公園災害復旧事業
2　農林水産業施設災害復旧事業
3　都市災害復旧事業
4　上水道災害復旧事業
5　住宅災害復旧事業
6　社会福祉施設等災害復旧事業
7　公立医療施設、病院等災害復旧事業
8　学校教育施設災害復旧事業
9　社会教育施設災害復旧事業

10　その他の災害復旧事業

第４　緊急災害査定の促進

震災が発生した場合には、町は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第５　緊急融資の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施が図られるよう努める。

町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、この場合、県及び福井財務事務所は町の申し出に応じ、適切・効果的な融資措置が講ぜられるように努める。

第２節　激甚災害の指定計画

第１　計画の基本方針

町は大規模な地震災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

第２　激甚災害に関する調査

1　町は、県が町の被害状況等を検討のうえ行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2　町の各班は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第３　激甚災害指定の手続

町長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に働きかけを行う。

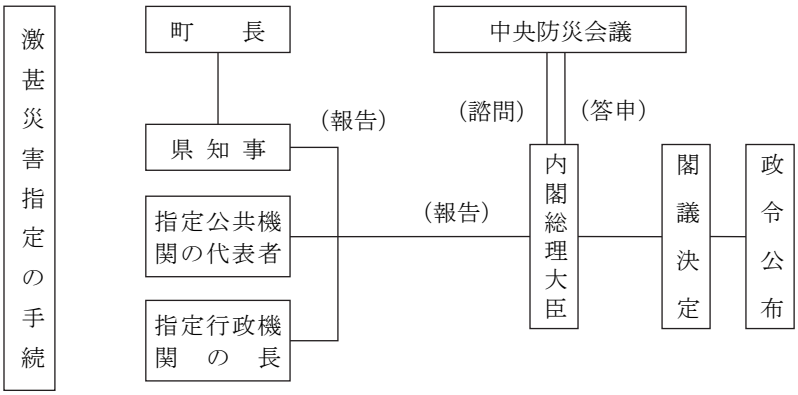

第４　特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町長は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業

ア　災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

(2) 公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

(3) 公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第 8 条第 3 項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

(4) 社会福祉施設の災害復旧事業

ア　生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）または 41 条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ　児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ　老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ　身体障害者福祉法第 28 条第 1 項または第 2 項の規定により県または市町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ　障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第 1 項若しくは第 2 項または第 83 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により県または市町が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障がい福祉サービス（同法第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援または同条第 15 項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

カ　売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(5) 感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第 38 条及び付則第 8 条の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ　激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第 58 条の規定による県の支弁に係わる感染症予防事業及び同法第 57 条の規定により町長が行う感染症予防事業

(6) 堆積土砂及び湛水の排除事業

ア　堆積土砂排除事業

（ア）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第 4 条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

（イ）公共施設の区域外の排除事業

激基災害に伴い発生した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたものまたは町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町長が行う排除事業

イ　湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、

引き続き 1 週間以上にわたり 30ha 以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

2　農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設及び林道）及び災害関連事業（農業用施設及び林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の 2 点の特別措置を行う。

ア　天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額及び政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ　政令で定める地域において被害を受けた農業共同組合または農業共同組合連合会に対する貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

(8) 森林災害復旧事業に対する補助

3　中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア　激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。

イ　災害関係保証の保険についてのてん補率を引き上げる。

ウ　保険料率を引き下げる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付け及び貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4　その他の特別の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(3) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(5) 水防資材費の補助の特例

(6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

ア　公共土木施設小災害復旧事業

イ　公立学校施設小災害復旧事業

ウ　農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業

(8) 雇用保険法における求職者給付の支給の特例

第３節　民生安定計画

第１　計画の方針

町は、地震災害による社会混乱を早期に収拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等民生安定のための緊急措置を講ずる。

第２　義援金及び義援物資の受入れ・配分

１　義援金品等の受付及び配分及び義援物資の募集と周知

町は、義援金及び義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

(1) 義援金

・受入れ窓口

・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 義援物資

・受入れ窓口

・受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

２　義援金の受入れ・配分

(1) 受入れ

町は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受け入れる。

(2) 配分

町は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

３　義援物資の受入れ・配分

(1) 受入れ

町は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受け入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

(2) 配分

町は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う

第３　生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、町及び関係機関による総合相談窓口を開設する。

第４　り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第５　被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第６　災害弔慰金等の支給

１　災害弔慰金等が支給される場合

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、震災により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を精神または身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

２　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

町は、町条例に基づき、震災により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

また、震災により精神または身体に著しい障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

第７　被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を図る。

第８　生活の安定確保

１　総合相談窓口の設置

町は、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談・問い合わせ等に対応する。また、総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

２　雇用機会の確保

震災により被害を受けた町民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るため、町は、被災者の職業あっせんについて、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

３　公営住宅の確保

町は、損壊した町営住宅の補修を速やかに行うとともに、町営住宅または県と連携し他の

公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

県及び町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

4　災害見舞金の支給

町は、高浜町災害見舞金支給規則（昭和 63 年規則第 7 号）の定めに基づき、災害により被害を受けた被災者に災害見舞金を支給する。

5　金融措置の実施

(1) 租税の徴収猶予及び減免

地域防災計画（一般災害等対策計画編）第 4 章災害復旧計画第 5 節経済秩序安定計画に準拠する。

(2) 公的資金のあっせん

ア　地震により家財等に被害があった場合、生活の建て直し資金として、災害救助法適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害救護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金（福祉資金）、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。

①　災害救護資金の貸付

町は条例に基づき、震災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害救護資金の貸付を行う。

②　生活福祉資金（福祉資金）の貸付

福井県社会福祉協議会は、小規模の震災により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金の福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

③　母子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の震災により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

イ　中小企業向け緊急融資、農林漁業関係融資に関しては、地域防災計画（一般災害等対策計画編）第 4 章災害復旧計画第 5 節経済秩序安定計画に準拠する。

ウ　災害復興住宅資金の貸付

地域防災計画（一般災害等対策計画編）第 4 章災害復旧計画第 4 節民生安定の緊急対策に準拠する。

第 9　郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局におい

て、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2　被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3　被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、お年玉葉書等寄附金を配分する。

第４節　復興計画

第１　計画の方針

町は、被災地の再建を行うため、地震被害の状況、施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第２　迅速な現状復旧の進め方

町は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、現状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第３　計画的復興

１　復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、町は、これを可及的速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

復興策定案の作成手順は、次のようなものであるが、被害状況により臨機に対応する。

復興計画案策定の概略手順

1	町域の被害状況の把握
⇩	
2	特に被害が集中している地域で、防災上地区全体での取り組みが必要な地区を土地区画整理事業等の整備事業により新たな市街地の形成を図る。 そのため、建築基準法等により、建築物の建築を制限
⇩	
3	従来のまちづくり計画を重ね合わせて検討
⇩	
4	計画への町民の参加
⇩	
5	復興基本計画案の策定

2　防災まちづくり

町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を町民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

3　津波に強いまちづくり

町は、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、町民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

津波に強い防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。

第４　大規模災害からの復興に関する法律の活用

1　復興計画

町は、必要に応じ、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、単独または県と共同して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県及び町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

2　職員の派遣

町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第５　復興計画策定体制の確立

１　復興都市計画原案の策定

(1) 都市計画区域内の復興都市計画

高浜都市計画区域内に位置する高浜町においては「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

(2) 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

・各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

２　審議会・協力体制の整備

(1) 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行うため、事前審議制度を創設する。

(2) 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

資　料　編

〔目　次〕

資　料　編

資料　＜１－３－１＞　人口の推移　表――1
資料　＜１－４－１＞　防災関係機関連絡先　表――2
資料　＜１－４－２＞　高浜町防災会議条例――5
資料　＜１－４－３＞　高浜町防災会議規程――7
資料　＜１－４－４＞　高浜町災害対策本部条例――8
資料　＜２－３－１＞　砂防指定河川　表――9
資料　＜２－３－２＞　土石流危険渓流箇所　表――12
資料　＜２－３－３＞　急傾斜地危険箇所　表――21
資料　＜２－３－４＞　山地災害危険地　表――24
資料　＜２－３－５＞　なだれ危険箇所　表――27
資料　＜２－３－６＞　土石流危険区域図――28
資料　＜２－３－７＞　急傾斜地被害想定区域図――30
資料　＜２－３－８＞　地すべり被害想定区域図――32
資料　＜２－３－９＞　なだれ危険箇所図――34
資料　＜２－３－10＞　土砂災害警戒区域等　表――36
資料　＜２－３－11＞　土砂災害警戒区域図（急傾斜地）――45
資料　＜２－３－11＞　土砂災害警戒区域図（土石流）――47
資料　＜２－３－11＞　土砂災害警戒区域図（地すべり）――49
資料　＜２－３－12＞　要配慮者利用施設（避難確保計画作成対象施設）――51
資料　＜２－５－１＞　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書――52
資料　＜２－９－１＞　町防災行政無線一覧表――56
資料　＜２－16－１＞　有線放送施設の現況――58
資料　＜２－18－１＞　町の文化財一覧――60
資料　＜３－４－１＞　災害状況の報告――63
資料　＜３－４－２＞　災害状況の報告　第２号様式――65
資料　＜３－４－３＞　災害状況の報告　第３号様式――66
資料　＜３－６－１＞　災害救助基準――69
資料　＜３－７－１＞　指定避難所一覧――73
資料　＜３－７－１＞　高浜町指定緊急避難場所一覧表――75
資料　＜３－７－２＞　避難所位置図、臨時ヘリポート位置図――77
資料　＜３－13－１＞　町内医療機関一覧――79
資料　＜３－17－１＞　町内学校一覧――79
資料　＜３－18－１＞　町内保育所一覧――79
資料　＜３－19－１＞　自動車の保有状況――80
資料　＜３－19－２＞　臨時ヘリポート一覧――82
資料　＜３－19－３＞　緊急通行車両の標章――82

資料　＜３－19－４＞　緊急通行車両確認証明書----------83
資料　＜３－19－５＞　災害派遣等従事車両証明書----------84
資料　＜３－22－１＞　ごみ処理施設一覧----------84
資料　＜３－22－２＞　し尿処理施設一覧----------84
資料　＜３－23－１＞　ヘリポートの具備すべき条件----------85
資料　＜３－24－１＞　消防力の現況----------86
資料　＜３－30－１＞　水防倉庫一覧----------87
資料　＜３－30－２＞　水防資機材備蓄の現状----------88
資料　＜４－４－１＞　被災者生活再建支援制度----------89

資料　＜１－３－１＞　人口の推移　表

（各年 10 月 1 日現在）

年　次	昭和 55 年 (1980)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 3 年 (2021)
人　　口	11,818	12,425	12,201	12,119	11,630	11,062	10,596	10,223
世　帯　数	2,929	3,822	3,818	4,015	4,014	4,044	4,191	4,338
1世帯当り人員	4.03	3.25	3.20	3.02	2.90	2.73	2.52	2.36

（資料:平成 27 年（2015 年）までは国勢調査、令和 3 年（2021 年）は高浜町人口世帯数表より）

資料　＜１－４－１＞　防災関係機関連絡先　表

■　町

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
高浜町役場	高浜町宮崎 86-23-2	72-1111
若狭消防署高浜分署	高浜町宮崎 65-7-1	72-2119

■　県

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
福井県	福井市大手 3-17-1	(0776)21-1111
嶺南振興局	小浜市遠敷 1-101	56-2216
嶺南振興局 小浜土木事務所	小浜市遠敷 1-101	56-2103
嶺南振興局 若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10	52-1300
小浜警察署	小浜市遠敷 9-11-1	56-0110
〃　高浜交番	宮崎 77-11-3	72-0015
〃　和田駐在所	青戸 1-1-5	72-1070
〃　青駐在所	青 20-3-1	72-1135

■　指定地方行政機関

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
福井地方気象台	福井市豊島 2-5-2	(0776)24-0096
北陸農政局 （福井県拠点）	福井市日之出 3-14-15	(0776)30-1611
近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	福井市大手 2-11-15	050-3160-6105 (0776)23-0200 （夜間、土日、祝日）
近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所	小浜市遠敷 1-101	56-1617
敦賀海上保安部 小浜海上保安署	小浜市川崎 1-3-1	52-0494

■　自衛隊

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
自衛隊	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	(0776)23-1910
陸上自衛隊 第 14 普通科連隊	石川県金沢市野田町 1-8	(076)241-2171 (内線 235)
陸上自衛隊 第 372 施設中隊	鯖江市吉野町 4-1	(0778)51-4675 (内線 223)
海上自衛隊 舞鶴地方総監	京都府舞鶴市字余部下 1190	(0773)62-2250 (内線 2224)
航空自衛隊 第６航空団	石川県小松市向本折町戌 267	(0761)22-2101 (内線 231)

■　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
日本郵便㈱		
高浜郵便局	高浜町宮崎 87-6-10	72-2030
和田郵便局	高浜町和田 122-31-2	72-2031
青郷郵便局	高浜町青 6-35-3	72-2032
内浦郵便局	高浜町山中 97-12-3	76-1245
音海郵便局	高浜町音海 33-39	76-1033
西日本電信電話㈱ （福井支店）	福井市日之出 2-12-5	(0776)20-9527
㈱エヌ・ティ・ティ ドコモ北陸	石川県金沢市西都 1-5 ドコモ金沢西都ビル	(076)225-2005
ＫＤＤＩ㈱ （北陸総支社管理部）	石川県金沢市本町 1-5-2 リファーレ 11 階	(076)261-4077
ソフトバンク㈱	東京都港区海岸 1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	(03)6889-6601
関西電力㈱ （原子力事業本部）	美浜町郷市 13-8	(0770)-32-3500
関西電力送配電㈱ （小浜配電営業所）	小浜市南川町 14-53	0800-777-3081
日本赤十字社 （福井県支部）	福井市月見 2-4-1	(0776)36-3640
西日本旅客鉄道㈱ （金沢支社）	金沢市広岡 3 丁目 3-77	(0762)20-3904
西日本高速道路㈱ 福知山高速道路事務所	京都府福知山市長田野町 3-5-1	(0773)27-7101
日本通運㈱ （小浜支店）	小浜市駅前町 10-22	53-1050
日本放送協会 （福井放送局嶺南支局）	敦賀市津内町 2-4-2	(0770)22-3100

［資料編］

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
福井放送㈱ （嶺南支社）	敦賀市中央町 1-17-19	(0770)23-1020
福井テレビジョン放送㈱ （嶺南支社）	敦賀市本町 2-7-13	(0770)23-1036
福井エフエム放送㈱	福井市御幸 1-1-1	(0776)21-2100
福井新聞社 （小浜支社）	小浜市後瀬町 7-7	52-3311
㈱日刊県民福井 （中日新聞小浜通信局）	小浜市大手町 4-17	52-0137
福井県医師会	福井市大願寺 3-4-10	(0776)24-0387

■　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
福井県農業協同組合 （高浜支店）	宮崎 64-8-1	72-1150
れいなん森林組合	小浜市神宮寺 5-30	56-5600
若狭高浜漁業協同組合	事代 1-104	72-1234
高浜町商工会	三明 1-36-1	72-0226
若狭高浜観光協会	宮崎 77-1-8	72-0338
高浜町社会福祉協議会	和田 117-68 高浜町保健福祉センター内	72-2411
若狭高浜病院	宮崎 87-14-2	72-0880
小浜医師会	小浜市南川町 1-30	53-2415
高浜町建設業協同組合	畑 12-3-3	72-5005
高浜町建築業組合	三明 1-36-1	72-0226
高浜町管工事協同組合	中津海 23-6-4	72-3301

資料　＜１－４－２＞　高浜町防災会議条例

昭和37年12月25日
条例第19号

（目的）
第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、高浜町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　高浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4)　水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画に関し調査審議すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第3条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は、町長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
(2)　福井県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
(3)　福井県警察官のうちから町長が任命する者
(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　教育長
(6)　若狭消防組合消防本部消防長、若狭消防組合若狭消防署高浜分署長及び消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が任命する者
(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
6　前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は40名以内とする。
7　第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第4条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
3　専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第5条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月22日より適用する。

附　則（昭和58年条例第19号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附　則（平成9年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年条例第1号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成24年条例第21号)

1　この条例は、公布の日から施行する。

資料　＜１－４－３＞　高浜町防災会議規程

（目的）

第１条　この規程は、高浜町防災会議条例（昭和 37 年高浜町条例第 19 号）第 5 条の規定に基づき、高浜町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第２条　会議は会長が招集する。

２　会議招集の通知は文書をもって行い、会議の日時、場所及び議題を附記するものとする。

（代理出席等）

第３条　委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

２　委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会議）

第４条　会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。この場合前条第１項の代理出席者は委員とみなす。

２　会議の議長は会長があたる。

３　会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専決処分）

第５条　防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないと認めるときは、会長は議決すべき事項を専決処分することができる。

２　前項の規定による専決処分については、会長は次の会議にて報告し、了承を求めなければならない。

（公印）

第６条　会議の公印の形状及び寸法は別表とする。

（事務処理等）

第７条　会議録の調整保管、公印の菅守及びその他会議の事務処理は、総務課において処理する。

（公表）

第８条　地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表は、高浜町公告式条例（昭和 39 年高浜町条例第 20 号）の例による。

附　則

この規程は、昭和 58 年 10 月 1 日より施行する。

別表

寸法　20 ミリメートル×20 ミリメートル

書体　れい書

資料　＜１－４－４＞　高浜町災害対策本部条例

昭和37年12月25日
条例第18号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、高浜町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条　災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　災害対策基本法第23条の2第4項の事務

(2)　新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

（組織）

第3条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（班）

第4条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4　班長は、班の事務を掌理する。

（その他）

第5条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月22日から適用する。

附　則（昭和58年条例第18号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附　則（平成24年条例第22号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年条例第9号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

資料　＜２－３－１＞　砂防指定河川　表

４《高浜町》関屋川水系

番号	渓流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	堰堤数
1	六路谷川	六路谷	S35. 2.16	201	32.10	線 50	2
2	日置川 日置支川	日置	S35. 2.16	201	25.30	線 50 50	2
3	八幡川	蒜畠	S41. 9. 9	3121	6.53	線 20	1
4	高野川	高野	S41. 9. 9	3121	16.00	線 30	1
5	大岩川	今寺･関屋･高野	S53. 1.28	63	9.65	線 15	1
	関屋川水系	5箇所			89.58		7

子生川水系

番号	渓流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	堰堤数
1	子生川	子生	S33. 1.18	75	14.74	線 50	2

海岸系

番号	渓流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	堰堤数
1	車持川	車持	S34.10.23	2030	18.80	線 50	1
2	笠原川	笠原	S34.10.23	2030	34.40	線 50	2
3	片間川 蛭谷川	和田	S35. 2.16	201	20.40	線 50 100	1
4	大谷川	笠原	S36.12. 8	2747	16.10	線 30	2
5	奥谷川	山中	S41. 9. 9	3121	7.98	線 30	1
			S47. 4.28	884	3.19	線 30	
6	中津海川	中津海	S41. 9. 9	3121	9.90	線 30	2
7	畑川	畑	S41. 9. 9	3121	9.90	線 20	1
8	明谷川	鎌倉	S42.11.21	3895	8.42	線 20	1
9	八幡川	宮尾	S42.11.21	3895	3.21	線 20	1
10	後川	難波江	S53. 1.28	63	5.70	線 15	1
11	みだ川	和田	H 元.10.21	1774	1.27	標 ダム	1
			H 4. 3.25	828	58.18	面流･線 20	
12	大谷川	日引	H 3. 2.25	303	6.36	面	2
			H 6. 2.14	272	0.60	標	
13	上瀬川	上瀬	H 9. 3. 7	41	3.61	面	1
14	阿弥陀川	下車持	H15. 1.10	18	1.02	面	1
15	大谷川	上車持	H15. 3.14	220	3.38	標	1
		上車持	H17. 8.16	883	0.92	標	
16	サコ谷川	車持	H15. 3.14	220	0.73	標･面	1
		上車持	H25. 9. 4	840	0.07	標	
17	阿弥陀川	上車持	H18. 4.13	532	0.04	面	1
18	神子谷川	上車持	H18.11.13	1369	12.79	標･面	1
19	梅ヶ谷川	上車持	H19. 4.25	505	4.77	標･面	1
20	戸ノ谷川	上車持	H22. 7.29	791	4.87	標･面	1
21	管谷川	上車持	H23. 5.6	450	4.83	標･面	1

［資料編］

番号	渓流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	堰堤数
22	坂ノ谷川	上車持	H24. 4.6	419	29.22	標・面	1
	小計						
	海岸系	22箇所			231.67		23

５《おおい町》佐分利川水系

番号	渓流名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	堰堤数
1	永谷川 田井谷川 岸谷川	川上	M32. 4. 4	42	192.49	面	1 3 1
	岸谷川		M34. 7. 5	46	24.13	面	
2	新鞍谷川	川上	M32. 4. 4	42	22.30	面	1
			T11. 4. 8	79	0.47	面	
3	鉱生谷川	川上	M34. 7. 5	46	52.09	面	2
4	野尻川	野尻	M35. 7.24	53	16.71	面	3
			M44.11.14	96	1.59	面	
5	石山川	石山	M35. 7.24	53	1.08	面	4
	石山川 石山支川		S42. 3.31	建1177	10.35	線 30 30	
	飛里谷川		H20. 4. 8	444	7.33	面	1
	石山川及び村奥川		H20. 6. 4	687	14.02	面・標	1
6	佐分利川	川上	M44.11.14	内 97	2.66	面	
7	久保谷川	久保	S31. 2.11	建 261	27.47	面	2
8	大谷川	久保	S33. 1.18	75	24.58	面	3
9	焼谷	川上	S33. 1.18	75	2.15	面	1
10	大津呂川	本郷	S35. 2.16	201	59.40	線 50	3
	大津呂川 大津呂支川		S42. 3.31	1177	12.10	線 20 20	
11	父子川	父子	S35. 2.16	201	59.10	線 50	2
12	鹿野川	鹿野	S35. 2.16	201	9.50	線 50	3
13	大谷川 大谷支川	安川	S35. 2.16	201	17.80	線 50 50	1
14	北谷川	福谷	S37.12.13	3110	49.50	面	1
15	佐畑川	佐畑	S53. 1.28	63	3.04	線 5	3
16	万願寺川	万願寺	S61. 9.26	1570	1.01	標 ダム	1
17	鍛冶大谷川	父子	H元. 2.15	241	1.01	標 ダム	1
			H 4. 3.25	828	0.77	標 流	
18	堂渓川	川上	H元. 3. 7	523	0.70	標 ダム	1
19	日正道谷川	川上	H 5. 3.25	942	1.64	標・線15	1
20	浄土川	山田	H 9. 3. 7	41	7.65	標	1
21	宮田谷川	久保	H 9. 3. 7	41	23.45	面	1
22	山田川	山田	H10.11.18	1979	59.28	標 面	1
23	東条川	岡安	H10.11.18	1979	11.89	面	1

番号	渓　流　名	所　　在　　地	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	堰堤数
	小計						
	佐分利川水系	23 箇所			717.26		44

海岸系

番号	渓　流　名	所　　在　　地	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	堰堤数
1	長井川	長井	S38. 8.29	建 2217	13.30	線 30	1
	神子谷川					30	
	西谷川					30	
2	西犬見川	犬見	S56. 5.21	1061	4.52	標	1
3	犬見川	犬見	S60. 6.12	926	1.27	標	1
4	岡田川	岡田	H 6.11.22	2239	0.79	標	1
5	北谷川	岡田	H 8. 3.19	708	2.86	標・面	1
	小計						
	海　岸　系	5 箇所			22.74		5

資料　＜２－３－２＞　土石流危険渓流箇所　表

（平成 17 年 3 月 31 日現在）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
2-18-1		笠原川		笠原	0.30 0.03 0.03 2.0	0　(0)	高浜浄化ランド１(1)
2-18-2		子生川		子生	0.10 0.01 0.01 2.0	5　(5)	
2-18-3		子生川		南町	0.25 0.04 0.02 3.0	10　(10)	
2-19-1	関屋川	金剛寺川		日置	0.25 0.02 0.02 3.0	4　(4)	JR 小浜線 1(1)
2-19-2	関屋川	日置川		日置	0.50 0.07 0.05 5.0	1　(1)	大成寺 1(1)
2-19-3	関屋川			青	0.17 0.01 0.01 0.0	3　(3)	青区生活改善センター1(1)
2-19-4	関屋川			出合	0.15 0.01 0.01 2.0	3　(3)	JR 青郷駅 1(1)
2-19-5	関屋川	前川		横津海	0.55 0.04 0.04 4.0	14　(14)	
2-19-6	関屋川			関屋	1.10 0.07 0.07 4.0	9　(9)	
2-19-7	関屋川	六路谷川		梅ヶ谷	0.35 0.07 0.04 3.0	5　(5)	
2-19-8	関屋川	六路谷川	六路谷川	六路谷	0.45 0.04 0.04 2.0	8　(8)	六路谷ふれあい会館 1(1)
2-19-10	関屋川	六路谷川		蒜畠	0.55 0.06 0.03 2.0	8　(8)	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
2-19-11	関屋川	大岩川	大岩川	今寺	0.80 0.16 0.15 2.5	10 (10)	今寺区集落生活改善センター1(1)
2-19-12	関屋川	高野川	高野川	高野	1.30 0.08 0.08 2.5	20 (20)	
2-19-13	関屋川	高野川		高野	0.95 0.25 0.25 4.0	11 (1)	
2-19-14	関屋川			西三松	0.30 0.01 0.01 1.5	32 (32)	高浜町三松センター、来迎寺、西三松福祉集会所3(3)
2-19-18	関屋川	中山川	中山川	中山	0.65 0.07 0.06 3.0	12 (12)	
3-1		車持川	阿弥陀川	車持	0.20 0.01 0.01 0.5	17 (17)	
3-2		車持川	大谷川	車持	0.35 0.05 0.05 2.0	17 (17)	
3-3		車持川	サコ谷川	車持	0.17 0.02 0.01 1.5	9 (3)	
3-4		車持川	梅ケ谷川	車持	0.37 0.03 0.03 2.0	15 (1)	
3-5		車持川	神子谷川	車持	0.50 0.05 0.05 2.0	6 (0)	
3-6		車持川	戸谷川	車持	0.35 0.03 0.03 1.2	9 (0)	
3-7		馬居寺川	馬居寺川	馬居寺	0.90 0.15 0.08 2.0	8 (8)	
3-8		馬居寺川		馬居寺	0.70 0.15 0.13 2.0	8 (0)	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
3-9				大西	0.20 0.03 0.03 1.2	12 (12)	JR 若狭高浜駅 1(1)
3-10				大西	0.25 0.03 0.03 1.5	32 (32)	高浜児童センター1、JR 若狭高浜駅 1(2)
3-11				湯谷	0.32 0.04 0.04 2.0	12 (12)	高浜町中央図書館、高浜町文化会館 2(2)
3-12				湯谷	0.30 0.03 0.03 10.0	13 (2)	
3-14		畑川	畑川	畑	1.45 0.21 0.11 3.0	19 (19)	畑区生活改善センター1(1)
3-15		中津海川		中寄	0.25 0.02 0.02 0.0	6 (6)	
3-16		中津海川	中津海川	中寄	1.65 0.45 0.24 3.0	19 (19)	
3-17				東三松	0.55 0.06 0.06 2.0	2 (2)	JR 三松駅 1(1)
3-45				車持	0.45 0.10 0.08 2.0	1 (1)	香山神社 1(1)
3-57				湯谷	0.30 0.03 0.03 2.0	24 (24)	
3-60				湯谷	0.40 0.04 0.03 2.0	38 (12)	
3-18				難波江	0.21 0.28 0.18 2.5	5 (5)	白浜館 1 (1)、主要地方道舞鶴野原港 300m
3-19		難波江川		難波江	0.27 0.04 0.03 3.0	13 (13)	主要地方道舞鶴野原港 110m

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
3-20		難波江川	難波江川	難波江	1.00 0.29 0.25 8.0	13（0）	主要地方道舞鶴野原港 110m
3-21		宮ノ谷川		難波江	0.82 0.41 0.35 1.5	16（13）	高浜原電警備派出所 1（1）、 難波江集会場 1（1）、 主要地方道舞鶴野原港 120m
3-63		後川		難波江	0.90 0.63 0.41 1.2	4（0）	高浜原電警備派出所 1（0）、 主要地方道舞鶴野原港 650m
3-22				小黒飯	0.47 0.13 0.09 2.0	14（14）	旅館宮茂 1（1）、寿奎寺 1（1）、 小黒飯漁協協同組合 1（1）、 県道音海中津海線 210m
3-23				小黒飯	0.30 0.08 0.06 2.0	14（0）	旅館宮茂 1（0）、寿奎寺 1（0）、 小黒飯漁協協同組合 1（0）、 県道音海中津海線 210m
3-24				音海	0.27 0.24 0.23 3.0	29（29）	県道中津海線 160m
3-25				音海	0.43 0.11 0.11 2.0	7（7）	民宿マス屋 1（1）、 民宿こだま 1（1）、 音海集落センター1（1）、 県道音海中津海線 200m
3-26				音海	0.19 0.02 0.02 3.0	7（7）	渡船民宿金森 1（1）、 民宿食堂松月 1（1）、 県道音海中津海線 100m
3-64				音海	0.14 0.01 0.01 0.0	1（1）	変電所 2（2）、 県道音海中津海線 80m
3-29				田ノ浦	0.43 0.12 0.12 3.0	0（0）	高浜原子力発電所 1（1）
3-30				田ノ浦	0.2 0.04 0.04 8.0	0（0）	高浜原子力発電所 1（0）
3-31				田ノ浦	0.23 0.08 0.08 2.0	0（0）	高浜原子力発電所 1（1）
3-32				神野	0.57 0.08 0.05 1.5	15（15）	三好旅館 1（1）、民宿神徳 1（1）、公民館 1（1）、 桃源寺 1（1）、ふれあいセンター1（1）、 主要地方道舞鶴野原港 80m

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
3-33				神野	0.28 0.13 0.13 2.5	10（5）	三好旅館１（0）、民宿神徳１（0）、民宿久富１（1）、 釣宿神徳１（1）、公民館１（0）、 主要地方道舞鶴野原港 50m
3-67		水谷川		神野	0.58 0.36 0.24 3.0	0（0）	簡易水道施設１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 80m
3-34		白井川		山中	0.52 0.19 0.19 7.0	14（14）	簡易水道施設１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 180m
3-35		白井川		山中	0.37 0.08 0.08 2.0	5（0）	内浦診療所 1、 簡易水道施設１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 240m
3-36		奥谷川		山中	0.33 0.07 0.07 2.0	6（6）	内浦簡易郵便局１（1）、 高浜町内浦基幹集落セ１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 140m
3-68		奥谷川		山中	0.47 0.11 0.07 2.0	0（0）	五色山公園１（1）
3-37		五反田川		下	0.23 0.07 0.07 6.0	0（0）	高浜町不燃物処理地管１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 80m
3-69		五反田川		下	0.40 0.37 0.34 5.0	0（0）	高浜町不燃物処理地管１（0）、 主要地方道舞鶴野原港 70m
3-38		熊野川		下	0.90 0.63 0.46 5.0	4（4）	松本旅館１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 220m
3-39		八幡川	八幡川	宮尾	0.9 0.70 0.60 2.0	5（5）	主要地方道舞鶴野原港 200m
3-40				日引	0.20 0.07 0.07 3.0	8（8）	日引小学校１（1）、 民宿由幸１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 30m
3-41		大谷川	大谷川	日引	0.80 0.81 0.81 2.0	14（14）	潮富荘１（1）、森口旅館１（1）、 日引集会場１（1）、 簡易水道施設１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 30m
3-42				日引	0.35 0.12 0.12 4.5	4（0）	森口旅館１（0）、 日引集会場１（0）、 正楽寺１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 50m

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
3-43		上瀬川	上瀬川	上瀬	1.1 0.42 0.42 4.0	12（12）	主要地方道舞鶴野原港 60m
3-44				上瀬	0.00 0.03 0.03 0.0	12（7）	ふれあい会館１（1）、 主要地方道舞鶴野原港 110m
2-18-4		笠原川		笠原	0.65 0.10 0.09 4.0	1 （1）	
2-18-17		子生川		子生	0.08 0.01 0.01 1.0	2 （2）	
2-18-19		坂田川		坂田	0.35 0.08 0.05 2.0	1 （1）	
2-19-9	関屋川	六路谷川	六路谷川	六路谷	0.10 0.01 0.01 5.0	4 （4）	
2-19-15	関屋川	金剛寺川	金剛寺川	日置	0.90 0.33 0.20 4.0	1 （1）	
2-19-16	関屋川			関屋	0.25 0.02 0.02 1.2	1 （1）	
2-19-17	関屋川			関屋	0.35 0.04 0.03 1.5	1 （1）	
3-13		畑川		畑	0.17 0.01 0.01 1.0	2 （2）	
3-62				東三松	1.90 0.11 0.10 3.0	2 （2）	
3-27				音海	0.27 0.05 0.05 1.2	4（2）	県道音海中津海線 130m
3-65				音海	0.42 0.08 0.08 4.0	1（0）	県道音海中津海線 80m

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
3-66				音海	0.64 0.13 0.13 7.5	3 (2)	県道音海中津海線 120m
2-18-5S		笠原川		笠原	0.41 0.10 0.08 ―		
2-18-6S				笠原	0.32 0.05 0.05 ―		
2-18-7S				笠原	0.49 0.13 0.10 ―		
2-18-8S				笠原	0.46 0.07 0.06 ―		
2-18-9S				笠原	0.34 0.04 0.03 ―		
2-18-10S				笠原	0.51 0.06 0.05 ―		
2-18-11S				笠原	1.00 0.53 0.36 ―		
2-18-12S				笠原	0.30 0.07 0.06 ―		
2-18-13S		子生川		子生	0.20 0.02 0.02 ―		
2-18-14S		子生川		子生	0.21 0.04 0.04 ―		
2-18-15S		子生川		子生	0.27 0.08 0.06 ―		
2-18-16S		子生川		子生	1.26 0.35 0.28 ―		

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
2-18-18S		子生川		坂田	0.35 0.04 0.03 ―		
2-18-20S		子生川		坂田	0.38 0.06 0.05 ―		
3-46S		車持川		車持	0.29 0.03 0.03 ―		
3-47S		車持川		車持	0.30 0.06 0.04 ―		
3-48S		馬居寺川		馬居寺	0.25 0.05 0.04 ―		
3-49S		片間川			0.17 0.02 0.02 ―		
3-50S		片間川			0.35 0.06 0.05 ―		
3-51S		片間川			0.34 0.06 0.05 ―		
3-52S		片間川			0.24 0.03 0.03 ―		
3-53S		片間川			0.43 0.07 0.05 ―		
3-54S		片間川			1.01 0.39 0.29 ―		
3-55S		片間川	片間川		1.61 0.95 0.58 ―		
3-56S		みだ川	みだ川		1.63 0.73 0.47 ―		

［資料編］

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域概要 渓流長（ｋｍ） 流域面積（ｋｍ^2） 発生流域面積（ｋｍ^2） 川幅（ｍ）	人家戸数	公共施設等
3-58S				湯谷	0.59 0.08 0.06 ―		
3-59S				湯谷	0.45 0.09 0.07 ―		
3-61S		畑川		畑	0.95 0.21 0.15 ―		

資料　＜２－３－３＞　急傾斜地危険箇所　表

（平成 17 年 3 月 31 日現在）

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家（戸）
		大字	小字	長さ（m）	傾斜度（°）	高さ（m）	
9706	山中(2)	山中		60	42	21	2
9707	神野	神野		30	35	17	1
9708	音海(4)	音海		30	37	30	1
9709	音海(5)	音海		50	39	20	2
9710	小黒飯(2)	小黒飯		70	34	24	2
9711	難波江(1)	難波江		35	41	20	1
9712	難波江(2)	難波江		120	39	32	4
9713	難波江(3)	難波江		60	46	60	2
9714	西三松(3)	西三松		105	39	70	2
9715	中山	中山		35	36	22	2
9716	小和田	小和田		35	40	22	1
9717	蒜畠	蒜畠		30	34	25	2
9718	梅ヶ谷	六路谷	梅ヶ谷	30	32	16	2
9719	関屋(1)	関屋		80	36	44	4
9720	関屋(2)	関屋		15	34	20	1
9721	関屋(3)	関屋		45	39	55	1
9722	横津海(1)	横津海		40	34	15	2
9723	横津海(2)	横津海		30	40	17	1
9724	横津海(3)	横津海		35	36	40	1
9725	畑	畑		75	34	35	2
9726	湯谷(6)	湯谷		35	32	44	3
9727	坂田(1)	坂田		50	35	25	1
9728	坂田(2)	坂田		45	33	33	1
9729	子生(5)	子生		60	31	43	1
9730	子生(6)	子生		40	32	20	1
9731	笠原	笠原		40	38	44	1
9732	和田六区	和田	六区	30	32	34	1
9733	安土(2)	安土		30	35	24	1
9734	馬居寺(2)	馬居寺		35	35	33	1
9735	馬居寺(3)	馬居寺		35	40	21	1
9736	馬居寺(4)	馬居寺		55	42	29	2
9737	下車持(2)	車持	下車持	35	35	19	2
9738	上車持(1)	車持	上車持	30	30	21	1

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家（戸）
		大字	小字	長さ（m）	傾斜度（°）	高さ（m）	
9739	上車持(2)	車持	上車持	40	31	13	2
9740	上車持(3)	車持	上車持	50	33	26	4
9700	中寄	中寄		535	35	80	
9701	立石	立石		195	34	80	
9702	湯谷(7)	湯谷		110	34	50	
9703	子生(7)	子生		170	35	22	
9704	子生(8)	子生		145	30	36	
9705	子生(3)	子生		100	36	25	
9706	笠原	笠原		190	39	70	
9707	和田(1)	和田		140	37	32	
9708	和田(2)	和田		190	33	40	
9709	車持(1)	車持		150	40	46	
9710	車持(2)	車持		225	45	35	
9711	車持(3)	車持		135	36	48	
9712	下車持(3)	車持	下車持	145	33	38	
700	白井	山中		210	60	12	12
701	西三松(1)	西三松		260	60	30	13
702	西三松(2)	西三松		160	50	15	8
703	南団地	南団地		640	37	45	72
704	高野	高野		130	45	10	3
705	音海(1)	音海		610	40	30	30
706	音海東	音海		110	45	28	7
707	小黒飯(1)	小黒飯		200	30	20	10
9700	日引(1)	日引		115	41	53	5
9701	日引(2)	日引		65	40	16	0
9702	下	下		40	40	70	1
9703	山中	山中		40	37	15	0
9704	音海(2)	音海		395	60	30	11
9705	音海（３）	音海		370	34	135	6
9706	神野	神野		85	40	33	0
9707	中山	中山		30	40	19	1
9708	蒜畠	蒜畠		120	37	35	8
9709	横津海	横津海		40	38	68	0
9710	事代	事代		20	33	9	0
9711	湯谷(2)	湯谷		150	35	67	1

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家（戸）
		大字	小字	長さ（m）	傾斜度（°）	高さ（m）	
9712	湯谷(3)	湯谷		370	33	50	41
9713	湯谷(4)	湯谷		110	33	33	12
9714	湯谷(5)	湯谷		70	39	65	0
9715	子生(1)	子生		175	31	25	6
9716	子生(2)	子生		170	32	36	5
9717	子生(3)	子生		145	36	23	5
9718	子生(4)	子生		35	30	13	0
9719	笠原	笠原		25	33	31	0
9720	馬居寺(1)	馬居寺		230	39	42	6
9721	下車持(1)	車持	下車持	45	46	25	1

資料　＜２－３－４＞　山地災害危険地　表

１　崩壊土砂流出危険地区

（平成 28 年３月現在）

番号	保安林等	地すべり指定	他の法令	荒廃状況	面積(ha)	進捗状況治山事業	位置		公共施設等					
							大字	字	人家				公共施設	道路
									50以上	49～10	9～5	4以下		
1	有	無	無	有	5.40	概成	横津梅	鍵掛				4		林
2	有	無	有	有	0.12	概成	六路谷	六瀬谷			8			町
3	有	無	無	無	0.72	概成	蒜畠	ダラ			8			国
4	無	無	有	有	1.20	無	音海	月ヶ原		30				県
5	無	無	無	無	0.45	無	上瀬	渡道			5			県
6	無	無	無	有	0.68	一部	青	長畑		17				国
7	有	無	有	無	1.44	一部	六路谷	真奥		20				林
8	有	無	無	無	0.72	概成	横津梅	佐分利尾		40				県
9	無	無	無	有	0.20	無	和田	上大谷						町
10	無	無	有	無	0.45	無	白井	青葉山		20				町
11	有	無	無	有	0.72	一部	横津梅	足谷		26				町
12	有	無	無	有	0.18	概成	六路谷	梅ヶ谷				4	1	
13	有	無	無	無	1.56	概成	蒜畠	中畑		10				市
14	無	無	無	有	0.32	概成	六路谷	岩尾		14				町

2　山腹崩壊危険地区

（平成 28 年３月現在）

番号	保安林等	地すべり指定	他の法令	荒廃状況	調査地区	危険地区１００点以上のメッシュ数	進捗状況治山事業	位置		公共施設等					
								大字	字	人家				公共施設	道路
										50以上	49～10	9～5	4以下		
1	無	無	無	無	4	4	無	子生	寺谷		20				町
2	無	無	無	無	6	4	無	横梅津	佐古谷		30				町
3	有	無	無	無	3	3	概成	六路谷	千墓				4		町
4	無	無	無	無	8	7	無	音梅	多田落		16			1	県
5	無	無		無	1	1	無	音梅	椎木本				3		県
6	無	無	無	無	1	1	無	音梅	朱竹						町
7	無	無	無	無	5	5	無	上瀬	細道		15				県
8	有	無	無	無	6	6	概成	坂田	坂田			5			町
9	無	無	無	無	3	3	概成	笠原	大谷						県
10	有	無	無	無	4	1	概成	高野	渕ヶ本		15				町
11	無	無	無	無	4	1	無	今寺	同地		19				町
12	無	無	無	無	1	1	無	六路谷	下大久保				4		国
13	有	無	無	無	2	2	概成	六路谷	花ノ木						県
14	無	無	無	無	6	6	無	白井	大平		20				
15	無	無	無	無	4	3	無	高野	比源池		20				道
16	無	無	無	無	3	3	無	下	村の奥		10				県
17	無	無	無	無	5	5	無	宮尾	ガンレイ			5			県
18	無	無	無	無	2	2	無	和田	赤崎						県
19	無	無	無	無	4	4	無	鎌倉	堂の上		20				町
20	無	無	有	無	2	2	無	音海	月ヶ花		20				県
21	無	無	無	無	4	4	無	上車持	柿木原						県
22	無	無	無	無	1	1	無	馬居寺	上屋敷				1		町
23	無	無	無	無	1	1	無	関屋	狭佐古				4		町
24	無	無	無	無	2	1	無	小黒坂	宮ノ龍				3		県
25	無	無	無	無	1	1	無	難波江	護尾向				4		町
26	有	無	無	無	2	1	概成	青	宮ヶ谷		25			1	町
27	有	無	無	無	1	1	概成	六路谷	真奥						林
28	無	無	無	無	1	1	概成	小生	家の上				4		町
29	無	無	無	有	4	3	未成	宮尾	平岩			5			県
30	無	無	無	無	1	1	概成	宮崎	愛宕下				4		町

3　地すべり危険地区

（平成 28 年３月現在）

保安林等	地すべり指定	他の法令	荒廃状況	面積(ha)	進捗状況治山事業	位置		公共施設等					
						大字	字	人家				公共施設	道路
								50以上	49～10	9～5	4以下		
有	無	無	有	4	概成	高野	渕ヶ本		30				町

4　地すべり危険箇所

国土交通省所管　地すべり防止区域

（令和２年２月現在）

所轄土木事務所	箇所番号	指定地名	所在地	告示年月日	公示番号	面積(ha)
小浜土木事務所	28	山中	山中	昭和 34 年 3 月 31 日 平成 24 年 3 月 29 日	778 346	12.28
	29	山中第 2	山中	昭和 57 年 3 月 27 日	849	19.43

農林水産省農村振興局所管　地すべり防止区域

（令和２年２月現在）

所　轄	箇所番号	指定地	農林水産省告示番号	区域内の概況（ha）					
				全体	田	畑	山林	宅地	その他
嶺南振興局	1	鎌倉	S35.4.11 320	39.47	17.86	3.69	11.38	0.28	6.26
	2	下	S35.4.11 321	15.28	5.61	4.82	0.74	4.11	
	3	小和田	S35.4.11 319	29.07	10.43	2.80	12.40	3.44	
	4	小和田 (同上追加)	S44.3.31 460	8.70	7.20	0.20	0.30	1.00	
	5	中山	S44.3.31 428	64.70	11.30	10.60	34.80	8.00	
	6	神野	S43.3.18 374	65.40	30.35	8.67	11.07	15.31	
	7	高野	S46.3.18 372	53.86	22.86	14.67	6.22	10.11	

資料　＜２－３－５＞　なだれ危険箇所　表

嶺南振興局小浜土木事務所（平成 17 年 3 月現在）

危険箇所番号		保全対象					雪崩発生域の植生状況					
箇所番号	箇所名	人家戸数	収容可能人家戸数（アパート等）	公共施設	災害時要援護者施設	その他	裸地・草地（樹高2m未満）	樹木区分	樹冠密度 低木（H<4m）	樹冠密度 中木（4≦H<8m）	樹冠密度 高木（8m≦H）	備考
Ⅱ-400	宮尾（３）	3	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	30 %	60 %	－
Ⅱ-401	山中（２）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	20 %	40 %	40 %	－
Ⅱ-402	難波江（２）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	60 %	30 %	－
Ⅱ-403	難波江（３）	4	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	40 %	50 %	－
Ⅱ-404	難波江（４）	4	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	50 %	40 %	－
Ⅱ-405	西三松（３）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	30 %	60 %	10 %	－
Ⅱ-406	今寺（２）	1	－	－	－	－	80 %	~~常緑樹~~・落葉樹	0 %	20 %	0 %	－
Ⅱ-407	中山	3	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	60 %	30 %	－
Ⅱ-408	小和田	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	60 %	30 %	－
Ⅱ-409	六路谷（１）	3	－	－	－	－	－ %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	30 %	60 %	－
Ⅱ-410	六路谷（２）	3	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	30 %	50 %	20 %	－
Ⅱ-411	六路谷（３）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	20 %	50 %	30 %	－
Ⅱ-412	梅ヶ谷	4	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	30 %	60 %	－
Ⅱ-413	関屋（２）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	30 %	60 %	－
Ⅱ-414	関屋（３）	2	－	－	－	－	30 %	常緑樹・~~落葉樹~~	0 %	10 %	60 %	－
Ⅱ-415	日置（１）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	60 %	30 %	－
Ⅱ-416	日置（２）	3	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	20 %	70 %	－
Ⅱ-417	坂田	2	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	40 %	50 %	－
Ⅱ-418	子生（３）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	50 %	40 %	－
Ⅱ-419	子生（４）	3	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	30 %	40 %	20 %	－
Ⅱ-420	子生（５）	3	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	40 %	50 %	－
Ⅱ-421	子生（６）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	20 %	70 %	
Ⅱ-422	笠原（２）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	30 %	50 %	20 %	
Ⅱ-423	馬居寺（２）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	70 %	20 %	
Ⅱ-424	馬居寺（３）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	30 %	30 %	40 %	
Ⅱ-425	馬居寺（４）	2	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	20 %	50 %	30 %	
Ⅱ-426	馬居寺（５）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	20 %	30 %	50 %	
Ⅱ-427	車持（１）	4	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	20 %	70 %	
Ⅱ-428	車持（２）	1	－	－	－	－	0 %	常緑樹・~~落葉樹~~	10 %	30 %	60 %	

資料　＜２－３－６＞　土石流危険区域図

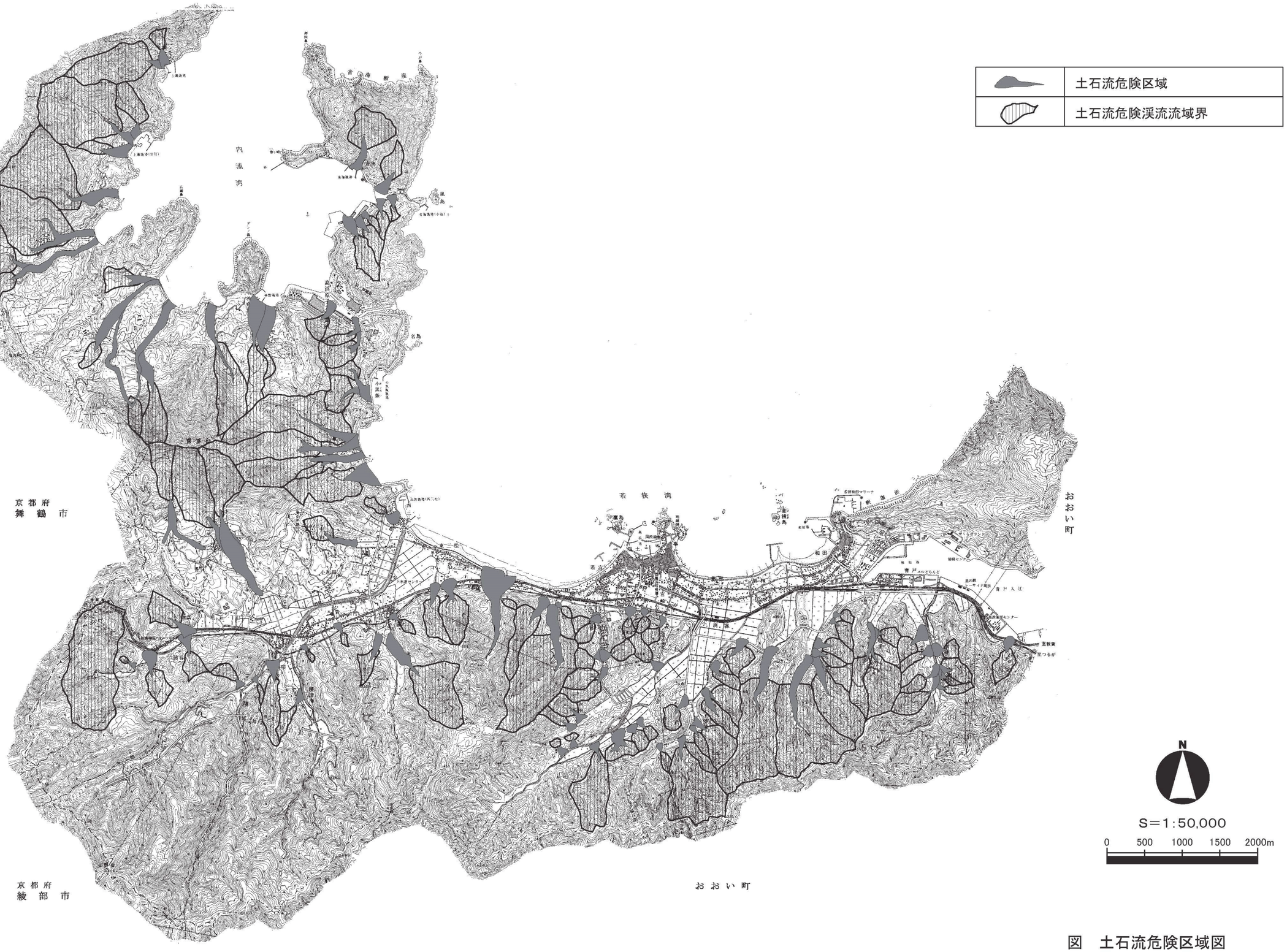

図　土石流危険区域図

資料　＜２－３－７＞　急傾斜地被害想定区域図

図　急傾斜地被害想定区域図

資料　＜２－３－８＞　地すべり被害想定区域図

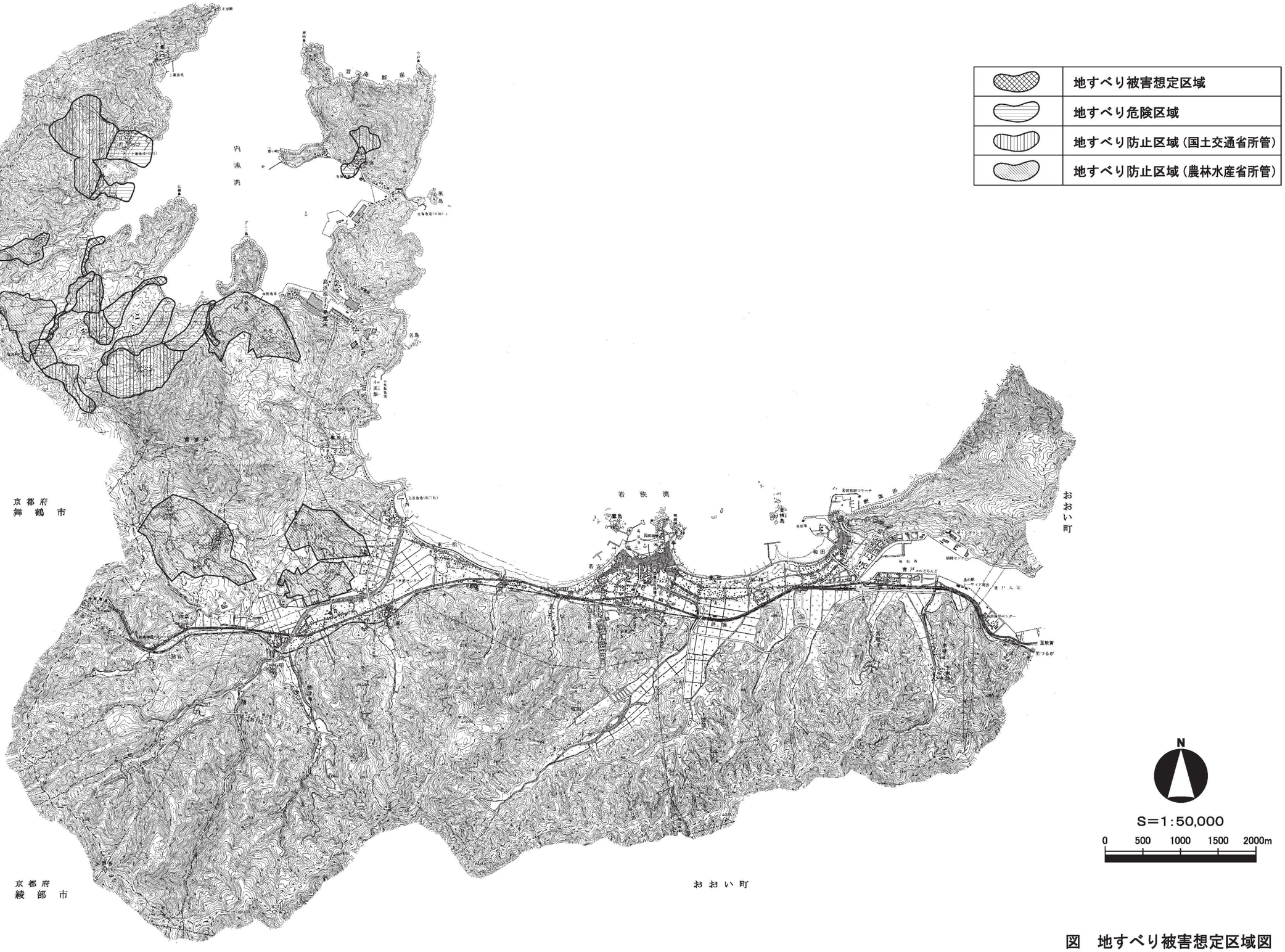

	地すべり被害想定区域
	地すべり危険区域
	地すべり防止区域（国土交通省所管）
	地すべり防止区域（農林水産省所管）

N

S=1:50,000

0　500　1000　1500　2000m

図　地すべり被害想定区域図

資料　＜２－３－９＞　なだれ危険箇所図

図　なだれ危険箇所図

資料　＜２－３－10＞　土砂災害警戒区域等　表

1　急傾斜地

（令和２年３月現在）

区域番号	含特別警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-Ⅰ-9708	○	高浜町蒜畠	H17.12.27	①②③④
33-Ⅱ-9717	○	高浜町蒜畠	H17.12.27	①②③④
33-Ⅰ-9703	○	高浜町山中	H17.12.27	①②③④
33-Ⅱ-9706	○	高浜町山中	H17.12.27	①②③④
33-Ⅱ-9719	○	高浜町関屋	H18.2.28	①②③④
33-Ⅱ-9720	○	高浜町関屋	H18.2.28	①②③④
33-Ⅱ-9721	○	高浜町関屋	H18.2.28	①②③④
33-Ⅰ-9714-1	○	高浜町南	H18.12.26	①②③④
33-Ⅰ-4324	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅰ-4325	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4301	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4302	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4303	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4308	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4313	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4314	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4315	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4317	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4323	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4332	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4333	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-4334	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-Ⅱ-9716	○	高浜町小和田	H20.12.19	①②③④
33-Ⅱ-04712	○	高浜町小和田	H20.12.19	①②③④
33-Ⅱ-03401	○	高浜町東三松	H20.12.19	①②③④
33-Ⅱ-03402	○	高浜町東三松	H20.12.19	①②③④
33-Ⅲ-9700	○	高浜町中寄	H20.12.19	①②③④
33-Ⅱ-9725	○	高浜町畑	H20.12.19	①②③④
33-Ⅱ-01802	○	高浜町畑	H20.12.19	①②③④
33-Ⅱ-01807	○	高浜町畑	H20.12.19	①②③④
33-Ⅱ-03704	○	高浜町日置	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-03717	○	高浜町日置	H21.2.20	①②③④
33-Ⅰ-03504	○	高浜町西三松	H21.2.20	①②③④
33-Ⅰ-704	○	高浜町高野	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-04503	○	高浜町高野	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-04505	○	高浜町高野	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-04534	○	高浜町高野	H21.2.20	①②③④
33-Ⅰ-04608	○	高浜町今寺	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-04414	○	高浜町旭ヶ丘	H21.2.20	①②③④
33-Ⅲ-9707	○	高浜町和田１区	H21.2.20	①②③④
33-Ⅲ-9708	○	高浜町和田１区	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-9733	○	高浜町和田６区	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-02811	○	高浜町和田６区	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-02816	○	高浜町和田６区	H21.2.20	①②③④
33-Ⅱ-04908	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04917	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04918	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04921	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04924	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

区域番号	含特別警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-Ⅱ-04925	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04930	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9711	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9712	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9713	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9710	○	高浜町小黒飯	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-707-2	○	高浜町小黒飯	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-707-1	○	高浜町小黒飯	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04010	○	高浜町横津海	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04011	○	高浜町横津海	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04012	○	高浜町横津海	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04013	○	高浜町横津海	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-9709	○	高浜町横津海	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9724	○	高浜町横津海	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-04103	○	高浜町関屋	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04109	○	高浜町関屋	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04110	○	高浜町関屋	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04112	○	高浜町関屋	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04113	○	高浜町関屋	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-04114	○	高浜町関屋	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-9701	○	高浜町日引	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05511	○	高浜町日引	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05507	○	高浜町日引	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05504	○	高浜町日引	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05904	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05924	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05932		高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05933		高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05935	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05940	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05941		高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05942	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05949	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9705	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-700-1	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-700-2	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-9702	○	高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9703	○	高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05702	○	高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05703	○	高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05704	○	高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05712	○	高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05713		高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05401	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05403		高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05404	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05405	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05407		高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05409	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05412	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05413	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05414	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9700	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9701	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

区域番号	含特別警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-Ⅱ-9702	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05612	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05613	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05618	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05619	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05620	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05621		高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05622	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05623	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05627	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05806	○	高浜町鎌倉	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05810	○	高浜町鎌倉	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05811	○	高浜町鎌倉	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05812	○	高浜町鎌倉	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9704	○	高浜町鎌倉	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05110	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05114	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-05115	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-05116	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-9706	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9707	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-Ⅲ-9709	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅲ-9710	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅲ-9711	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅲ-9712	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-03301	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-03313	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-03314	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9737	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-9721	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9738	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-03320	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-03323	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-03324	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9739	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9740	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-9722	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9735	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-9734	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-03206	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-03208	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-Ⅱ-03210	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-Ⅰ-9717	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9718	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9719	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9720	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9729	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9730	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-9703	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-9704	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-9705	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-01410	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-01414	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-01417	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

区域番号	含特別警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-Ⅱ-01418	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9727	○	高浜町坂田	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9728	○	高浜町坂田	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-01508	○	高浜町坂田	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-01510	○	高浜町坂田	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9721	○	高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9731	○	高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-9706	○	高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-01613	○	高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-699	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9711	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9712	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9713	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9726	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-9702	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-02201	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-02206	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-703	○	高浜町南	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9715	○	高浜町南	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9716	○	高浜町南	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-01803	○	高浜町畑	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-9701	○	高浜町立石	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9710	○	高浜町事代	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-00703	○	高浜町事代	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-02105	○	高浜町宮崎	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-02106	○	高浜町宮崎	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-02111	○	高浜町宮崎	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9736	○	高浜町馬居寺	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-702	○	高浜町西三松	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9714	○	高浜町西三松	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-04310	○	高浜町六路谷	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-05813	○	高浜町鎌倉	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9707	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-04802	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-04804	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-04805	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-04814	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-04815	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9715	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-04818-1	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-04818-2	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅲ-04819	○	高浜町中山	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-705-1	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-705-2	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-706	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9704	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9705-1	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-9705-2	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-05301	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-05304	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-05305	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-05306	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-05307	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-05309	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-05312	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅱ-9708	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

区域番号	含特別 警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-Ⅱ-9709	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-Ⅰ-01501-1	○	高浜町坂田	H27.9.29	①②③④
33-Ⅰ-01502-2	○	高浜町坂田	H27.9.29	①②③④
33-Ⅲ-9700-1	○	高浜町鐘寄	H27.9.29	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

2　土石流

（令和２年３月現在）

区域番号	含特別警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-2-19-4		高浜町出合	H17.12.27	①②③④
33-2-19-10	○	高浜町蒜畠	H17.12.27	①②③④
33-3-34	○	高浜町山中	H17.12.27	①②③④
33-3-35	○	高浜町山中	H17.12.27	①②③④
33-3-36	○	高浜町山中	H17.12.27	①②③④
33-3-68	○	高浜町山中	H17.12.27	①②③④
33-2-19-6	○	高浜町関屋	H18.2.28	①②③④
33-2-19-16	○	高浜町関屋	H18.2.28	①②③④
33-2-19-17	○	高浜町関屋	H18.2.28	①②③④
33-2-18-3	○	高浜町南	H18.12.26	①②③④
33-3-9	○	高浜町南	H18.12.26	①②③④
33-3-10	○	高浜町南	H18.12.26	①②③④
33-2-19-7	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-2-19-8	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-2-19-9		高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-2-19-4302	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-2-19-4303	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-2-19-4310	○	高浜町六路谷	H20.4.4	①②③④
33-2-19-03401	○	高浜町東三松	H20.12.19	①②③④
33-3-17-1	○	高浜町東三松	H20.12.19	①②③④
33-3-17-2	○	高浜町東三松	H20.12.19	①②③④
33-3-62	○	高浜町東三松	H20.12.19	①②③④
33-2-18-6S	○	高浜町薗部	H20.12.19	①②③④
33-2-18-7S-2	○	高浜町薗部	H20.12.19	①②③④
33-2-18-7S-3	○	高浜町薗部	H20.12.19	①②③④
33-2-18-8S-2	○	高浜町薗部	H20.12.19	①②③④
33-2-18-12S-1	○	高浜町薗部	H20.12.19	①②③④
33-2-18-12S-2	○	高浜町薗部	H20.12.19	①②③④
33-3-16	○	高浜町中寄	H20.12.19	①②③④
33-3-14-1	○	高浜町畑	H20.12.19	①②③④
33-3-14-2	○	高浜町畑	H20.12.19	①②③④
33-3-14-3	○	高浜町畑	H20.12.19	①②③④
33-3-14-4	○	高浜町畑	H20.12.19	①②③④
33-3-61S	○	高浜町畑	H20.12.19	①②③④
33-2-19-04313		高浜町六路谷	H20.12.19	①②③④
33-2-19-3	○	高浜町青	H21.2.20	①②③④
33-2-19-1	○	高浜町日置	H21.2.20	①②③④
33-2-19-2	○	高浜町日置	H21.2.20	①②③④
33-2-19-15-1	○	高浜町日置	H21.2.20	①②③④
33-2-19-15-2	○	高浜町日置	H21.2.20	①②③④
33-2-19-03701	○	高浜町日置	H21.2.20	①②③④
33-2-19-03702	○	高浜町日置	H21.2.20	①②③④
33-2-19-14	○	高浜町西三松	H21.2.20	①②③④
33-2-19-12		高浜町高野	H21.2.20	①②③④
33-2-19-13	○	高浜町高野	H21.2.20	①②③④
33-2-19-11		高浜町今寺	H21.2.20	①②③④
33-2-19-18	○	高浜町中山	H21.2.20	①②③④
33-3-55S-1		高浜町和田１区	H21.2.20	①②③④
33-3-55S-3	○	高浜町和田１区	H21.2.20	①②③④
33-3-55S-4	○	高浜町和田１区	H21.2.20	①②③④
33-3-56S-3	○	高浜町和田１区	H21.2.20	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

区域番号	含特別警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-3-49S-1	○	高浜町和田３区	H21.2.20	①②③④
33-3-49S-2	○	高浜町和田３区	H21.2.20	①②③④
33-3-50S-1	○	高浜町和田３区	H21.2.20	①②③④
33-3-51S-2	○	高浜町和田３区	H21.2.20	①②③④
33-3-51S-3	○	高浜町和田３区	H21.2.20	①②③④
33-3-52S-2	○	高浜町和田３区	H21.2.20	①②③④
33-3-53S	○	高浜町和田３区	H21.2.20	①②③④
33-3-54S	○	高浜町和田３区	H21.2.20	①②③④
33-3-63-1	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-3-63-2	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-3-18-1	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-3-18-2	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-3-19	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-3-20	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-3-21-1	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-3-21-2	○	高浜町難波江	H21.9.18	①②③④
33-3-22	○	高浜町小黒飯	H21.9.18	①②③④
33-3-23	○	高浜町小黒飯	H21.9.18	①②③④
33-2-19-5	○	高浜町横津海	H21.9.18	①②③④
33-2-19-04403	○	高浜町蒜畠	H21.9.18	①②③④
33-3-40	○	高浜町日引	H21.9.18	①②③④
33-3-41	○	高浜町日引	H21.9.18	①②③④
33-3-42	○	高浜町日引	H21.9.18	①②③④
33-3-05901	○	高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-3-05906		高浜町山中	H21.9.18	①②③④
33-3-37		高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-3-38	○	高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-3-69	○	高浜町下	H21.9.18	①②③④
33-3-43	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-3-44	○	高浜町上瀬	H21.9.18	①②③④
33-3-39	○	高浜町宮尾	H21.9.18	①②③④
33-3-32	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-3-33	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-3-67	○	高浜町神野	H21.9.18	①②③④
33-3-1-1		高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-1-2		高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-2-3		高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-2-1		高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-2-2	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-3	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-4	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-03307	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-45	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-46S	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-47S	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-03303	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-6	○	高浜町車持	H21.9.18	①②③④
33-3-48S	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-3-03203	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-3-7-1	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-3-7-2	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-3-7-3	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-3-7-4	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④
33-3-8	○	高浜町馬居寺	H21.9.18	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

区域番号	含特別警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-2-18-2-1	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-13S		高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-14S-1	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-14S-2	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-15S-1		高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-15S-2	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-16S	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-01404	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-01409	○	高浜町子生	H23.1.28	①②③④
33-2-18-19-1	○	高浜町坂田	H23.1.28	①②③④
33-2-18-19-2	○	高浜町坂田	H23.1.28	①②③④
33-2-18-18S	○	高浜町坂田	H23.1.28	①②③④
33-2-18-01502	○	高浜町坂田	H23.1.28	①②③④
33-2-18-1	○	高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-2-18-4		高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-2-18-9S	○	高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-2-18-10S	○	高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-2-18-11S		高浜町笠原	H23.1.28	①②③④
33-3-11	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-3-57	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-3-60		高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-3-58S	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-3-59S	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-2-18-02201	○	高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-2-18-02202		高浜町湯谷	H23.1.28	①②③④
33-3-15	○	高浜町中寄	H23.1.28	①②③④
33-2-18-5S-2	○	高浜町岩神	H23.1.28	①②③④
33-2-18-5S-3	○	高浜町岩神	H23.1.28	①②③④
33-2-18-02102	○	高浜町宮崎	H23.1.28	①②③④
33-2-18-20S	○	高浜町宮崎	H23.1.28	①②③④
33-3-03205	○	高浜町馬居寺	H23.1.28	①②③④
33-3-5	○	高浜町車持	H23.1.28	①②③④
33-3-24	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-3-25-1	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-3-25-2	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-3-26-1	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-3-26-2	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-3-27	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-3-64	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④
33-3-65	○	高浜町音海	H23.1.28	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

3　地すべり

（令和２年３月現在）

区域番号	含特別警戒区域	所在地	指定年月日	情報伝達手段※
33-128		高浜町鎌倉	H23.1.28	①②③④
33-125		高浜町山中	H23.1.28	①②③④
33-126		高浜町山中	H23.1.28	①②③④
33-127		高浜町白井	H23.1.28	①②③④
33-123		高浜町日引・宮尾	H23.1.28	①②③④
33-124		高浜町音海	H23.1.28	①②③④

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：ＣＡＴＶによる防災放送
③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

資料　＜２－３－11＞　土砂災害警戒区域図（急傾斜地）

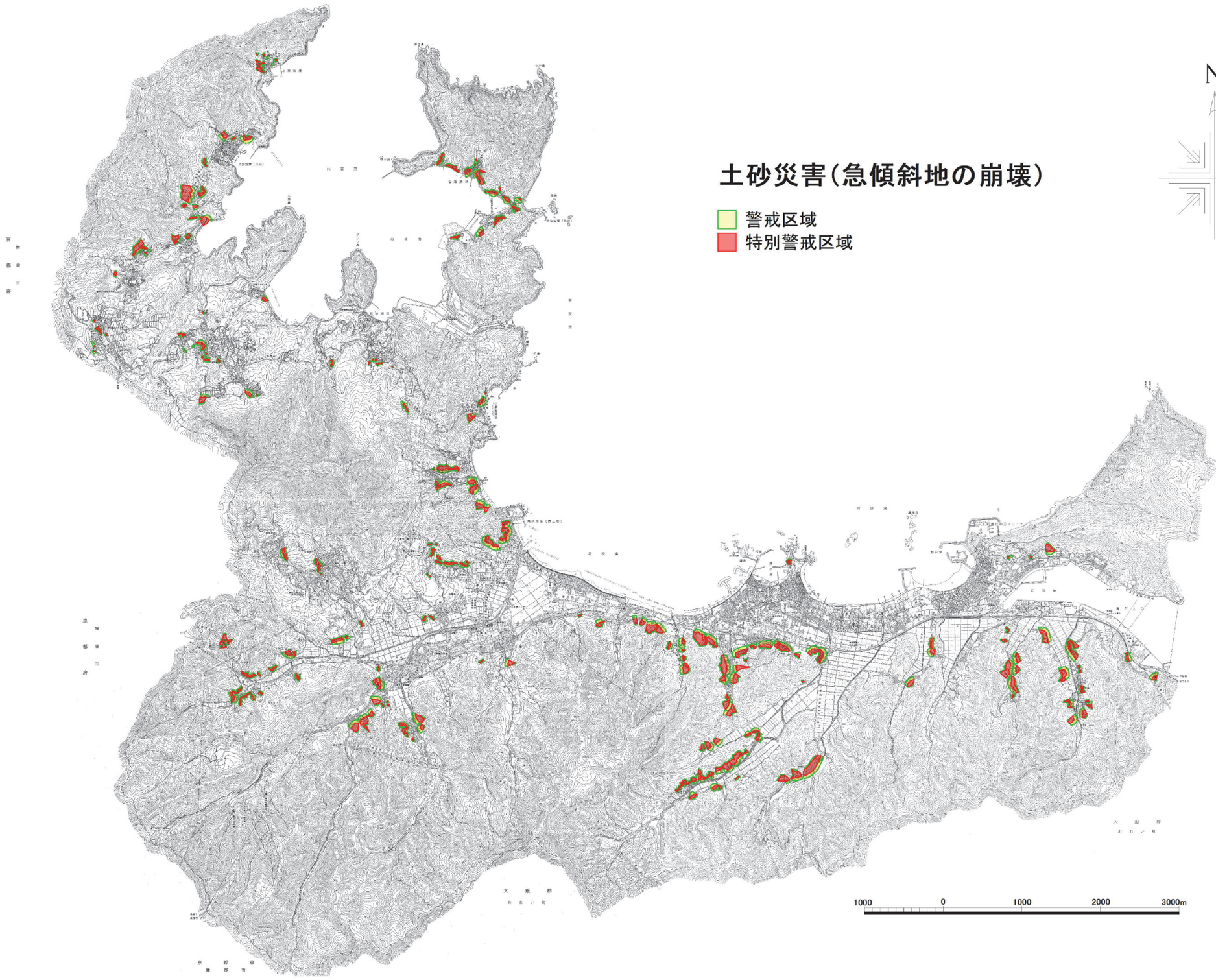

資料　＜２－３－11＞　土砂災害警戒区域図（土石流）

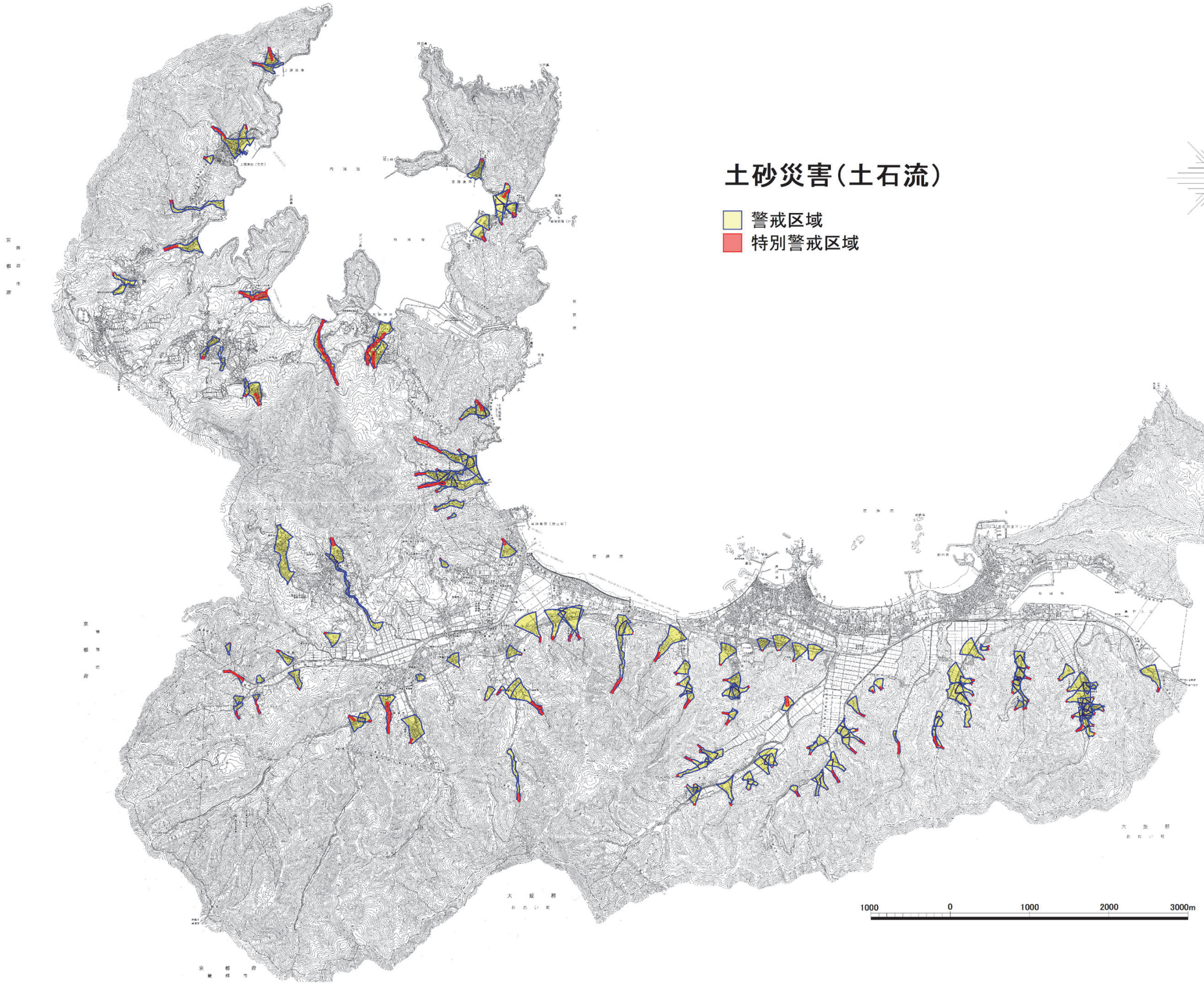

資料　＜２－３－11＞　土砂災害警戒区域図（地すべり）

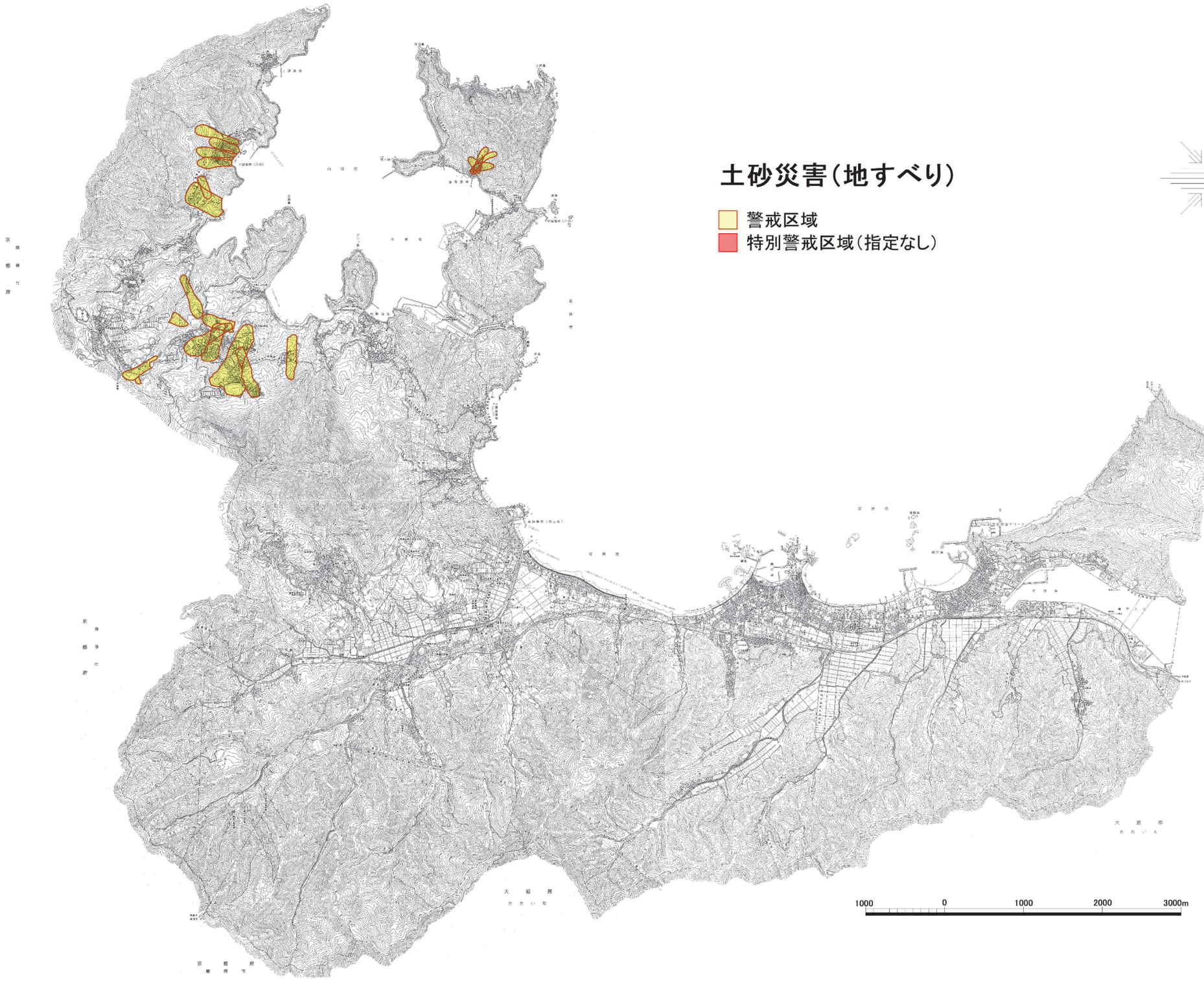

資料　＜２－３－12＞　要配慮者利用施設（避難確保計画作成対象施設）

1　土砂災害警戒区域等

No.	市町名	施設名	住所	分類	該当 (Y・R)	種類
1	高浜町	三松センター （旧第一児童館）	西三松 6-21-8	児童福祉施設	Y	土、急
2	高浜町	内浦保育所	山中 107-26	児童福祉施設	Y	地、急
3	高浜町	内浦診療所	山中 82-1-1	医療施設	Y	急
4	高浜町	高浜けいあいの里	和田 168-22	高齢者福祉施設	R	急
5	高浜町	青郷児童クラブ （青郷公民館内）	青 8-4-1	児童福祉施設	Y	土
6	高浜町	内浦小学校	山中 107-30	小学校	Y	地 1、急 2
7	高浜町	内浦中学校	山中 107-30	中学校	Y	地 1、急 2

2　洪水浸水想定区域

No.	市町名	施設名	住所	分類	該当	該当河川
1	高浜町	青郷小学校	小和田 69-40	小学校	○	関屋川
2	高浜町	青郷保育所	西三松 13-54-1	児童福祉施設	○	関屋川
3	高浜町	であいの郷	小和田 64-3	高齢者福祉施設	○	関屋川

資料　＜２－５－１＞　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、高浜町長　野瀬　豊（以下「甲」という。）と　独立行政法人地域医療機能推進機構　若狭高浜病院　院長　河野　幸裕（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第３条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	若狭高浜病院
所　　在　　地	大飯郡高浜町宮崎第 87 号 14 番地 2
構　　造　　等	鉄骨・鉄筋コンクリート造　４階建

（使用範囲）

第４条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避　難　場　所	非常用階段 2 階、3 階、4 階のベランダ、屋上（約 700㎡、収容人数　約 700 名）

（施設変更の報告）

第５条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第６条 甲は、第３条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

２　甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。但し、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（目的外使用の禁止）

第７条 甲は、一時避難施設を第１条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（費用負担）

第８条 施設の使用料は無料とする。

（施設・物品の破損時等の対応）
第９条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設内の物品の破損又は紛失等が生じたときは、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（原状回復義務）
第１０条 甲は、使用期間を終えたときは、使用施設を原状に回復しなければならない。
２ 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第１１条 乙は、使用施設に住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（使用期間）
第１２条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）
第１３条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際はその旨を、文書または口頭で通知する。

（協議）
第１４条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１５条 この協定の締結期間は、協定の日から平成２９年３月３１日までとする。
２ 前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年３月７日

甲　　福井県大飯郡高浜町宮崎第 71 号 7 番地 1

高浜町長

乙　　福井県大飯郡高浜町宮崎第 87 号 14 番地 2

独立行政法人地域医療機能推進機構
若狭高浜病院
院　長

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、高浜町長　野瀬　豊（以下「甲」という。）と　社会福祉法人 嶺南福祉会 高浜けいあいの里 理事長　園田 謙雄（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第３条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	高浜けいあいの里　本館
所　　在　　地	大飯郡高浜町和田第 168 号 22 番地
構　　造　　等	鉄筋コンクリート造　２階建

（使用範囲）

第４条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避　難　場　所	本館屋上　約 1,270㎡ 収容人数　約 1,270 名

（施設変更の報告）

第５条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第６条 甲は、第３条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

２　甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。但し、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（目的外使用の禁止）

第７条 甲は、一時避難施設を第１条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（費用負担）

第８条 施設の使用料は無料とする。

（施設・物品の破損時等の対応）
第９条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設内の物品の破損又は紛失等が生じたときは、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（原状回復義務）
第１０条 甲は、使用期間を終えたときは、使用施設を原状に回復しなければならない。
２ 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第１１条 乙は、使用施設に住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（使用期間）
第１２条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）
第１３条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際はその旨を、文書または口頭で通知する。

（協議）
第１４条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１５条 この協定の締結期間は、協定の日から平成２９年３月３１日までとする。
２ 前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年２月２６日

甲　　福井県大飯郡高浜町宮崎第 71 号 7 番地 1

高浜町長

乙　　福井県大飯郡高浜町和田第 168 号 22 番地
社会福祉法人 嶺南福祉会
高浜けいあいの里 理事長

資料　＜２－９－１＞　町防災行政無線一覧表

（令和３年１月現在）

番号	項　　目	所　在　地	備考
1	上瀬区　屋外ＳＰ	上瀬 2	
2	日引区屋外ＳＰ		地番なし
3	宮尾区屋外ＳＰ　2	宮尾 21-9-1	
4	宮尾区屋外ＳＰ　1	宮尾 48-10	
5	下区屋外ＳＰ	下 30-2-1	
6	鎌倉区屋外ＳＰ	鎌倉 14-38	
7	五色山屋外ＳＰ	山中 62-2-1	
8	山中区屋外ＳＰ　2	山中 135	
9	山中区屋外ＳＰ　1	山中 107-22-1	
10	山中（白井）屋外ＳＰ	山中 29-12	
11	神野区屋外ＳＰ	神野 28-3	
12	神野浦区屋外ＳＰ	神野浦 3-5	
13	音海屋外ＳＰ　1	音海 63-2-1	
14	音海屋外ＳＰ　2	音海 78-3-1	
15	音海屋外ＳＰ　3	音海 49-14-1	
16	小黒飯区屋外ＳＰ	小黒飯 53-6	
17	難波江区屋外ＳＰ	難波江 29-9-1	令和 2 年 12 月移設
18	今寺区屋外ＳＰ	今寺 21-15-1	
19	高野区屋外ＳＰ	高野 21-15-1	
20	六路谷区屋外ＳＰ	六路谷 28-4-1	
21	蒜畠区屋外ＳＰ	蒜畠 11-2-2	
22	関屋区屋外ＳＰ　1	関屋 58	道路
23	関屋区屋外ＳＰ　2	関屋 44-13	
24	横津海区屋外ＳＰ	横津海 16-9-1	
25	小和田屋外ＳＰ	小和田 48-21	
26	中山区屋外ＳＰ	中山 2-4	
27	緑ケ丘区屋外ＳＰ	中山 44-10-1	
28	西三松区屋外ＳＰ	西三松 6-22-5	
29	東三松屋外ＳＰ　1	東三松 39-5-2	
30	東三松区屋外ＳＰ　2	東三松 7-44-1	
31	日置区屋外ＳＰ	日置 43-9	
32	ゆりが丘屋外ＳＰ	東三松 13-13-2	
33	中寄区屋外ＳＰ	鐘寄 12-8-1	
34	畑区屋外ＳＰ	畑 15-12	
35	若宮区屋外ＳＰ	若宮 1-20	
36	城山公園屋外ＳＰ	事代 6-1-4	
37	役場　屋外拡声ＳＰ	宮崎 71-7-1	
38	湯谷区屋外ＳＰ	宮崎 92-7-1	
39	坂田屋外ＳＰ　1	坂田 14-5-2	
40	坂田屋外ＳＰ　2	坂田 13-13	

番号	項　　目	所　在　地	備考
41	子生区屋外ＳＰ　1	子生 29-34	
42	子生区屋外ＳＰ　2	宮崎 31-11-1	
43	笠原屋外ＳＰ	笠原 21-2-2	
44	薗部区屋外ＳＰ	薗部 47-9-1	
45	紫水ケ丘区屋外ＳＰ	紫水ヶ丘１丁目 1-8	
46	和田１区屋外ＳＰ	和田 110-20-57	
47	和田３区屋外ＳＰ	和田 123-23-2	
48	和田６区屋外ＳＰ	和田 128-45-1	
49	安土区屋外ＳＰ	安土 3-4-1	
50	水明区屋外ＳＰ	和田 152-2-1	
51	青戸区屋外ＳＰ	青戸 2-1-73	
52	馬居寺区屋外ＳＰ	馬居寺 15-18	
53	車持区屋外ＳＰ	下車持 14-1-1	
54	道の駅屋外ＳＰ	下車持 38-29	
55	白浜	薗部 58-14	

資料　＜２－16－１＞　有線放送施設の現況

（令和３年１月現在）

事　項 ／ 区　名		世帯数	加入者数	スピーカー取付戸数	屋外スピーカーの数	備　考
高浜	若宮	141	127	127	1	(有)脇工業
	塩土	115	127	127		
	大西	170	182	182		
	中町	33	35	35		
	今在家	40	42	42	1	旧高浜町役場
	本町	63	61	61		
	事代	114	121	121	1	事代区生活改善センター
	赤尾町	94	99	99		
	中央	57	41	41		
	横町	131	125	125		
	薗部	185	138	138	2	薗部区生活改善センター
	岩神	33	38	38		
	紫水ヶ丘	43	47	47	1	農協ライスセンター
	子生	24	26	26	2	子生区集落センター
	坂田	6	4	4	1	
	坂田グリーンタウン	47	37	37	1	
	笠原	2	3	3	1	
	畑	37	36	36	1	畑区生活改善センター
	中寄	38	42	42	1	中寄区生活改善センター
	立石	91	62	62		
	宇治	188	161	161		
	南	95	91	91		
	湯谷	225	217	217	1	高浜町立中央体育館
小　計		1,972	1,862	1,862	14	
和田	和田１区	163	132	132	1	
	和田２区	120	74	74		
	和田３区	120	101	101	1	和田公民館
	和田４区	78	68	68		
	和田５区	113	104	104		
	和田６区	65	69	69	1	和田漁協
	安土	183	66	66	1	関西電力若狭体育館
	青戸	149	144	144	1	マリンショップラット
	馬居寺	11	11	11	1	(有)中嶋造園
	車持	49	45	45	2	車持ふれあい会館
	水明	26	33	33	1	高浜町せせらぎランド
小　計		1,077	847	847	9	

事項 / 区名		世帯数	加入数	スピーカー取付戸数	屋外スピーカーの数	備考
青郷	東三松	204	189	189	3	東三松生活改善センター
	西三松	142	130	130	1	高浜町三松センター
	日置	54	57	57	1	日置区生活改善センター
	青葉	22	23	23		
	青	105	86	86		
	横津海	29	27	27	1	横津海生活改善センター
	関屋	77	70	70	2	関屋集会所
	出会	107	110	110		
	六路谷	23	24	24	1	六路谷ふれあい会館
	蒜畠	10	10	10	1	蒜畠区ふれあい会館
	高野	50	43	43	1	高野区生活改善センター
	今寺	12	11	11	1	
	小和田	83	84	84	1	小和田公民館
	中山	41	25	25	1	青葉山ハーバルビレッジ
	緑ヶ丘	52	65	65	1	高浜町青葉総合グラウンド
小　計		1,011	954	954	15	
内浦	難波江	20	26	26	1	
	小黒飯	19	15	15	1	高浜漁協小黒飯事務所
	神野	21	24	24	1	神野区ふれあい会館
	神野浦	14	12	12	1	神野浦ふれあい会館
	音海	58	79	79	3	音海区集落センター
	上瀬	22	19	19	1	上瀬区ふれあい会館
	日引	27	29	29	1	内浦漁協
	宮尾	9	12	12	2	産霊神社
	下	8	9	9	1	下集会所
	鎌倉	28	28	28	1	鎌倉区生活改善センター
	山中	45	57	57	4	内浦小中学校
小　計		271	310	310	17	
その他	高浜発電所構内		2	2		
合計		4,331	3,975	3,975	55	

資料　＜２－18－１＞　町の文化財一覧

■　国指定重要文化財（５件）

種　　類	名　　称	所在地	所有者等	指定年月日
建　造　物	中山寺本堂	中　山	中山寺	S37.6.21
彫　　刻	木造 馬頭観音坐像 （本堂安置）	中　山	中山寺	S42.6.15
彫　　刻	木造 金剛力士立像	中　山	中山寺	S55.6.6
彫　　刻	木造 馬頭観音坐像	馬居寺	馬居寺	S55.6.6
天然記念物	杉森神社のオハツキイチョウ	六路谷	杉森神社	S10.8.27

■　国登録文化財（１件）

種　　類	名　　称	所在地	所有者等	指定年月日
建　造　物	旧京都電燈株式会社 高浜営業店	宮　崎	高浜町	H22.1.15

■　福井県指定文化財（14 件）

種　　類	名　　称	所在地	所有者等	指定年月日
絵　　画	絹本著色 紅玻璃阿弥陀像	日 引	正楽寺	H9.4.28
絵　　画	絹本著色 弘法大師像	小和田	地蔵院	H11.4.23
絵　　画	絹本著色 種字両界曼荼羅図（二幅）	中 山	中山寺	H19.4.20
彫　　刻	木造 阿弥陀如来坐像	中 山	中山寺	S31.3.12
彫　　刻	木造 阿弥陀如来坐像	六路谷	六路谷区	S60.4.1
彫　　刻	木造 聖観音菩薩立像 など三軀	日 引	正楽寺	H9.4.28
彫　　刻	木造　阿弥陀如来坐像	薗 部	正善寺	H27.3.31
工　芸　品	和　　鐘	宮 崎	佐伎治神社	S31.3.12
工　芸　品	刺繍 種字両界曼荼羅図	宮 崎	永福寺	H12.3.21
無形民俗文化財	高浜七年祭	宮 崎	佐伎治神社 氏子総代会	H14.4.23
無形民俗文化財	音海のお的射り	音 海	音海区	H18.4.25
無形民俗文化財	柴の実入れ	青	青海神社 氏子総代会	H18.4.25
名　　勝	今　戸　鼻	音 海	高浜町	S31.3.12
天然記念物	オオキンレイカ群落	青葉山	高浜町	H28.1.12

■　高浜町指定文化財（55 件）

種　　類	名　　称	所在地	所有者等	指定年月日
建　造　物	石造 五輪塔	和 田	真乗寺	S47.9.25
建　造　物	大成寺山門	日 置	大成寺	H2.5.16
建　造　物	宝篋印塔	上 瀬	上瀬区	H11.1.18
建　造　物	板碑など四基	山 中	西林寺	H11.1.18
建　造　物	板碑	上車持	車持区	H11.1.18
建　造　物	上井家住宅	宮 尾	個人	H25.5.3
建　造　物	馬居寺観音堂	馬居寺	馬居寺	H28.4.28
絵　　画	絹本著色 沢村大学肖像画	宮 崎	佐伎治神社	S47.9.25
絵　　画	紙本著色 華陽和尚肖像画	日 置	大成寺	S60.12.23
絵　　画	絹本著色 不動明王二童子像	日 引	正楽寺	H4.4.20
絵　　画	高浜盛夏図絵	宮 崎	園松寺	H30.12.14
彫　　刻	木造 弁財天坐像	馬居寺	馬居寺	S47.9.25
彫　　刻	木造 不動明王立像	中 山	中山寺	S47.9.25
彫　　刻	木造 毘沙門天立像	中 山	中山寺	S47.9.25
彫　　刻	木造 観音菩薩立像	日 引	正楽寺	S47.9.25
彫　　刻	木造 千仏厨子像	三 明	妙光寺	S52.9.30
彫　　刻	木造 毘沙門天立像	畑	畑区	S52.9.30
彫　　刻	石造 阿弥陀如来坐像	宮 崎	個人	S56.6.27
彫　　刻	木造 逸見駿河守昌経坐像	宮 崎	園松寺	S62.8.6
彫　　刻	木造 阿弥陀如来立像	事 代	西福寺	S62.8.6
彫　　刻	木造 持国天立像 など二十一軀	日 引	正楽寺	H4.4.20
彫　　刻	木造 阿弥陀如来立像	坂 田	坂田班	H6.5.20
彫　　刻	木造 地蔵菩薩立像	坂 田	坂田班	H6.5.20
彫　　刻	木造 地蔵菩薩坐像頭部 （附 肩･膝前）	畑	畑区	H7.9.28
彫　　刻	木造 薬師如来坐像 他五軀	和 田	真乗寺	H17.8.22
彫　　刻	木喰仏	関 屋	円福寺	H23.1.21
工　芸　品	鋳銅製 鰐口	小黒飯	小黒飯区	S47.9.25
工　芸　品	鋳銅製 鰐口	宮 崎	佐伎治神社	S60.12.23
工　芸　品	銅造 懸仏	下車持	香山神社	S59.10.1
工　芸　品	木造 懸仏	下車持	香山神社	S59.10.1
工　芸　品	山中区日枝神社宝物群	山 中	日枝神社	R2.3.26

種　　類	名　　称	所在地	所有者等	指定年月日
書　　跡	中山寺文書	中 山	中山寺	S47.9.25
書　　跡	紺紙金泥法華経	中 山	中山寺	S47.9.25
書　　跡	幸菊文書	高浜町	郷土資料館	S52.9.30
書　　跡	熊谷統直起請文	日 置	大成寺	H30.12.14
考 古 資 料	丸山経塚出土遺物	下車持	香山神社	S59.10.1
無　　形	木工芸	上 瀬	個人	H23.1.21
有形民俗文化財	船大工道具	事 代	個人	H30.12.14
無形民俗文化財	薬師のトウ	小和田	小和田区	H14.5.29
無形民俗文化財	御祈念	薗 部	薗部区	H14.5.29
史　　跡	二子山３号墳	小和田	高浜町	H8.8.23
名　　勝	高浜八穴	事 代	高浜町	H21.11.26
天 然 記 念 物	ナタオレノキ群落	高浜町	高浜町・塩土区	S54.1.20
天 然 記 念 物	タモ	薗 部	薗部区	S54.1.20
天 然 記 念 物	ケヤキ	青	青海神社	S54.1.20
天 然 記 念 物	紅梅	日 置	大成寺	S54.1.20
天 然 記 念 物	マキ	日 置	大成寺	S54.1.20
天 然 記 念 物	モミ	宮 崎	佐伎治神社	S54.1.20
天 然 記 念 物	イチョウ（オス）	和 田	新宮神社	S54.1.20
天 然 記 念 物	ムクロジ	和 田	新宮神社	S54.1.20
天 然 記 念 物	シイ	神 野	神野区	S54.1.20
天 然 記 念 物	フジ	神 野	神野区	S54.1.20
天 然 記 念 物	カシ	宮 崎	佐伎治神社	S54.1.20
天 然 記 念 物	サルスベリ	薗 部	正善寺	S54.1.20
天 然 記 念 物	タモ	難波江	難波江区	H23.1.21

資料　＜３－４－１＞　災害状況の報告

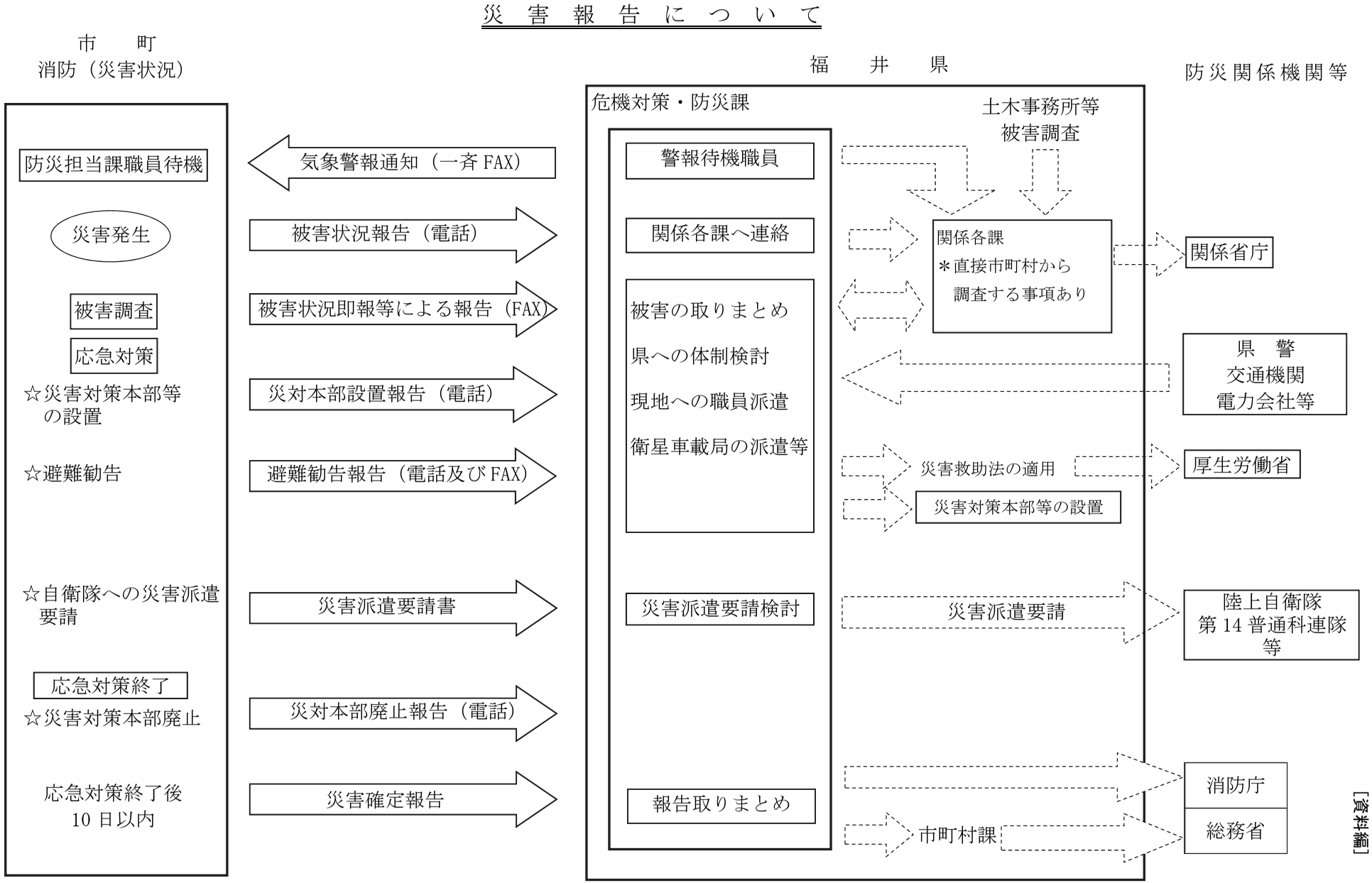

様式１

〔災害概況即報〕

災害名

（第　　報）

報告日時	
都道府県	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時						
被害の概況	人的被害	死者		人	重症		人	住宅被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人					一部損壊		棟	未分類		棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		（都道府県）					（市町）						

資料　＜３－４－２＞　災害状況の報告　第２号様式

災害確定報告

市町村		区分				被害
災害名 報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時）	その他	田	減失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名			文教施設		箇所	
区分	被害		病院		箇所	
人的被害 死者（内災害関連死者）	人 人		道路		箇所	
人的被害 行方不明者	人		橋りょう		箇所	
人的被害 負傷者 重傷	人		河川		箇所	
人的被害 負傷者 軽傷	人		港湾		箇所	
住家被害 全壊	棟		砂防		箇所	
	世帯		清掃施設		箇所	
	人		崖くずれ		箇所	
住家被害 半壊	棟		鉄道不通		箇所	
	世帯		被害船舶		隻	
	人		水道		戸	
住家被害 一部破損	棟		電話		回線	
	世帯		電気		戸	
	人		ガス		戸	
住家被害 床上浸水	棟		ﾌﾞﾛｯｸ塀等		箇所	
	世帯					
	人					
住家被害 床下浸水	棟		り災世帯数		世帯	
	世帯		り災者数		人	
	人		火災発生 建物		件	
非住家 公共建物	棟		危険物		件	
非住家 その他	棟		その他		件	

区分		被害	災害対策本部		
公立文教施設	千円		名称		
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円		設置		
その他の公共施設	千円		解散		
小計	千円				
公共施設被害市町村数					
農産被害	千円				
林業被害	千円				
畜産被害	千円				
水産被害	千円				
商工被害	千円				
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の種類概況

応急対策の状況

資料　＜３－４－３＞　災害状況の報告　第３号様式

福井県危機対策・防災課　あて（ＦＡＸ　０７７６－２２－７６１７）

市　町　名：高浜町
担　当　者：
電話番号：
（　　月　　日　　時　　分現在）

避　難　勧　告　等　の　状　況

地　　係	避難の種別 (該当を含む)	勧告等の 日　　時	対象世帯数	対象人員	避難所	世帯数	人数	避難の理由	勧告等 解除日時
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								

※避難勧告等の区域を明確にした地図を添付して下さい。

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

平成　年　月　日

福　井　県　知　事　殿

高浜町長　　（公印）

自衛隊災害派遣要請書

次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

1　災害状況及び派遣を要請する事由

（1）災害状況

（2）派遣を要請する事由

2　派遣を必要とする期間

3　派遣を希望する区域および活動内容

（1）派遣を希望する区域

（2）活動内容

4　その他参考事項

（1）連絡先

（2）負担経費

自衛隊の活動に要する経費については、高浜町地域防災計画の規定に基づき、原則として町が負担する。

資料　＜３－６－１＞　災害救助基準

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上。 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,714,000 円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	１　費用は設置に係る原材料費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○賃貸型応急住宅 １　規模 建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり

①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
595,000円以内
②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
300,000円以内</td><td>災害発生の日から1ヶ月以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4,500 円 中学生生徒　4,800 円 高等学校等生徒　5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（１２歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：１体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

［資料編］

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 **イ　３千万円以下の部分の金額については 100 分の 10** **ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については 100 分の９** **ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については 100 分の８** **ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については 100 分の７** **ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については 100 分の６** **ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については 100 分の５** **ト　５億円を超える部分の金額については 100 分の４**	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う機関以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料　＜３－７－１＞　指定避難所一覧

令和３年２月２日時点

No.	施設・場所名	管理者	住所	地区名	電話番号	緯度	経度	対象となる異常な現象の種類										指定緊急避難場所との重複	福祉避難所との重複
								洪水			崖崩れ、土石流及び地滑り			地震			津波				
								○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数		
1	高浜町Ｂ＆Ｇ海洋センター	高浜町	高森 1-1	和田地区	0770-72-3780	35.485626	135.599405	○		699 ㎡ 349 人	○		699 ㎡ 349 人	×	耐震×	－	×	体育館には２階なし	－		
2	高浜町道の駅　シーサイド高浜	高浜町	下車持 46-10-1	和田地区	0770-72-6666	35.48879	135.596044	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○	
3	和田小学校	高浜町	和田 124-3	和田地区	0770-72-0138	35.491495	135.581088	○		2,119 ㎡ 1,048 人	○		2,119 ㎡ 1,048 人	○		2,119 ㎡ 1,048 人	×	R2 浸水地域	－	○	
4	和田保育所	高浜町	和田 124-3	和田地区	0770-72-0256	35.491045	135.580584	○		512 ㎡ 251 人	○		512 ㎡ 251 人	○		512 ㎡ 251 人	×	R2 浸水地域	－	○	
5	和田公民館	高浜町	和田 123-24-2	和田地区	0770-72-1325	35.491628	135.578919	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○	
6	高浜町保健福祉センター	高浜町	和田 117-68	和田地区	0770-72-5887	35.489923	135.579554	○		1,182 ㎡ 589 人	○		1,182 ㎡ 589 人	○		1,182 ㎡ 589 人	△	１階×	358 ㎡ 179 人	○	
7	若狭体育館	関西電力(株)	安土 2-1-2	和田地区	0770-76-1221	35.494343	135.583937	○		999 ㎡ 499 人	○		999 ㎡ 499 人	○		999 ㎡ 499 人	×	体育館には２階なし	－	○	
8	瑞祥苑	高浜町	宮崎 67-4-1	高浜地区	0770-72-3820	35.488378	135.551654	△	１階×	516 ㎡ 255 人	○		516 ㎡ 255 人	○		516 ㎡ 255 人	△	１階×	164 ㎡ 82 人	○	
9	高浜保育所	高浜町	宮崎 69-7-1	高浜地区	0770-72-0142	35.489014	135.553064	○		887 ㎡ 443 人	○		887 ㎡ 443 人	○		887 ㎡ 443 人	△	１階×	451 ㎡ 225 人	○	
10	高浜小学校	高浜町	宮崎 75-12-1	高浜地区	0770-72-0038	35.489019	135.54947	△	１階×	2,738 ㎡ 1,356 人	○		2,738 ㎡ 1,356 人	○		2,738 ㎡ 1,356 人	△	１階×	1,762 ㎡ 874 人	○	
11	高浜中学校	高浜町	宮崎 70-15	高浜地区	0770-72-0130	35.489262	135.552351	○		4,629 ㎡ 2,309 人	○		4,629 ㎡ 2,309 人	○		4,629 ㎡ 2,309 人	△	１階×	3338 ㎡ 1,664 人	○	
12	高浜町中央体育館	高浜町	宮崎 92-1-1	高浜地区	0770-72-3936	35.484962	135.544219	○		1,596 ㎡ 798 人	△	RC/S	1,596 ㎡ 798 人	○		1,596 ㎡ 798 人	○		1,596 ㎡ 798 人	○	
13	高浜町文化会館	高浜町	立石 12-1	高浜地区	0770-72-2751	35.486055	135.541476	○		592 ㎡ 295 人	△	RC/S	592 ㎡ 295 人	○		592 ㎡ 295 人	○		592 ㎡ 295 人	○	
14	高浜町中央図書館	高浜町	立石 13-7	高浜地区	0770-72-2649	35.48635	135.541389	○		116 ㎡ 58 人	△	RC	116 ㎡ 58 人	○		116 ㎡ 58 人	○		116 ㎡ 58 人	○	
15	高浜町立三松センター	高浜町	西三松 6-21-8	青郷地区	0770-72-2080	35.496799	135.511473	○		260 ㎡ 128 人	△	RC	529 ㎡ 261 人	×	耐震×	－	○		529 ㎡ 261 人		
16	青郷保育所	高浜町	西三松 13-54-1	青郷地区	0770-72-0887	35.492593	135.510109	×	浸水地域	－	○		387 ㎡ 193 人	○		387 ㎡ 193 人	○		387 ㎡ 193 人		
17	高浜町立西地区体育館	高浜町	中山 13-26-6	青郷地区	0770-72-3133	35.494839	135.510207	○		610 ㎡ 305 人	○		610 ㎡ 305 人	×	耐震×	－	○		610 ㎡ 305 人		
18	高浜町社会福祉センター	高浜町	緑ヶ丘 1-1-1	青郷地区	0770-72-2480	35.492892	135.508077	○		316 ㎡ 157 人	△	RC	316 ㎡ 157 人	○		316 ㎡ 157 人	○		316 ㎡ 157 人	○	○
19	青郷公民館	高浜町	青 8-4-1	青郷地区	0770-72-6055	35.494504	135.510623	○		332 ㎡ 165 人	△	RC/S	332 ㎡ 165 人	○		332 ㎡ 165 人	○		332 ㎡ 165 人	○	
20	青郷小学校	高浜町	小和田 69-40	青郷地区	0770-72-0302	35.485326	135.502982	△	１階×	720 ㎡ 356 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○	
21	青郷小学校高野分校	高浜町	高野 17-2	青郷地区	0770-72-4570	35.491108	135.482763	○		359 ㎡ 179 人	△	RC	359 ㎡ 179 人	○		359 ㎡ 179 人	○		359 ㎡ 179 人	○	
22	旧神野小学校	高浜町	神野 4-1-1	内浦地区	0770-76-1150	35.512518	135.498213	○		590 ㎡ 293 人	△	RC/S	590 ㎡ 293 人	○		590 ㎡ 293 人	○		590 ㎡ 293 人	○	
23	内浦小中学校	高浜町	山中 107-30	内浦地区	0770-76-1233	35.519408	135.466921	○		1,560 ㎡ 776 人	△	RC/S/SRC	1,560 ㎡ 776 人	○		1,560 ㎡ 776 人	○		1,560 ㎡ 776 人	○	
24	内浦公民館	高浜町	山中 104-4-2	内浦地区	0770-76-2007	35.517863	135.463763	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○	
25	旧日引小学校	高浜町	日引 21-6	内浦地区	0770-76-1300	35.540346	135.469766	○		677 ㎡ 338 人	△	RC/S/SRC	677 ㎡ 338 人	○		677 ㎡ 338 人	○		677 ㎡ 338 人	○	
26	旧音海小中学校	高浜町	音海 30-13	内浦地区	0770-76-1242	35.536238	135.513113	○		694 ㎡ 345 人	△	RC/S/SRC	694 ㎡ 345 人	○		694 ㎡ 345 人	○		694 ㎡ 345 人	○	
27	若狭高浜漁業協同組合 音海支所	若高漁協	音海 33-39	内浦地区	0770-76-1050	35.537.531	135.508165	○		110 ㎡ 55 人	○		110 ㎡ 55 人	○		110 ㎡ 55 人	×	２階なし	－		

資料　＜３－７－１＞　高浜町指定緊急避難場所一覧表

令和３年２月２日時点

No.	施設・場所名	管理者	住所	地区名	電話番号	緯度	経度	対象となる異常な現象の種類										指定緊急避難場所との重複	福祉避難所との重複
								洪水			崖崩れ、土石流及び地滑り			地震			津波				
								○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数		
1	高浜町道の駅　シーサイド高浜	高浜町	下車持 46-10-1	和田地区	0770-72-6666	35.48879	135.596044	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○	
2	和田小学校	高浜町	和田 124-3	和田地区	0770-72-0138	35.491495	135.581088	○		2,196 ㎡ 1,086 人	○		2,196 ㎡ 1,086 人	○		2,196 ㎡ 1,086 人	×	R2 浸水地域	－	○	
3	和田保育所	高浜町	和田 124-3	和田地区	0770-72-0256	35.491045	135.580584	○		541 ㎡ 265 人	○		541 ㎡ 265 人	○		541 ㎡ 265 人	×	R2 浸水地域	－	○	
4	高浜町保健福祉センター	高浜町	和田 117-68	和田地区	0770-72-5887	35.489923	135.579554	○		1,182 ㎡ 589 人	○		1,182 ㎡ 589 人	○		1,182 ㎡ 589 人	△	１階×	358 ㎡ 179 人	○	
5	和田公民館	高浜町	和田 123-24-2	和田地区	0770-72-1325	35.491628	135.578919	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○	
6	若狭体育館	関西電力(株)	安土 2-1-2	和田地区	0770-76-1221	35.494343	135.583937	○		999 ㎡ 499 人	○		999 ㎡ 499 人	○		999 ㎡ 499 人	×	体育館には２階なし	－	○	
7	瑞祥苑	高浜町	宮崎 67-4-1	高浜地区	0770-72-3820	35.488378	135.551654	△	１階×	516 ㎡ 255 人	○		516 ㎡ 255 人	○		516 ㎡ 255 人	△	１階×	164 ㎡ 82 人	○	
8	高浜保育所	高浜町	宮崎 69-7-1	高浜地区	0770-72-0142	35.489014	135.553064	○		887 ㎡ 443 人	○		887 ㎡ 443 人	○		887 ㎡ 443 人	△	１階×	451 ㎡ 225 人	○	
9	高浜小学校	高浜町	宮崎 75-12-1	高浜地区	0770-72-0038	35.489019	135.54947	△	１階×	2,738 ㎡ 1,356 人	○		2,738 ㎡ 1,356 人	○		2,738 ㎡ 1,356 人	△	１階×	1,762 ㎡ 874 人	○	
10	高浜中学校	高浜町	宮崎 70-15	高浜地区	0770-72-0130	35.489262	135.552351	○		4,629 ㎡ 2,309 人	○		4,629 ㎡ 2,309 人	○		4,629 ㎡ 2,309 人	△	１階×	3338 ㎡ 1,664 人	○	
11	高浜町中央体育館	高浜町	宮崎 92-1-1	高浜地区	0770-72-3936	35.484962	135.544219	○		1,596 ㎡ 798 人	△	RC/S	1,596 ㎡ 798 人	○		1,596 ㎡ 798 人	○		1,596 ㎡ 798 人	○	
12	高浜町文化会館	高浜町	立石 12-1	高浜地区	0770-72-2751	35.486055	135.541476	○		592 ㎡ 295 人	△	RC/S	592 ㎡ 295 人	○		592 ㎡ 295 人	○		592 ㎡ 295 人	○	
13	高浜町中央図書館	高浜町	立石 13-7	高浜地区	0770-72-2649	35.48635	135.541389	○		116 ㎡ 58 人	△	RC	116 ㎡ 58 人	○		116 ㎡ 58 人	○		116 ㎡ 58 人	○	
14	高浜町社会福祉センター	高浜町	緑ヶ丘 1-1-1	青郷地区	0770-72-2480	35.492892	135.508077	○		316 ㎡ 157 人	△	RC	316 ㎡ 157 人	○		316 ㎡ 157 人	○		316 ㎡ 157 人	○	○
15	青郷公民館	高浜町	青 8-4-1	青郷地区	0770-72-6055	35.494504	135.510623	○		332 ㎡ 165 人	△	RC/S	332 ㎡ 165 人	○		332 ㎡ 165 人	○		332 ㎡ 165 人	○	
16	青郷小学校	高浜町	小和田 69-40	青郷地区	0770-72-0302	35.485326	135.502982	△	１階×	720 ㎡ 356 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○	
17	青郷小学校高野分校	高浜町	高野 17-2	青郷地区	0770-72-4570	35.491108	135.482763	○		359 ㎡ 179 人	△	RC	359 ㎡ 179 人	○		359 ㎡ 179 人	○		359 ㎡ 179 人	○	
18	旧神野小学校	高浜町	神野 4-1-1	内浦地区	0770-76-1150	35.512518	135.498213	○		590 ㎡ 293 人	△	RC/S	590 ㎡ 293 人	○		590 ㎡ 293 人	○		590 ㎡ 293 人	○	
19	内浦小中学校	高浜町	山中 107-30	内浦地区	0770-76-1233	35.519408	135.466921	○		1,560 ㎡ 776 人	△	RC/S/SRC	1,560 ㎡ 776 人	○		1,560 ㎡ 776 人	○		1,560 ㎡ 776 人	○	
20	内浦公民館	高浜町	山中 104-4-2	内浦地区	0770-76-2007	35.517863	135.463763	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○	
21	旧日引小学校	高浜町	日引 21-6	内浦地区	0770-76-1300	35.540346	135.469766	○		677 ㎡ 338 人	△	RC/S/SRC	677 ㎡ 338 人	○		677 ㎡ 338 人	○		677 ㎡ 338 人	○	
22	旧音海小中学校	高浜町	音海 30-13	内浦地区	0770-76-1242	35.536238	135.513113	○		694 ㎡ 345 人	△	RC/S/SRC	694 ㎡ 345 人	○		694 ㎡ 345 人	○		694 ㎡ 345 人	○	
23	安土山公園	高浜町	安土	和田地区	0770-72-7701	35.497015	135.582007	○		2,130 ㎡ 1,065 人	○		2,130 ㎡ 1,065 人	○		2,130 ㎡ 1,065 人	○		2,130 ㎡ 1,065 人		
24	脇坂公園	高浜町	西三松	青郷地区	0770-72-7701	35.500526	135.513418	○		23,250 ㎡ 11,625 人	○		23,250 ㎡ 11,625 人	○		23,250 ㎡ 11,625 人	○		23,250 ㎡ 11,625 人		
25	青葉ふれあいドーム	高浜町	中山 13-26-1	青郷地区	0770-72-3133	35.494761	135.509319	○		1,566 ㎡ 783 人	○		1,566 ㎡ 783 人	○		1,566 ㎡ 783 人	○		1,566 ㎡ 783 人		
26	若狭高浜病院	独立行政法人地域医療機能推進機構	宮崎 87-14-2	高浜地区	0770-72-0880	35.489287	135.54745										○		700 ㎡ 700 人		
27	高浜けいあいの里　本館	社会福祉法人嶺南福祉会	和田 168-22	和田地区	0770-72-1022	35.487489	135.582472										○		1,270 ㎡ 1,270 人		
28	佐伎治神社	佐伎治神社 代表役員	宮崎 52-11	高浜地区	0770-72-0041	35.484386	135.551771										○		2,800 ㎡ 1,400 人		

資料　＜３－７－２＞　避難所位置図、臨時ヘリポート位置図

凡　　例			
●	地区別避難所	1	和田公民館
		2	Ｂ＆Ｇ海洋センター
		3	和田小学校
		4	和田保育所
		5	若狭体育館
		6	保健福祉センター
		7	教育会館
		8	中央体育館
		9	中央図書館
		10	文化会館
		11	高浜中学校
		12	高浜小学校
		13	高浜保育所
		14	老人憩いの家瑞祥苑
		15	社会福祉センター
		16	西地区体育館
		17	青郷保育所
		18	三松センター
		19	青郷公民館
		20	青郷小学校
		21	青郷小学校高野分校
		22	内浦小中学校
		23	日引小学校（旧）
		24	音海小中学校（旧）
		25	神野小学校（旧）
		26	内浦公民館
		27	若狭高浜漁業協同組合音海支所
		28	道の駅「シーサイド高浜」
▲	ヘリポート	A	内浦小中学校グラウンド
		B	青郷小学校グラウンド
		C	高浜小学校グラウンド
		D	和田小学校グラウンド
		E	高浜中学校グラウンド
		F	Ｂ＆Ｇ海洋センター
		G	町営球場
		H	音海小中学校（旧）
		I	日引小学校（旧）
		J	上瀬漁港日引地区

N

S＝1：50,000

0　500　1000　1500　2000m

資料　＜３－13－１＞　町内医療機関一覧

病院又は診療所名	所在地	電話番号
若狭高浜病院	宮崎８７－１４－２	７２－０８８０
和田診療所	和田１１７－６８	７２－６１３６
内浦診療所	山中８２－１－１	７６－１２００
常藤内科医院	若宮２－４４	７２－４７８１
かどかわクリニック	宮崎６３－１３－１	５０－１３７９

資料　＜３－17－１＞　町内学校一覧

学校名	所在地	電話番号
和田小学校	和田１２４－３	７２－０１３８
高浜小学校	宮崎７５－１２－１	７２－００３８
青郷小学校	小和田６９－４０	７２－０３０２
青郷小学校高野分校	高野１７－２	７２－４５７０
高浜中学校	宮崎７０－１５	７２－０１３０
内浦小中学校	山中１０７－３０	７６－１２３３

資料　＜３－18－１＞　町内保育所一覧

名称	所在地	電話番号
和田保育所	和田１２４－３	７２－０２５６
高浜保育所	宮崎６９－７－１	７２－０１４２
青郷保育所	西三松１３－５４－１	７２－０８８７
内浦保育所	山中１０７－２６	７６－１１３０

資料　＜３－19－１＞　自動車の保有状況

（令和３年１月現在）

No.	担当課	車　　名	登 録 番 号	種別	用途	備　考
1	総務課	アルファード	福井　300　み　1947	普通	乗用	町長車
2	総務課	エスティマ	福井　300　ぬ　6752	普通	乗用	副町長車
3	総務課	ホイルローダ	高浜町　　い　771	小型	特殊	作業用
4	総務課	コースター	福井　200　さ　1068	普通	乗合	広報スピーカー付
5	総務課	アクティ・トラック	福井　40　よ　6697	軽	貨物	
6	総務課	チョイノリ	高浜町　　T　11	原付	―	
7	防災安全課	ホイルローダ	高浜町　　T　75	小型	特殊	災害対策用
8	防災安全課	ホイルローダ	高浜町　　い　782	小型	特殊	消防保管　作業用
9	防災安全課	ヴォクシー	福井　501　と　3732	普通	乗用	車イス固定装置付
10	防災安全課	ヴォクシー	福井　501　と　3733	普通	乗用	車イス固定装置付
11	防災安全課	ランドクルーザー	福井　800　さ　9024	普通	乗用	緊急車両　赤色パトライト 広報スピーカー付
12	防災安全課	セレナ	福井　501　ち　8127	普通	乗用	広報スピーカー付
13	防災安全課	アトラス	福井　400　せ　4720	小型	貨物	
14	防災安全課	ハイエース	福井　300　も　6822	普通	乗用	広報スピーカー付
15	防災安全課	エスクァイヤ	福井　501　に　6286	小型	乗用	
16	産業振興課	カローラフィールダー	福井　501　て　363	小型	乗用	
17	産業振興課	ジムニー	福井　501　て　7025	小型	乗用	
18	産業振興課	トヨエース	福井　400　そ　4891	小型	貨物	
19	産業振興課	キャリー	福井　880　あ　557	軽	特種	保冷車
20	産業振興課	コムス	高浜町　　わ　23	原付	―	
21	産業振興課	ビーチクリーナー	高浜町　　い　788	小型	特殊	ホンダ
22	産業振興課	被けん引車	高浜町　　い　790	小型	特殊	ホンダ
23	産業振興課	ビーチクリーナー	高浜町　　T　51	小型	特殊	クボタ新
24	産業振興課	被けん引車	高浜町　　T　52	小型	特殊	クボタ新
25	城山荘	ホーミー	福井　58　ぬ　3895	小型	乗用	
26	城山荘	コースター	福井　200　さ　985	普通	乗合	
27	建設整備課	アイシス	福井　501　ち　3554	小型	乗用	広報スピーカー付
28	建設整備課	エスクード	福井　330　せ　7702	普通	乗用	
29	建設設備課	エブリィ	福井　480　や　300	軽	貨物	
30	建設設備課	ハイゼットトラック	福井　480　こ　5285	軽	貨物	
31	上下水道課	エスクード	福井　300　そ　6754	普通	乗用	
32	上下水道課	テリオスキッド	福井　580　か　1084	軽	乗用	
33	上下水道課	ハイゼット・カーゴ	福井　480　く　6527	軽	貨物	
34	上下水道課	ハイゼット・トラック	福井　40　ら　4275	軽	貨物	
35	上下水道課	アトラス	福井　44　め　2292	小型	貨物	給水車２ｔ
36	上下水道課	イスズ	福井　800　さ　1207	普通	特種	給水車４ｔ
37	上下水道課	ヒノレンジャー	福井　800　さ　6228	普通	特種	バキューム
38	上下水道課	コマツメック	福井　000　る　230	大型	特殊	ペイローダー
39	上下水道課	アクティ・バン	福井　480　う　4164	軽	貨物	
40	上下水道課	ハイゼット・トラック	福井　480　き　550	軽	貨物	
42	上下水道課	アクティ・トラック	福井　40　む　6390	軽	貨物	
43	上下水道課	ハイゼットカーゴ	福井　483　う　3611	軽	貨物	
44	上下水道課	ライトエース・ﾄﾗｯｸ	福井　400　さ　819	小型	貨物	
45	上下水道課	アクティ・トラック	福井　40　や　1202	軽	貨物	

No.	担当課	車　　名	登 録 番 号	種別	用途	備　考
46	住民生活課	ハイゼット･トラック	福井　480　か　2572	軽	貨物	リフト付
47	住民生活課	フリード	福井　501　て　5929	小型	乗用	広報スピーカー付
48	三松センター	ハイゼット・カーゴ	福井　480　け　1725	軽	貨物	
49	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	ホイルローダ		小型	特殊	作業用
50	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	フォークリフト		小型	特殊	作業用
51	税務課	ミライース	福井　580　な　3995	軽	乗用	
52	保健福祉課	プロボックス	福井　400　せ　9274	小型	貨物	
53	保健福祉課	フリード	福井　500　ゆ　3228	小型	乗用	
54	保健福祉課	アクア	福井　501　ち　3153	小型	乗用	広報スピーカー付
55	保健福祉課	モコ	福井　580　せ　3197	軽	乗用	
56	保健福祉課	アイミーブ	福井　580　そ　9455	軽	乗用	
57	保健福祉課	ハイゼット・カーゴ	福井　480　け　8127	軽	乗用	
58	保健福祉課	アトレー	福井　580　く　9362	軽	乗用	
59	保健福祉課	プリウスﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ	福井　300　ね　8532	普通	乗用	
60	教育委員会事務局	プリウスα	福井　330　と　2888	普通	乗用	
61	教育委員会事務局	ハイゼット	福井　480　き　2831	軽	貨物	
62	教育委員会事務局	ミニキャブ ﾐｰﾌﾞ	福井　483　い　2888	軽	貨物	
63	教育委員会事務局	ジョンディア	高浜町　い　907	小型	特殊	
64	教育委員会事務局	コースター	福井　200　さ　986	普通	乗合	
65	教育委員会事務局	ローザ	福井　200　さ　1324	普通	乗合	
66	給食センター	エルフ	福井　100　さ　8229	普通	貨物	給食車
67	給食センター	新エルフ	福井　100　す　2489	普通	貨物	給食車
68	郷土資料館	ボンゴ	福井　400　せ　8517	小型	貨物	
69	文化会館	プリウスハイブリッド	福井　300　ね　1710	普通	乗用	
70	高浜公民館	エブリィ	福井　580　せ　2624	軽	乗用 4	
71	和田公民館	ハイゼット・カーゴ	福井　480　け　8126	軽	貨物	
72	青郷公民館	バモス	福井　50　ね　7444	軽	乗用	
73	内浦公民館	エブリィ	福井　480　う　957	軽	貨物	
74	総合政策課	ハイエース	福井　300　め　2351	普通	乗用	内浦ぐるりんバス
75	総合政策課	ハイエース	福井　300　め　2357	普通	乗用	内浦ぐるりんバス

リース車両

No.	担当課	車　　名	登 録 番 号	種別	用途	備　考
76	総合政策課	ミライース	福井　580　は　7802	軽	乗用	
77	総合政策課	ミライース	福井　580　む　1652	軽	乗用	
78	保健福祉課	キャラバン	福井　800　さ　9167	普通	特殊	福祉車両
79	文化会館	ノア	福井　501　つ　2789	小型	乗用	福祉車両
80	給食センター	ノア	福井　501　つ　2870	小型	乗用	福祉車両
81	内浦公民館	ノア	福井　501　つ　2871	小型	乗用	福祉車両

資料　＜３－19－２＞　臨時ヘリポート一覧

（令和３年１月現在）

施　設　名	所　在　地	管　理　者	電　　話
内浦小中学校グラウンド	山中 107-30	学校長	76-1233
青郷小学校　　〃	小和田 69-40	〃	72-0302
高浜小学校　　〃	宮崎 75-12-1	〃	72-0038
和田小学校　　〃	和田 124-3	〃	72-0138
高浜中学校　　〃	宮崎 70-15	〃	72-0130
Ｂ＆Ｇ海洋センター	高森 1-1	教育長	72-3780
町営球場	宮崎 92-1-1	〃	72-3936
音海小中学校（旧）	音海 30-13	総務課長	72-7700
日引小学校（旧）	日引 21-61	〃	72-7700
日引漁港	日引 48-1	産業振興課長	72-7705
神野小学校（旧）	神野 4-1-1	総務課長	72-7700

資料　＜３－19－３＞　緊急通行車両の標章

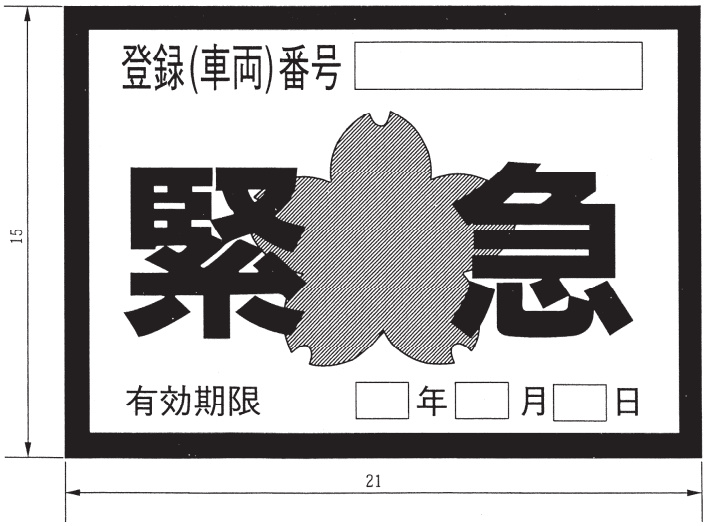

備考 1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料　＜３－19－４＞　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　　月　　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　　事　　印
公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。

資料　＜３－19－５＞　災害派遣等従事車両証明書

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	
道路名 及び区間	入口ＩＣ名　～　出口ＩＣ名
乗車責任者の氏名	
車両登録番号	
この車両は、災害派遣等従事車両であることを証明する。 平成　年　月　日 発行者の職　氏名　印	

資料　＜３－22－１＞　ごみ処理施設一覧

※改修中（令和５年４月竣工予定）

資料　＜３－22－２＞　し尿処理施設一覧

施設		処理	
名称	所在地	能力	方法
高浜町浄化センター	和田第 152 号 2 番地 2	4.1kl/日	下水道投入方式

資料　＜３－23－１＞　ヘリポートの具備すべき条件

・離着地点及び無障害地帯の基準

平面図

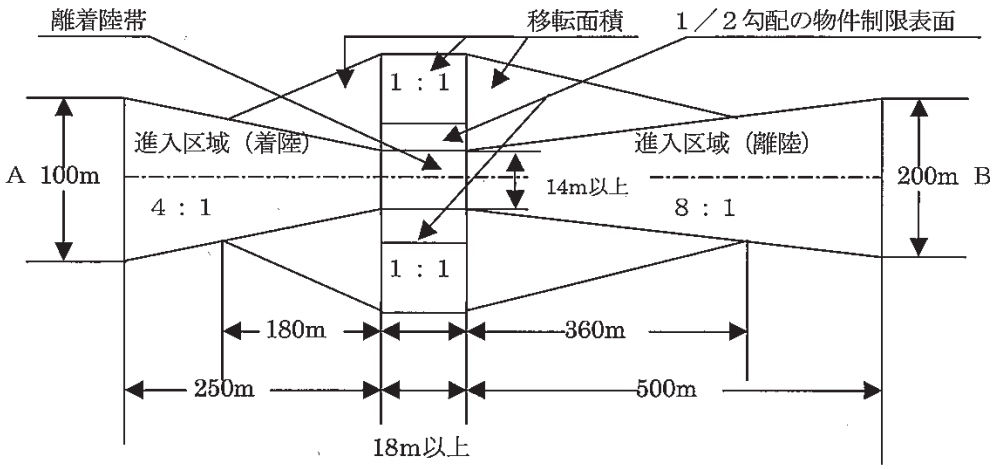

進入表面断面図

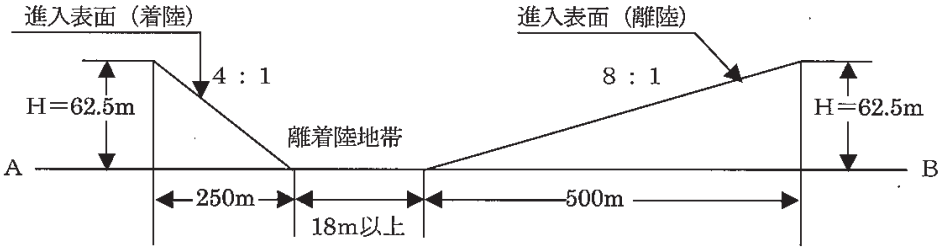

資料　＜３－24－１＞　消防力の現況

(1) 若狭消防署高浜分署

（令和２年４月現在）

消防自動車												小型ポンプ車（車載含む）	小型ポンプ付積載車（軽積載車含む）
普通ポンプ車	水槽付きポンプ車	化学車	はしご車	高規格救急自動車	救助工作車	指揮車	人員輸送車	広報車	指令車	資機材搬送車	マイクロバス		
1	1			1					1	1		1	

(2) 高浜町消防団

（令和２年４月現在）

消防自動車												小型ポンプ車（車載含む）	小型ポンプ付積載車（軽積載車含む）
普通ポンプ車	水槽付きポンプ車	化学車	はしご車	高規格救急自動車	救助工作車	指揮車	人員輸送車	広報車	指令車	資機材搬送車	マイクロバス		
1												22	5

ア　吹流し（風向指示器）又は発炎筒

無障害地帯外に上空から風向、風速の判定ができる吹流し等を掲揚する。

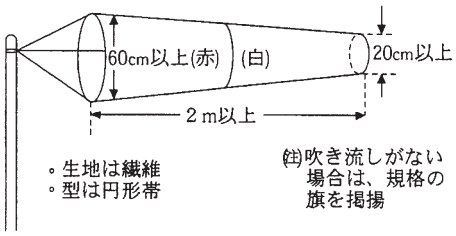

イ　監視員数名

[通信筒投下のとき]

＋（長さ 10m）の表示、発煙筒、白布（30cm×30cm で通信筒を受け取ったときの目印）

[孤立部隊偵察のとき]

赤旗（急病人が発生して入院を要するとき）

青旗（食糧が不足したとき）

[危険防止の留意事項]

ア　ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

イ　砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

ウ　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

エ　物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

オ　離着陸時のヘリポートには、関係者以外は立ち入らせない。

資料　＜３－30－１＞　水防倉庫一覧

倉庫名	管理者	所在地
水防倉庫	若狭消防組合若狭消防署高浜分署構内	高浜町宮崎 65-7-1
水防倉庫	高浜消防団第４分団詰所	高浜町青 8-5-1
水防倉庫	高浜消防団第３分団詰所	高浜町宮崎 65-7-1
水防倉庫	高浜消防団第１分団詰所（車持倉庫）	高浜町下車持 15-203-2

資料　＜３－30－２＞　水防資機材備蓄の現状

高浜分署構内　水防資材一覧表

（令和２年３月現在）

品名	単位	数量
土のう袋類	枚	19,200
縄	巻	52
杭	本	60
土砂	㎥	4
鉄線	Kg	250
スコップ	丁	99
掛矢	丁	13
ペンチ	丁	2
一輪車	台	13
照明具	台	12
くわ	丁	20
金槌	丁	12
つるはし	丁	24
クリッパー	丁	6
シート類	枚	265
大型土のう	袋	100

資料　＜４－４－１＞　被災者生活再建支援制度

１．生活再建制度一覧表　　（令和２年１２月時点）

<table>
<tr><th>種類</th><th>支給・貸付対象となる災害の規模</th><th>支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額</th><th>費用負担</th></tr>
<tr><td>被災者生活再建支援金</td><td>(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町における自然災害
(2)10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
(3)100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
(4) ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し前記(1)～(3)に隣接する市町（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
(5) 県内で (1) または (2) の自然災害が発生した場合で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
(6) (1) 若しくは (2) の市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口１０万未満のものに限る）における自然災害（人口５万未満の市町については、２世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）
(注) (4)～(6) の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり</td><td>①対象となる被災世帯
ア　住宅が全壊した世帯（損害割合 50%以上）
イ　住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行なわなければ住宅に居住することが困難である世帯（損害割合 40%台）（大規模半壊世帯）
オ　住宅が半壊し、大規模な補修を行なわなければ住宅に居住することが困難である世帯（損害割合 30%台）（中規模半壊世帯）
②支給限度額
次のア及びイの合計額を支給する。
（注）世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額を支給する。
ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊
①の(ア)に該当</th><th>解体
①の(イ)に該当</th><th>長期避難
①の(ウ)に該当</th><th>大規模半壊
①の(エ)に該当</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><th colspan="2">住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借
(公営住宅以外)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">支給額</td><td>全壊・大規模半壊</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
<tr><td>中規模半壊</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td><td>２５万円</td></tr>
</table>
（注）一旦住宅をを賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で２００（または１００）万円を支給限度額とする。</td><td>国　1/2
県　1/2</td></tr>
</table>

［資料編］

<table>
<tr><th>種類</th><th>支給・貸付対象となる災害の規模</th><th>支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額</th><th>支給・貸付けの制限</th><th>費用負担</th></tr>
<tr><td>災害弔慰金</td><td>(1) １市町において住居の滅失した世帯の数が５以上発生した自然災害
(2) 県内において住居の滅失した世帯の数が５以上の市町が３以上ある自然災害
(3) 県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の自然災害
(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害</td><td>市町の住民のうち当該災害により死亡（災害後３カ月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族
<table><tr><th>区分</th><th>死亡者１人当りの支給限度額</th></tr><tr><td>死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>250 万円</td></tr></table></td><td>(1) 死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの
(2) その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</td><td>県　3/4
町　1/4
※国は県が負担する費用の2/3を負担する</td></tr>
<tr><td>災害障害見舞金</td><td>災害弔慰金と同じ</td><td>自然災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
<table><tr><th>区分</th><th>障害者１人当りの支給限度額</th></tr><tr><td>被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>125 万円</td></tr></table></td><td>(1) 負傷又は疾病の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合
(2) その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</td><td>災害弔慰金と同じ</td></tr>
</table>

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付けの制限	貸付けの条件	費用負担
災害援護資金	県内で災害救助法が適用された市町が１以上ある自然災害	負傷又は住居、家財に被害を受けた者 貸付限度額　３５０万円 ※詳細は下図参照	市町民税における前年の総所得の合計額が、同一の世帯に属する者が１人であるときは 220 万円、２人であるときは430万円、３人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730 万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき30万円を加算した額	(1)貸付利率・据置期間無利子・据置期間経過後年３％ (2)償還方法・償還期間10年・据置期間３年（特別の場合５年）・償還方法年賦又は半年賦償還（元利均等償還）	国　2/3 県　1/3

【貸付限度額】
○３５０万円

①世帯主の１か月以上の負傷　１５０万円
②家財の 1/3 以上の損害　１５０万円
③住家の半壊　１７０万円（２５０）
④住家の全壊　２５０万円（３５０）
⑤住居の全体が滅失若しくは流出　３５０万円

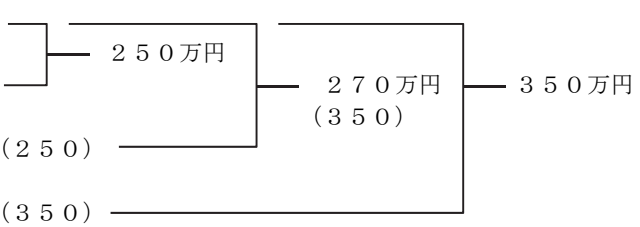

（注）被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別な事情がある場合は（　）内の額

２．被災者生活再建支援金の概要

１）被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

２）対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

エ　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害。

オ　県内でア又はイの自然災害が発生した場合で、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口 10 万未満のものに限る）の区域にかかる自然災害。

３）支給対象世帯と支給限度額

(1)　住宅が全壊した世帯

(2)　住宅が全壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3)　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(4)　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

(5)　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊）

次の①及び②の合計額を支給する。（令和２年 12 月：内閣府ホームページより）

（注）世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額を支給する。

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (1)に該当	解体 (2)に該当	長期避難 (3)に該当	大規模半壊 (4)に該当	中規模半壊 (5)に該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	－

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	全壊・大規模半壊	200 万円	100 万円	50 万円
	中規模半壊	100 万円	50 万円	25 万円

（注）一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）を支給限度額とする。

ア　通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

イ　自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
ウ　住居の移転費又は移転のための交通費
エ　住宅を貸借する場合の礼金
オ　民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50 万円が限度）
カ　住宅の解体（除却）・撤去・整地費
キ　住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
ク　ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

（注１）大規模半壊世帯はオ～クのみ対象（100 万円が限度）
（注２）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更にア、ウの経費について合計金額の範囲内で 70 万円を限度に支給
（注３）他の都道府県に移転する場合は、オ～クそれぞれの限度額の１／２

５）支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。

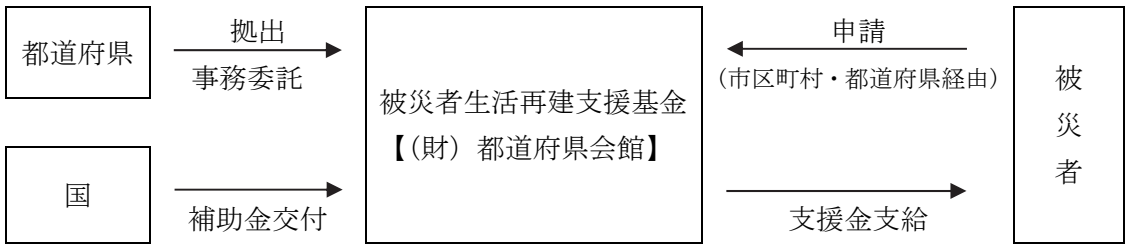

(所管：内閣府)(支援金の 1/2)

高浜町地域防災計画

平成１９年３月　修正
平成２３年３月　修正
平成２６年８月　修正
平成２８年７月　修正
令和　３年３月　修正

編集　高浜町防災会議
発行　高 浜 町

〒919-2292　福井県大飯郡高浜町宮崎 86-23-2
TEL　(0770)-72-1111
FAX　(0770)-72-4000